昭和47年7月豪雨災害誌

広　島　県

昭和47年7月豪雨災害誌

広　島　県

発刊にあたって

昭和４７年７月９日から１３日にかけて広島県地方を襲った豪雨は，県北部を中心として県下全域に３９人に及ぶ尊い犠牲者のほか，６４０億円にのぼる本県災害史上未曽有の被害をもたらしたことは，いまだに私たちの記憶に新しいところであります。

この災害に際し，昼夜の別なく，応急活動に献身的な活躍をされた関係各位並びに災禍にもめげず強くたくましく復興に立ち上った被災者の方々に対し，深く敬意を表する次第であります。

また，被災地の復興のために一般有志の方々をはじめとして各方面からお寄せいただいた温かい御見舞と力強い御激励に対しまして心から厚くお礼を申しあげます。

明るく豊かな県土づくりを目指して県政を進めてきた矢先のこの大災害は，わたくしたちに幾多の試練と教訓をもたらしました。

県は，この尊い教訓をもとに防災の基本的指針である県地域防災計画の大幅な修正による防災組織の整備，通信確保のための防災行政無線網の整備など防災体制の充実，強化を図ってきたところであります。

更に，災害復旧につきましても，関係各位の格別の御尽力と御協力によりまして，昭和４８年末の石油危機の深刻な影響を受けながらも昭和５０年度をもってすべて完了いたしました。

この度，この災害によって得た貴重な体験と尊い教訓を今後の防災対策に生かすとともに，反省の資料として永く記録にとどめるため本災害誌を発刊することとしました。本誌が関係各位にいささかでも参考になれば幸いと存じます。

終わりに，本誌の編さんにあたり貴重な資料と原稿をお寄せいただきました関係各位に対しまして深く感謝の意を表する次第であります。

昭和５２年３月

広島県知事　宮　澤　　弘

広島県被害概要図

被害総括表

	区分		人数
人	死者		35
	行方不明者		4
	負傷者	重傷	36
		軽傷	69
	計		144

	区分	棟数
住家	全壊	349
	半壊	2,171
	一部破損	488
	床上浸水	5,169
	床下浸水	11,031
	計	19,208

区分	被害額(千円)
土木関係	33,928,559
商工業関係	7,043,621
農林水産業関係	20,484,533
その他	2,570,237
計	64,026,950

凡例

災害救助法適用市町村

死者，行方不明者 …… 1人

住家の全壊

■…… 10棟

↑…… 1棟

昭和４７年７月豪雨災害誌目次

第１章　気象状況と出水状況 ---------- 1

第１節　気象経過 ---------- 1

1　気象概況 ---------- 1

2　広島県の降雨状況 ---------- 2

3　今回の大雨の特性 ---------- 8

気象観測資料 ---------- 10

第２節　気象通報 ---------- 20

1　注意報，警報，情報の発表 ---------- 20

2　指定河川の洪水予報の発表 ---------- 23

3　鉄道気象通報の発表 ---------- 24

第３節　出水状況 ---------- 25

第２章　被害状況 ---------- 34

第１節　概　　要 ---------- 34

第２節　人及び住家の被害 ---------- 36

1　人の被害 ---------- 36

2　住家の被害 ---------- 37

第３節　土木関係の被害 ---------- 42

1　河川の被害 ---------- 42

2　道路の被害 ---------- 45

交通規制の状況 ---------- 48

3　橋梁の被害 ---------- 48

4　砂防設備の被害 ---------- 50

がけ崩れの被害 ---------- 51

第４節　商工業関係の被害 ---------- 54

第５節　農林水産業関係の被害 ---------- 56

1　農作物の被害 ---------- 58

2　農業用施設（耕地関係を除く）の被害 ---------- 63

3　農地・農業用施設の被害 ---------- 64

4　家畜等の被害 ---------- 68
5　水産業関係の被害 ---------- 71
6　林業関係の被害 ---------- 73
第6節　医療及び保健衛生施設の被害 ---------- 84
第7節　電気及び水道関係の被害 ---------- 85
1　電気関係の被害 ---------- 85
2　水道関係の被害 ---------- 88
第8節　鉄道・電信電話の被害 ---------- 91
1　鉄道の被害 ---------- 91
2　電信電話の被害 ---------- 92
第9節　文教施設関係の被害 ---------- 95
第10節　公園施設の被害 ---------- 101
第11節　都市施設等の被害 ---------- 102
第12節　公営住宅の被害 ---------- 103
第13節　主な被災市町村の災害発生時の状況 ---------- 103
三次市 ---------- 103
庄原市 ---------- 106
作木村 ---------- 108
加計町 ---------- 110

第3章　防災体制 ---------- 112
第1節　概　　要 ---------- 112
第2節　県の防災体制と活動 ---------- 113
1　防災体制 ---------- 113
災害対策本部 ---------- 114
水防本部 ---------- 114
2　災害対策本部の活動 ---------- 116
災害後の防災体制の整備 ---------- 119
3　水防本部の活動 ---------- 119
第3節　市町村の防災体制と活動 ---------- 121

第４章　応急救助 ---------- 125
第１節　概　　要 ---------- 125
第２節　災害救助法の適用状況 ---------- 125
1　災害救助費 ---------- 128
2　避難所の設置 ---------- 129
3　炊出しその他による食品の給与 ---------- 131
4　飲料水の供給 ---------- 132
5　被服，寝具その他生活必需品の給与 ---------- 132
6　医療及び助産 ---------- 135
7　被災者の救出 ---------- 136
8　死体の捜索 ---------- 136
9　障害物の除去 ---------- 137
10　応急仮設住宅の設置 ---------- 138
11　住宅の応急修理 ---------- 138
12　学用品の給与 ---------- 139
第３節　各機関の救助活動 ---------- 143
1　医療救護と防疫活動 ---------- 143
2　警察の活動 ---------- 148
3　陸上自衛隊の活動 ---------- 154
4　市町村の援助協力活動 ---------- 156
5　アマチュア無線の活動 ---------- 159
6　その他の救援 ---------- 160

第５章　復旧対策 ---------- 168
第１節　概　　要 ---------- 168
第２節　県・国に対する要望・陳情等 ---------- 168
1　県に対する要望・陳情等 ---------- 168
県議会委員会の災害現地調査 ---------- 177
2　政府及び国会に対する要望等 ---------- 178
政府及び国会調査団の災害現地調査 ---------- 184
3　激甚災害の指定等 ---------- 185

第3節　県議会における審議の状況 ---------- 187
第4節　災害関係予算措置 ---------- 219
第5節　地方税の納税者に対する救済措置 ---------- 222
第6節　商工業関係の復旧対策 ---------- 223
1　融資制度の創設等 ---------- 223
2　金融相談所の開設 ---------- 224
3　金融機関に対する協力要請 ---------- 224
4　中小企業高度化資金の貸付等 ---------- 225
第7節　農業・水産業関係の復旧対策 ---------- 225
1　農作物等の災害復旧対策 ---------- 225
2　農業共済金の早期支払対策 ---------- 231
3　農漁業者等に対する経営事業資金の融資及び利子補給 ---------- 233
第8節　林業関係の復旧対策 ---------- 236
森林組合等に対する林業災害資金の利子補給 ---------- 236
第9節　電気及び水道関係の復旧対策 ---------- 236
1　電気関係の復旧対策 ---------- 236
2　水道関係の復旧対策 ---------- 237
第10節　鉄道及び電信電話の復旧対策 ---------- 238
1　鉄道の復旧対策 ---------- 238
2　電信電話の復旧対策 ---------- 241
第11節　その他の復旧対策 ---------- 243
1　住宅対策 ---------- 243
2　世帯更生資金等の貸付 ---------- 245
3　県立高等学校の授業料の免除 ---------- 245
4　私立学校に対する助成 ---------- 246

第6章　公共施設の災害復旧事業 ---------- 247
第1節　概　　要 ---------- 247
第2節　農業関係の災害復旧事業 ---------- 247
1　技術職員の応援 ---------- 247
2　農地・農業用施設の災害復旧事業 ---------- 249

3　農業用施設（耕地関係を除く）の災害復旧事業 ---------- 267
第3節　林業関係の災害復旧事業 ---------- 269
1　技術職員の応援 ---------- 269
2　森林組合所有共同利用施設の災害復旧事業 ---------- 270
3　林道の災害復旧事業 ---------- 270
4　治山関係の災害復旧事業 ---------- 273
第4節　土木関係の災害復旧事業 ---------- 282
1　技術職員の応援 ---------- 282
2　改良復旧事業 ---------- 283
3　関連，助成事業実施段階における諸問題 ---------- 298
第5節　教育関係施設の災害復旧事業 ---------- 299
第6節　公園施設の災害復旧事業 ---------- 300

余　　録　関係者の手記 ---------- 301

被　災　状　況

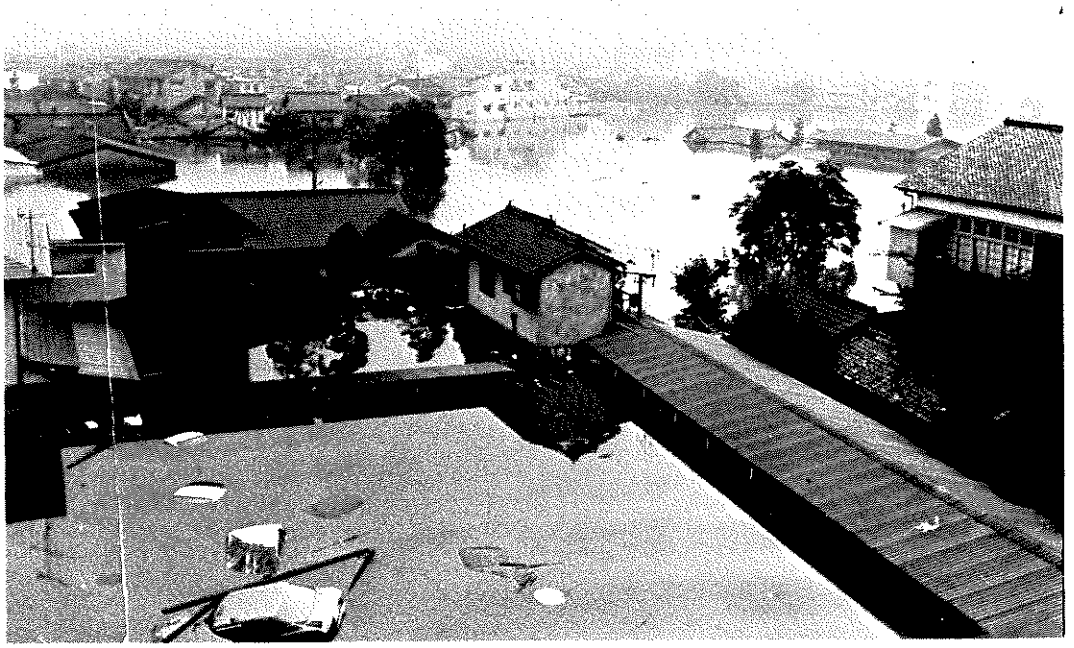

三次市――江の川，馬洗川，西城川のはん濫により市街地水没（市役所庁舎から三次駅方面を望見）

三次市――2階まで浸水したため，屋根の上に避難し救助を求めている住民

三次市――浸水した市庁舎中庭
後方２階に居る人は避難者

三次市――馬洗川の堤防決壊により流出物が山となった十日市保育所前

三次市――水害後にゴミの洪水となった市内

庄原市――権限山の山津波により家屋２戸が全壊，死者２人，負傷者２人

庄原市――山津波により芸備線及び国道１８３号線に崩土

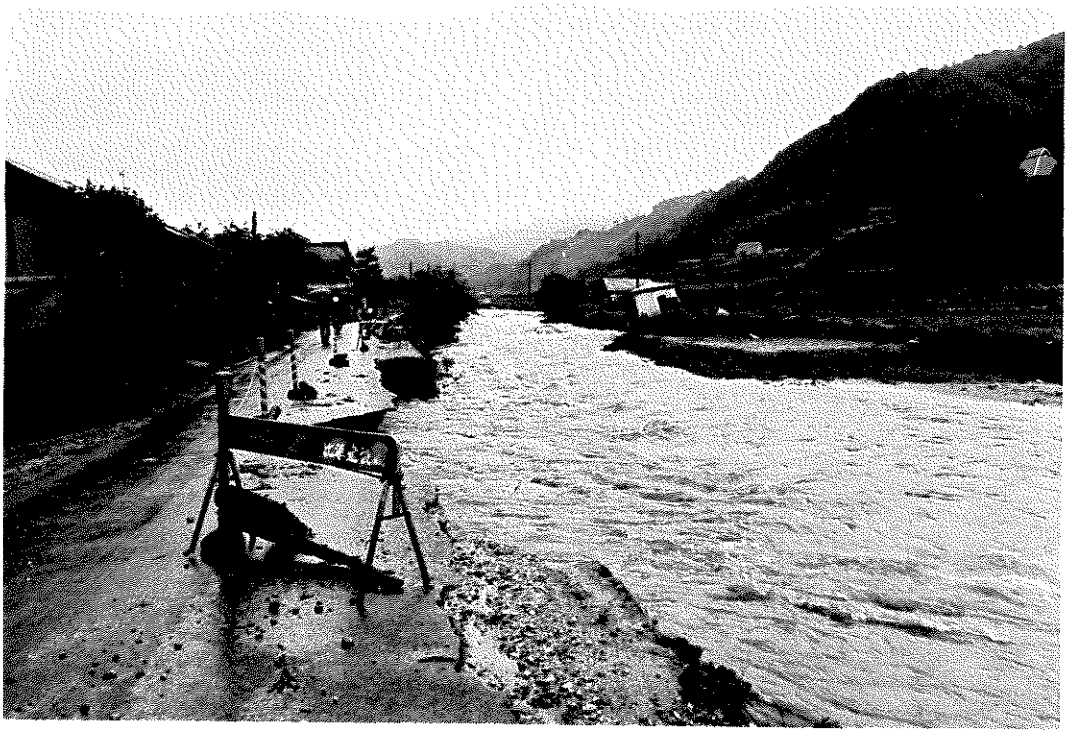

庄原市――本村川のはん濫により県道庄原東城線及び耕地の損壊

庄原市――7月11日午後6時～7時の1時間雨量43mmの豪雨で寸断した高町の市道小波谷線

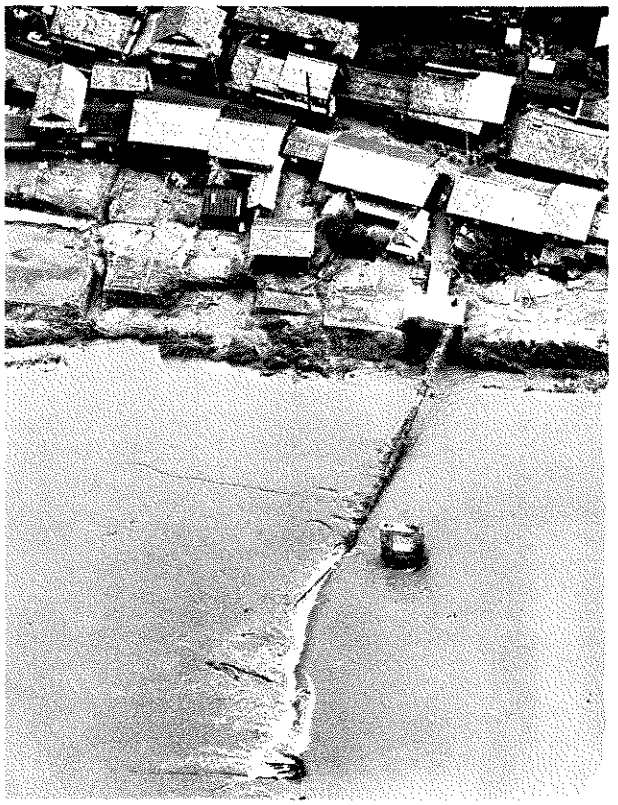

作木村――江の川のはん濫で2階まで冠水状態となった湊地区の集落と流失した三国大橋、7月13日午前11時10分中国新聞社本社機で（中国新聞社提供）

作木村――江の川のはん濫で２階まで水びたしとなり荒れ果てた村の中心部，７月１３日
午後１時（中国新聞社提供）

吉舎町――馬洗川のはん濫で全壊した家屋と流失した城山橋（中国新聞社提供）

吉舎町――馬洗川のはん濫で浸水した吉舎町の商店街

加計町――太田川のはん濫で押し流された車輛

豊平町――山崩れで一家４人が生き埋めとなり，子供２人だけが助かった。
（中国新聞社提供）

千代田町――江の川のはん濫により床下を濁流に洗われ一瞬にして倒壊した壬生小学校
（中国新聞社提供）

西城町――西城川のはん濫により一瞬にして廃化した五日市の繁華街

油木町――帝釈川はん濫、直後に家屋が流失

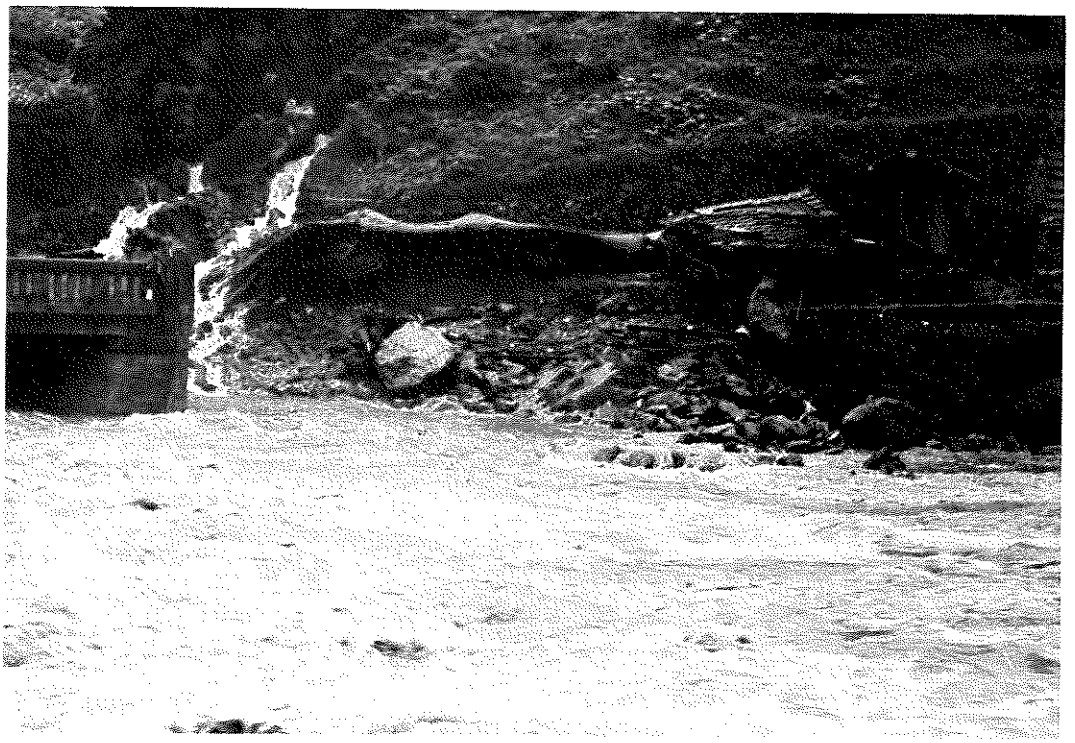

油木町――帝釈川の濁流により押しながされた住居跡

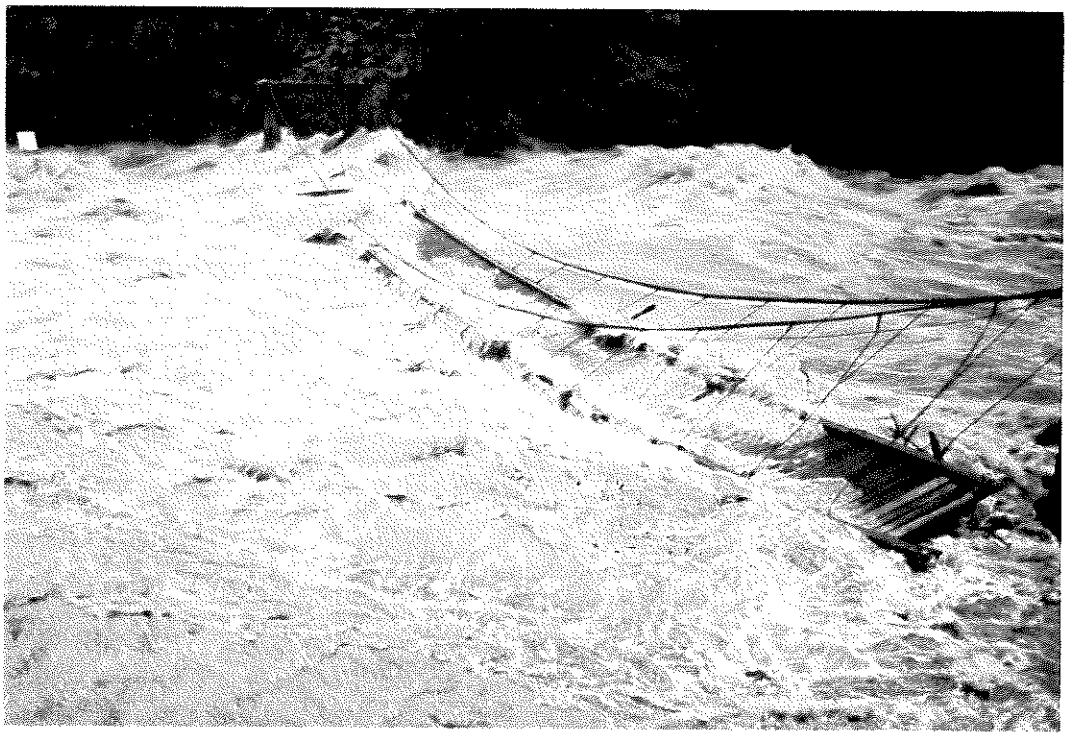

油木町――流失寸前の帝釈川発電所前のつり橋

東城町――山崩れにより東城川を塞止め，一時ダム状態となり，民家3戸流失，死亡者3人の被害の発生した久代宮原地区

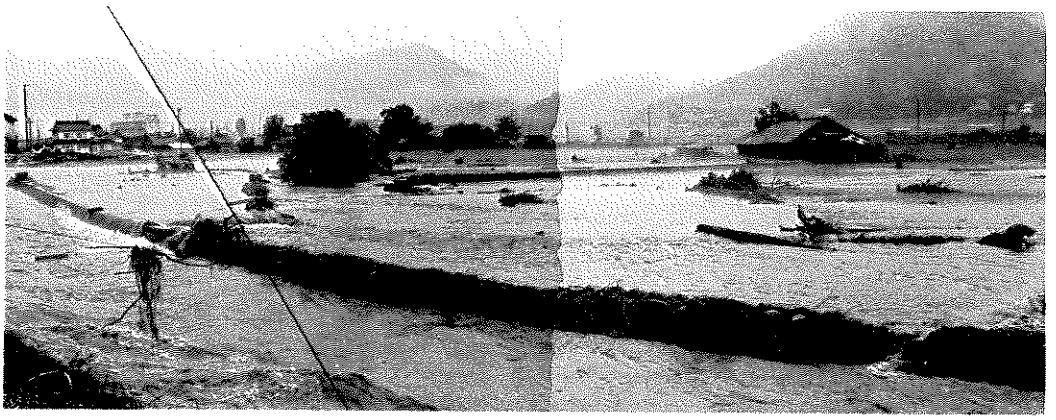

東城町――戸宇川のはん濫で浸水した川西新丁地区の田畑

庄原市——本村川増水のため水田，耕地の流失，冠水

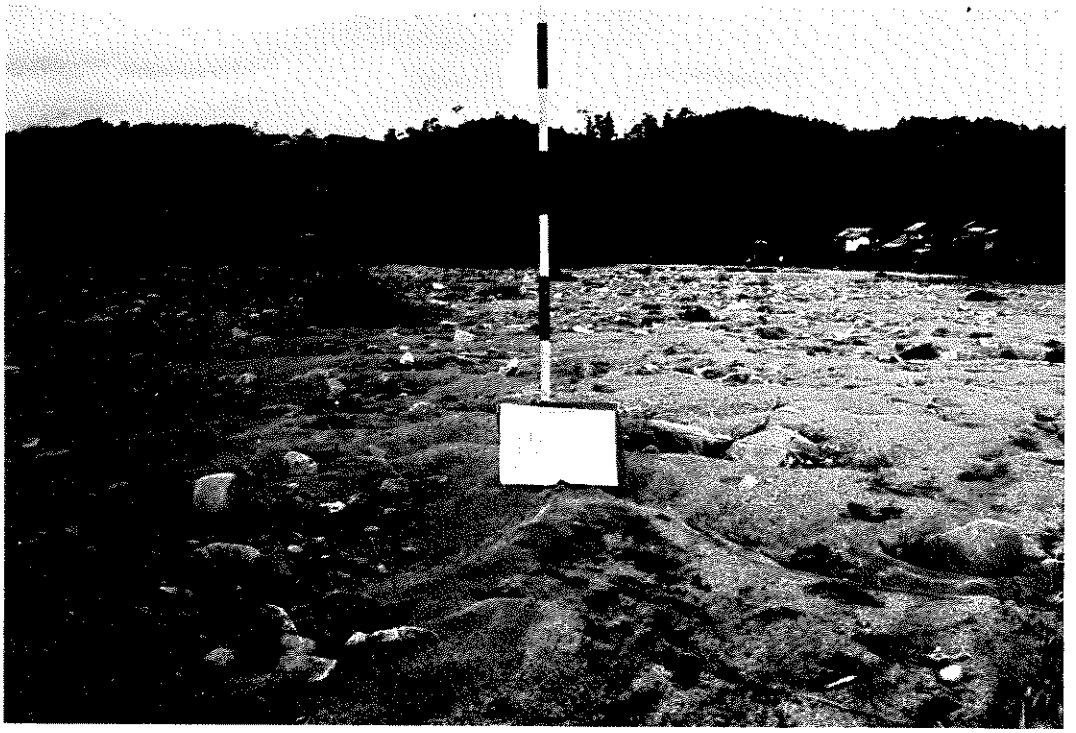

高宮町——江の川のはん濫により水稲の埋没

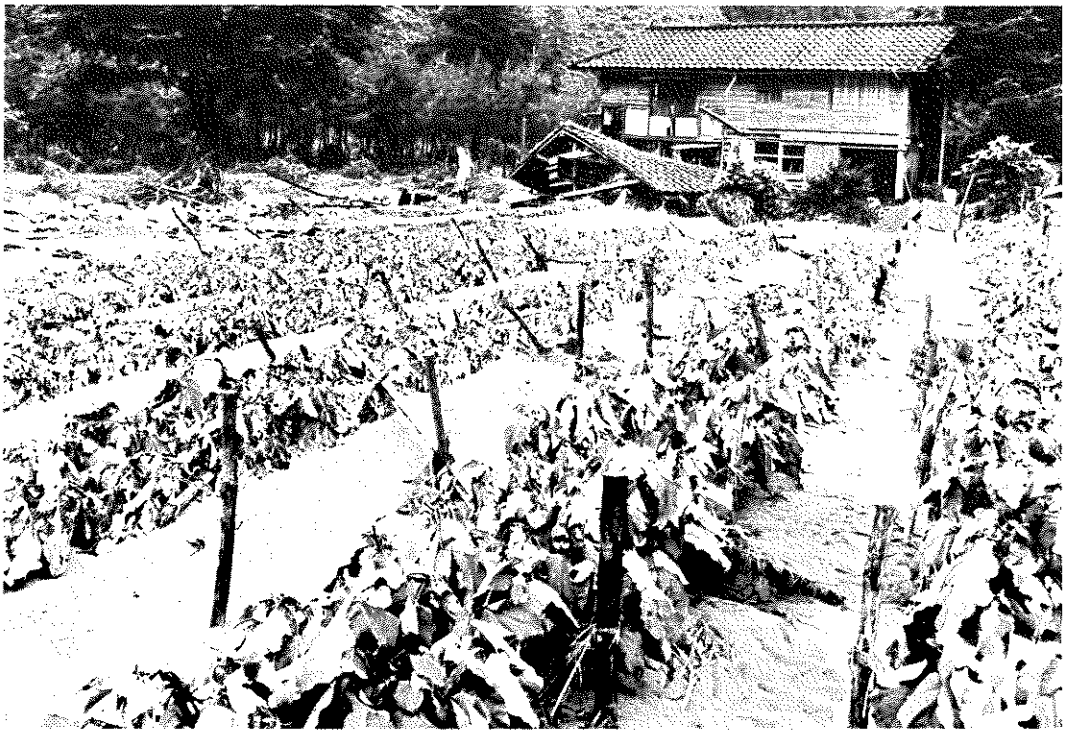

加計町――太田川のはん濫によりなす畑に土砂流入

駅家町――芦田川のはん濫により浸水したブドウ園

加計町――太田川の濁流に道床を洗われ加計駅構内で転覆した列車

加計町――太田川のはん濫により崩壊した可部線

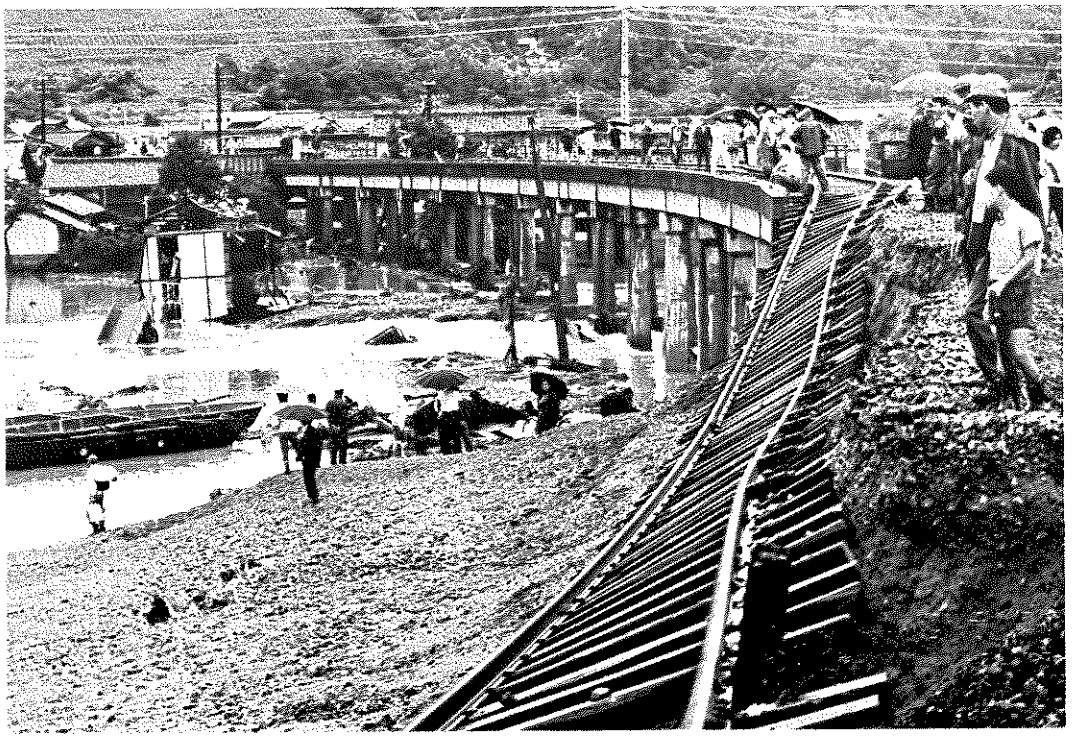

三次市――道床を江の川の濁流にざっくりとえぐり取られ，ひん曲がった三江南線
（中国新聞社提供）

三次市――山崩れで不通となった芸備線（西三次～志和地間）

応 急 活 動

三次市――馬洗川の増水で孤立した住民の救出活動

高陽町――三篠川で水防活動中の水防団

庄原市——生き埋めとなった少女を捜す地元住民（中国新聞社提供）

三次市——避難指示を行う警察官

三次市——自衛隊員に救出され避難する三次市の住民（中国新聞社提供）

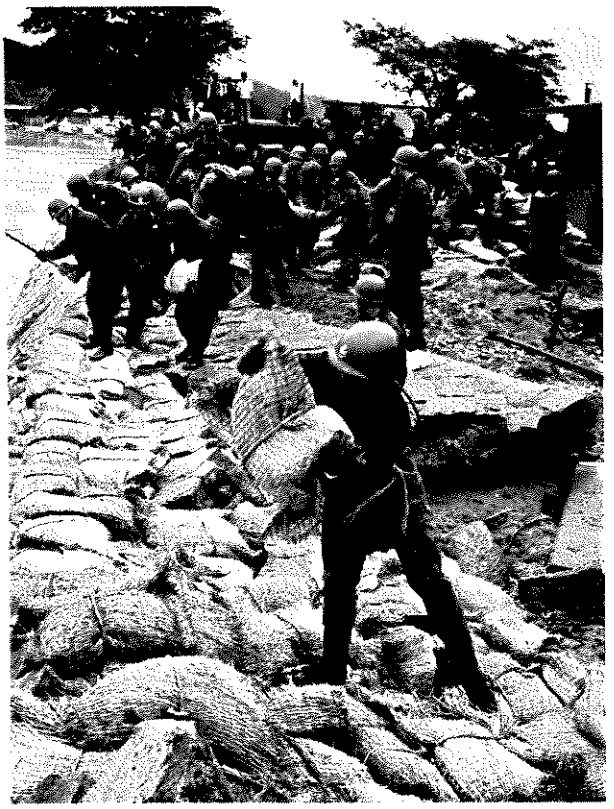

三次市——決壊した馬洗川の復旧作業をする自衛隊員（中国新聞社提供）

三次市――市庁舎2階から舟で救出される母と子供

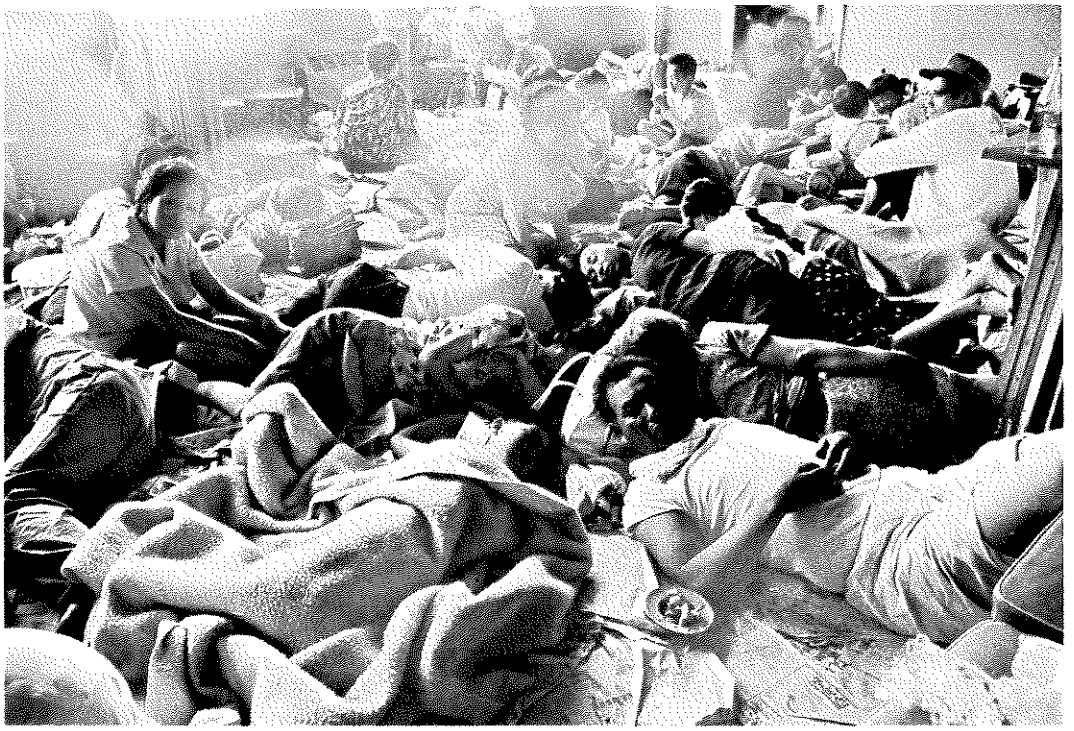

三次市――避難所開設，避難所（市役所別館）へ避難してまんじりともしない被災者
（中国新聞社提供）

三次市――避難所（市役所別館）で夜を明かした被災者へむすびを配給する市職員
（中国新聞社提供）

作木村――孤立した作木村に１３日やっと救援物資を届ける一隊が入った（中国新聞社提供）

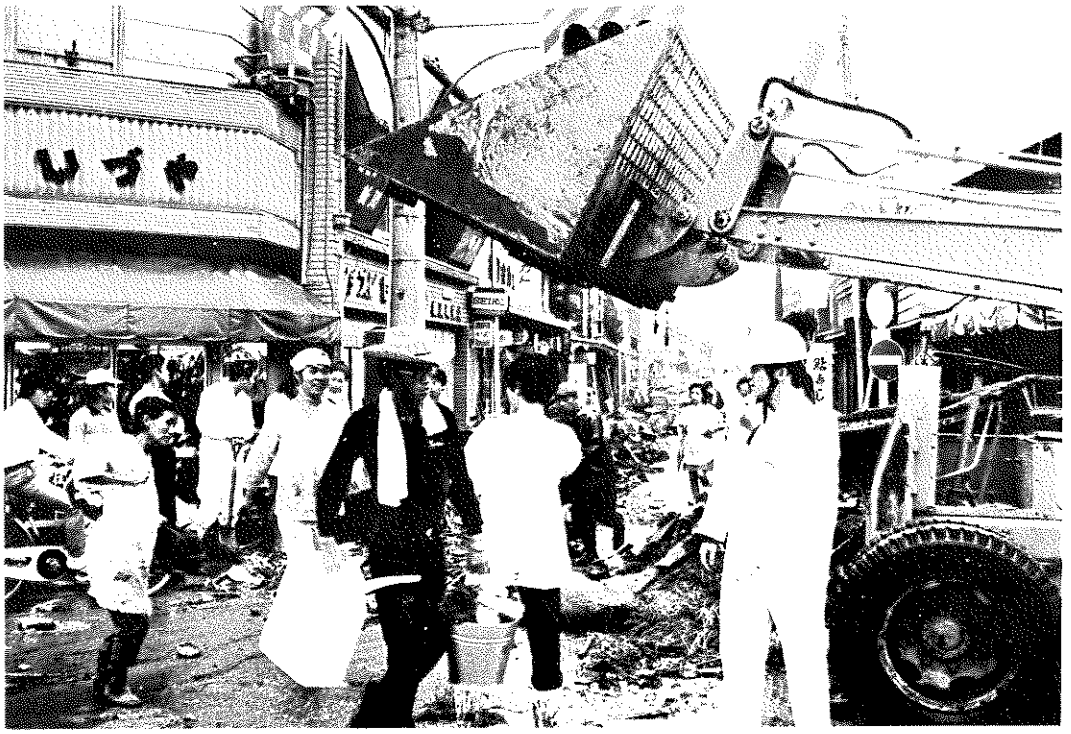

三次市――ショベルカーも出動して市民は復旧に立ち上った（中国新聞社提供）

三次市―災害復旧活動中の警察官

三次市――防疫活動を行う自衛隊員

復 旧 状 況

吉舎町大字町浦（１級河川江の川水系馬洗川）

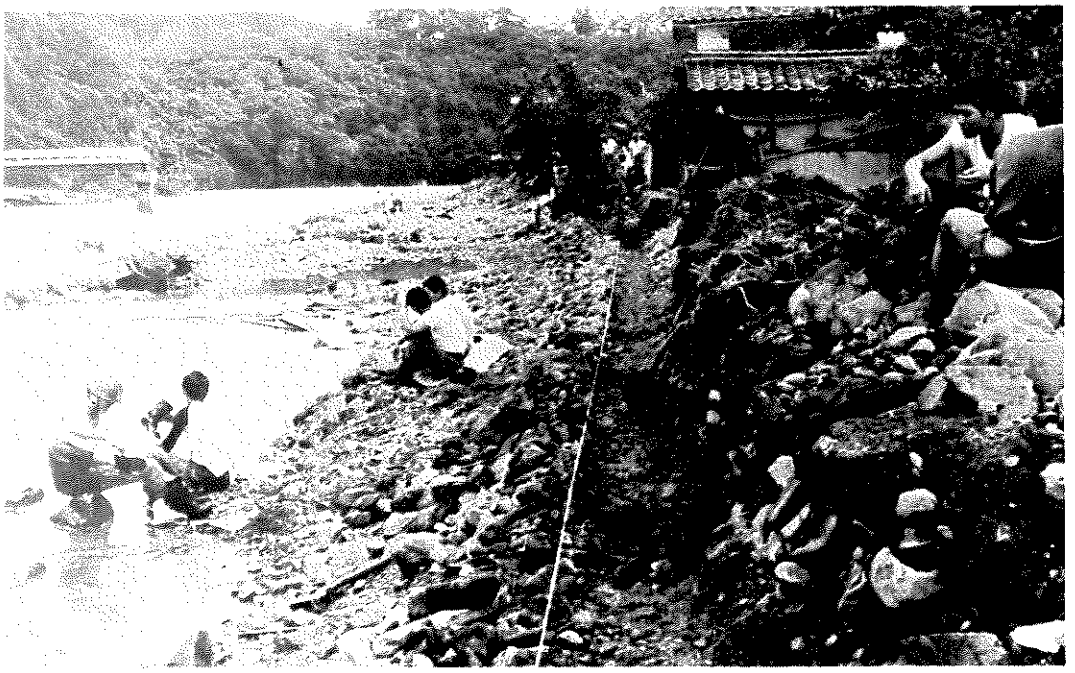

被災直後

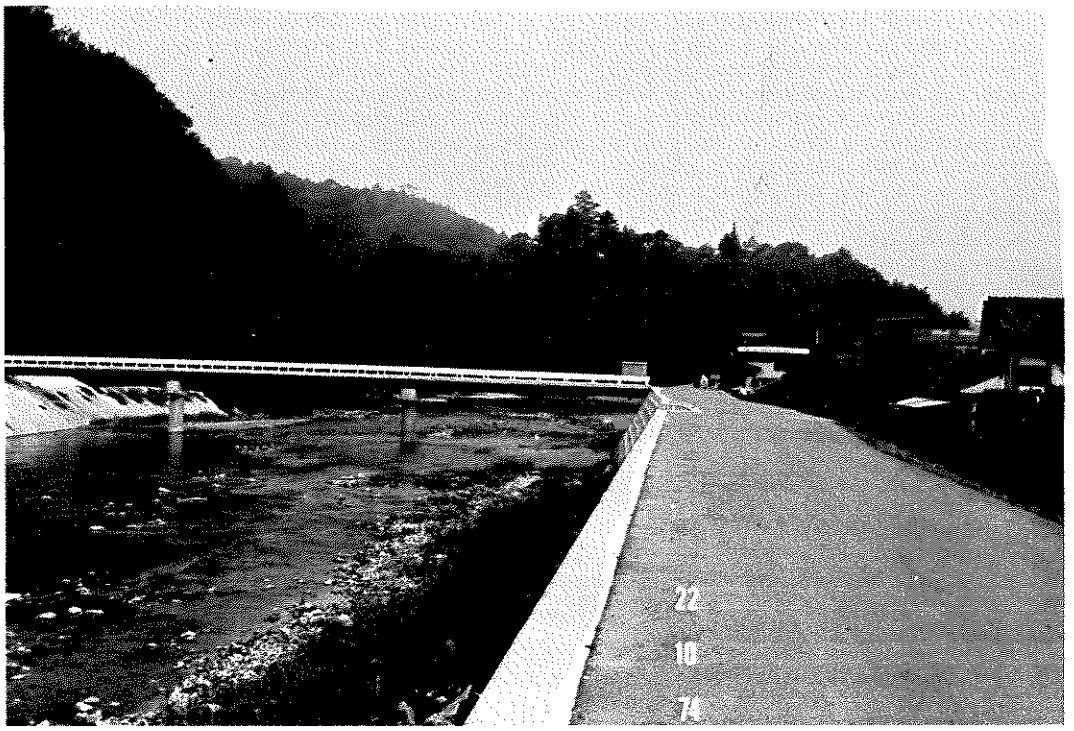

復 旧 後

三次市西河内穴笠橋上附近（１級河川江の川水系西城川）

被災直後

復旧後

作 木 村（両国橋）

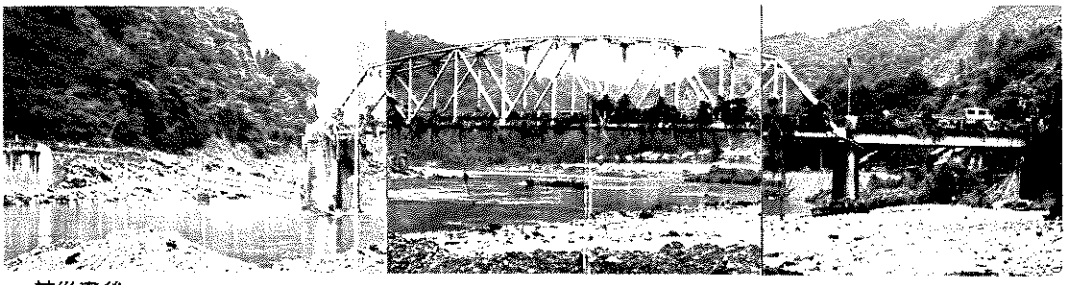

被災直後

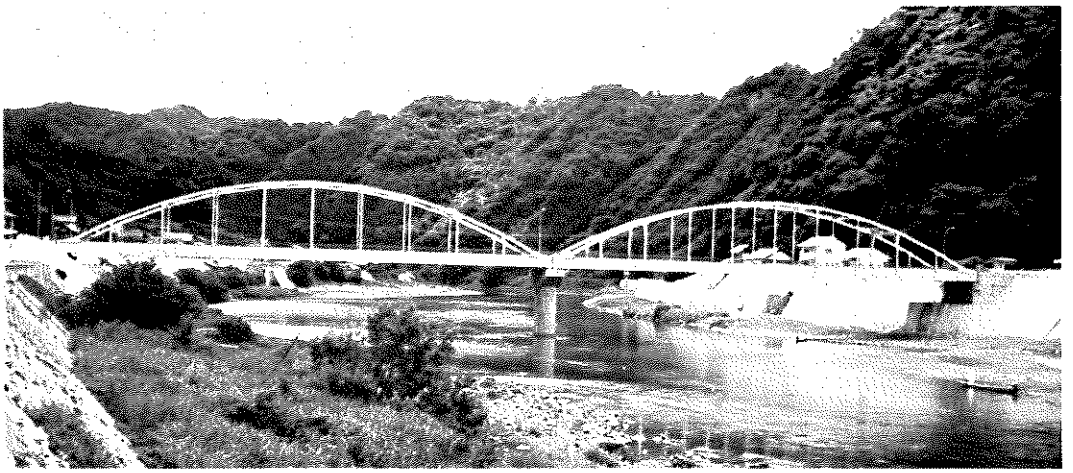

復 旧 後

高宮町七谷（県道都賀高宮線）

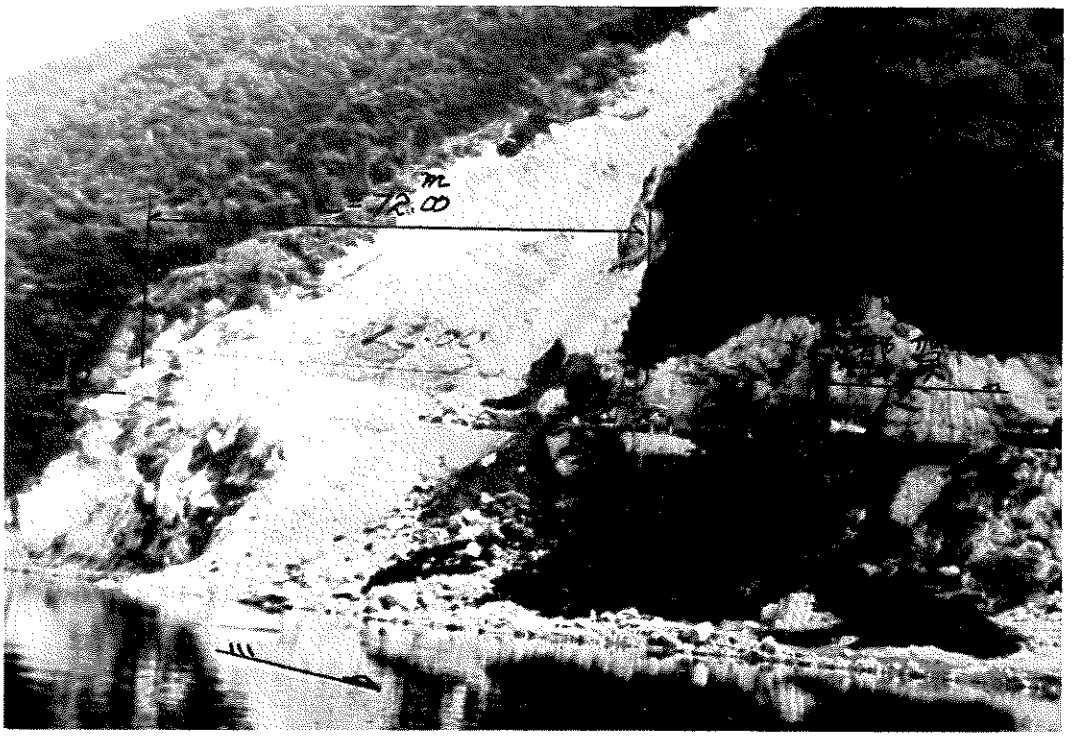

被災直後

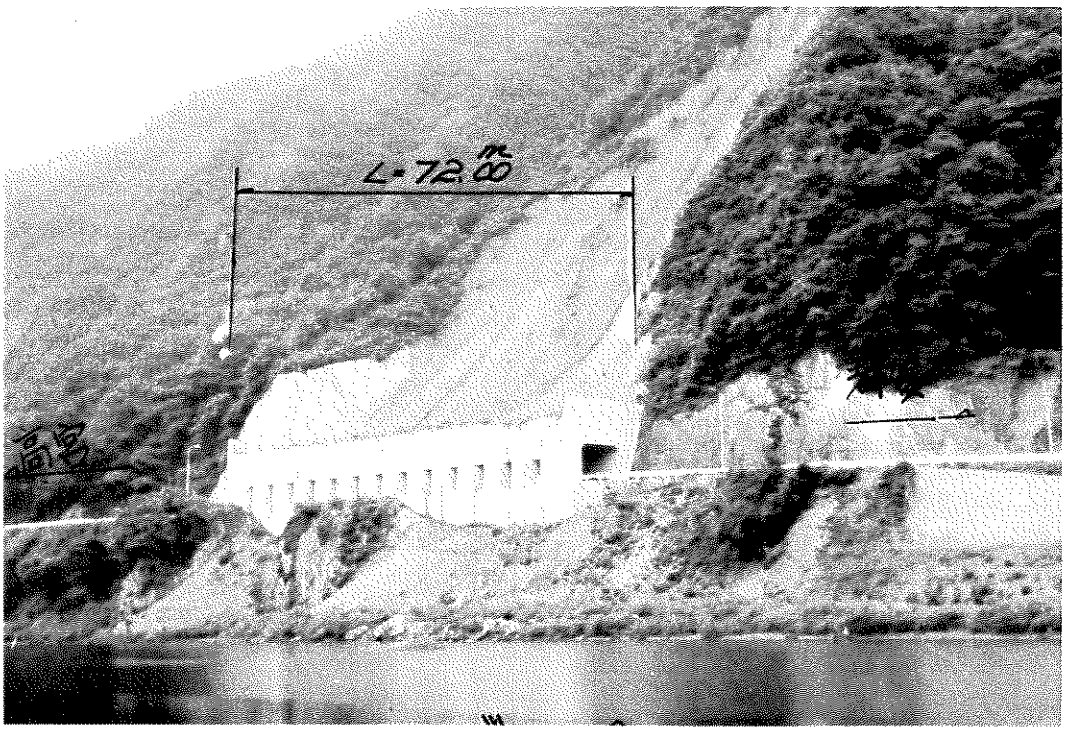

復旧後

戸河内町扶免（市垣内戸河内線）

被災直後

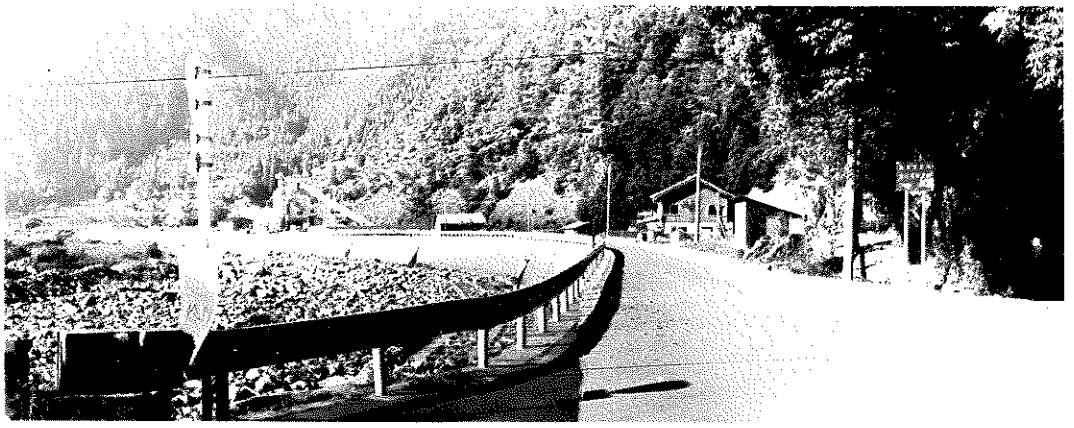

復旧後

庄原市本村町中本村下表（本村川）

被災直後

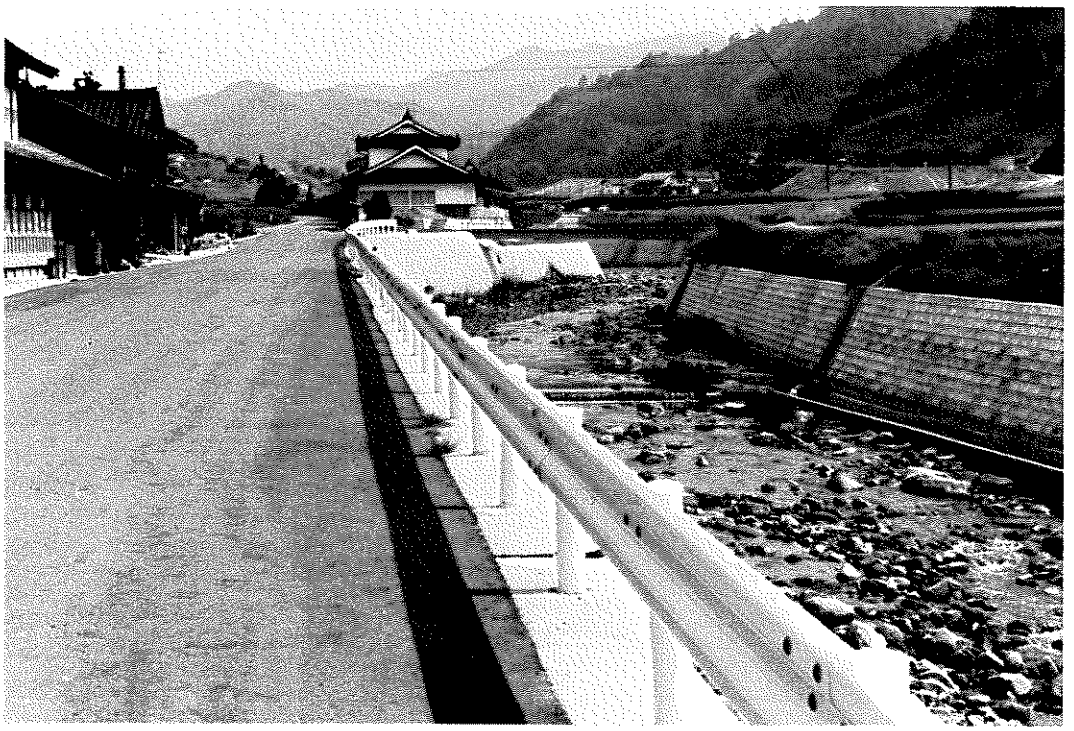

復旧後

加計町百百山（太田川，国道１９１号線）

被災直後

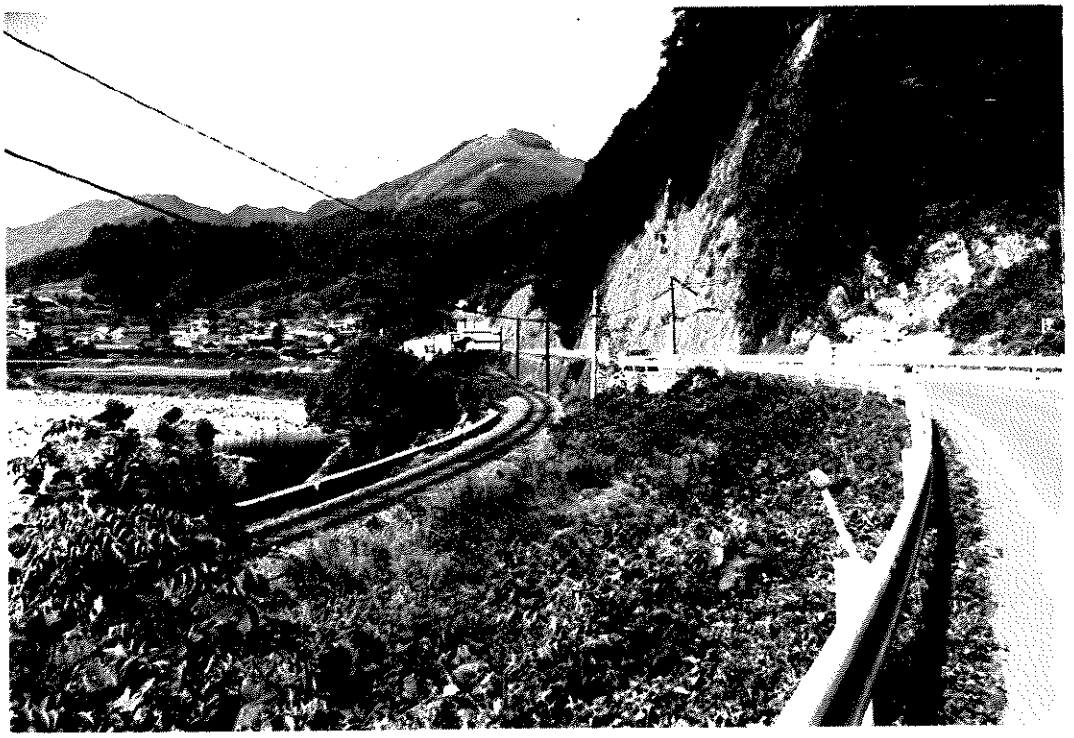

復旧後

総領町木屋（県道稲草三良坂線）

被災直後

復旧後

上下町下の村（１級河川上下川）

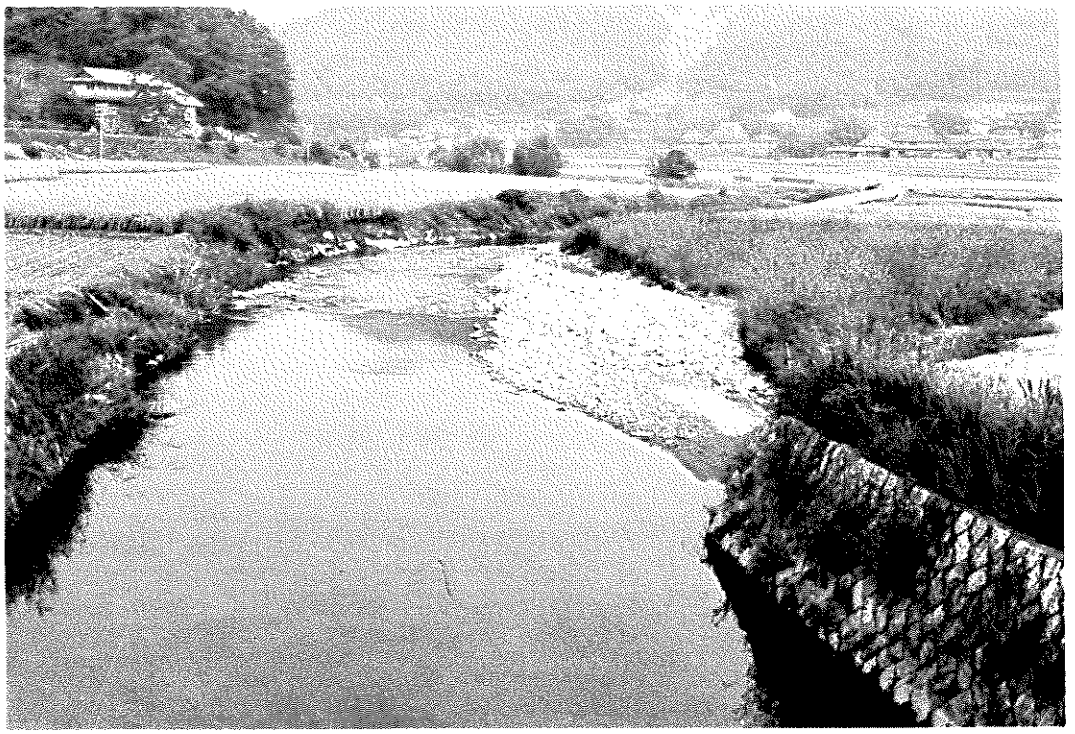

被災直後

復旧後

神石町帝釈峡

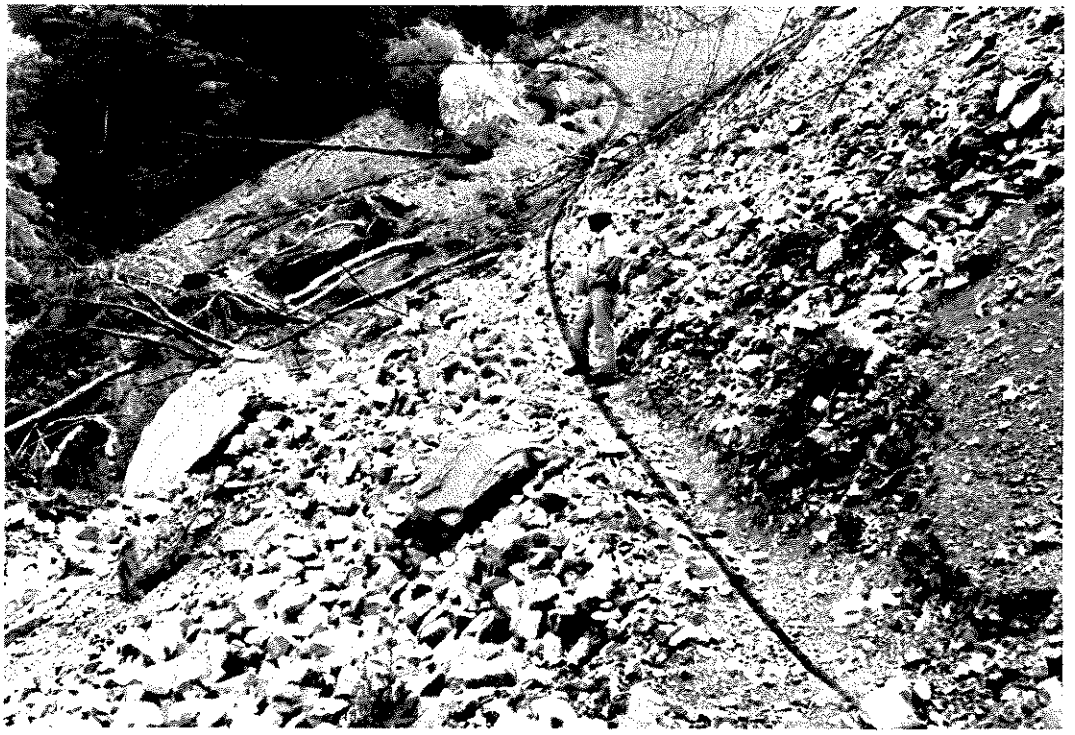

被災直後

復旧後

第１章　気象状況と出水状況

第１節　気象経過

１　気象概況

昭和４７年の「つゆ」は中国地方では６月３日（平年は６月９日）に入り，平年に比べて６日早かった。

「つゆ」に入ってから以後６月半ばごろまでは天気は周期的に変わり，晴れの日も多かったが，その反面，６月７日から８日にかけてのように九州の西方海上にあった台風くずれの低気圧が８日早朝には山陰沖へ北東進し，このため中国地方には南西からの湿った暖気流が入り，県西部の沿岸部では１００㎜を越える大雨が降るなどいわゆる陽性型の「つゆ」が続いた。

しかし１７日ごろからは，ようやく「つゆ」型の気圧配置が続き始め，西日本の南岸や南海上には前線が停滞しやすくなり，曇雨天の日が多く，下旬に入って２６日から２７日にかけてと，２９日から３０日にかけては，低気圧の東進に伴って，梅雨前線が中国地方を北上したため，広島県では多い所で８０～１００㎜内外の雨が降った。

このような経過のもとで６月中の広島県各地の総雨量は全般に平年よりやや多くなり，特に沿岸部では多かった。

７月に入って２日早朝には，中国大陸の黄河流域に１０００mb の低気圧が発生し，この低気圧は３日から６日にかけて黄海から日本海西部へと進んだ後，中国東北区の低気圧に吸収され，日本海西部に弱い低気圧としてとどまった。

しかし，この低気圧に向って，太平洋高気圧の周辺をまわって，東シナ海方面から非常に湿った気流（湿舌）が吹き込んだため，この気流におおわれた西日本では３日から６日にかけて雷を伴った局地的な大雨が群発し，特に九州，四国地方では各地で大きな災害が発生した。

広島県においても，この間の総雨量は４０～１７０㎜で全般には１００㎜前後降った所が多かった。

６日夜になって上空の湿った空気（湿舌）の流入が北上したため，西日本に降り続いた大雨はようやく止み，７日ごろバイカル湖付近にあった上空の寒気は東南東に進み，８日午後９時には沿海州に達した。これに伴って地上天気図では，沿海州から中国北部にかけて冷たい高気圧が現れ，これと太平洋高気圧との間に明瞭な前線が形成され，日本海中部から朝鮮半島を経て中国大陸に延びていた。

この前線は，９日に入ってゆっくり南下し，中国地方はこのごろから雨が降り始めた。前線は

９日夜から１０日未明にかけてさらに南下し中国地方を通過，１０日午前９時ごろには紀伊半島中部から瀬戸内付近までさがり，１１日朝には四国・九州地方北部の線まで南下した。前線は１２日朝まで近畿地方中部から九州北部にかけてほぼ停滞したため，中国地方ではこの間を中心に断続的な大雨が降り続いた。そして前線は日中はやや北上し，夜はやや南下する傾向を示していた。１２日午後から四国・九州ではさらに南下しはじめ，１３日早朝ごろには四国南岸まで南下し，このごろから中国地方の大雨は一応峠を越えた。

その後，１３日夜から１４日朝にかけて再び前線が四国中部まで北上したため，一時的に強いにわか雨が降った所もあったが，前線の勢いは次第に弱まって中国地方の雨は次第に止み間が多くなっていった。（第１－１図，第１－２図参照）

2　広島県の降雨状況

(1)　梅雨前線は，９日から１０日朝にかけて山陰沖から中国地方を通って瀬戸内付近まで南下した。このため広島県では９日午前中から所々で雨が降り始め，夕刻ごろには全域にわたって雨が降り出し，９日夜に入って所々で１時間雨量が１０㎜を超える雨になった。そして１０日早朝には沿岸部の一部で１時間雨量が２０～３０㎜を超える強い雨も降った。このため９日午前９時から１０日午前９時までの県内各所の総雨量は沿岸部の一部で集中して１００㎜を超え（呉１１７㎜，竹原１０９㎜）その他の地域では２０～５０㎜内外であった。（第１－３図参照）

(2)　その後，梅雨前線は１２日朝まで瀬戸内付近から九州北部にかけて停滞し，その前線上を低気圧が東進したため，雷を伴う断続的な大雨が降り続いた。その間の県内における２４時間ごとの雨量分布をみると，１０日午前９時から１１日午前９時までの総雨量は県中部以北で100～２３０㎜，沿岸部で７０㎜前後，１１日午前９時から１２日午前９時までの総雨量は県中部以北で１００～２４０㎜，沿岸部は５０㎜内外で，いずれも県中部以北に集中している。（第１－４図，第１－５図参照）

また，この期間の強い雨の降った時間的経過をみると，１０日午後９時前後から１１日午前９時ごろまで（第１回目の強雨）と，１１日午後４時ごろから１２日午前２時ごろまで（第２回目の強雨）の２回の集中的豪雨があり，第１回目は１時間雨量１５～３０㎜，第２回目は２０～４０㎜の強雨が各所で降っている。その後，１２日午前９時ごろまでは強い雨も一時おさまり所々で止み間も出た。

(3)　１２日午前１０時ごろから雨は再び強くなり，午後２時ごろまで続いた。（第３回目の強雨）この間の１時間雨量は多い所で２０～３０㎜内外であった。

第１－１図　地上天気図　　（７月１１日２１時）

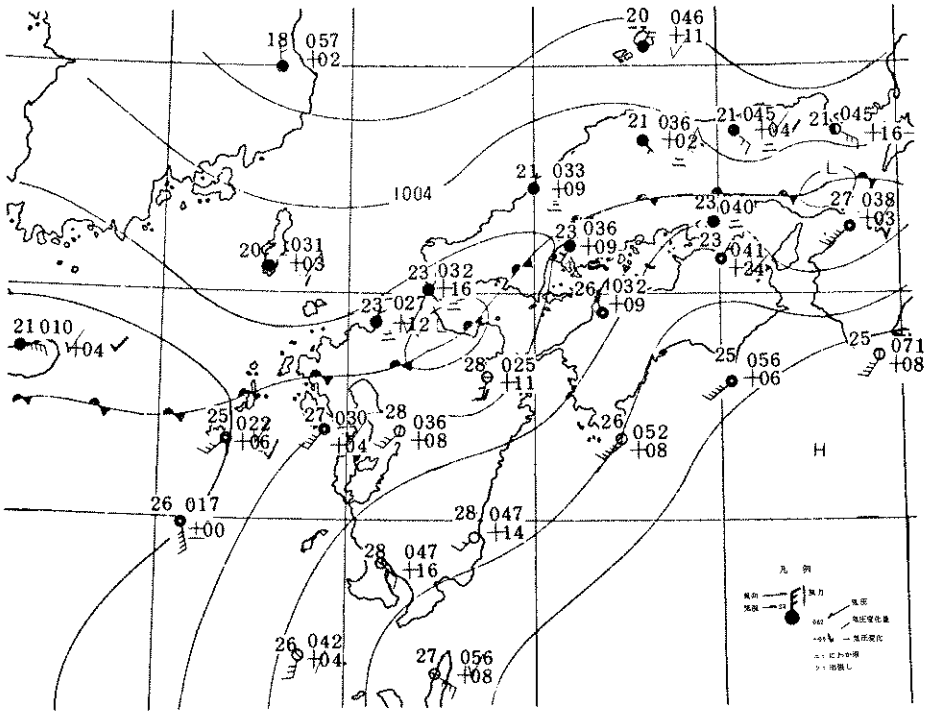

第１－２図　梅雨前線移動図　　（９時の位置）

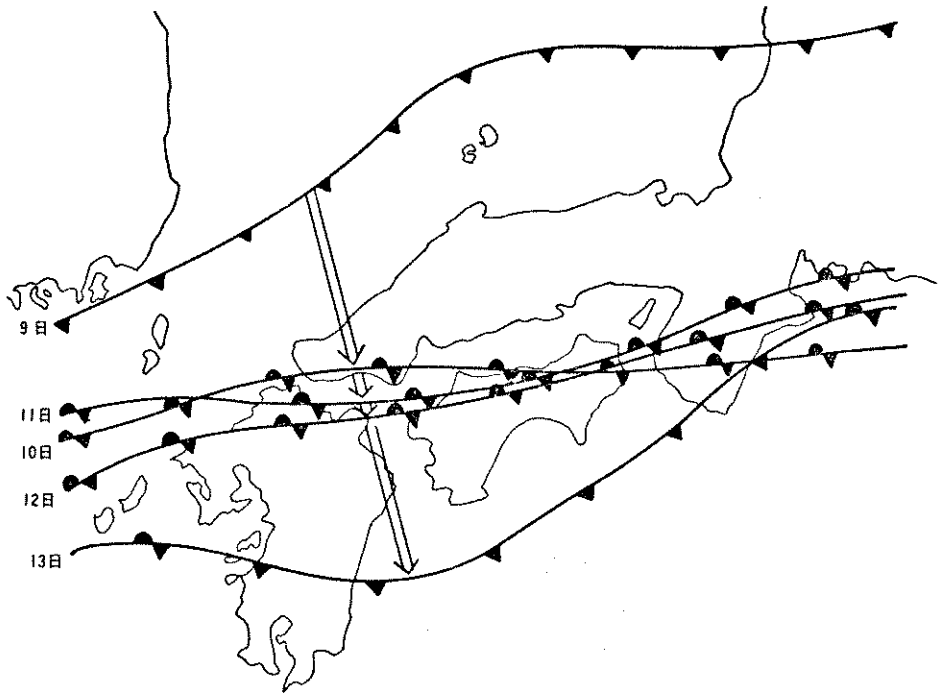

この後，翌１３日の朝にかけては，前線がさらに四国南岸まで南下したため，１２日夕刻ごろからは広島県の雨も全般に小降りになり，また１３日から１４日にかけても前線は多少南北の動きはあったが，ほぼ四国南部に停滞し，次第に弱わまりをみせた。このため１３日に入ってからは県北部では雨の止み間も多くなり，１４日の夜に入ってからは全域にわたって，ほとんど雨は止んだ。この間の２４時間ごとの雨量分布は，１２日午前９時から１３日午前９時までは山地，平地とも４０～８０㎜程度（第１－６図参照）であり，１３日午前９時から１４日午前９時までは県西部から県北東部の山地にかけて２０～６０㎜，沿岸部を含む県東部では５㎜内外であった。（第１－７図参照）また，１４日午前９時から１５日午前９時までは沿岸部では少なく，北部山地で２０～６０㎜，その他で１０㎜内外にとどまった。（第１－８図参照）９日午前９時から１５日午前９時までの総雨量は三次の６２２㎜を筆頭に県北部一帯では５００㎜以上，沿岸部でも２００㎜を超える記録的な大雨であった。（第１－９図参照）

したがって，三次市付近について言えば平均して毎日１００㎜の雨量が６日間連続して降ったことにもなる。また，これによる県下の被害も別に記されているとおり，県北部を中心に広域にわたって大被害を受けた。

第１－３図　日雨量分布図　（７月９日９時～１０日９時）

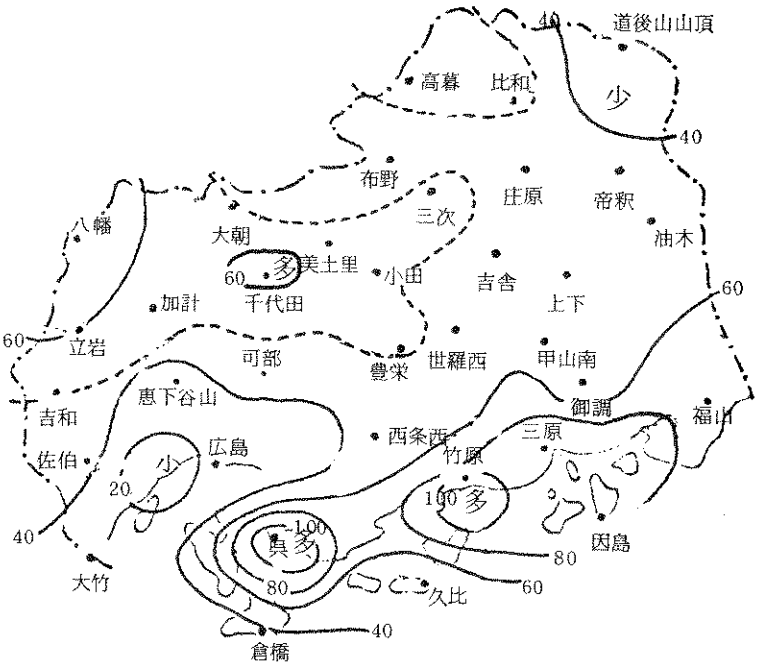

第１－４図　日雨量分布図　（７月１０日９時～１１日９時）

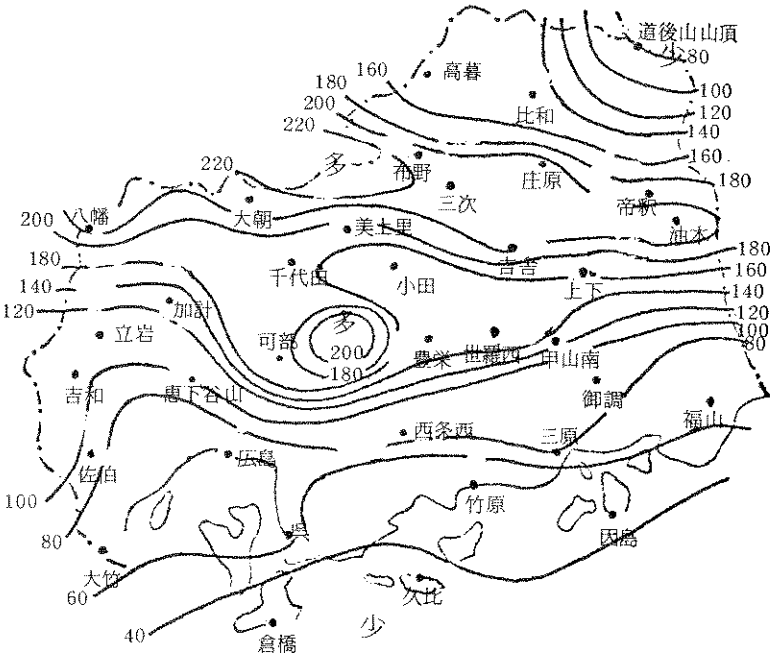

第１－５図　日雨量分布図　（７月１１日９時～１２日９時）

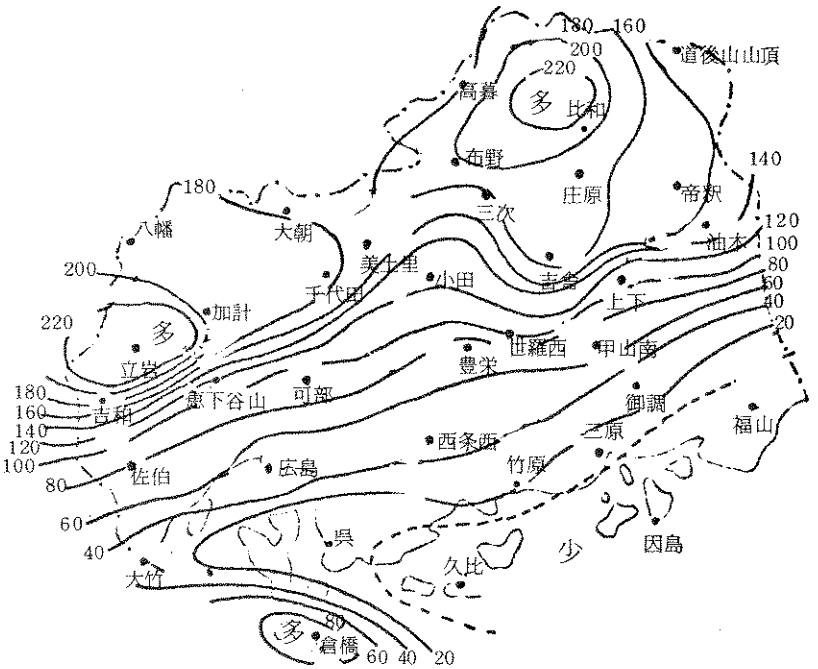

第１－６図　日雨量分布図　（７月１２日９時～１３日９時）

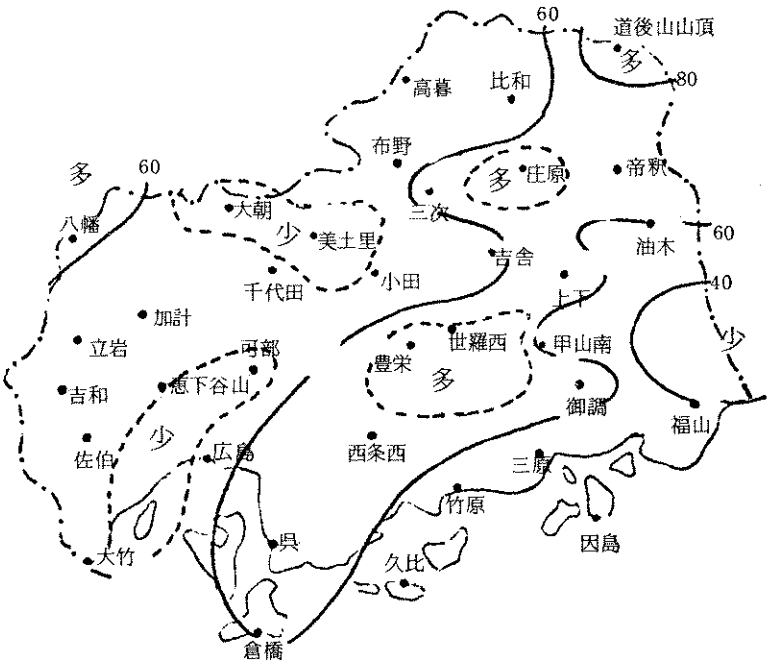

第１－７図　日雨量分布図　（７月１３日９時～１４日９時）

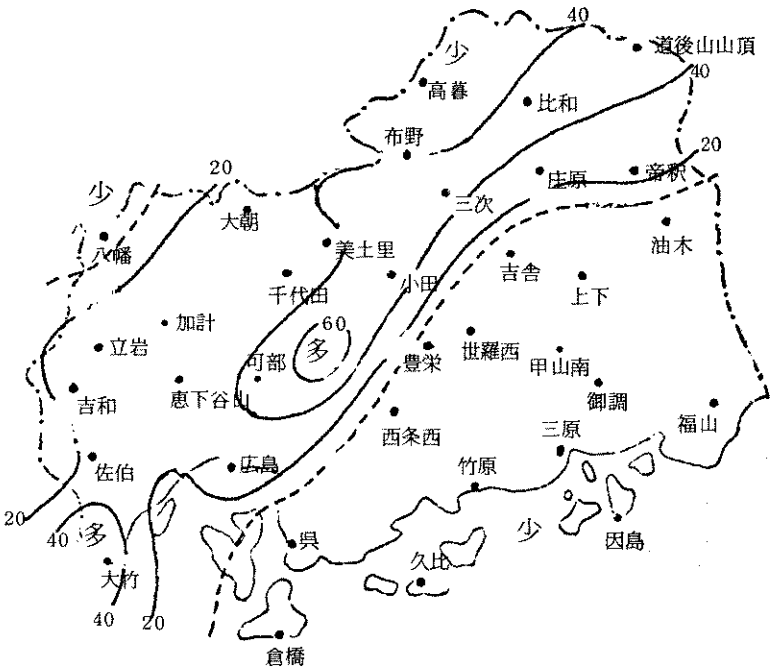

第１－８図　日雨量分布図　（７月１４日９時～１５日９時）

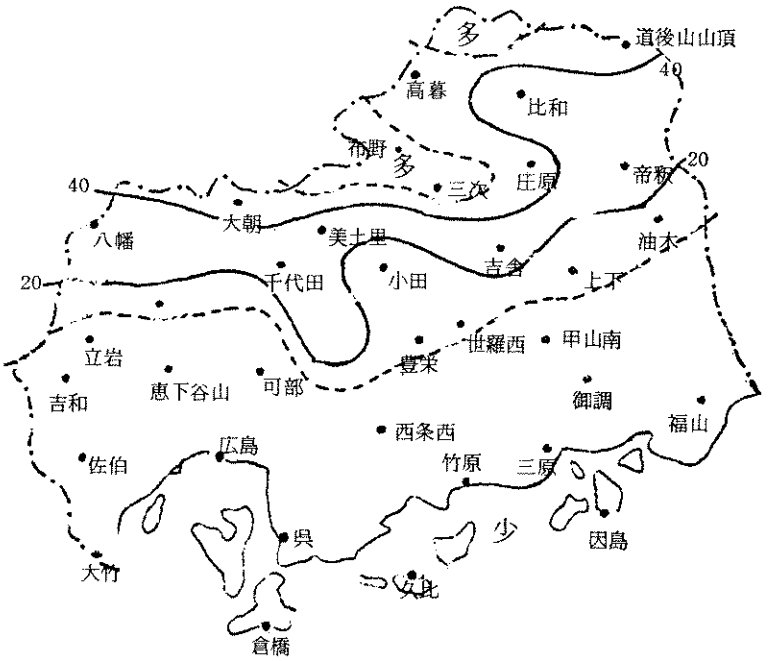

第１－９図　総雨量分布図　（７月９日９時～１５日９時）

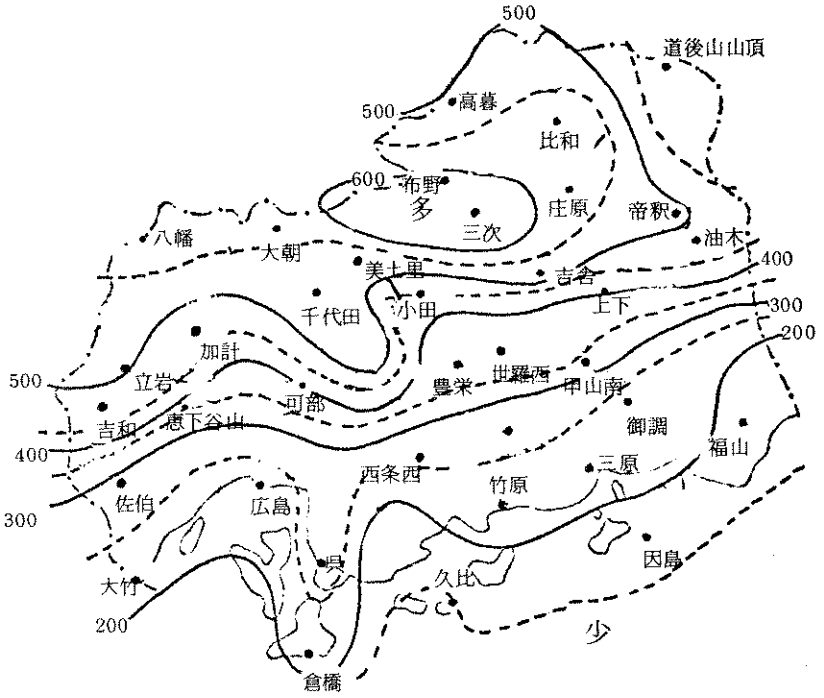

3　今回の大雨の特性

(1)　今回の大雨は北方からの寒気の南下と南海上からの湿潤な暖気（湿舌）の流入により，梅雨前線の活動が活発となり，西日本に長時間停滞し，前線の振動幅が小さかったために降雨が続き，大雨となった。

(2)　梅雨末期の典型的な大雨であったが，直接的には華北方面から東南東進してきた気圧の谷が日本海西部から東シナ海を結ぶ線に停滞し，この谷の前面で前記のとおり南西の湿潤な気流が西日本に流入して大雨が持続したものである。また，このごろ南方海上に台風が相次いで４個発生したことも，南からの湿潤な気流を持続させる一因であったと思われる。

(3)　大雨の期間中に３～４回の強雨群が観測されたが，これは前線の南北振動によるものと見られる。すなわち，西日本では１０日から１２日にかけて，梅雨前線は日中は北上し，夜は南下する傾向を示したので，日本海側の強雨は主として日中に，中国山脈の南側では主として夜強雨となった。したがって，強雨群の西からの移動はほとんど見られず，中国山地の南側では広島県西部から兵庫県に至るまで強雨の山は時間的にほとんど一致している。

(4)　広島県での大雨は，１０日夜から１１日朝にかけての集中豪雨と１１日夕刻から１２日早朝にかけての集中豪雨が主体となった。

(5)　梅雨前線が瀬戸内付近に長く停滞したため，数日間にわたる連続降雨と２～３回にわたる集中豪雨で県の中部以北では総雨量が３００㎜から６００㎜を越える豪雨となり，特に三次市付近に集中した。

第１－１０図　湿舌（８５０mb 面の露点温度１６℃以上）の流入図
（７月１０，１１，１２，１３日）

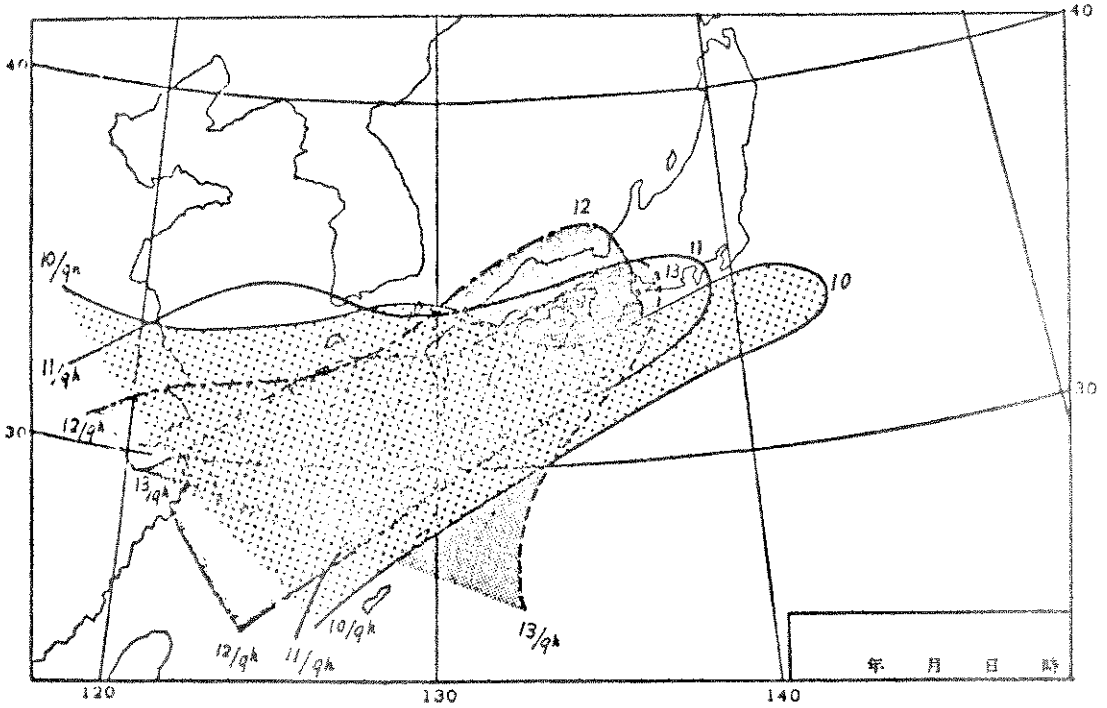

第１－１１図　広島レーダー・エコー図　　47.7.11　21:00現在

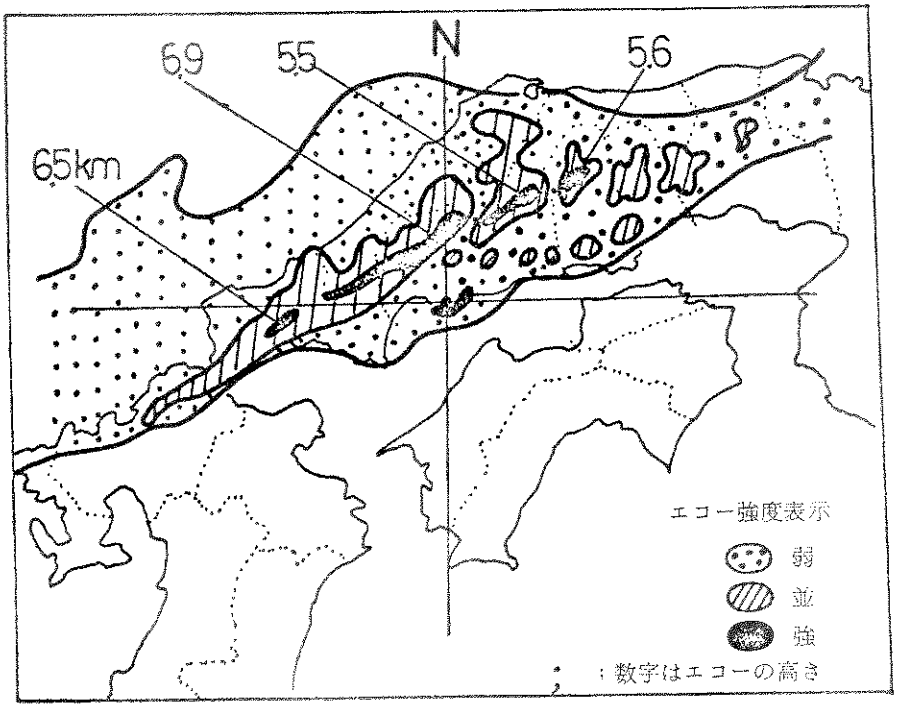

気 象 観 測 資 料

第1－1表　気象官署観測表

官署 / 要素 / 7月 日時	広島					呉					福山				
	気圧(海面) mb	風向 16方位	風速 m/s	降水量 mm	現在天気	気圧(海面) mb	風向 16方位	風速 m/s	降水量 mm	現在天気	気圧(海面) mb	風向 16方位	風速 m/s	降水量 mm	現在天気
9 9	1006.0	S	4.3	—	◎	1006.2	W	2.8	0.0	◎	1005.6	S	0.7	—	◎
12	1005.6	S	2.8	0.0	●		WSW	6.0	0.0			SW	3.2	0.0	
15	1004.3	S	4.8	0.0	◎	1005.1	WSW	3.5	0.0	●	1004.5	SW	2.7	0.0	●
18	1003.4	SSW	5.3	2.0	●		WSW	3.0	0.0			SW	2.0	0.0	
21	1005.2	NE	1.7	7.5	●	1005.1	W	2.2	0.5	●	1005.3	NNE	1.8	3.5	●
24	1005.6	NNE	4.5	3.5	●		SSE	0.7	39.0			WSW	0.8	34.5	
10 3	1004.9	ENE	2.8	1.5	●	1004.5	NNE	0.8	37.5		1005.8	NNW	2.0	12.0	
6	1005.3	N	2.8	3.5	●		NNE	2.5	37.5			NE	1.7	33.5	
9	1004.8	N	1.0	9.0	●	1004.3	WSW	1.7	2.0	◎	1005.1	NE	2.0	5.5	◎
12	1004.0	N	1.5	0.5	●		WSW	0.3	0.5			NE	2.2	—	
15	1003.6	N	1.5	8.5	◎	1003.4	SW	1.2	0.5	◎	1004.2	NNE	1.7	0.0	●
18	1003.2	S	1.2	13.0	●		NNE	1.2	23.2			NE	1.2	10.0	
21	1004.5	W	1.3	4.5	●	1004.2	NE	2.2	12.5		1005.2	N	0.3	23.5	●
24	1004.5	SSW	2.8	1.0	◎		NNE	4.0	1.0			W	1.3	4.0	
11 3	1003.7	ENE	0.5	9.0	●	1003.4	NE	1.8	7.5		1004.1	N	0.5	3.0	
6	1003.8	NNE	1.7	41.0	●		NNW	1.2	13.5			W	1.0	18.0	
9	1004.1	SE	1.2	2.5	●	1003.9	NE	4.7	0.5	◎	1005.2	NNW	0.5	6.0	◎
12	1003.4	SW	1.2	7.5	●		ENE	4.7	1.0			NNE	2.7	0.0	
15	1002.3	—	0.2	5.5	●	1001.9	W	2.8	0.0	●	1002.2	NNW	2.3	—	◎
18	1002.7	S	1.2	6.5	●		—	0.2	4.5			N	0.8	0.0	
21	1003.6	SSW	2.2	13.0	●	1003.4	NW	0.3	5.5	●	1003.8	WNW	0.5	2.0	●
24	1004.2	SW	1.0	15.0	●		WSW	2.8	1.5			ENE	0.5	4.5	
12 3	1002.9	WNW	1.3	1.0	◎	1003.1	NNE	1.0	—		1003.2	N	0.5	0.0	
6	1002.8	SSE	1.3	0.0	●		NNW	1.0	0.0			NE	1.0	0.0	
9	1003.5	SSE	1.7	2.0	●	1003.6	WNW	1.2	1.0	●	1003.9	NE	2.5	0.0	◎
12	1003.4	S	1.8	8.0	●		SSW	1.0	26.0			NE	2.3	1.0	
15	1004.0	S	1.8	38.5		1003.4	NNE	1.5	42.0		1003.8	SW	1.0	18.0	●
18	1003.6	SSW	1.0	2.5	●		—	0.2	3.5			SE	2.7	14.0	
21	1004.9	N	1.5	0.5	●	1005.1	SSW	1.8	0.5	●	1004.9	NW	0.8	2.5	●
24	1005.3	NE	1.5	1.0	●		ENE	2.2	0.0			—	0.0	1.0	

官署 / 要素 / 7月日時	広島					呉					福山				
	気圧(海面) mb	風向16方位	風速 m/s	降水量 mm	現在天気	気圧(海面) mb	風向16方位	風速 m/s	降水量 mm	現在天気	気圧(海面) mb	風向16方位	風速 m/s	降水量 mm	現在天気
13 3	1005.7	WNW	1.3	2.5	●	1005.4	NNE	1.5	2.5		1005.8	N	0.3	1.5	
6	1006.5	N	1.2	1.0	●		NE	1.8	2.0			NNW	0.3	1.5	
9	1006.1	NNE	2.8	0.5	●	1006.3	WSW	1.2	1.0	●	1006.4	NNE	0.3	1.0	●
12	1006.5	SW	0.8	0.5	◎		WNW	1.7	0.5			E	1.7	0.0	
15	1006.7	NNW	1.5	9.0	●	1006.3	—	0.2	1.5	●	1006.2	NE	2.7	—	◎
18	1005.7	N	2.7	15.5	◎		WSW	2.2	0.5			N	1.3	0.5	
21	1007.6	NNE	1.5	0.5	●	1007.7	W	2.3	0.5	◎	1007.7	—	0.2	0.0	◎
24	1008.5	N	2.5	3.0	●		—	0.0	—			ESE	1.2	—	
14 3	1008.4	NE	1.0	1.0	●	1008.4	ENE	0.3	1.0		1008.3	WNW	1.2	—	
6	1009.3	N	1.0	2.0	●		N	0.7	2.0			—	0.0	—	
9	1009.7	N	1.7	0.5	◎	1009.6	W	2.0	0.5	◎	1009.9	NNW	2.7	—	◎
12	1010.0	S	0.5	—	◎		W	1.2	—			NNE	4.0	—	
15	1009.4	N	5.5	0.0	●	1009.1	ESE	4.7	—	◎	1010.8	NNE	2.8	0.0	●
18	1009.2	N	4.2	0.5	●		NNE	1.2	0.0			NE	2.0	1.0	
21	1009.8	NNE	3.7	0.0	◎	1009.8	NE	2.0	—	◎	1010.4	—	0.2	0.0	◎
24	1009.5	N	2.2	—	◎		—	0.2	—			—	0.2	—	

第1－2表　気象官署降雨極値表（7月9日～14日）

官署 / 区分	広島	呉	福山
日降水量の最大値	100.0mm	116.5mm	88.5mm
同起時	7月11日	7月10日	7月10日
1時間降水量の最大値	30.0mm	40.0mm	26.0mm
同起時	7月12日 12時00分～13時00分	7月10日 02時50分～03時50分	7月10日 03時20分～04時20分
10分間降水量の最大値	11.0mm	14.0mm	12.0mm
同起時	7月12日 12時30分～12時40分	7月10日 02時50分～03時00分	7月10日 19時40分～19時50分

第１－３表　県内雨量観測表

日雨量表（日界９時：当日９時より翌日９時まで）

観測所名	7月9日	7月10日	7月11日	7月12日	7月13日	7月14日	計
広島	28	79	52	56	33	0	248
瀬野	36	76	—	—	—	—	—
江田島	—	—	55	47	13	0	—
倉橋	40	32	93	63	6	0	234
廿日市	16	73	69	48	19	1	226
大竹	37	65	31	57	43	0	233
佐伯	42	92	80	58	21	3	296
吉和	52	112	221	59	27	8	479
八幡	75	213	197	65	9	38	597
大朝	50	211	175	48	30	41	555
千代田	60	166	191	52	29	26	524
筒賀	53	114	230	53	28	7	485
可部	43	173	90	46	43	3	398
呉	117	61	14	78	7	0	277
黒瀬	59	43	19	66	5	0	192
八本松	40	91	51	62	9	1	254
竹原	109	53	26	57	3	0	248
豊栄	53	144	77	73	9	11	367
河内	45	85	50	75	10	0	265
豊	52	39	7	56	4	0	158
久比	46	36	7	46	6	0	141
美土里	57	179	174	—	39	37	—
吉田	53	153	128	44	50	18	446
白木	48	212	106	57	60	32	515
布野	42	218	194	51	42	56	603
三次	53	210	178	66	57	58	622
吉舎	42	205	197	55	6	27	532
世羅	59	151	71	74	3	4	362

観測所名	7月9日	7月10日	7月11日	7月12日	7月13日	7月14日	計
世羅西	42	117	108	70	7	13	387
三原	84	90	14	53	3	0	244
因島	82	42	2	41	1	0	168
御調	51	91	32	67	2	2	245
高野	52	150	203	57	27	50	539
比和	55	144	239	57	58	35	588
帝釈	42	158	176	62	27	32	497
庄原	43	206	189	73	26	47	584
上下	46	163	107	61	3	15	395
小塚	43	204	172	56	2	11	488
油木	42	211	156	60	5	16	490
福山（松永）	89	65	7	41	1	1	204
福山	64	77	7	40	1	5	194
神辺	60	79	14	38	0	5	196
立岩	59	119	221	55	38	8	500
岩倉	44	117	94	55	19	5	334
加計	51	132	194	53	27	14	471
玉泊	53	179	195	58	22	32	539
樽床	79	160	195	59	16	23	532
西条西	41	88	50	68	7	1	255
椋梨川	47	83	49	70	3	1	253
小田	51	156	130	52	45	16	450
甲山南	51	126	67	56	1	4	305
高暮	58	143	178	54	24	45	502
上下東	42	172	112	64	2	14	406
帝釈川	43	186	176	65	16	28	514
恵下谷山	38	118	116	55	26	2	355
犬伏山	43	235	179	55	40	51	603
安田山	46	177	203	54	32	47	559
道後山山頂	38	80	153	85	44	44	444

毎時雨量表

観測所 / 7月日時	広島	呉	福山(松永)	庄原	加計	立岩	王泊	樽床	岩倉	椋梨川	西条西	小田	甲山南	高暮	上下東	帝釈川	恵下谷山	犬伏山	安田山	道後山山頂
9 1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	—	—	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
9	—	0.0	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
10	—	—	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	—	—	0.0	0.0	—	—	—	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
12	0.0	0.0	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	—	—	—	3.5	—	—	—	—	5.5	—	—	—	1	1	—
17	2.0	—	0.0	0.0	—	—	—	—	—	0.5	1.0	—	—	15.0	—	—	—	—	3	8
18	0.0	—	0.0	12.0	5.0	1.5	15.0	24.0	0.5	—	—	—	—	8.0	—	—	—	15	11	8
19	0.0	—	0.0	6.5	13.5	17.5	7.5	9.0	—	0.5	0.5	11.0	0.5	1.5	3.0	13.0	1	4	1	1
20	0.0	—	0.0	2.5	2.0	3.0	2.5	3.5	6.0	1.5	1.5	11.5	5.0	4.5	18.0	12.0	7	1	3	4
21	7.5	0.5	3.5	3.5	5.0	4.0	7.0	6.0	5.5	12.5	13.0	3.0	12.0	3.5	3.0	0.5	9	3	4	2
22	2.0	13.0	12.0	3.5	6.0	9.0	6.0	12.0	8.5	6.0	7.0	4.0	15.5	1.5	4.5	2.5	7	5	4	1
23	1.0	16.5	7.5	3.0	11.0	14.5	5.0	12.5	3.0	3.0	2.5	12.0	1.5	0.5	3.5	3.0	7	5	2	—
24	0.5	9.5	15.0	4.0	3.0	4.0	1.5	2.0	—	1.0	—	8.0	4.5	1.5	3.0	3.0	—	2	1	1
計	13.0	39.5	38.0	35.0	46.0	53.5	44.5	69.0	28.5	25.0	25.5	49.5	39.0	41.5	35.0	34.0	31	36	30	32

〔注〕 恵下谷山，犬伏山，安田山，道後山山頂については整数位

観測所 / 7月日時	広島	呉	福山(松永)	庄原	加計	立岩	王泊	樽床	岩倉	椋梨川	西条西	小田	甲山南	高暮	上下東	帝釈川	恵下谷山	犬伏山	安田山	道後山山頂
10 1	0.0	1.0	4.0	0.0	0.5	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	—	0.5	—	5.0	1	—	1	—
2	0.0	5.5	1.0	1.0	—	—	—	0.5	0.5	—	0.5	—	—	0.5	—	—	—	—	—	—
3	1.5	31.0	7.0	0.0	0.5	0.5	0.5	1.0	—	4.0	2.5	—	0.5	—	0.5	—	—	—	—	—
4	0.0	30.5	23.0	0.0	—	0.5	1.5	1.0	—	3.5	—	—	—	0.5	—	—	—	—	1	—
5	0.5	6.5	10.0	0.5	2.0	0.5	1.0	2.0	0.5	3.5	1.5	0.5	0.5	4.0	0.5	0.5	—	1	2	3
6	3.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	3.5	2.5	12.5	1.0	6.0	—	0.5	4.5	0.5	1.0	5	3	8	1
7	9.0	1.0	5.0	4.5	1.0	1.0	—	0.5	0.5	7.5	3.0	0.5	8.5	4.0	4.5	1.5	1	2	3	4
8	0.0	1.0	0.5	0.5	—	0.5	0.5	0.5	0.5	—	0.5	—	1.0	—	0.5	0.5	—	—	—	2
9	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.5	0.5	1.0	0.5	1.5	0.5	—	1.0	2.5	—	0.5	—	1	1	2
10	0.0	0.0	—	1.0	—	0.5	1.0	2.5	—	—	—	0.5	—	1.0	0.5	1.5	—	1	2	2
11	0.0	0.0	—	1.0	1.0	1.5	0.5	1.5	1.5	—	1.0	0.5	—	3.0	—	1.5	1	1	2	2
12	0.5	0.5	—	1.0	4.0	4.0	7.0	7.5	1.0	1.0	1.5	1.5	0.5	2.5	0.5	0.5	2	4	2	1
13	0.0	0.5	0.0	1.5	4.0	5.5	2.5	3.5	11.5	0.5	0.5	1.5	—	15.5	0.5	0.5	7	1	9	4
14	8.5	0.0	—	2.0	13.0	13.5	17.0	11.5	6.0	—	1.5	4.5	—	7.5	—	—	4	8	7	8
15	0.0	0.0	0.0	12.5	7.0	6.5	3.0	2.0	0.5	1.0	1.0	3.5	2.5	0.5	4.0	3.0	2	2	2	1
16	1.5	0.0	0.0	1.5	1.5	2.5	—	0.5	9.0	0.5	—	2.0	—	1.5	1.5	3.0	3	2	2	1
17	8.5	23.0	3.5	0.5	2.0	2.0	3.0	1.0	5.0	2.5	5.0	3.0	0.5	3.5	2.0	14.0	9	5	12	2
18	3.0	2.0	6.5	3.5	1.5	5.0	1.5	1.5	5.5	1.5	0.5	2.0	1.5	1.0	1.0	4.0	2	1	3	3
19	2.5	6.0	19.0	0.5	6.5	7.0	5.5	7.5	5.5	5.0	9.5	1.5	0.5	1.5	0.5	—	4	3	1	3
20	1.0	2.0	4.0	4.0	1.5	1.5	8.0	5.5	2.0	0.5	0.5	3.0	3.5	15.5	1.0	1.0	2	11	13	3
21	1.0	4.5	0.5	7.0	1.0	1.0	3.0	2.5	0.5	1.5	2.5	2.5	1.5	5.5	1.5	4.5	—	20	13	5
22	0.5	0.0	3.5	15.0	1.5	1.5	15.5	9.5	0.5	1.0	0.5	0.5	1.0	5.5	1.0	5.5	1	17	5	2
23	0.5	1.0	0.0	15.5	1.5	1.0	2.5	2.5	—	1.0	1.0	3.0	1.0	4.0	2.0	7.5	1	6	6	3
24	0.0	0.0	0.5	9.0	10.5	8.0	22.5	28.0	1.5	0.5	0.5	1.5	0.5	6.0	1.5	2.0	3	26	11	1
計	41.5	116.5	88.5	82.5	61.0	66.0	100.5	96.5	65.5	38.0	40.5	32.5	25.0	90.5	24.0	57.5	48	115	106	53

観測所 / 7月日時	広島	呉	福山(松永)	庄原	加計	立岩	王泊	樽床	岩倉	椋梨川	西条西	小田	甲山南	高暮	上下東	帝釈川	恵下谷山	犬伏山	安田山	道後山山頂
11 1	2.0	1.0	1.0	16.0	25.0	18.0	14.5	16.0	10.5	2.5	1.5	12.5	4.0	6.0	11.5	21.5	17	20	13	4
2	3.5	2.5	0.5	20.0	10.5	5.0	23.5	23.5	4.0	5.0	3.0	27.5	7.0	9.0	16.0	10.5	5	21	10	4
3	3.5	4.0	1.5	28.5	4.0	1.5	6.0	1.5	7.0	3.0	4.0	16.0	7.0	10.0	4.0	18.5	6	24	12	5
4	19.5	7.0	9.0	11.0	5.5	6.0	3.0	4.0	4.5	14.5	12.5	9.0	10.5	14.0	18.5	25.0	4	7	16	5
5	11.0	6.5	3.5	16.5	9.5	5.0	26.0	10.5	10.5	14.5	23.5	12.5	21.0	9.5	21.0	20.0	13	29	19	5
6	10.5	0.0	5.5	21.5	11.0	5.5	1.5	4.5	6.5	14.5	11.0	15.5	26.5	4.0	26.0	15.5	4	15	7	6
7	1.0	0.0	4.0	6.0	3.0	5.5	2.5	3.0	16.5	7.5	4.5	6.0	21.5	8.0	14.0	10.0	15	2	3	5
8	0.5	0.5	2.0	2.0	5.0	7.5	6.0	6.0	6.0	3.0	1.5	9.5	8.5	3.0	28.0	5.0	11	5	4	3
9	1.0	0.0	0.0	6.0	2.0	3.5	3.5	3.5	1.0	1.5	1.5	15.5	7.0	5.0	15.0	11.0	2	4	3	2
10	0.0	—	0.0	0.5	2.0	2.5	3.5	3.5	0.5	0.5	—	1.5	5.5	2.5	9.0	8.5	1	2	3	1
11	4.0	0.0	—	2.0	2.0	5.0	5.0	4.0	6.0	—	0.5	1.5	—	3.0	0.5	1.5	12	2	2	2
12	3.5	1.0	—	3.5	1.0	2.0	3.5	2.5	2.5	5.5	5.5	6.5	4.0	6.5	2.5	1.5	4	5	8	4
13	2.0	0.0	—	1.5	7.5	8.5	5.5	4.0	5.5	0.5	5.5	2.0	—	5.5	0.5	1.5	6	6	4	6
14	2.5	0.0	—	2.0	0.5	2.5	1.0	1.0	0.5	0.5	3.0	3.0	2.0	8.5	5.0	7.0	3	2	3	5
15	1.0	0.0	—	4.0	3.5	6.5	1.0	1.5	6.5	—	—	4.5	—	1.5	—	—	7	3	3	7
16	2.5	1.5	—	3.0	3.5	4.0	17.0	10.5	4.5	6.5	4.0	2.0	0.5	6.5	—	—	6	6	5	9
17	2.0	0.5	—	14.0	2.0	2.0	6.5	8.5	4.0	0.5	1.5	10.0	7.0	26.0	3.0	4.5	3	8	20	21
18	2.0	2.5	0.0	25.5	6.5	8.0	10.0	12.0	8.0	1.0	1.0	10.5	0.5	9.5	2.5	8.0	6	6	7	15
19	4.5	0.5	0.5	7.0	11.5	16.5	16.5	14.0	6.0	8.5	3.0	6.5	13.0	16.0	8.5	9.0	7	7	11	4
20	5.0	3.5	0.0	11.0	24.5	28.5	38.0	35.0	8.0	7.0	7.5	5.5	6.5	15.5	7.5	6.5	9	28	35	16
21	3.5	1.5	1.5	21.5	38.5	40.0	10.5	12.0	6.5	2.0	2.5	17.5	2.0	10.0	14.0	26.0	8	27	21	9
22	4.5	1.0	1.0	10.0	29.0	38.0	29.0	34.0	6.5	3.5	3.0	7.5	4.5	10.5	12.0	23.5	7	29	29	11
23	6.0	0.0	2.0	18.0	31.5	28.5	18.0	12.0	17.0	6.5	6.0	8.5	13.0	15.0	9.0	8.0	20	17	22	11
24	4.5	0.5	1.5	22.5	20.5	14.5	10.5	10.5	6.0	4.5	3.5	20.0	6.5	7.5	12.0	18.0	10	14	8	9
計	100.0	34.0	33.5	273.5	259.5	264.5	262.0	237.5	154.5	113.0	109.5	231.0	178.0	212.5	240.0	260.5	186	289	268	169

観測所 / 7月日時	広島	呉	福山(松永)	庄原	加計	立岩	王泊	樽床	岩倉	椋梨川	西条西	小田	甲山南	高暮	上下東	帝釈川	恵下谷山	犬伏山	安田山	道後山山頂
12 1	1.0	—	0.0	33.5	2.0	3.0	7.0	11.5	0.5	1.0	1.5	16.5	1.0	5.5	11.0	34.0	1	6	5	3
2	0.0	—	0.0	4.0	0.5	1.0	3.0	3.5	—	0.5	—	0.5	0.5	5.5	13.5	15.0	—	2	4	2
3	0.0	—	0.0	0.0	—	0.5	0.5	—	—	—	—	—	—	7.0	0.5	1.5	—	1	3	2
4	—	—	0.0	0.5	—	—	—	—	—	—	0.5	—	—	0.5	—	0.5	—	—	—	—
5	—	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	—	—	—	1.0	—	0.5	—	—	—	—	—	4
6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	—	1.0	1.0	—	—	—	—	—	3.5	0.5	0.5	1	2	1	2
7	0.5	0.0	0.0	1.5	—	0.5	—	1.0	0.5	—	0.5	0.5	—	1.5	—	0.5	—	1	2	1
8	0.5	0.0	—	0.0	4.0	4.0	3.5	5.0	1.5	—	—	2.0	—	3.5	0.5	0.5	2	2	2	4
9	1.0	1.0	—	1.5	2.0	4.0	4.0	7.5	3.5	—	0.5	2.0	—	6.0	—	—	3	3	5	5
10	2.0	7.5	0.5	8.0	4.0	4.0	4.5	9.0	3.5	1.5	4.0	5.5	—	6.5	1.0	2.0	3	4	4	3
11	1.5	10.0	0.5	12.0	5.5	6.0	13.0	12.0	3.5	3.0	5.5	2.0	1.5	9.5	3.0	2.5	4	5	8	17
12	4.5	8.5	0.0	11.0	18.0	16.0	14.5	16.0	7.0	5.0	27.5	7.5	6.5	13.5	7.5	4.5	15	19	16	18
13	30.0	17.0	4.0	13.0	7.0	6.5	9.0	4.5	16.0	5.5	7.0	20.0	6.0	7.0	20.5	10.5	12	8	6	21
14	6.0	16.0	7.5	14.5	3.5	3.5	3.5	3.0	6.5	32.5	9.0	6.0	19.0	3.5	11.0	27.5	5	4	4	8
15	2.5	9.0	6.5	2.0	1.5	1.0	0.5	1.0	2.0	7.0	3.5	1.0	8.0	0.5	6.5	6.5	3	1	—	3
16	1.5	2.0	2.5	4.5	1.0	1.5	0.5	1.0	2.0	3.0	3.5	2.5	3.0	1.5	3.0	3.0	1	2	3	3
17	0.5	1.0	5.0	1.0	—	—	—	0.5	—	4.5	2.0	0.5	5.5	—	4.0	1.5	—	—	—	1
18	0.5	0.5	6.5	1.0	1.0	2.0	1.5	2.5	1.0	1.0	0.5	0.5	2.5	0.5	2.5	4.5	—	—	—	1
19	0.0	0.5	0.5	0.0	1.5	2.0	1.5	1.0	3.5	—	—	—	—	1.0	—	0.5	2	1	1	1
20	0.0	0.0	1.5	0.5	2.0	2.5	1.5	1.5	2.5	—	—	0.5	—	2.5	0.5	—	3	3	4	—
21	0.5	0.0	0.5	0.5	1.5	1.5	1.5	1.5	2.5	—	—	0.5	—	1.5	—	—	2	1	1	2
22	0.5	0.0	0.5	0.5	1.5	2.5	1.5	1.0	1.0	—	—	1.0	—	1.0	—	—	1	2	2	1
23	0.5	—	0.0	1.0	1.5	1.0	1.5	1.5	0.5	—	—	0.5	—	1.5	—	—	1	1	1	1
24	0.0	0.0	0.5	0.5	1.5	2.0	1.5	1.5	0.5	—	—	0.5	—	1.5	0.5	—	1	1	1	1
計	53.5	73.0	36.5	111.5	60.5	65.5	75.5	87.5	58.0	64.5	65.5	71.0	53.5	85.0	86.0	115.5	60	69	73	104

観測所 / 7月日時	広島	呉	福山(松永)	庄原	加計	立岩	王泊	樽床	岩倉	椋梨川	西条西	小田	甲山南	高暮	上下東	帝釈川	恵下谷山	犬伏山	安田山	道後山山頂
13 1	1.0	0.5	0.0	0.5	1.0	1.5	1.5	1.5	1.0	0.5	0.5	1.0	—	1.5	—	—	1	2	2	2
2	1.0	1.0	0.5	1.5	0.5	0.5	—	—	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	—	0.5	0.5	1	1	1	1
3	0.5	1.0	1.0	0.5	—	—	—	—	—	1.0	1.0	0.5	1.0	—	1.0	0.5	—	—	—	—
4	0.5	1.0	1.0	0.0	—	—	—	—	—	1.0	0.5	—	0.5	—	0.5	0.5	—	—	—	1
5	0.0	1.0	0.5	0.0	—	—	—	—	—	1.0	1.0	—	0.5	0.5	0.5	—	—	—	—	—
6	0.5	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	0.5	0.5	—	0.5	—	0.5	0.5	—	—	—	—
7	0.0	0.5	0.0	0.0	—	—	—	—	0.5	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	0.5	0.5	1.0	—	—	—	—	—	—	0.5	0.5	0.5	—	—	0.5	—	—	—	—	—
9	0.0	0.0	0.0	—	—	0.5	—	—	—	0.5	—	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—
10	0.0	0.0	0.0	—	—	0.5	0.5	1.0	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	0.5	0.5	—	0.0	—	—	—	—	—	0.5	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—
12	—	0.0	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5	—	0.5	—	1	—	—	—
13	0.0	0.5	—	0.0	—	0.5	—	0.5	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	1.0	1.0	—	0.5	0.5	1.5	1.5	0.5	1.0	—	2.0	2.5	—	1.0	—	—	1	1	—	—
15	8.0	0.0	—	2.5	1.0	—	0.5	—	3.5	—	—	6.5	—	2.0	—	—	5	1	2	2
16	12.0	0.5	—	0.5	1.0	1.0	—	—	3.5	—	0.5	12.5	—	1.5	—	—	3	2	4	1
17	3.5	0.0	0.0	1.5	3.5	2.5	2.5	1.5	3.0	0.5	1.0	7.0	—	0.5	—	—	4	2	2	3
18	0.0	0.0	0.5	1.5	—		—	—	—	0.5	0.5	0.5	0.5	1.5	—	—	1	2	1	2
19	0.0	0.0	0.0	0.0	—		—	—	—	—	0.5	—	—	—	0.5	—	—	1	—	1
20	0.0	0.0	—	0.0	—		—	—	—	—	—	—	—	0.5	—	0.5	—	—	—	—
21	0.5	0.5	—	0.0	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
22	3.0	—	—	0.0	—		—	—	1.0	0.5	—	0.5	—	—	—	—	1	—	—	—
23	0.0	—	—	0.5	2.0	1.0	0.5	0.5	0.5	—	—	—	—	—	0.5	—	3	3	2	—
24	0.0	—	—	0.5	1.5	1.0	0.5	0.5	0.5	—	—	—	—	7.5	—	0.5	1	1	2	—
計	32.5	8.5	4.5	10.0	11.0	10.5	7.5	6.0	16.5	8.0	10.0	33.0	4.5	16.5	5.0	3.0	22	16	16	14

観測所 / 7月日時	広島	呉	福山(松永)	庄原	加計	立岩	王泊	樽床	岩倉	椋梨川	西条西	小田	甲山南	高暮	上下東	帝釈川	恵下谷山	犬伏山	安田山	道後山山頂
14 1	0.5	0.0	—	0.0	0.5	1.0	1.0	1.0	1.5	—	—	0.5	—	0.5	—	0.5	1	2	1	1
2	0.5	0.5	—	0.0	1.5	2.5	1.5	2.0	1.0	—	—	—	—	1.0	—	—	1	—	—	1
3	0.0	0.5	—	0.0	0.5	—	—	0.5	—	—	0.5	—	—	1.0	—	—	—	1	1	—
4	1.0	0.5	—	0.5	—	0.5	0.5	0.5	0.5	—	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	1
5	0.0	1.5	—	0.5	0.5	0.5	—	—	1.0	—	1.0	1.0	—	1.0	—	0.5	2	—	1	2
6	1.0	0.0	—	2.0	0.5	2.0	0.5	—	1.0	0.5	0.5	4.5	—	0.5	0.5	—	—	1	1	5
7	0.5	0.5	—	4.0	6.5	17.5	0.5	—	—	—	—	6.5	—	0.5	—	0.5	1	—	—	13
8	0.0	—	—	6.0	5.5	4.0	6.0	3.0	—	—	—	1.5	—	0.5	—	3.5	—	11	2	4
9	—	—	—	3.0	2.0	2.0	5.5	4.5	—	—	—	0.5	—	4.0	—	9.5	1	12	13	7
10	—	—	—	5.5	0.5	—	2.5	2.0	—	—	—	—	—	7.5	—	1.5	—	5	6	9
11	—	—	—	5.5	—	0.5	1.0	2.0	—	—	—	—	—	14.0	—	2.0	—	11	14	7
12	—	—	—	11.0	—	1.0	10.5	9.0	—	—	—	—	—	9.0	—	8.0	—	10	7	5
13	0.0	—	—	8.5	5.0	3.0	9.0	4.5	0.5	—	—	—	0.5	5.0	3.0	7.0	1	5	4	4
14	0.0	—	—	6.0	5.0	2.0	5.0	1.5	2.5	—	—	—	1.0	6.5	2.0	3.5	—	9	9	7
15	0.0	—	0.0	6.0	1.0	1.0	1.0	0.5	1.0	0.5	—	—	1.0	1.0	5.5	4.0	1	5	4	7
16	0.5	0.0	1.0	1.5	1.0	—	1.0	0.5	—	—	0.5	—	1.0	1.0	1.5	1.0	—	4	2	3
17	0.0	—	0.0	1.5	0.5	—	—	1.0	—	—	—	—	—	0.5	2.0	1.0	—	—	1	—
18	0.0	—	0.0	0.0	—	—	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—
19	0.0	—	0.0	—	—	—	0.5	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	0.0	—	—	—	—	—	1.0	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	—	—	—	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	—	—	—	—	—	—	—	1.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.5	—	—	—	—	—	—	—	—
計	4.0	3.5	1.0	61.5	31.0	37.5	47.0	34.5	9.5	1.0	1.5	16.5	3.5	53.5	14.5	42.5	8	77	66	77

第２節　気象通報

1　注意報，警報，情報の発表

今回の豪雨に際し，広島地方気象台は県下全域に次のとおり注意報，警報及び情報を発表した。

注意報，警報，情報の発表状況

発表日時	種　　類	内　　容
7月10日3時10分	大雨注意報	前線が広島県の瀬戸内沿岸に横たわって活動しています。今後の雨量は県下全般には20～30㎜程度の見込みですが，沿岸や島の地方では所により３０～５０㎜に達するおそれがあり，局地的に総雨量が１００㎜を超える所がある見込みです。低い土地は浸水し山崩れ，がけ崩れなどの起こるおそれがありますから十分注意してください。
7月10日13時40分	大雨，洪水注意報	梅雨前線が広島県付近で停滞し，また低気圧が近づいていますので前線の活動が活発になっております。広島県に降っている雨はまだ続き，特に今夜は大雨になる見込みです。今後の雨量は平野部で５０～７０㎜，山沿地方で７０～１００㎜，所によっては１００～１５０㎜になるおそれもあります。河川は増水し洪水の起こるおそれがあります。低い土地は浸水しましょう。がけ崩れ，山崩れなどの起こるおそれがありますので十分注意してください。
7月11日7時00分	大雨，洪水警報	広島県に降っている大雨はまだ続き，特に山沿地方では強く降る見込みです。今後の雨量は平野部で５０～７０㎜，山沿地方で１００～１５０㎜，降り始めからの総雨量は２００～３００㎜，所により３００～４００㎜の見込み。河川は増水，はん濫し，がけ崩れ，山崩れが起こり大きな災害を引き起こすおそれがありますので厳重な警戒が必要です。
7月11日14時45分	大雨情報第1号	現在，雨の強い区域は山陰地方及び山口県に移り，広島県では一時小康状態となっています。しかし，相変らず

発表日時	種　　類	内　　容
		活発な梅雨前線が当地方に停滞しており，九州の西にある低気圧も近づいているので，今夜から明朝にかけて各地で強い雨の降るおそれがあるので引き続き厳重に警戒してください。なお，今後の雨量は平野部で５０～７０㎜，山沿いで１００～１５０㎜の見込みです。
7月11日21時50分	大雨情報第２号	山陰沿岸にあった大雨の区域は南に下がり，現在は広島県を南下中です。このため県中部から北部にかけては強い雨が続いており，今後は次第に県南部にも及ぶおそれがあります。 今後の雨量は県下全般に70～150㎜，所によっては２００㎜を超すおそれがあるので引き続き厳重に警戒してください。
7月12日５時10分	大雨情報第３号	山陽地方の北部まで下がっていた大雨の区域は，その後山陰へ北上し広島県では現在雨がほとんど止んでいます。しばらく小康状態が続く見込みですが，大雨の区域がまた南下してくるおそれがあり，その場合，今後の雨量は北部で１００～１５０㎜，南部で５０～１００㎜に達するおそれがありますから引き続き厳重に警戒してください。
7月12日11時35分	大雨情報第４号	梅雨前線に伴った強い雨の降っている領域が中国山地沿いからゆっくり南に下がっており，また西の方から雷を伴った大雨も東に進んでいますので，県北部はこれから次第に大雨の所が多くなってきましょう。また，県下全般に午後から今夜にかけてかなり強い雨が降り，これから明日の朝にかけて県北部では１００～１５０㎜，沿岸部でも７０～１００㎜の雨量が予想されますので引き続き厳重に警戒してください。
7月12日15時10分	大雨，洪水警報 （内容更新）	広島県に降っている強い雨はまだ続きましょう。 今後の雨量は70～100㎜，所によっては100～150㎜に達する見込みです。降り始めから総雨量は３００～

発表日時	種　　類	内　　容
		４００㎜，所により５００～６００㎜になりましょう。 河川は増水，はん濫，がけ崩れ，山崩れの起きる所が多くなりますので引き続き厳重に警戒してください。
7月12日16時55分	大雨情報第５号	広島県内では一部を除いて並雨程度の雨となっています。 ここしばらくは小康状態が続きますが中国地方の西部にはかなり強いエコー，即ち雨雲があって東に進んでいますので，今夜に入って全般に雨が強く降るようになりますので引き続き厳重な警戒をしてください。今後明朝までに１００㎜位の雨が降る見込みです。
7月12日22時00分	大雨情報第６号	梅雨前線が九州南部から四国南岸に下がり，東に移動していた中国地方西部の強い雨雲は弱まってきましたので，これから明け方にかけて一時的に強く降る所はありますが，現在のような小康状態がまだしばらく続く見込みです。しかし，前線の北上するおそれもありますので引き続き警戒してください。
7月13日５時55分	大雨情報第７号	梅雨前線が九州南部から四国南岸沿いに下がり活動も弱まってきましたので，県下全般に小康状態が続いています。レーダーの観測によりますと一部ではまだやや強い雨雲が残っていますが，今後急に前線が北に上がる気配はみえませんので大雨の降るおそれはほとんどなくなりました。
7月13日６時55分	解　　除	7月12日１５時１０分発表の大雨，洪水警報を解除。
7月13日15時25分	大雨情報第８号	梅雨前線は四国沖に停滞していますが，広島の１５時のレーダーによりますと，広島県は雨雲におおわれていて停滞ぎみになっていますので，県下全般に雨が降っており一時強い雨の降るおそれもあります。土地は今までの大雨で飽和状態になっていますので，今後山崩れ，がけ崩れの起こるおそれがありますので十分ご注意ください。
7月13日16時10分	大雨注意報	梅雨前線が本州南岸に停滞していて活動を強めております。現在降っている雨は時々強くなるおそれがあり，明

発表日時	種　　類	内　　容
		朝までこの状態が続きましょう。雨量は５０～７０㎜，山崩れ，がけ崩れには特に注意してください。
７月14日17時00分	解　　除	７月１３日１６時１０分発表の大雨注意報を解除。

2　指定河川の洪水予報の発表

広島地方気象台及び中国地方建設局太田川工事事務所は指定河川（太田川）流域に次のとおり，注意報，警報及び情報を発表した。

指定河川の洪水予報発表状況

発表日時	種　　類	内　　容
７月11日21時30分	太田川洪水注意報（第１号）	太田川上流の加計雨量は降り始めの累計雨量が21時までに２６２㎜に達し，１９時から２１時までの２時間で６４㎜降っております。このため加計の水位は２１時現在４ｍ７８㎝で警戒水位を超えさらに上昇中です。この流水が太田川水系下流基準点玖村に到達しますと，玖村での警戒水位４ｍ５０㎝を超え大きな出水となるおそれがありますので厳重に警戒をしてください。
７月12日０時00分	太田川洪水警報（第１号）	太田川本川の上流では7月１１日２３時現在加計で323㎜，三篠川上流の白木で２６５㎜に達し，特に２０時以降強い雨が続いています。２３時現在加計の水位は５ｍ９２㎝で警戒水位を大きく上回り大出水となっています。このままの状態が続きますと玖村水位観測所で計画洪水流量（毎秒6,０００トン）近くの出水となり，放水路の計画流量程度の出水が予想されますので厳重な注意が必要です。
７月12日２時30分	太田川洪水警報（第２号）	太田川上流の加計町地区では雨は小止みとなり，加計水位観測所の水位は１１日２４時の６ｍ２２㎝を最高に下がり始めました。しかし，下流の高陽町玖村基準点の水位は１２日２時現在６ｍ５７㎝（毎秒6,２００トン）と計画洪水流量を上回り４時頃まで上昇を続けるものと予

発表日時	種　　類	内　　容
		想されますので厳重な警戒を必要とします。 なお,今後の雨量によってはさらに上昇することもありますので大雨情報に注意してください。
7月12日3時20分	太田川洪水情報（第1号）	太田川上流の加計の水位は11日24時を最高にやや下がってきましたが，12日11時を境に再び上昇し始めました。また，下流の高陽町玖村基準点の水位は12日2時の6m57cmを最高に下がりはじめ，12時現在3m28cm（警戒水位4m50cm）となっておりますが，上流に再び強い雨が降り始め今後100mm内外の降雨が予想されますので厳重な警戒を必要とします。
7月13日9時00分	解　　除	太田川流域の雨もやみ,玖村基準点の指定水位をきりましたので洪水警報を解除します。

3　鉄道気象通報の発表

広島地方気象台は列車の安全進行を期するため日本国有鉄道広島鉄道管理局，岡山鉄道管理局に次のとおり鉄道気象通報を行った。

鉄道気象通報の発表状況

予報区 (注1)		警文 (注2)	発表時刻	解除時刻
ヒロ1の1	オカ2の1	テケヘ	10日　3：20	
ヒロ1の1.2.3	オカ2の1.2	テケヘ	10日　13：40	
ヒロ1の1.2.3	オカ2の1.2	テケヘ	11日　7：00	
ヒロ1の1.2.3	オカ2の1.2	テケヘ	12日　15：10	
ヒロ1の1.2.3	オカ2の1.2	テケン		13日　6：55
ヒロ1の1.2.3	オカ2の1.2	テケヘ	13日　16：10	
ヒロ1の1.2.3	オカ2の1.2	テケン		14日　17：00

注1　(1)ヒロ1の1……山陽本線（大竹～糸崎），呉線（海田市～三原），可部線（横川～可部），芸備線（広島～志和口）

(2)ヒロ1の2……可部線（可部～三段峡），芸備線（志和口～塩町），三江南線（三次～口羽）

(3)ヒロ１の３……宮島航路（宮島口～宮島）

(4)オカ２の１……山陽本線（糸崎～笠岡）

(5)オカ２の２……福塩線（府中～塩町）

芸備線（塩町～新見）

注２　(1)　テケヘ……大雨が降る。

(2)　テケン……警戒を解く。

第３節　出水状況

１０日夜半からの激しい降雨のため，県内の三大河川である江の川水系，太田川水系，芦田川水系の主要河川を始めとして，各河川の水位は次第に上昇を始め，７月１２日１時には１級河川太田川水系太田川の太田川橋では警戒水位3.6 *m*をはるかに越えた6.8 *m*を記録し，既往最高水位6.4 *m*（昭和２６年１０月ルース台風）を突破するとともに，７月１２日１２時には一級河川江の川水系馬洗川の十日市でも警戒水位3.4 *m*をはるかに越えた6.5 *m*を記録し，既往最高水位3.8５ *m*（昭和２６年１０月ルース台風）を突破するなど各河川の水位はいたるところで警戒水位を大きく突破し大洪水となった。この水位は１２日夕刻まで一進一退を続け，雨の降り止んだ１３日夕刻から次第に減水した。

主な河川の水位の状況は第１－４表，第１－５表及び第１－１２図の１～４までのとおりである。

第1－4表　河川の水位状況（最高水位）

水系名	河川名	観測所名	位置	通報水位	警戒水位	最高水位 日時	最高水位 水位	最高水位と警戒水位との差
				m	m	月日時分	m	m
太田川	太田川	太田川橋	広島市可部町字太田川橋	3.00	3.60	7 12 1:00	6.80	3.20
	〃	土居	山県郡戸河内町字土居	2.00	3.00	711 20:30	3.00	0
	〃	中ノ渡	〃 加計町字中ノ渡	2.40	3.40	712 2:00	5.30	1.90
	旧太田川	三篠橋	広島市三篠町字三篠橋	1.80	2.80	712 3:00	3.30	0.50
	〃	相生橋	〃 基町字相生橋	1.30	1.80	711 23:00	2.35	0.55
	安川	安川橋	〃 安古市町字上安	1.50	2.30	711 8:00	2.50	0.20
	三篠川	深川橋	〃 高陽町字下深川	1.30	1.80	712 2:00	3.50	1.70
	〃	井原	〃 白木町字井原市	1.20	2.00	711 11:00	3.20	1.20
	〃	三田	〃 〃 字中三田	1.50	2.50	711 8:00	3.50	1.00
	根谷川	可部上原橋	〃 可部町3丁目	0.80	1.80	712 2:00	1.90	0.10
	水内川	麦谷	佐伯郡湯来町字水内	1.50	2.00	711 23:00	2.25	0.25
	滝山川	川小田	山県郡芸北町字川小田	1.50	2.50	711 22:00	3.70	1.20
江の川	江の川	運上場	三次市三次町字運上場	7.30	8.80	712 12:00	12.00	3.20
	〃	智徳橋	高田郡甲田町字上甲立	3.00	3.50	711 5:00	4.50	1.00
	〃	郷野	〃 吉田町字郷野	1.50	2.80	711 23:00	3.20	0.40
	〃	槍分	〃 〃 字下川東	3.00	3.50	712 4:00	5.60	2.10
	〃	川井	山県郡千代田町字川井	2.50	3.50	712 1:00	5.90	2.40
	神野瀬川	藤兼	双三郡君田村字藤兼	1.40	2.00	711 6:00	4.20	2.20
	馬洗川	十日市	三次市十日市町字下原	2.90	3.40	712 12:00	6.50	3.10
	〃	岡田	双三郡三良坂町字岡田	2.50	3.50	711 10:00	5.50	2.00
	西城川	庄原	庄原市本町字柳原	2.00	3.00	712 1:00	6.20	3.20

水系名	河川名	観測所名	位置	通報水位	警戒水位	最高水位 日時	最高水位 水位	最高水位と警戒水位との差
				m	m	月日時分	m	m
江の川	西城川	西城	比婆郡西城町字西城	2.00	3.00	7 12 1:00	5.70	2.70
	比和川	比和	〃 比和町字比和	1.00	1.50	7 11 20:00	3.00	1.50
	美波羅川	高杉	三次市江田川之内町高杉	2.00	3.00	7 11 11:00	4.50	1.00
芦田川	芦田川	西神島	福山市西神島町神島橋	1.50	2.50	7 11 10:00	5.90	3.40
	〃	府中	府中市府中町字堤外飛家	1.50	2.50	7 11 10:00	2.80	0.30
	〃	甲山	世羅郡甲山町字高野西上原	1.40	1.60	7 11 10:00	2.70	1.10
	〃	伊尾	〃 〃 字伊尾	1.80	2.00	7 11 9:00	4.00	2.00
	神谷川	神谷新市	芦品郡新市町字神谷川橋	2.10	2.60	7 11 7:00	3.30	0.70
	御調川	岩根	御調郡御調町岩根	2.30	2.80	7 11 8:00	3.00	0.20
高梁川	小田川	山野	福山市加茂町大字山野	2.00	3.00	7 11 10:00	4.00	1.00
	成羽川	東城	比婆郡東城町字備中	1.50	2.00	7 12 2:00	3.60	1.60
瀬野川	瀬野川	九十九橋	安芸郡海田町字九十九橋	1.30	1.80	7 11 23:00	1.40	−0.40
黒瀬川	黒瀬川	松ケ瀬	賀茂郡黒瀬町字菅田	1.40	2.00	7 11 9:00	2.60	0.60
	〃	樋ノ詰	東広島市西条町字馬木	1.70	2.00	7 12 16:00	2.80	0.80
	〃	町田	呉市広町字町田	1.50	2.00	7 12 17:00	3.15	1.15
賀茂川	賀茂川	上条	竹原市下町字上条	1.50	2.00	7 12 14:30	2.40	0.40
沼田川	沼田川	本郷	豊田郡本郷町字本郷橋	3.20	3.60	7 11 10:30	3.85	0.25
	〃	亀津	〃 〃 字亀津	2.50	3.00	7 11 8:00	3.00	0.00
	〃	中河内	賀茂郡河内町字中河内	2.50	3.00	7 11 9:00	3.60	0.60
二河川	二河川	焼山	呉市焼山町奥原	1.50	2.00	7 12 14:00	2.50	0.50
高野川	高野川	風早	豊田郡安芸津町字風早	0.50	1.00	7 12 17:00	1.50	0.50

第1－5表　主要水系の水位観測表

水系名		太田川	江の川	江の川	芦田川	黒瀬川
河川名		太田川	江の川	西城川	芦田川	黒瀬川
観測所名		太田川橋	川井	庄原	西神島	町田
所属		広島県	広島県	広島県	広島県	広島県
警戒水位		3.60 m	3.50 m	3.00 m	2.50 m	2.00 m
最高水位及び日時		6.80 m 7月12日 1：00	5.90 m 7月12日 1：00	6.20 m 7月12日 1：00	5.90 m 7月11日 10：00	3.15 m 7月12日 17：00
毎時水位	7月11日	m	m	m	m	m
	1時			3.00		
	2			3.12		2.35
	3			3.40		2.35
	4			3.60		2.30
	5			3.60		2.38
	6	4.80		3.88		2.50
	7	4.70		4.00		2.60
	8	4.70		4.00	4.20	2.70
	9	4.80	4.00	3.80	5.50	2.80
	10	4.60	3.50	3.64	5.90	2.80
	11	4.50	3.20	3.40	5.09	2.85
	12	4.30	3.00	3.24	4.99	2.85
	13	4.10	2.70	3.24	4.96	2.90
	14	3.90	2.50	3.04	4.86	2.80
	15	3.80	2.50	2.96	4.74	2.70
	16	3.70	2.50	2.88	4.56	2.60
	17	3.60	2.50	2.88	4.36	2.50
	18	3.60	2.50	3.20	4.32	2.55
	19	3.50	3.00	3.88	4.16	2.50
	20	3.60	2.90	4.80	4.08	2.50
	21	3.80	3.30	4.95	3.90	2.52
	22	4.30	4.60	5.10	3.90	2.50
	23	5.00	5.00	5.50	3.80	2.52
	24	5.80	5.40	5.60	3.70	2.50

水系名		太田川	江の川	江の川	芦田川	黒瀬川
河川名		太田川	江の川	西城川	芦田川	黒瀬川
観測所名		太田川橋	川井	庄原	西神島	町田
所属		広島県	広島県	広島県	広島県	広島県
警戒水位		3.60 m	3.50 m	3.00 m	2.50 m	2.00 m
最高水位及び日時		6.80 m 7月12日 1：00	5.90 m 7月12日 1：00	6.20 m 7月12日 1：00	5.90 m 7月12日 10：00	3.15 m 7月12日 17：00
毎時水位	7月12日	m	m	m	m	m
	1時	6.80	5.90	6.20	3.70	2.50
	2	6.80	5.50	6.20	3.69	2.50
	3	6.50	5.20	6.20	3.75	2.50
	4	6.20	4.50	6.00	3.80	2.48
	5	5.50	4.00	4.80	3.80	2.45
	6	4.70	4.00	4.40	3.76	2.43
	7	4.20	3.00	3.90	3.70	2.40
	8	4.00	3.00	3.40	3.65	2.30
	9	3.70	2.20	3.10	3.65	2.30
	10	3.50	2.40	3.00	3.65	2.28
	11	3.50	2.60	2.85	2.66	2.30
	12	3.50	2.70	2.85	2.66	2.30
	13	3.50	2.80	3.08	2.60	2.38
	14	3.50	2.60	3.68	2.55	2.63
	15	3.70	3.00	3.84	2.62	2.95
	16	4.00	2.80	3.84	2.71	3.10
	17	4.00	2.40	3.82	2.82	3.15
	18	3.80	2.40	3.76	2.90	3.15
	19	3.60	2.40	3.28	2.90	3.15
	20	3.50	2.40	3.12	3.13	3.08
	21	3.50	2.40	2.90	3.17	3.00
	22	3.50	2.40	2.60	3.13	2.90
	23	2.90	2.30	2.22	3.00	2.78
	24	2.20	2.30	2.10	2.97	2.70

第１－１２図の１　一級河川　江の川水系（西城川）の雨量，水位状況図

観測所　建設省三次水位観測所
（三次市三次町五日市）

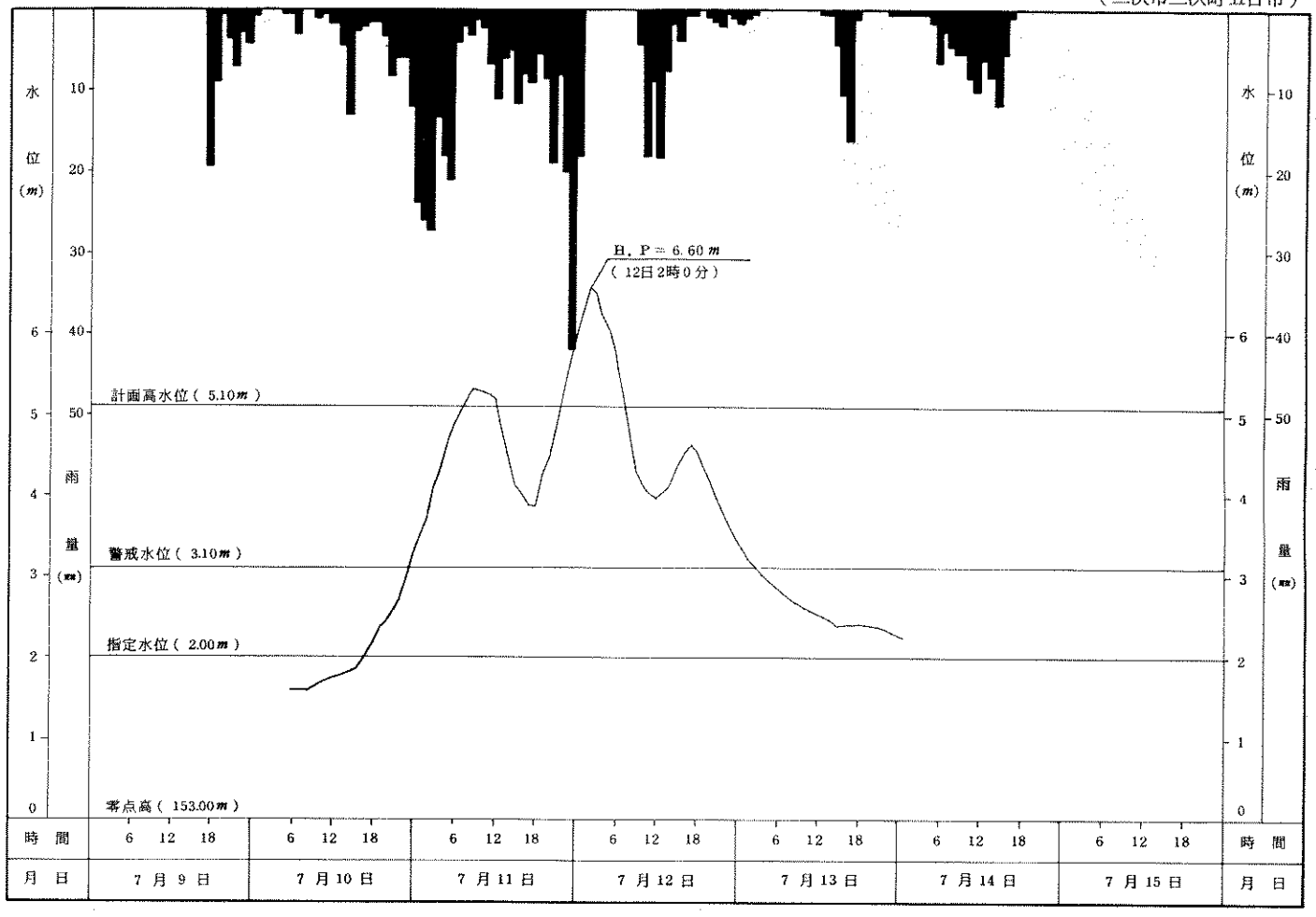

第１－１２図の２　一級河川　江の川水系（江の川）の雨量，水位状況図

観測所　建設省尾関山水位観測所
（三次市三次町五日市）

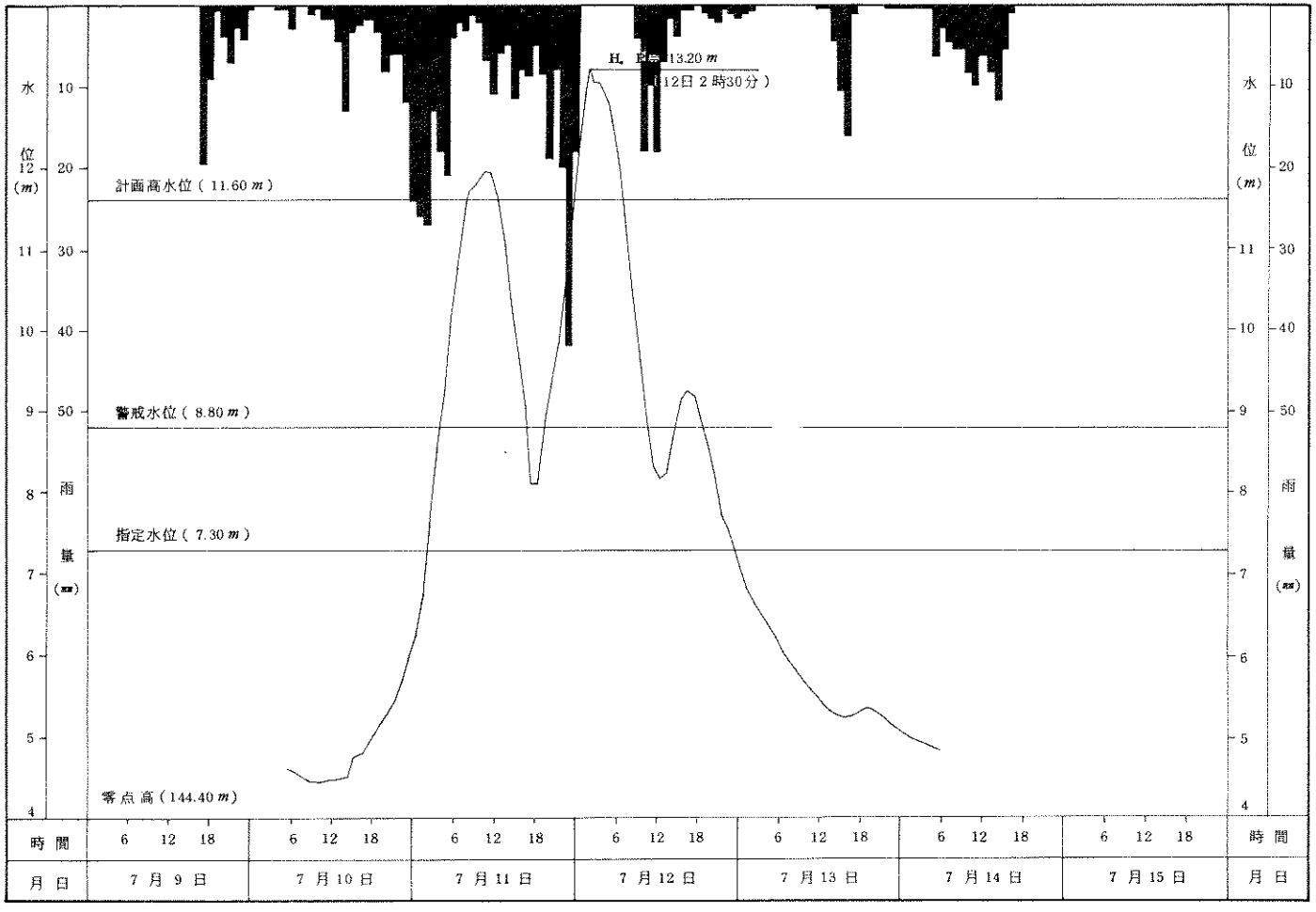

第１－１２図の３　一級河川　江の川水系（馬洗川）の雨量，水位状況図

観測所　建設省南畑敷水位観測所
（三次市南畑敷町）

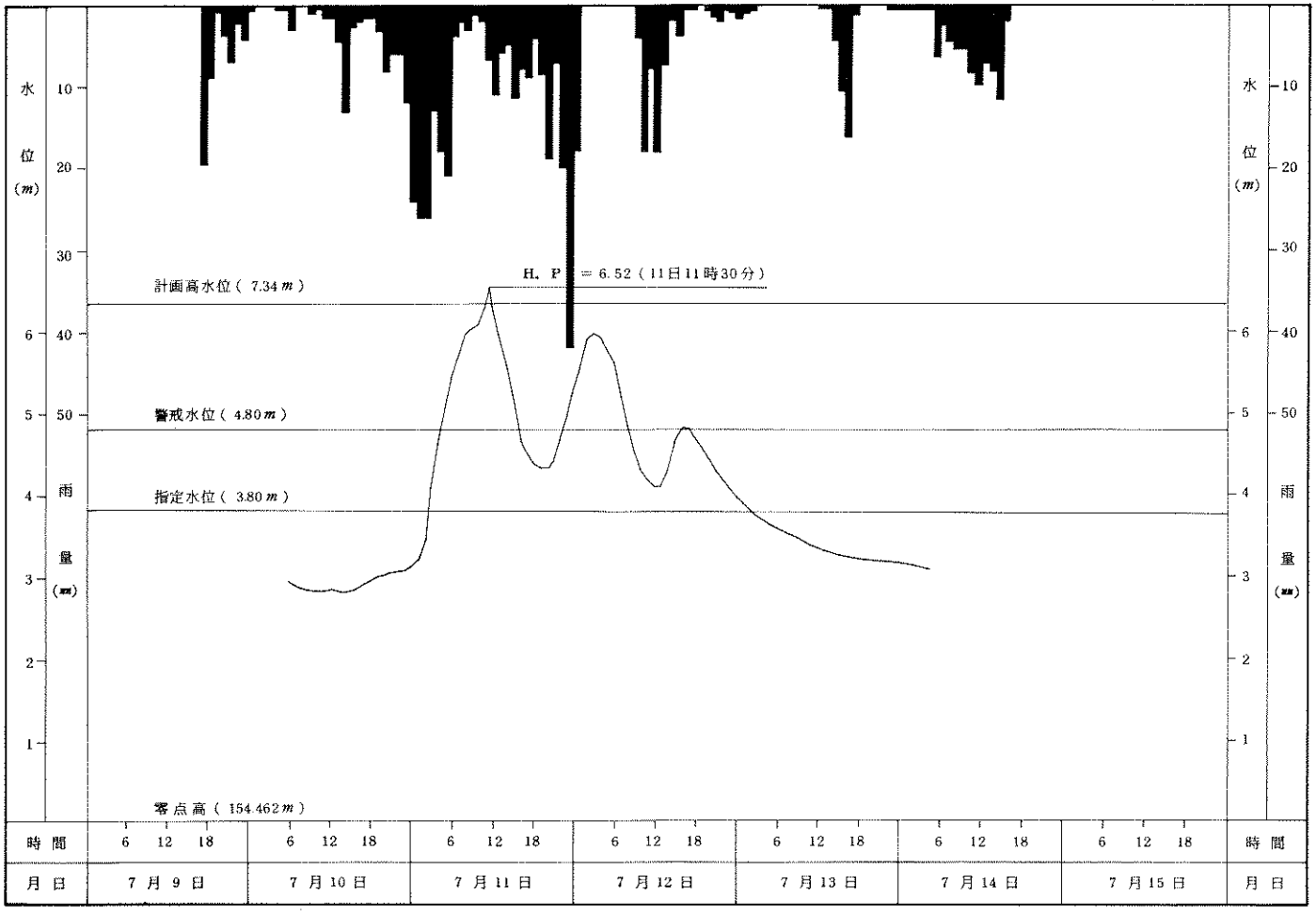

第１－１２図の４　一級河川　太田川水系（太田川）の雨量，水位状況図

観測所　広島県中ノ渡水位観測所
（山県郡加計町字中ノ渡）

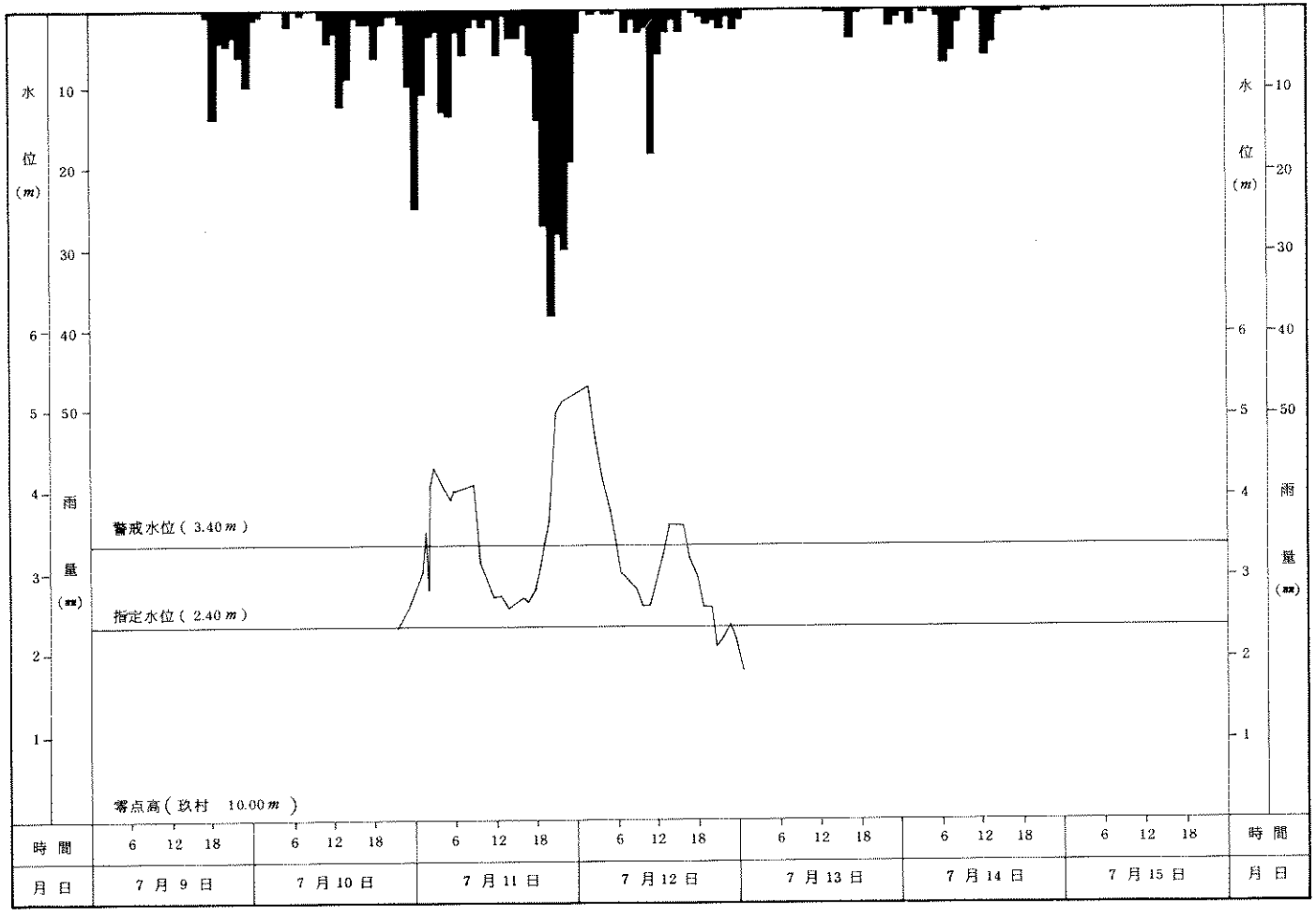

第2章　被　害　状　況

第1節　概　　要

7月9日から降り始めた豪雨は15日午前9時までに三次の622㎜を最高に県北部一帯で500㎜以上，沿岸部でも200㎜を超える記録的な大雨をもたらした。このため，県北部を中心として県下全域に河川のはん濫，山・がけ崩れ等が発生し，各地で多数の死傷者をはじめ，家屋の倒壊，流失，河川の決壊，橋梁の流失，道路及び鉄道の損壊，田畑の流失，冠水等の被害が続出し，その被害は本県災害史上未曽有のものとなった。

被害の概況は，第2－1表のとおりであるが，死者・行方不明者39人，負傷者105人の人的被害のほか，住家の被害19,208棟をはじめとして，農林地・公共施設等の被害総額は約640億円に達した。

第2－1表　被害総括表

	区分		人数
人	死者		35
	行方不明者		4
	負傷者	重傷	36
		軽傷	69
	計		144

	区分	棟数	世帯数	人数
住家	全壊	349	349	1,208
	半壊	2,171	2,171	7,590
	一部破損	488	489	1,761
	床上浸水	5,169	5,173	18,074
	床下浸水	11,031	11,128	38,886
	計	19,208	19,310	67,519

項目	内訳	被害額（単位：千円）
土木関係の被害	河川	25,276,742
	道路	5,444,361
	橋梁	1,618,124
	砂防	1,589,332

項　　目	内　　訳	被　害　額（単位：千円）
	小　　計	33,928,559
商工業関係の被害	工　業　関　係	2,263,574
	商　業　関　係	3,321,155
	そ　の　他	1,458,892
	小　　計	7,043,621
農業関係の被害	農　作　物	3,015,605
	農業用施設（耕地関係を除く）	317,978
	農地・農業用施設	11,319,652
	家　畜　等	73,462
	小　　計	14,726,697
水産業関係の被害		117,291
林業関係の被害	治　　山	3,644,230
	林　　道	278,292
	林　　業	563,026
	営林署関係	1,154,997
	小　　計	5,640,545
衛生関係の被害	医療施設	295,937
	廃棄物処理施設	24,845
	小　　計	320,782
電気・水道関係の被害	電　　気	690,500
	上水道・簡易水道	3,961
	工業用水道	5,650
	小　　計	700,111
鉄道・電信電話の被害	鉄　　道	649,345
	電信電話	330,000
	小　　計	979,345
文教施設関係の被害	公立学校	323,050
	私立学校	67,930
	社会教育及び体育施設	23,887
	小　　計	414,867
公園施設等の被害		78,630
都市施設等の被害		40,870
公営住宅の被害		35,632
合　　計		64,026,950

第２節　人及び住家の被害

１　人の被害

今回の災害による人的被害は１４４人に達した。このうち死者，行方不明者は３９人で，これを原因別にみると，山・がけ崩れによるものが２６人で大半を占め，続いて濁流に転落したもの８人がこれに次いでいる。また，これを地域別にみると被害が激甚であった県北部では２８人に及ぶ犠牲者が出ている。

人的被害状況は第２－２表のとおりである。

第２－２表　人的被害状況

市町村名	死者	行方不明者	負傷者		計
			重傷	軽傷	
広島市	1人	人	1人	人	2人
三原市				1	1
福山市			2	1	3
府中市	4		1		5
三次市	6	1	6		13
庄原市	7		2	4	13
加計町	5		2	3	10
芸北町				2	2
千代田町				2	2
豊平町	2			2	4
美土里町				1	1
高宮町		1	3	1	5
安芸津町			6	2	8
甲山町	1				1
世羅町				1	1
新市町	1				1
神石町	2				2
上下町				2	2
総領町				1	1
甲奴町	1		4	3	8
君田村	1		1	1	3

市町村名	死者	行方不明者	負傷者		計
			重傷	軽傷	
作木村	1人	人	4人	22人	27人
吉舎町				2	2
西城町	1			9	10
東城町	2	1	4	9	16
高野町		1			1
計	35	4	36	69	144

2　住家の被害

河川のはん濫，山・がけ崩れ等によって各地で住家の流失，倒壊，浸水等が続出し，県下の住家の被害は19,208棟に達し，被災者は67,519人に及んだ。特に，三次市では馬洗川の決壊等によって4,826世帯が被害を受け，その被害は，全世帯数（昭和45年10月1日国勢調査10,139世帯）の約半数に達した。

住家の被害状況は第2－3表のとおりである。

第２－３表　住家の被害状況

市町村名		全壊			半壊			一部破損			床上浸水			床下浸水			計		
		棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員
広島市		8	8	27	21	27	73	7	8	27	285	285	995	1,088	1,088	3,802	1,409	1,410	4,924
呉市		1	1	3	1	1	3	20	20	70				151	246	860	173	268	936
竹原市														140	140	489	140	140	489
三原市		1	1	3										11	11	38	12	12	41
尾道市								1	1	3				11	11	38	12	12	41
因島市														60	60	210	60	60	210
福山市		1	1	3	2	2	10	14	14	49	31	31	108	300	300	1,050	348	348	1,220
府中市		6	6	20	4	4	14	12	12	41	10	10	34	308	308	1,076	340	340	1,185
三次市		40	40	140	1,584	1,584	5,536				1,840	1,840	6,431	1,362	1,362	4,760	4,826	4,826	16,867
庄原市		14	14	49	33	33	115	47	47	164	145	145	507	558	558	1,950	797	797	2,785
東広島市								4	4	14				176	176	615	180	180	629
安芸郡	府中町							1	1	3				98	98	342	99	99	345
	坂町				1	1	3	3	3	10				3	3	10	7	7	23
	江田島町							3	3	10							3	3	10
	音戸町							1	1	3							1	1	3
佐伯	五日市町										5	5	17	11	11	38	16	16	55
	廿日市町										1	1	3	35	35	122	36	36	125
	湯来町				3	3	10				46	46	161	49	49	171	98	98	342

郡	吉和村				3	3	10	2	2	7	16	16	56	18	18	63	39	39	136
	大柿町				1	1	3	1	1	3				3	3	10	5	5	16
山	加計町	35	35	122	36	36	133	32	32	112	89	89	311	262	262	916	454	454	1,594
	筒賀村				11	11	38				1	1	3	48	48	168	60	60	209
	戸河内町	5	5	17	1	1	3	9	9	31	85	87	304	92	92	322	192	194	677
県	芸北町	1	1	3	1	1	3	4	4	14				26	28	98	32	34	118
	大朝町										142	142	496	437	437	1,527	579	579	2,023
郡	千代田町	17	17	59	8	8	28	1	1	3	137	137	479	319	319	1,115	482	482	1,684
	豊平町	8	8	28	20	20	70	7	7	24	92	92	322	138	138	482	265	265	926
高	吉田町	1	1	3				1	1	3	124	124	433	388	388	1,356	514	514	1,795
	八千代町										10	10	35	43	43	150	53	53	185
田	美土里町				1	1	3	17	17	59	19	19	66	56	56	196	93	93	324
	高宮町	18	18	63	30	30	105	12	12	105	95	95	332	136	136	475	291	291	1,080
郡	甲田町	1	1	3	7	7	24	48	48	168	231	231	807	201	201	702	488	488	1,704
	向原町	3	3	10				4	4	14	14	14	49	238	238	832	259	259	905
賀	福富町													9	9	31	9	9	31
	豊栄町							4	4	14	3	3	10	23	23	80	30	30	104
茂	大和町							3	3	10	5	5	17	22	22	77	30	30	104
郡	河内町							8	8	28				1	1	3	9	9	31
豊	本郷町	1	1	3										11	11	38	12	12	41
田郡	安芸津町	1	1	3				3	3	10	3	3	10	43	43	150	50	50	173

市町村名		全壊			半壊			一部破損			床上浸水			床下浸水			計		
		棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員
豊田郡	安浦町							4	4	14				39	39	136	43	43	150
	東野町													7	7	24	7	7	24
御調郡	御調町				3	3	10	1	1	3							4	4	13
	久井町							3	3	10				8	8	28	11	11	38
	向島町							1	1	3				5	5	17	6	6	20
世羅郡	甲山町				6	6	21				14	14	49	28	28	98	48	48	168
	世羅町	2	2	7	8	8	28	24	24	84	61	63	220	86	86	301	181	183	640
	世羅西町							6	6	21	4	4	14	96	96	336	106	106	371
沼隈郡	沼隈町							4	4	14				36	36	126	40	40	140
深安郡	神辺町	1	1	3	1	1	3	6	6	21				63	63	220	71	71	247
芦品郡	新市町	2	2	7	6	6	21	1	1	3	5	5	17	432	432	1,510	446	446	1,558
神石郡	油木町	16	16	56	1	1	3				14	14	49	19	19	66	50	50	174
	神石町	21	21	73	28	28	98				130	130	454	101	101	353	280	280	978
	三和町	1	1	3				10	10	35	30	30	105	120	120	419	161	161	562
	豊松村				4	4	14	6	6	21				29	29	101	39	39	136
甲奴郡	上下町	6	6	21	8	8	28	7	7	24	121	121	423	339	339	1,185	481	481	1,681
	総領町	19	19	66	11	11	38	7	7	24	80	80	280	118	118	412	235	235	820
	甲奴町	7	7	24	11	11	38	20	20	70	106	106	370	426	426	1,489	570	570	1,991
	君田村	4	4	14	16	16	56	7	7	24	31	31	108	71	71	248	129	129	450

双三郡	布野村	1	1	3							2	2	7	12	12	42	15	15	52
	作木村	34	34	119	126	126	440				26	26	91	34	34	119	220	220	769
	吉舎町	13	13	45	14	14	49	1	1	3	334	334	1,167	258	258	902	620	620	2,166
	三良坂町	9	9	31	6	6	21	19	19	66	189	189	661	140	140	489	363	363	1,268
	三和町				2	2	7				12	12	42	62	62	217	76	76	266
比婆郡	西城町	9	9	31	98	98	343				206	206	720	529	529	1,849	842	842	2,943
	東城町	28	28	98	27	27	94	44	44	154	238	238	832	895	895	3,128	1,232	1,232	4,306
	口和町	3	3	10	8	8	28	40	40	140	78	78	273	65	65	227	194	194	678
	高野町													16	16	56	16	16	56
	比和町	8	8	28	19	19	66	8	8	28	59	59	206	122	122	426	216	216	754
計		349	349	1,208	2,171	2,171	7,590	488	489	1,761	5,169	5,173	18,074	11,031	11,128	38,886	19,208	19,310	67,519

第３節　土木関係の被害

公共土木施設関係の被害は，国，県，市町村関係をあわせて１３,２６０箇所の多きを数え，その被害額は約３３９億円に達した。

被害は県下全域に及んだが，特に県北部を流れる江の川水系，高梁川水系，芦田川水系，太田川水系等の流域一帯においては，各地で山・がけ崩れが発生し，また河川がはん濫し，堤防の決壊，道路及び橋梁の流失，損壊等が相次ぐなど壊滅的な被害を受けた。土木関係被害の概況は第２－４表のとおりである。

第２－４表　土木関係被害の概況

（単位：千円）

区分	国関係		県関係		市町村関係		計	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
河川	157	3,206,594	4,364	18,303,820	2,839	3,766,328	7,360	25,276,742
道路	25	309,000	1,962	3,512,868	2,650	1,622,493	4,637	5,444,361
橋梁			18	232,305	295	1,385,819	313	1,618,124
砂防			950	1,589,332			950	1,589,332
計	182	3,515,594	7,294	23,638,325	5,784	6,774,640	13,260	33,928,559

1　河川の被害

各河川は１０日夜半から急激に増水を始め，１１日未明にかけて警戒水位を大きく突破した。

この洪水により，県北を流れる江の川水系，芦田川水系，高梁川水系及び太田川水系等全流域にわたり，いたるところで溢水や破堤箇所が発生し，特に江の川水系の西城川及び上下川においては，河道の軌跡をとどめないような著しい被害を受け，その延長は１００数粁に及ぶなど，県下の河川関係土木施設被害は国，県，市町村工事を合せて7,３６０箇所，約２５２億円にのぼる未曽有の大被害となった。

河川の被害状況は第２－５表～第２－７表のとおりである。

第2－5表　1級河川の被害状況　（単位：千円）

河川名	国関係		県関係		計	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
太田川水系	59	1,136,210	456	1,663,709	515	2,799,919
江の川水系	78	1,710,396	2,605	14,104,638	2,683	15,815,034
小瀬川水系	1	34,973	3	6,195	4	41,168
芦田川水系	19	325,015	486	1,350,049	505	1,675,064
高梁川水系			428	733,046	428	733,046
計	157	3,206,594	3,978	17,857,637	4,135	21,064,231

第2－6表　2級河川の被害状況　（単位：千円）

河川名	箇所数	被害額	河川名	箇所数	被害額
八幡川水系	5	6,198	新川水系	3	1,376
瀬野川水系	5	10,116	山南川水系	1	216
黒瀬川水系	89	109,578	御手洗川水系	2	1,510
野呂川水系	2	3,803	可愛川水系	1	2,353
賀茂川水系	4	12,852	二河川水系	5	6,641
沼田川水系	254	280,423	三津大川水系	1	278
和久原川水系	3	2,631	木谷郷川水系	1	1,260
藤井川水系	6	4,177	本谷川水系	3	2,425
本郷川水系	1	346	計	386	446,183

第２－７表　市町村管理河川の被害状況　　（単位：千円）

市町村名	箇所数	被害額	市町村名	箇所数	被害額	市町村名	箇所数	被害額
広島市	112	71,286	芸北町	35	20,987	神辺町	4	1,913
呉市	4	13,891	八千代町	19	6,635	新市町	9	6,026
竹原市	39	13,873	吉田町	21	24,286	油木町	7	67,463
三原市	8	3,384	美土里町	78	69,902	神石町	8	105,253
尾道市	2	738	高宮町	84	66,560	豊松村	7	3,862
福山市	46	21,101	甲田町	27	17,227	神石郡三和町	44	27,551
府中市	20	25,644	向原町	26	34,322	上下町	101	139,177
三次市	33	94,289	黒瀬町	6	4,682	総領町	106	107,657
庄原市	175	242,069	豊栄町	5	4,228	君田村	52	57,827
大竹市	2	1,208	大和町	28	12,680	布野村	3	991
東広島市	17	12,662	安芸津町	6	7,167	作木村	120	67,460
熊野町	3	2,320	安浦町	15	13,409	吉舎町	130	220,192
江田島町	1	282	大崎町	2	4,257	三良坂町	1	633
湯来町	1	5,474	豊浜町	2	9,957	双三郡三和町	90	96,446
佐伯町	3	1,063	木ノ江町	10	16,141	東城町	296	678,571
吉和村	21	51,036	本郷町	17	13,147	西城町	123	132,829
加計町	133	180,499	久井町	10	10,507	比和町	145	279,371
戸河内町	3	2,565	御調町	10	3,127	高野町	24	21,346
筒賀村	13	21,930	世羅町	99	91,512	口和町	91	186,678
豊平町	112	114,977	世羅西町	46	29,131	計	2,839	3,766,328
大朝町	64	39,951	甲山町	66	54,061			
千代田町	58	150,127	沼隈町	8	6,886			

2　道路の被害

道路の被害額は約５４億円にのぼり，県中北部を中心に国管理の国道２５箇所，県管理の国・県道1,９６２箇所，市町村道2,６５０箇所の被害が発生した。

被害の状況をみると，河川堤防兼用道路の路側崩壊が４６％，盛土法面の崩壊が３２％，切取法面の崩壊が２２％となっている。

一般的に１００～２００㎜程度の降雨の場合は，路肩の崩れ程度であるが，今回の災害では600㎜を越える降雨が短時間に集中したことと，県中北部の道路が狭隘な急流未改修河川の堤防兼用になっていたため，越水による決壊が多数発生した。また，県中北部には，未改良道路が多かったため，法面の崩壊も多く発生した。

道路の被害状況は第２－８表のとおりである。

第２－８表　道路の被害状況　　（単位：千円）

区分 / 市町村名	国関係		県関係		市町村関係	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
広島市			125	342,837	60	34,104
呉市			5	3,074	12	10,770
竹原市			11	11,554	19	4,874
三原市			25	15,766	22	10,135
尾道市			19	19,677	38	10,524
福山市			121	88,481	130	66,882
府中市			73	94,549	51	27,524
三次市	13	115,000	77	219,175	216	151,752
庄原市			73	172,410	254	108,801
大竹市			2	3,021		
東広島市			29	18,688	20	7,214
海田町			1	1,373		
江田島町			1	806	1	481
音戸町					1	417
倉橋町			1	664		
蒲刈町					3	1,918
五日市町			5	2,717	9	12,159
廿日市町					4	1,107

区分 / 市町村名	国関係		県関係		市町村関係	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
大野町			4	3,000		
湯来町			8	3,429	2	782
佐伯町			6	4,088	1	571
吉和村			36	33,633	4	5,213
能美町			1	1,451	2	8,603
沖美町					1	408
大柿町					2	550
加計町			70	185,999	102	124,405
筒賀村			39	50,561	12	11,719
戸河内町			78	213,938	40	38,587
芸北町			15	23,257	23	10,543
大朝町			9	12,285	14	8,161
千代田町			13	15,440	28	16,837
豊平町			60	60,240	76	65,985
吉田町	1	14,000	3	2,172	3	656
八千代町			6	24,014	1	1,938
美土里町			18	13,520	14	7,609
高宮町			54	208,865	41	37,194
甲田町	6	154,000	5	6,765	10	7,877
向原町			5	6,305	24	14,493
黒瀬町			5	1,665	2	833
福富町			2	565	4	1,183
豊栄町			13	7,288	4	1,490
大和町			19	12,804	48	18,942
河内町			29	19,199	10	8,086
本郷町			6	8,008	13	3,995
安芸津町	1	3,000	4	1,753	8	2,977
安浦町			6	3,143	5	1,080
川尻町			3	10,614		

区分 / 市町村名	国関係		県関係		市町村関係	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
豊浜町			2	4,113		
大崎町					1	174
瀬戸田町					1	506
御調町			21	15,256	19	7,059
久井町			7	4,703	8	1,562
向島町			1	10,465		
甲山町			43	65,322	50	21,549
世羅町			31	39,233	40	17,734
世羅西町			2	1,206	20	7,607
沼隈町			1	327	12	6,978
神辺町			2	8,510	46	16,046
新市町			27	22,744	34	25,519
油木町			71	182,442	67	58,735
神石町			67	70,898	47	20,147
神石郡三和町			29	42,382	66	35,714
豊松村			21	30,652	58	21,668
上下町			41	48,133	68	28,315
総領町			45	119,596	121	84,808
甲奴町			38	74,334	39	13,847
君田村			24	25,601	15	11,868
布野村	4	23,000	8	4,294	18	14,865
作木村			56	365,813	44	24,376
吉舎町			52	111,224	88	49,935
三良坂町			28	28,683	46	29,446
双三郡三和町			33	35,196	27	17,497
西城町			13	76,359	83	55,049
東城町			101	128,452	184	116,547
口和町			24	34,279	65	44,035
高野町			15	16,105	11	9,413
比和町			24	27,153	38	32,115
計	25	309,000	1,962	3,512,868	2,650	1,622,493

交通規制の状況

道路の交通規制は，全体で３０７箇所（１３１路線）実施し，うち全面禁止が２２９箇所，大型車及び普通車禁止が５１箇所，片側禁止が２７箇所で，ほとんどが全面禁止である。

これは，道路の被害が路肩の崩れだけにとどまらず，路側全体が崩壊したことと，法面の崩壊も５００㎡程度の大規模なものが，多発したこと，更に，県中北部一帯で河川のはん濫により，大部分の橋梁が流失したためである。

交通規制の状況は第２－９表のとおりである。

第２－９表　交通規制の状況

区　　分	全面禁止	大型車禁止	普通車禁止	片側禁止	計
一般国道	４０箇所	７箇所	２箇所	１箇所	５０箇所
主要県道	６１	１０	１	２	７４
一般県道	１２６	２６	５	１	１５８
小　　計	２２７	４３	８	４	２８２
一般国道（直轄）	２			２３	２５
合　　計	２２９	４３	８	２７	３０７

３　橋梁の被害

橋梁の被害額は約１６億円にのぼり，県中北部を中心に，県管理分１８橋，市町村管理分295橋の被害が発生した。

被災の状況をみると，県管理分は１８橋のうち永久橋が１７橋，木橋が１橋，市町村管理分は２９５橋のうち永久橋が１５０橋，木橋が１４５橋となっており，その被災規模は全橋被災がほとんどである。

このように，永久橋が全橋被災を受けたのは，記録的な大雨が降ったことと，未改修河川がほとんどであったため，水位が堤防の天端をはるかに越えて橋台取付部の決壊を起こしたこと，更に，橋桁下高の余裕が少なく直接橋面に流水が当ったためである。

橋梁の被害状況は第２－１０表のとおりである。

第2－10表　橋梁の被害状況　　（単位：千円）

区分 / 市町村名	県関係		市町村関係	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額
広島市			9	169,926
竹原市			2	3,350
三原市			1	1,078
福山市			6	8,902
府中市			3	2,277
三次市	2	10,000	29	288,595
庄原市			26	83,644
東広島市			3	24,690
佐伯町			1	2,012
吉和村	1	2,622	3	18,320
加計町			5	12,146
筒賀村	1	1,959	1	40,474
戸河内町	1	1,242	8	45,284
芸北町			1	2,243
大朝町			2	8,147
千代田町	1	3,907	7	48,499
豊平町			2	23,548
吉田町	1	10,057	2	46,833
美土里町			9	23,187
高宮町	3	59,801	15	52,932
甲田町	1	53,057	2	8,481
向原町			3	6,656
本郷町			1	1,191
甲山町	1	1,049	4	14,303
世羅町			3	9,137
世羅西町			1	1,877
新市町			4	7,848
油木町			2	3,884

区分 / 市町村名	県関係		市町村関係	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額
神石郡三和町			2	4,059
上下町	1	1,218	14	32,837
総領町			14	45,421
甲奴町			3	10,138
布野村			1	1,074
作木村	1	71,516		
吉舎町	1	9,342	24	98,563
三良坂町			14	90,265
双三郡三和町			7	30,005
西城町	1	919	9	8,930
東城町			24	44,151
口和町			16	36,117
比和町	2	5,606	6	24,892
計	18	232,305	295	1,385,819

4　砂防設備の被害

今回の豪雨により，県北部を中心に多数の渓流で土石流が発生し，砂防設備の被害は９５０箇所，約１６億円に達した。

土石流は地形的に見て一般的には集水区域の広いかつ，急な山腹に発生するが，このたびの災害では未曽有の豪雨が風化の進んだ花崗岩地帯に集中したため，小渓流に直撃的土石流を起こし甚大な被害をもたらした。

砂防設備の被害状況は第２－１１表のとおりである。

第２－１１表　砂防設備の被害状況　　（単位：千円）

市町村名	渓流設備		市町村名	渓流設備		市町村名	渓流設備	
	箇所数	被害額		箇所数	被害額		箇所数	被害額
広島市	17	11,489	大朝町	48	49,474	神辺町	6	2,740
竹原市	9	7,050	千代田町	41	43,340	新市町	12	15,927
三原市	3	2,584	豊平町	28	37,268	豊松村	2	647
福山市	21	23,861	吉田町	18	10,033	上下町	26	103,217
府中市	37	23,469	八千代町	8	3,180	総領町	22	28,745
三次市	52	168,893	美土里町	31	22,956	甲奴町	12	15,366
庄原市	28	85,988	高宮町	29	45,372	君田村	21	27,154
東広島市	16	7,101	甲田町	18	22,148	布野村	53	86,221
廿日市町	3	2,531	向原町	19	13,309	作木村	29	62,749
大野町	1	383	黒瀬町	2	1,262	吉舎町	23	71,446
湯来町	1	172	福富町	9	4,742	双三郡三和町	78	155,407
佐伯町	4	3,339	安芸津町	1	530	西城町	13	19,295
吉和村	5	3,493	久井町	3	3,493	東城町	17	28,556
加計町	44	99,044	甲山町	11	18,543	口和町	27	81,939
筒賀村	14	41,084	世羅町	5	11,274	高野町	6	10,559
戸河内町	56	97,127	世羅西町	21	14,832	計	950	1,589,332

がけ崩れの被害

本県は，風化花崗岩地帯が多くいわゆる真砂土と呼ばれる地質が７５.１パーセントを占めている。真砂土は水を含むと崩壊しやすい性質を有しているが，このたびの災害では梅雨期の長雨により地山が飽和しているところに今回の豪雨が降り，各地で多くのがけ崩れ災害が発生した。また，今回のがけ崩れ災害は，家屋の密集した沿岸部で多発しており，その規模は局所的であるが突発的に家屋を直撃したため，多くの人的被害をもたらした。

がけ崩れ（人身，家屋被害を伴うもの）による被害状況は第２－１２表のとおりである。

第２－１２表　がけ崩れ（人身,家屋被害を伴うもの）による被害状況

地　区　名	被害発生日時	被　害　の　状　況
呉市西鹿田１丁目	10日	住宅一部損壊１戸
〃 広町南横路	10〃	〃　１〃
〃 阿賀町原１５班	10〃	〃　１〃
〃 西谷町６－７	10〃	〃　１〃
〃 東畑５地区	10〃	〃　２〃
〃 伊賀谷地区	10〃	〃　１〃
〃 警固屋２丁目９３	10〃 4時	住宅半壊　１〃
〃 西町平地区	10〃 5〃	住宅一部損壊１〃
〃 西愛宕上地区	10〃 4〃	〃　１〃
〃 中畑向川地区	10〃	〃　１〃
〃 吉浦東町２４０	10〃 5時	〃　１〃
〃 西三津田町５－１８	10〃11時50分	〃　１〃
〃 西鹿田町１丁目５－６	10〃12時	〃　１〃
〃 下山田町５－１０	12〃	〃　２〃
〃 冠崎樋守	12〃	〃　１〃
〃 阿賀町大上５０９８	12〃	〃　２〃
〃 西辰川町１丁目１－３１	12〃	〃　２〃
〃 西辰川１６６	12〃	〃　１〃
〃 西教寺下地区	12〃	〃　２〃
〃 新畑１３０	12〃	〃　２〃
〃 大入温田	12〃	〃　１〃
〃 警固屋町１６丁目	12〃14時	住宅全壊　１〃
〃 広町塩焼	13〃12〃	住宅半壊１戸　一部損壊２戸
河内町字山①	11〃 7〃	住宅一部損壊１戸
〃　②	11〃 7〃	〃　１〃
〃　③	11〃 7〃	〃　１〃
〃　④	11〃 7〃	〃　１〃
〃　⑤	11〃 7〃	〃　１〃
〃　⑥	11〃 7〃	〃　１〃

地　区　名	被害発生日時	被　害　の　状　況
河内町字山⑦	11日 7時	住宅一部損壊1戸
〃　小田	12〃 7〃	〃　1〃
東広島市高屋町貞重①	11〃11〃	〃　1〃
〃　②	11〃11〃	〃　1〃
〃　③	11〃11〃	〃　1〃
〃　④	11〃11〃	〃　1〃
東広島市高屋町造賀①	11〃 5時30分	〃　1〃
〃　②	11〃11〃	〃　1〃
福富町上中野	11〃 6〃	〃　1〃
東広島市高屋町重兼	12〃14時50分	住宅半壊　2〃
安芸津町木谷	10〃 3〃	負傷者6人　住宅全壊1戸　一部損壊2戸 〃　半壊2〃
本郷町上北方宮地川	11〃 4時30分	負傷者1人　住宅全壊1戸
府中市荒谷日進	11〃 7〃	死亡者2人　〃　1〃
〃　西山	11〃 7〃	住宅半壊1戸
〃　番蔵	11〃 7時 5分	住宅全壊1〃
上下町有福	11〃 8時	負傷者2人　住宅全壊1戸
甲奴町大谷	11〃 8〃	負傷者2人　住宅全壊7戸　住宅半壊2戸
〃　本郷板屋	11〃 8時30分	死亡者1人　負傷者1人　住宅全壊1戸
加計町丁川	11〃22〃30〃	死亡者4人　住宅全壊2戸 負傷者2人　〃　一部損壊2戸
〃　道ノ口	11〃 7〃30〃	死亡者1人　住宅全壊1戸
豊平町中原	12〃 2〃30〃	〃　2〃　〃　1〃
福山市加茂町北山	11〃 7〃30〃	負傷者2〃　〃　1〃
広島市高陽町矢口	12〃 2〃	住宅一部損壊1戸
音戸町坪井地区	12〃 3〃	〃　1〃
五日市町殿山	11〃19〃	〃　2〃
東城町久代	11〃	死亡者3人　住宅全壊7戸 負傷者1〃　〃　半壊6〃
豊栄町安宿	11〃 7時20分	住宅一部損壊1戸
〃　吉原①	11〃 6〃	〃　〃
〃　②	11〃 6〃	〃　〃
〃　③	11〃12〃	〃　〃

地　区　名	被害発生日時	被　害　の　状　況
豊栄町能良①	11日 6時	住宅一部損壊１戸
〃　②	11〃 6〃	〃　1〃
〃　③	11〃 6〃	〃　1〃
〃　④	11〃 6〃	住宅半壊　1〃
豊栄町乃美	11〃 5時50分	住宅一部損壊１〃
〃　安宿	12〃12時	〃　1〃
神石町相渡竹中	12〃 4〃	死亡者１人　住宅全壊１戸
十日市町下東	11〃 3時25分	〃　1〃　住宅半壊１〃
庄原市上本村	11〃 4〃30〃	〃　2〃　住宅全壊２〃
尾道市白江	11〃20時	住宅半壊１戸
呉市山手１丁目	11〃13時35分	負傷者３人

第４節　商工業関係の被害

商工業関係の被害額は，約７０億円に達し，その内訳は工業２３億円，商業３３億円，その他14億円となっている。

被害は，三次市，庄原市を中心とする備北地域のほぼ全域にわたり，特に三次市の被害は県下総被害額の６６％を占め，なかでも三次市の被害額のうち，商業の被害額は４９.６％に及んでいる。

商工業関係の被害状況は第２－１３表のとおりである。

第２－１３表　商工業関係の被害状況　（単位：千円）

市町村名	工業		商業		その他		計	
	被災事業所数	被害額（推計）	被災事業所数	被害額（推計）	被災事業所数	被害額（推計）	被災事業所数	被害額（推計）
広島市	13	142,694	63	75,589	10	30,608	86	248,891
三原市	2	828					2	828
福山市	1	686	1	340	1	1,380	3	2,406
府中市	9	26,076	5	2,157			14	28,233
三次市	260	1,375,890	1,130	2,306,780	300	968,085	1,690	4,650,755
庄原市	37	245,213	53	109,279	8	13,099	98	367,591

市町村名	工業		商業		その他		計	
	被災事業所数	被害額（推計）	被災事業所数	被害額（推計）	被災事業所数	被害額（推計）	被災事業所数	被害額（推計）
東広島市	1	72	2	170			3	242
湯来町	1	294	10	7,582	13	9,024	24	16,900
吉和村					1	92	1	92
加計町	6	9,092	31	41,374	20	82,139	57	132,605
筒賀村			1	170			1	170
戸河内町	4	12,842	29	20,503	2	1,748	35	35,093
芸北町	2	288					2	288
大朝町	1	1,065			5	325	6	1,390
千代田町	7	29,133	76	40,608	2	1,888	85	71,629
豊平町	1	180			4	2,118	5	2,298
吉田町	1	1,666	7	6,053	1	3,460	9	11,179
八千代町			2	340	2	3,875	4	4,215
美土里町	1	5,400	8	4,336	7	425	16	10,161
高宮町	21	74,435	38	35,850	14	6,922	73	117,207
甲田町	12	47,785	62	50,120	3	510	77	98,415
豊栄町	3	4,040	2	2,710			5	6,750
河内町					3	450	3	450
本郷町	1	6,860					1	6,860
安芸津町			17	11,315			17	11,315
東野町			2	2,532			2	2,532
世羅町	15	6,394	26	13,328	3	150	44	19,872
世羅西町	10	11,000	19	7,770	8	3,680	37	22,450
新市町			6	850			6	850
油木町	1	11,024	6	41,375	5	26,810	12	79,209
神石町	2	1,152	56	16,140	10	6,654	68	23,946
豊松村			17	9,214			17	9,214
上下町	30	26,827	70	39,213	26	97,122	126	163,162
総領町	7	2,616	17	15,688	1	7,950	25	26,254
甲奴町	50	15,770	80	28,724	4	24,228	134	68,722

市町村名	工業		商業		その他		計	
	被災事業所数	被害額（推計）	被災事業所数	被害額（推計）	被災事業所数	被害額（推計）	被災事業所数	被害額（推計）
君田村	5	17,410	17	8,839	9	11,014	31	37,263
布野村	4	12,832	7	1,700	1	1,288	12	15,820
作木村	4	4,260	65	83,704	30	14,154	99	102,118
吉舎町	15	43,927	70	76,166	18	21,126	103	141,219
三良坂町	14	20,776	36	19,512	24	11,224	74	51,512
双三郡三和町			10	5,669	3	7,560	13	13,229
西城町	23	75,626	144	132,642	8	26,943	175	235,211
東城町	25	13,004	276	64,012	131	58,977	432	135,993
口和町	9	5,011	26	18,510			35	23,521
比和町	5	11,406	43	20,291	3	3,264	51	34,961
小計	603	2,263,574	2,530	3,321,155	680	1,448,292	3,813	7,033,021
(注)鉱業							3	10,600
合計	603	2,263,574	2,530	3,321,155	680	1,448,292	3,816	7,043,621

(注) 鉱業は市町村別に分けることができなかったので一括掲載した。

第５節　農林水産業関係の被害

今回の豪雨による農林水産業関係の被害は戦後最大のものとなった。

すなわち，豪雨が中国山地沿いの山間部に集中したため，山地沿いの傾斜地域では山崩れを伴った大規模な被害が随所に発生したこと及び下流平垣地域では各河川の異常な増水と堤防等の決壊によるはん濫によって，河川沿いの農地，農業用施設等は壊滅的な被害を受けるとともに，農作物，家畜，水産物及び林地，林業施設，林産物等も甚大な被害を受けた。

最も被害の大きかったのは，農地の流失，埋没及び水路，頭首工の破損等農地・農業施設関係で１１３億円，次いで林地の崩壊，林道の損壊等が４０億円，水稲・野菜の流失，冠水等による農作物が３０億円等で，その被害総額は約２０５億円に達した。

被害は県下全域に及んだが，県北部地域の被害が大きく，特に江の川水系流域一帯の被害が激甚で，三次市，庄原市，東城町，吉舎町，高宮町，千代田町等１２市町村において５億円以上にのぼ

る被害を受けた。

農林水産業関係被害の概況は第２－１４表のとおりである。

第２－１４表　農林水産業関係被害の概況　（単位：千円）

区　　分	概　　要	被　害　額
農　作　物	農作物の流失，埋没，冠水，浸水等 水稲１３,４４６ha，野菜1,０７８ha，果樹６５ha 工芸作物３０３ha，飼料作物４４４ha	3,015,605
農　業　施　設	農産物処理加工施設，育苗施設，家畜市場，農機具，畜舎等の流失，損壊 共同利用施設７２件，非共同利用施設2,１２４件 牧野施設４９ha	317,978
農地・農業用施設	農地の流失，埋没，土砂流入及び農道，水路，頭首工，ため池等の損壊 農地2,５１１地区，農業用施設１０,４６７地区	11,319,652
家畜・畜産物	家畜の流失，死亡，疾病等及び畜産物の損失 乳牛２１頭，肉用牛３３頭，豚2,２３８頭，鶏５３,０００羽 牛乳２０１ｔ，卵3,３００kg	73,462
水産物及び水産施設	淡水魚，養殖物の流失，養殖施設の破損 鯉稚仔流失6,５００尾，かき流失1,５５０千枚， 養殖池欠堰６件，かき筏破損５６台	117,291
治　　山	治山施設１７カ所の損壊，流出 山腹，渓流崩壊2,１８４カ所	3,644,230
林　　道	林道施設３５６カ所の損壊 橋梁１２カ所の損壊	278,292
林　　業	苗畑，苗木，特殊林産物，木材，木材製品の埋没，流失，損壊 苗畑２２７件，特殊林産物４３４件，木材関係８９件 その他６７件	563,026
営林署関係	林道２６７カ所，山地崩壊４９５カ所，立木１１０カ所 治山施設２０カ所，その他５１カ所	1,154,997
計		20,484,533

1　農作物の被害

農作物の被害は，水稲が最も大きく，県下水稲作付面積の3割近くの１3,４４６haが流失，埋没，冠水等による被害を受け，被害額は１８億4,４００万円にも達し，次いで野菜の1,０７８ha ４億7,３００万円，神石郡のこんにゃくを主体とした工芸作物の３０３ha，２億5,７００万円の被害が大きく，農作物全体で１5,５００ha，約３０億1,６００万円に及ぶ被害を受けた。

地域別には三次を中心とした備北地域の被害が大きく，三次市，庄原市，東城町，西城町，吉舎町，三良坂町，高宮町等ではそれぞれ１億円を超える被害を受けた。

農作物の被害状況は第２－１５表のとおりである。

第２－１５表　農作物の被害状況

（単位：ha，千円）

市町村名	水稲		野菜		果樹		工芸作物		花き		桑		飼料作物		その他		計	
	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額
広島市	182.3	19,961	146.5	57,351					4.1	3,600							332.9	80,912
呉市	12.9	1,555	34.0	2,297													46.9	3,852
竹原市	8.0	443	15.2	684	3.0	780									15.0	600	41.2	2,507
三原市	157.0	7,940							2.0	2,500							159	10,440
尾道市	10.7	455	7.0	2,800			5.1	1,590									22.8	4,845
因島市			2.0	189													2.0	189
福山市	5.0	820	5.0	1,575	2.0	510											12.0	2,905
府中市	31.0	16,722	3.4	630	0.1	150	0.5	105			0.5	200			2.5	54	38.0	17,861
三次市	2,062.4	376,640	60.0	47,360	1.8	9,521	11.4	10,080			2.4	1,230	26.0	2,032			2,164.0	444,863
庄原市	1,431.0	188,404	83.4	41,552	5.2	10,400	11.0	8,853			0.2	60	30.0	1,440			1,560.8	250,709
大竹市	3.0	177	3.0	4,620													6.0	4,797
東広島市	173.8	8,819	3.0	1,677													176.8	10,496
府中町	1.0	59															1.0	59
海田町	3.0	176															3.0	176
江田島町	2.0	58	6.5	795													8.5	853
音戸町	0.7	148	0.4	103			0.4	100									1.5	351
下蒲刈町	0.5	28			0.1	524											0.6	552
蒲刈町					0.1	573											0.1	573

市町村名	水稲		野菜		果樹		工芸作物		花き		桑		飼料作物		その他		計	
	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額
五日市町	5.2	337															5.2	337
廿日市町	2.0	117															2.0	117
湯来町	23.0	7,644	14.8	10,450											10.0	5,000	47.8	23,094
佐伯町			1.0	1,258													1.0	1,258
吉和村	16.7	881															16.7	881
能美町									3.0	3,600							3.0	3,600
沖美町	0.1	6															0.1	6
大柿町	0.4	29															0.4	29
加計町	144.6	24,428	38.4	529	1.6	291					6.0	3,663	0.7	157			191.3	29,068
筒賀村	9.0	3,710	3.5	7,000							0.5	500					13.0	11,210
戸河内町	50.7	9,057	5.2	7,896			0.2	60	0.3	500							56.4	17,513
芸北町	172.5	14,963	8.7	1,788											2.7	192	183.9	16,943
大朝町	52.1	12,012	7.0	5,703													59.1	17,715
千代田町	190.9	33,000	15.5	9,500			22.6	5,050					29.0	230			258	47,780
豊平町	150.9	26,040	7.0	5,430			4.0	2,100									161.9	33,570
吉田町	315.7	31,990	7.4	7,684	0.2	90	0.6	1,100									323.9	40,864
八千代町	117.2	660	1.5	90			4.4	1,350	0.3	2,100							123.4	4,200
美土里町	234.0	23,660	4.0	1,978													238.0	25,638
高宮町	900.2	155,232	46.0	6,900	3.0	300	36.7	6,460			0.4	560	122.0	4,023	26.0	112	1,134.3	173,587

甲田町	458.3	28,630	19.1	6,400	0.4	2,330	1.0	210	0.1	71							478.9	37,641
向原町	149.0	12,460	2.6	1,600													151.6	14,060
黒瀬町	26.0	807															26.0	807
福富町	20.0	621					0.2	177									20.2	798
豊栄町	143.5	10,775	1.0	224					0.1	300			1.5	90	2.5	50	148.6	11,439
大和町	399.0	15,836	0.5	560			1.1	885									400.6	17,281
河内町	5.5	839	0.1	22			0.1	18									5.7	879
本郷町	25.0	462															25.0	462
安芸津町	13.6	1,036	12.5	1,845	0.5	2,172									4.5	378	31.1	5,431
安浦町	20.0	581	0.1	120	0.1	628											20.2	1,329
川尻町	0.5	40	0.2	80	0.1	362											0.8	482
豊町					1.0	5,495											1.0	5,495
大崎町	10.0	554															10.0	554
東野町	0.5	14			1.0	1,295											1.5	1,309
木江町					0.5	2,434											0.5	2,434
御調町	6.7	484	2.4	1,200													9.1	1,684
久井町	26.0	852															26.0	852
甲山町	104.7	16,855	1.9	1,079			2.3	500					1.0	53			109.9	18,487
世羅町	438.8	65,250	1.6	196	0.5	400	3.4	495					2.0	36	0.5	65	452.8	66,442
世羅西町	287.6	41,634	3.0	4,860			1.2	1,200					4.0	216	0.5	65	296.3	47,975
神辺町			0.4	180	0.2	80											0.6	260

市町村名	水稲		野菜		果樹		工芸作物		花き		桑		飼料作物		その他		計	
	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額
新市町	4.0	2,294															4.0	2,294
油木町	43.2	22,685	6.1	4,668			11.8	18,916			4.0	940					65.1	47,209
神石町	105.0	33,096	19.0	14,240			16.9	27,849			1.5	300					142.4	75,485
豊松村	50.0	15,040	1.9	930			33.0	50,889									84.9	66,859
神石郡三和町	162.0	8,952	3.0	4,050			8.0	17,757			3.0	900					176.0	31,659
上下町	304.0	101,220	10.6	7,360			29.6	20,730					37.0	2,848	1.0	75	382.2	132,233
総領町	203.0	96,600	59.0	29,720			28.0	57,000			0.1	30	21.0	536			311.1	183,886
甲奴町	283.5	71,960	14.0	14,080			29.0	8,040					12.0	288			338.5	94,368
君田村	73.5	13,020	15.0	3,152							0.1	60	24.0	540			112.6	16,772
布野村	190.0	20,300	12.6	5,120									1.0	40	1.0	20	204.6	25,480
作木村	120.0	50,680	40.0	18,880	12.0	8,100					3.0	1,650	22.0	880			197.0	80,170
吉舎町	538.5	108,780	47.8	12,864			2.5	840			2.0	600	26.0	1,036	20.0	1,320	636.8	125,440
三良坂町	232.0	78,120	70.0	24,960			7.3	3,720			0.6	190	12.0	172			321.9	107,162
双三郡三和村	367.0	50,680	26.8	13,056			14.0	5,280					20.0	644			427.8	69,660
西城町	365.0	62,101	56.8	44,024	32.0	3,550					0.4	325					454.2	110,000
東城町	872.4	153,846	57.2	15,266			17.0	5,742			0.1	50	15.3	882	29.0	1,344	991.0	177,130
口和町	353.8	56,018	7.0	3,901									15.0	750			375.8	60,669
高野町	229.8	31,968	22.9	7,652							1.0	200	12.5	984	8.8	1,167	275.0	41,971
比和町	345.0	42,377	33.5	2,700							1.0	610	10.0	1,000			389.5	46,687
計	13,446.4	1,844,462	1,078.0	472,828	65.4	49,985	303.3	257,096	9.9	12,611	26.8	12,068	444.0	18,877	124.0	10,442	15,497.3	3,015,605

2　農業用施設（耕地関係を除く）の被害

農業用施設の被害額は約３億1,８００万円で，農産物処理加工施設，家畜市場，有線放送施設，発電施設等共同利用施設の倒壊や浸水による被害が７２件，7,６３５万円，農機具，農舎，畜舎，ビニールハウス等非共同利用施設の流失や損壊による被害が2,１２４件，２億3,４０４万円，牧野施設の被害が４８.８ha，７５７万円となっている。

農業用施設（耕地関係を除く）の被害状況は，第２－１６表のとおりである。

第２－１６表　農業用施設（耕地関係を除く）の被害状況　（単位：千円）

市町村名	共同利用施設		非共同利用施設		牧野施設		計	
	被害件数	被害額	被害件数	被害額	被害面積	被害額	被害件数	被害額
					ha			
広島市	1	3,210	5	600			6	3,810
尾道市			2	310			2	310
三次市	23	16,459	113	43,537			136	59,996
庄原市	4	716	351	32,980	0.1	100	0.1 355	33,796
吉和村	1	6,213					1	6,213
加計町	2	5,855	69	980			71	6,835
筒賀村			15	100			15	100
戸河内町					3	288	3	288
大朝町			18	99			18	99
千代田町	3	6,602					3	6,602
豊平町	3	7,799	31	2,911	0.3	105	0.3 34	10,815
美土里町			17	170			17	170
高宮町	1	4,526	91	21,530	2	200	2 92	26,256
甲田町	2	448	31	2,944			33	3,392
豊栄町			1	2,000			1	2,000
甲山町	1	302	1	200			2	502
世羅町	1	500	1	200			2	700
世羅西町	1	110			1.8	204	1.8 1	314
新市町	1	424					1	424
油木町	2	1,315	1	1,634	2	200	2 3	3,149
神石町			66	24,300	34	2,640	34 66	26,940
豊松村			1	600			1	600

市町村名	共同利用施設		非共同利用施設		牧野施設		計	
	被害件数	被害額	被害件数	被害額	被害面積	被害額	被害件数	被害額
神石郡三和町					1.5	420	1.5	420
上下町	1	609	72	1,475	0.6	1,120	0.6 73	3,204
総領町	1	377	19	625	0.1	956	0.1 20	1,958
甲奴町	1	1,690	86	21,980			87	23,670
君田村	1	128	12	325			13	453
布野村	2	1,841	11	662			13	2,503
作木町	10	9,281	92	15,750			102	25,031
吉舎町	2	321	109	1,740			111	2,061
三良坂町	1	2,555	120	2,300	1	930	1 121	5,785
双三郡三和町			18	13,130			18	13,130
西城町	3	2,074	169	21,230	0.4	100	0.4 172	23,414
東城町	1	115	247	10,416			248	10,531
口和町	2	2,358	210	5,073			212	7,431
高野町					2	307	2	307
比和町	1	531	145	4,248			146	4,779
計	72	76,359	2,124	234,049	48.8	7,570	48.8 2,196	317,978

3　農地・農業用施設の被害

農地・農業用施設の被害は県下全域に及んだが，特に三次市を中心とした江の川水系の県北部一帯の被害が激甚であった。

山崩れや河川堤防の決壊等による農地の流失，埋没，土砂流入等の被害は2,５１１地区，600haで１６億6,０００万円，また各河川のはん濫による頭首工等河川内構造物は言うに及ばず，河川沿いの水路，農道等農業用施設の被害は１０,４６７地区で９６億6,０００万円に達し戦後最大の被害となった。

農地及び農業用施設の被害状況は第２－１７表のとおりである。

第２－１７表　農地・農業用施設の被害状況　　（単位：千円）

市町村名	農地		農業用施設		計	
	地区数	被害額	地区数	被害額	地区数	被害額
広島市	35	20,563	137	202,125	172	222,688
呉市	4	1,596	13	6,987	17	8,583
竹原市	—	—	71	61,133	71	61,133
三原市	4	3,386	99	61,947	103	65,333
尾道市	5	2,083	20	16,983	25	19,066
因島市	—	—	19	8,359	19	8,359
福山市	5	2,813	374	222,641	379	225,454
府中市	18	27,640	234	159,724	252	187,364
三次市	374	298,913	750	868,847	1,124	1,167,760
庄原市	61	42,863	857	750,541	918	793,404
東広島市	5	1,739	141	102,949	146	104,688
海田町	1	120	2	1,968	3	2,088
熊野町	5	1,210	14	8,164	19	9,374
坂町	1	200	—	—	1	200
江田島町	—	—	4	7,468	4	7,468
倉橋町	1	586	25	10,201	26	10,787
下蒲刈町	—	—	2	993	2	993
五日市町	—	—	4	3,474	4	3,474
廿日市町	—	—	2	375	2	375
蒲刈町	7	2,197	22	16,456	29	18,653
湯来町	—	—	2	1,602	2	1,602
佐伯町	2	775	5	5,999	7	6,774
吉和村	26	4,471	13	13,743	39	18,214
能美町	1	241	19	6,369	20	6,610
沖美町	—	—	5	1,477	5	1,477
大柿町	—	—	16	6,426	16	6,426
加計町	102	131,985	95	146,715	197	278,700

市町村名	農地		農業用施設		計	
	地区数	被害額	地区数	被害額	地区数	被害額
筒賀村	12	4,289	24	27,514	36	31,803
戸河内町	21	17,768	89	90,668	110	108,436
芸北町	7	2,114	26	30,812	33	32,926
大朝町	5	4,439	36	49,928	41	54,367
千代田町	66	39,330	223	363,469	289	402,799
豊平町	147	43,722	219	211,042	366	254,764
吉田町	10	11,217	58	79,493	68	90,710
八千代町	1	1,107	6	3,858	7	4,965
美土里町	10	3,573	89	114,401	99	117,974
高宮町	111	112,066	153	214,415	264	326,481
甲田町	22	21,804	25	31,283	47	53,087
向原町	8	5,654	38	42,896	46	48,550
黒瀬町	3	466	72	63,477	75	63,943
福富町	—	—	18	9,108	18	9,108
豊栄町	—	—	30	20,107	30	20,107
大和町	4	2,254	55	29,497	59	31,751
河内町	1	377	34	33,871	35	34,248
本郷町	4	504	105	61,553	109	62,057
安芸津町	10	5,695	87	54,046	97	59,741
安浦町	3	142	67	48,724	70	48,866
川尻町	1	2,312	4	3,320	5	5,632
豊浜町	1	140	6	3,468	7	3,608
豊町	1	232	9	4,030	10	4,262
大崎町	1	379	12	4,497	13	4,876
東野町	1	280	8	6,933	9	7,213
木江町	1	162	1	299	2	461
瀬戸田町	—	—	16	7,533	16	7,533
御調町	28	7,773	215	106,820	243	114,593
久井町	—	—	44	17,749	44	17,749

市町村名	農地		農業用施設		計	
	地区数	被害額	地区数	被害額	地区数	被害額
甲山町	17	4,425	236	138,865	253	143,290
世羅町	65	20,007	241	154,753	306	174,760
世羅西町	81	21,121	147	82,288	228	103,409
内海町	2	585	7	9,297	9	9,882
沼隈町	—	—	30	23,534	30	23,534
神辺町	—	—	56	31,721	56	31,721
新市町	1	523	71	65,762	72	66,285
油木町	63	33,457	363	308,069	426	341,528
神石町	68	36,504	587	481,655	655	518,159
豊松村	2	1,690	55	38,113	57	39,803
神石郡三和町	5	1,695	369	273,493	374	275,188
上下町	138	61,772	407	436,952	545	498,724
総領町	149	106,783	356	465,381	505	572,164
甲奴町	34	23,775	411	324,295	445	348,070
君田村	39	10,057	132	99,532	171	109,589
布野村	66	24,061	111	92,556	177	116,617
作木村	79	85,946	274	282,021	353	367,967
吉舎町	131	148,572	242	306,595	373	455,167
三良坂町	141	121,870	176	290,150	317	412,020
双三郡三和町	46	25,588	76	64,333	122	89,921
西城町	33	10,834	176	172,916	209	183,750
東城町	43	20,853	610	568,898	653	589,751
口和町	96	35,554	305	229,671	401	265,225
高野町	12	5,097	74	47,208	86	52,305
比和町	64	27,665	241	243,501	305	271,166
計	2,511	1,659,616	10,467	9,660,036	12,978	11,319,652

4　家畜等の被害

家畜の流失，死亡，疾病等による被害は乳牛２１頭，肉用牛３３頭，豚2,２３８頭，にわとり５２,９７１羽で6,８００万円にのぼった。また，畜産物については，道路の決壊によって交通が遮断され牛乳，鶏卵，濃厚飼料等の輸送が困難となり５００万円の被害を受けた。

家畜及び畜産物の被害状況は第２－１８表のとおりである。

第２－１８表　家畜及び畜産物の被害状況

（単位：千円）

市町村名	乳牛		肉用牛		豚		にわとり		畜産物						被害額合計
									牛乳		卵		その他	被害額小計	
	被害頭数	被害額	被害頭数	被害額	被害頭数	被害額	被害羽数	被害額	被害量	被害額	被害量	被害額			
									t		kg				
広島市					117	3,480			2.1	108				108	3,588
呉市					10	250									250
福山市							1,100	110							110
府中市							200	16							16
三次市			15	3,150	452	11,840	4,250	3,375	2.8	151				151	18,516
庄原市	5	1,100	2	250	6	240	100	50	0.6	32				32	1,672
吉和村									1.8	95				95	95
加計町	10	30			1,500	300	400	320	132	713	100	18		731	1,381
筒賀村									0.5	28				28	28
戸河内町					4	500									500
芸北町									3.7	202				202	202
千代田町							300	600	0.1	1				1	601
吉田町							200	30			300	54		54	54
八千代町									0.1	2				2	2
高宮町	1	3	4	10					1.4	77				77	90
甲田町					56	1,120	21	12	1.5	83				83	1,215
世羅町							700	175							175
油木町									6	318				318	318

市町村名	乳牛		肉用牛		豚		にわとり		畜産物						被害額合計
									牛乳		卵		その他	被害額小計	
	被害頭数	被害額	被害頭数	被害額	被害頭数	被害額	被害羽数	被害額	被害量	被害額	被害量	被害額			
									t		kg				
神石町					15	450	10,000	6,500	2.4	127				127	7,077
上下町									0.2	13				13	13
甲奴町					3	45	3,200	3,200	0.3	16				16	3,261
総領町									8.1	435				435	435
布野村			2	50			100	100							150
作木村			1	130					4.5	243				243	373
吉舎町			1	120			3,300	3,300	1.8	96	600	100	130	326	751
三良坂町							100	100	3	162				162	262
双三郡三和町							18,000	18,000	0.5	27	2,300	469		496	18,496
西城町			1	200			11,000	5,390	5.4	291				291	5,881
東城町	5	1,250	3	560	70	1,260			15.3	826				826	3,896
口和町			1	200	2	1			1	64				54	255
高野町									5.6	302				302	302
比和町			3	450	3	9			1.2	8				8	467
計	21	2,383	33	5,125	2,238	19,495	52,971	41,278	200.9	4,410	3,300	641	130	5,181	73,462

5　水産業関係の被害

水産業関係の被害は，淡水魚養殖とかき養殖に関するものが大部分で，その被害額は約１億1,７００万円に及んだ。

淡水魚養殖関係の被害は，養魚池の溢水による色鯉及び食用鯉の流失によるものがほとんどで，被害額は4,３００万円にのぼり，江の川及び太田川水系上流の被害が甚しかった。かき養殖関係の被害は，太田川河口域に限られており，海水の淡水化による種かきのへい死，河川水の急激な流入による筏の流失，破損によるもので被害額は7,４００万円にのぼった。

水産業関係の被害状況は第２－１９表のとおりである。

第２－１９表　水産業関係の被害状況

市町村	水産施設							水産物													被害額合計
	漁具・漁船		かき筏		養魚池		被害額小計	かき		種かき		色鯉		色鯉（稚仔）		食用鯉（稚仔）		マス類		被害額小計	
	被害量	被害額	被害量	被害額	被害量	被害額		被害量	被害額	被害量	被害額	被害量	被害額	被害量	被害額	被害量	被害額	被害量	被害額		
	隻	千円	台	千円	件	千円	千円	(コレクター)千枚	千円	(コレクター)千枚	千円	千尾	千円	千尾	千円	千尾	千円	千尾	千円	千円	千円
広島市			156	16,530			16,530	1,550	35,650	4,400	22,000									57,650	74,180
庄原市					4	2,040	2,040					5	8,000	32	490	247	5,740			14,230	16,270
吉和村					1	1,600	1,600											20	1,440	1,440	3,040
加計町														50	350			50	700	1,050	1,050
戸河内町														15	75					75	75
千代田町												0.65	500			55	2,750			3,250	3,250
八千代町												0.35	500							500	500
高宮町	1	200					200														200
甲田町					1	2,086	2,086							478	5,360					5,360	7,446
向原町												0.5	500	25	1,350					1,850	1,850
比和町														600	6,000					6,000	6,000
口和町														40	2,000					2,000	2,000
熊野町														200	500					500	500
新市町														280	930					930	930
計	1	200	156	16,530	6	5,726	22,456	1,550	35,650	4,400	22,000	6.5	9,500	1,720	17,055	302	8,490	70	2,140	94,835	117,291

6　林業関係の被害

林業関係の被害は全県下に及び，その被害総額は約４４億8,６００万円に達した。なかでも山地に起因する局所的な山地災害が多発したことから森林土木関係被害は３９億2,２００万円の多額にのぼり，その内訳は山腹又は渓流の崩壊による治山関係被害が３６億4,４００万円，林道関係被害が2億7,８００万円となっている。次いで，林産物関係の被害は，木材・木材加工施設及び木材製品の被害が3億3,８００万円，しいたけ，わさび等の特殊林産物関係の被害が１億9,６００万円となっている。

また，今回の災害で1億円を越える被害を受けた市町村は１８市町村に及び，吉和村，湯来町，総領町，東城町及び比和町の5町村は2億円を越える激甚な被害を受けた。

なお，営林署関係の被害総額は約１１億5,５００万円に及んだ。

林業関係の被害状況は第２－２０表～第２－２６表のとおりである。

第２－２０表　治山関係の被害状況

（単位：千円）

市町村名	新生崩壊		拡大崩壊		渓流崩壊		小計		施設災		合計	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
広島市	74	60,530	1	6,760	7	41,350	82	108,640			82	108,640
呉市	13	10,570	3	750	1	3,000	17	14,320			17	14,320
竹原市	16	7,426	2	590			18	8,016			18	8,016
三原市	7	2,900					7	2,900	1	1,500	8	4,400
尾道市	27	15,500			1	6,100	28	21,600			28	21,600
福山市	59	46,336			2	6,000	61	52,336			61	52,336
府中市	33	182,160			6	11,000	39	193,160			39	193,160
三次市	37	29,000			11	45,000	48	74,000			48	74,000
庄原市	84	49,757			14	82,918	98	132,675			98	132,675
東広島市	9	3,150			1	5,830	10	8,980	2	1,500	12	10,480
海田町	2	2,000					2	2,000			2	2,000
江田島町	3	5,470					3	5,470			3	5,470
音戸町	5	8,092	1	900			6	8,992	3	2,340	9	11,332
倉橋町	2	599					2	599			2	599
下蒲刈町	1	200					1	200			1	200
蒲刈町	1	800	1	350			2	1,150			2	1,150
五日市町	1	863					1	863			1	863
大野町	2	1,200					2	1,200			2	1,200

湯来町	2	500			6	49,800	8	50,300			8	50,300
佐伯町	1	50			1	5,350	2	5,400			2	5,400
吉和村	4	1,000			7	211,129	11	212,129			11	212,029
能美町	2	765					2	765			2	765
大柿町	3	5,600					3	5,600			3	5,600
加計町	25	2,700			12	78,100	37	80,800			37	80,800
筒賀村	66	5,000			12	132,000	78	137,000			78	137,000
戸河内町	88	2,800			8	82,200	96	85,000	3	15,950	99	100,950
芸北町	4	4,000			1	24,000	5	28,000			5	28,000
大朝町	36	9,200			1	1,370	37	15,570			37	15,570
千代田町	65	21,540			11	155,460	76	177,000			76	177,000
豊平町	43	34,650			15	149,280	58	183,930			58	183,930
吉田町	5	3,000			1	7,000	6	10,000			6	10,000
八千代町	10	3,000			2	11,100	12	14,100			12	14,100
美土里町	11	3,000			1	8,750	12	11,250			12	11,250
高宮町	12	2,070			10	96,630	22	98,700			22	98,700
甲田町	8	7,680			2	4,620	10	12,300			10	12,300
向原町	7	5,000					17	5,000			7	5,000
黒瀬町									2	800	2	800
福富町	2	1,000					2	1,000			2	1,000
豊栄町	20	4,000					20	4,000			20	4,000

市町村名	新生崩壊		拡大崩壊		渓流崩壊		小計		施設災		合計	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
大和町	30	18,200					30	18,200			30	18,200
河内町	22	12,970					22	12,970			22	12,970
本郷町	7	1,500					7	1,500			7	1,500
安芸津町	16	9,646	2	691	1	709	19	11,046			19	11,046
安浦町	1	336			2	7,620	3	9,956			3	9,956
川尻町	1	620					1	620			1	620
大崎町	3	1,450	1	500	1	1,315	5	3,265	2	1,300	7	4,565
御調町	13	4,483	2	800			15	5,283	1	500	16	5,783
久井町	8	4,000					8	4,000			8	4,000
向島町									1	300	1	300
甲山町	105	20,000			4	88,277	109	108,277			109	108,277
世羅町	70	16,000			3	74,440	73	90,440	1	200	74	90,640
世羅西町	75	7,500					75	7,500			75	7,500
沼隈町	6	5,000					6	5,000			6	5,000
神辺町	15	26,345			3	7,000	18	33,345			18	33,345
新市町	17	19,000					17	19,000			17	19,000
油木町	9	22,000			1	4,000	10	26,000			10	26,000
神石町	38	113,533			2	6,000	40	119,533			40	119,533
豊松村	11	19,000					11	19,000			11	19,000

神石郡三和町	15	14,500					15	14,500			15	14,500
上下町	110	29,000			10	51,000	120	8,000			120	8,000
総領町	92	257,000			8	34,000	100	291,000			100	291,000
甲奴町	82	39,000			15	68,000	97	107,000	1	7,300	98	113,900
君田村	76	38,000			6	32,000	82	70,000			82	70,000
布野村	17	14,000			5	24,000	22	38,000			22	38,000
作木村	45	19,000			7	32,000	52	51,000			52	51,000
吉舎町	45	27,000			5	36,000	50	63,000			50	63,000
三良坂町	11	17,000			2	10,000	13	27,000			13	27,000
双三郡三和町	9	12,000			2	10,000	11	22,000			11	22,000
西城町	27	19,680			10	78,541	37	97,821			37	97,821
東城町	82	66,140			11	117,462	93	183,602			93	183,602
口和町	10	10,765			10	67,847	20	78,612			20	78,612
高野町	1	415					1	415			1	415
比和町	44	29,965			27	188,745	71	218,710			11	218,710
計	1,903	1,437,756	13	11,341	268	2,163,443	2,184	3,612,540	17	31,690	2,201	3,644,230

第２－２１表　林道の被害状況　　（単位：千円）

市町村名	道路		橋梁		計	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
広島市	15	15,755			15	15,755
三原市	2	3,364			2	3,364
尾道市	2	849			2	849
福山市	11	7,794			11	7,794
府中市	12	5,872			12	5,872
三次市	17	17,849			17	17,849
庄原市	12	8,527	1	2,852	13	11,379
五日市町	1	302			1	302
湯来町	10	3,671			10	3,671
吉和村	31	23,108			31	23,108
大柿町	1	185			1	185
加計町	20	14,914	3	5,574	23	20,488
筒賀村	7	13,486			7	13,486
戸河内町	11	10,433			11	10,433
芸北町	1	454			1	454
大朝町	3	2,987			3	2,987
千代田町	4	3,144	1	674	5	3,818
豊平町	6	3,145			6	3,145
吉田町	3	1,464			3	1,464
八千代町	2	839			2	839
美土里町	4	2,152			4	2,152
高宮町	3	1,405	4	6,115	7	7,520
甲田町	1	338			1	338
河内町	3	4,256			3	4,256
御調町	1	200			1	200
甲山町	1	306			1	306
世羅町	3	896			3	896
世羅西町	4	1,476	1	1,045	5	2,521

市町村名	道路		橋梁		計	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
沼隈町	1	1,591			1	1,591
新市町	6	2,886			2	2,886
神石町	10	7,161			10	7,161
豊松村	4	3,646			4	3,646
神石郡三和町	11	5,269			11	5,269
上下町	2	1,533			2	1,533
総領町	3	1,237			3	1,237
甲奴町	5	6,737			5	6,737
君田村	12	6,555			12	6,555
布野村	10	5,283	2	26,19	12	7,902
作木村	12	14,616			12	14,616
吉舎町	7	4,572			7	4,572
三良坂町	9	3,999			9	3,999
西城町	20	10,859			20	10,859
東城町	18	12,483			18	12,483
口和町	7	6,682			7	6,682
比和町	28	15,133			28	15,133
計	356	259,413	12	18,879	368	278,292

第２－２２表　造林関係の被害状況　　（単位：千円）

市町村名	田畑				苗木		計	
	埋没流失冠水		施設					
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
広島市	7	220			(7)	205	7	425
三次市	2				(2)	20	2	20
庄原市	6	800			(6)	984	6	1,784
湯来町	3	40			(3)	160	3	200
加計町	90	2,840			(90)	9,373	90	12,213
吉田町	3				(3)	60	3	60
美土里町	11	40			(11)	240	11	280
向原町	8	20			(8)	165	8	185
御調町	10				(10)	1,000	10	1,000
久井町	2				(2)	330	2	330
甲山町	1				(1)	39	1	39
油木町	1	80			(1)	140	1	220
神石町	10	606			(10)	885	10	1,491
豊松村	3	12			(3)	17	3	29
上下町	10				(10)	100	10	100
総領町	17				(17)	605	17	605
甲奴町	11				(11)	576	11	576
布野村	2	56			(2)	95	2	151
作木村	11	612			(11)	1,730	11	2,342
吉舎町	3	12			(3)	166	3	178
三良坂町	9	264			(9)	299	9	563
東城町	4	400			(4)	592	4	992
口和町			1	300			1	300
高野町	2	400			(2)	560	2	960
比和町	1	40			(1)	80	1	120
計	227	6,442	1	300	(227)	18,421	228	25,163

第2－23表　特殊林産物の被害状況　　（単位：千円）

市町村名	しいたけ		わさび		その他		計	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
広島市	11	14,690					11	14,690
福山市	2	2,000			1	1,500	3	3,500
湯来町	4	600					4	600
吉和村			370	150,000	1	600	371	150,600
加計町	4	2,370			1	450	5	2,820
上下町	1	100					1	100
総領町	1	200					1	200
甲奴町	1	40					1	40
君田村	2	1,080					2	1,080
布野村	1	50					1	50
作木村	1	400					1	400
吉舎町	1	400					1	400
三良坂町	3	1,200					3	1,200
西城町	1	200	13	8,000	1	2,400	15	10,600
東城町			4	1,250			4	1,250
口和町			1	250			1	250
比和町	3	1,000	6	7,500			9	8,500
計	36	24,330	394	167,000	4	4,950	434	196,280

第２－２４表　木材関係の被害状況

（単位：千円）

市町村名	立木埋没流失		木材製品等		計	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
広島市	4	2,280	3	806	7	3,086
三次市			30	45,630	30	45,630
庄原市			7	2,360	7	2,360
湯来町			4	241,000	4	241,000
加計町	6	3,980	3	445	9	4,425
筒賀村	1	200			1	200
戸河内町	3	1,300	1	1,500	4	2,800
芸北町	1	80			1	80
大朝町			2	480	2	480
高宮町			5	2,550	5	2,550
作木村			6	27,050	6	27,050
吉舎町			1	1,200	1	1,200
三良坂町			2	250	2	250
双三郡三和町			3	1,770	3	1,770
西城町			4	2,787	4	2,787
東城町			2	1,680	2	1,680
高野町			1	200	1	200
計	15	7,840	74	329,708	89	337,548

第２－２５表　森林組合の被害状況

（単位：千円）

市町村名	件数	被害額
三次市	1	2,608
高宮町	1	270
作木村	2	799
口和町	1	358
計	5	4,035

第２－２６表　営林署関係の被害状況

（単位：千円）

区分 / 営林署別	林道		山地崩壊		立木		治山施設		その他		計	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
広島営林署	16	18,988	38	100,373					5	3,106	59	122,467
三次営林署	20	72,701	126	176,450	107	5,522	20	92,000	21	5,608	294	352,281
西条営林署	7	2,828	2	14,629					1	517	10	17,974
福山営林署	224	101,828	329	552,088	3	4,504			24	3,855	580	662,275
計	267	196,345	495	843,540	110	10,026	20	92,000	51	13,086	943	1,154,997

第６節　医療及び保健衛生施設の被害

病院等医療施設の被害は県東北部を中心に３７施設，２億9,５９３万円にのぼった。特に三次市においては２３施設（病院5，診療所１８）が被害を受けた。被害の内容は，そのほとんどが施設の１階部分の天井近くまで浸水したことにより，医療用機器，医薬品等に被害を受けたもので，入院患者には異常はなかった。

医療及び保健衛生施設関係の被害状況は第２－２７表，第２－２８表のとおりである。

第２－２７表　医療施設の被害状況

（単位：千円）

区　　分	施設数	被害額
病　　院	7	172,937
一般診療所	22	96,040
歯科診療所	7	21,650
助　産　所	1	5,310
計	37	295,937

第２－２８表　市町村清掃施設関係の被害状況　（単位：千円）

市町村名	し尿処理施設		ごみ焼却処理施設		火葬場		被害額計
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	
三次市	1	3,477	1	5,305			8,782
庄原市	1	732	1	108			840
加計町			1	1,334			1,334
筒賀村	1	1,197					1,197
千代田町			1	1,825			1,825
神石郡三和町	1	210					210
東城町	1	8,110	1	2,141			10,351
比和町					1	406	406
計	5	13,726	5	10,713	1	406	24,845

第７節　電気及び水道関係の被害

１　電気関係の被害

今回の豪雨により電力設備にも大きな被害を生じたが，特に水力発電所の発電機が浸水し，復旧に長時間を要する甚大な被害を受け，また配電設備などの流失も多かった。

(1)　水力発電所

ア　異常降雨に伴って計画洪水量以上の出水となったため，被害発電所は１６箇所に及び，そのうち熊見，打梨，亀山発電所の３箇所は，いづれも発電機が浸水し運転不能となった。

イ　異常出水により発電所の護岸が破損し，屋外機器並びに鉄構の基礎が洗堀され被害が大きくなった。

ウ　浸水により電気事故が誘発され，火災となり被害を増大させた。（打梨発電所）

(2)　変　電　所

河川合流点などでは異常増水による浸水で配電盤，開閉装置等の監視制御部分が機能喪失したため供給支障を生じた。

(3)　送 電 関 係

洪水による支持物の傾斜，倒壊と電線の断・混線事故が発生した。

(4)　配 電 関 係

支持物の傾斜，倒壊，流失と電線の断・混線事故が７月１１日２３時頃から県北一帯で急激に続発し，翌１２日８時には三次市，加計町を中心とする広域な地域にわたって最高62,000戸（４０回線）が停電した。

(5)　通 信 関 係

配電線被害に伴う添架電話の不通と発変電所の冠水，浸水により通信機器に被害を受けた。

電力関係の被害状況は第２－２９表，第２－３０表のとおりである。

第２－２９表　電力関係の被害状況　（単位：千円）

区　　分	概　　要	被　害　額
水力発電所	打梨及び熊見，亀山の各水力発電所の主要機器が水没し，運転不能となった。その他水路破損等。　計１６箇所	559,600
変　電　所	構内浸水，土砂流入等　計１０箇所	5,300
送 電 関 係	鉄柱倒壊等　計　４箇所	16,900
配 電 関 係	電柱の流失，倒壊，折損，配電機器の流失等　計６７箇所	106,600
通 信 関 係	通信機器冠水等　計　２箇所	2,100
計	９９箇所	690,500

第2－30表 停 電 状 況

期間 月 日 時 分	期間 ～ 月 日 時 分	地区	原因	停電戸数
7／11 4° 04′	～ 〃 5° 21′	広島市	山崩れにより樹木倒壊高圧線に接触	280
〃 14° 35′	～ 〃 16° 22′	〃	〃	500
〃 12° 35′	～ 〃 13° 34′	〃	高圧需要家構内柱避雷器雨により絶縁破壊	750
7／12 12° 43′	～ 〃 12° 58′	〃	〃 がいし雨により絶縁破壊	630
〃 0° 01′	～ 〃 3° 06′	福山市	豪雨によりがいし絶縁破壊	690
7／11 7° 44′	～ 〃 10° 33′	〃	豪雨により樹木倒壊高圧線に接触	520
〃 4° 50′	～ 〃 6° 20′	神辺町	〃	530
〃 6° 45′	～ 〃 9° 50′	府中市	〃	390
〃 10° 50′	～ 〃 17° 00′	〃	豪雨により電柱2本倒壊	1,000
〃 11° 40′	～ 〃 15° 50′	〃	〃 〃 傾斜	60
〃 13° 31′	～ 〃 17° 30′	甲奴町	山崩れにより樹木高圧線に接触	530
〃 21° 44′	～ 〃 24° 00′	上下町	〃	1,100
〃 6° 00′	～ 〃 16° 30′	甲奴町	土砂流失により電柱倒壊	690
〃 18° 22′	～ 〃 18° 56′	三原市	山崩れにより樹木高圧線に接触	540
7／10 20° 42′	～ 〃 22° 10′	瀬戸田町	〃	440
7／11 3° 00′	～ 〃 5° 15′	〃	雷撃により変圧器焼損	600
〃 13° 48′	～ 〃 15° 25′	因島市	山崩れにより樹木高圧線に接触	1,100
〃 8° 02′	～ 〃 20° 45′	吉舎町	山崩れにより電柱2本倒壊	1,300
〃 9° 33′	～ 〃 15° 10′	甲山町	樹木倒壊により低圧混線変圧器焼損	140
7／12 19° 31′	～ 7／13 15° 30′	三次市	土砂崩れにより電柱16本倒壊	1,640
7／11 7° 10′	～ 〃 10° 10′	東城町	〃 電柱1本傾斜	200
7／12 15° 41′	～ 7／13 13° 55′	油木町	〃 電柱3本傾斜	410
〃 18° 30′	～ 7／15 18° 00′	〃	〃 電柱20本傾斜	660

期日 月日時分 ～月日時分	地区	原因	停電戸数
7／11 3° 15′ ～ 13° 00′	西城町	山崩れにより電柱1本倒壊	680
7／12 3° 53′ ～ 〃 19° 45′	庄原市	〃 6本倒壊	570
7／11 19° 05′ ～ 7／12 12° 30′	高野町	土砂流失により電柱2本倒壊	990
〃 4° 27′ ～ 〃 17° 00′	庄原市	〃 〃 電柱3本倒壊	1,200
7／13 0° 40′ ～ 7／14 16° 50′	〃	山崩れにより電柱6本傾斜	120
7／11 7° 07′ ～ 7／13 12° 12′	三次市	河川道路決壊により電柱14本折損倒壊	1,090
〃 8° 03′ ～ 〃 19° 20′	吉舎町	〃 〃 電柱9本流失	1,100
〃 4° 35′ ～ 7／14 10° 40′	三良坂町	〃 〃 電柱29本倒壊傾斜	1,200
〃 11° 52′ ～ 7／13 18° 48′	三次市	山崩れにより電柱10本傾斜	2,090
〃 7° 50′ ～ 7／13 23° 32′	作木村	河川道路決壊により電柱43本流失倒壊	800
〃 13° 00′ ～ 7／14 19° 15′	福富町	〃 〃 22本流失倒壊	410
〃 7° 14′ ～ 7／14 19° 50′	口和町	山崩れにより電柱3本倒壊	980
〃 6° 10′ ～ 〃 14° 00′	神石町	〃 〃	200
〃 22° 40′ ～ 7／12 10° 40′	東城町	河川道路決壊により電柱25本流失倒壊	160
7／12 1° 44′ ～ 〃 16° 30′	庄原市	山崩れにより電柱2本倒壊	570
〃 0° 51′ ～ 7／13 19° 00′	〃	山崩れにより電柱3本埋没	1,230
〃 0° 51′ ～ 7／13 18° 45′	〃	山崩れにより電柱4本倒壊	450
〃 0° 51′ ～ 7／13 16° 40′	〃	河川道路決壊により電柱2本流失	480
〃 22° 21′ ～ 7／13 13° 40′	〃	〃 〃 電柱6本流失	120
7／11 8° 31′ ～ 〃 16° 30′	三和町	山崩れにより電柱2本倒壊	250
7／10 8° 22′ ～ 〃 9° 50′	竹原市	山崩れにより樹木倒壊高圧混線	940
7／12 0° 45′ ～ 〃 16° 00′	千代田町	河川道路決壊により電柱5本流失倒壊	1,610
7／10 20° 55′ ～ 7／14 3° 00′	戸河内町	山崩れにより電柱6本折損倒壊	530

期間 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分	地区	原因	停電戸数
7／11 21° 39′ ～ 7／14 18° 15′	加計町	河川道路決壊により電柱18本流失倒壊	550
〃 22° 52′ ～ 7／14 16° 00′	〃	〃 〃 20本 〃	1,810
〃 23° 00′ ～ 7／13 14° 10′	〃	〃 〃 13本 〃	1,000
〃 23° 25′ ～ 7／12 19° 35′	〃	〃 〃 8本 〃	180
〃 23° 29′ ～ 7／12 18° 31′	芸北町	山崩れにより樹木倒壊高圧断線	500
〃 23° 43′ ～ 7／13 6° 00′	湯来町	河川道路決壊により電柱18本流失倒壊	500
〃 23° 21′ ～ 7／12 12° 09′	広島市	河川横断電線増水により流木接触断線	1,110
〃 23° 49′ ～ 7／12 11° 41′	〃	〃 〃 〃	1,110
〃 21° 37′ ～ 7／12 15° 11′	〃	河川道路決壊により電柱倒壊	180
7／12 13° 41′ ～ 〃 14° 30′	〃	〃	600
〃 0° 35′ ～ 〃 15° 07′	三次市 布野村	熊見（発）浸水及び送電線支持物倒壊	9,160
〃 0° 35′ ～ 〃 19° 40′	吉舎町，総領町 三良坂町	〃	6,366
〃 0° 35′ ～ 〃 19° 50′	吉田町，甲田町 三和町，広島市 高原町，美土里町	〃	15,900
〃 0° 35′ ～ 7／15 19° 45′	作木村，高宮町	〃	2,860
〃 2° 09′ ～ 〃 15° 48′	東城町	送電線支持物倒壊	4,220
〃 2° 09′ ～ 〃 15° 40′	神石町 油木町	〃	2,000
7／11 20° 55′ ～ 7／14 12° 10′	吉和村	打梨発電所停電事故	530
計			81,050

2 水道関係の被害

(1) 水道施設

上水道6施設，簡易水道13施設が被害を受け，その被害額は396万円となった。

被災施設のうち，加計町加計簡易水道，内海町田島簡易水道，甲奴町甲奴簡易水道，及び府中市父石簡易水道は浄水場への土砂流入による被害で，その他の施設については道路の決壊により送配水管が流失したものである。

水道施設の被害状況は第２－３１表，第２－３２表のとおりである。

第２－３１表　上水道施設の被害状況

事業者名	計画給水人口	計画給水量	実給水人口	被害額	断水地区
	人	m³/日	人	千円	
三次市	25,000	7,500	9,313	550	粟屋地区
竹原市	35,000	15,700	26,266	80	下野町，東野町，福田町，忠海町
府中市	29,700	10,400	19,765	200	
広島市	36,000	16,200	21,640	90	可部町
本郷町	5,500	825	4,131	50	木々津地区
東城町	6,000	2,400	5,651	40	
計	137,200	53,025	86,766	1,010	

第２－３２表　簡易水道施設の被害状況

事業者名	計画給水人口	計画給水量	実給水人口	被害額	断水地区
	人	m³/日	人	千円	
加計町	4,600	760	1,738	670	加計
内海町	2,300	207	1,201	832	田島
戸河内町	2,000	300	1,116	468	本郷
甲奴町	500	75	283	382	本郷
湯来町	950	150	340	80	久日市
比和町	700	152	505	45	比和
西城町	2,300	515	1,950	30	西城
甲田町	1,800	343	2,059	40	甲立
高宮町	350	90	241	50	川根
府中市	1,300	195	236	154	父石
向原町	1,700	333	1,471	30	向原
河内町	3,000	543	2,800	20	下中河内
双三郡三和町	800	190	185	70	板木，敷名
吉舎町	2,000	510	1,678	80	吉舎
計	24,300	4,363	15,803	2,951	

(2) 工業用水道施設

太田川東部工業用水道及び沼田川工業用水道の２施設が被害を受け，その被害額は５６５万円となった。

○ 太田川東部工業用水道

豪雨により河川流量が異常に増え，このため河床が約0.9 m堀さくされたため，取水口の水位が低下しポンプ井の水位が十分に確保できず半量程度のポンプ運転しかできなくなり水量の確保が困難となった。

○ 沼田川工業用水道

豪雨により沼田川本流が増水したため，本郷町取水場内に降った雨が工事中で設備が未完成のため内部に停留し排水不可能の状態となり，低地部の沈砂池周辺に集中したほか，河川水位の上昇により河川の滲透水を加え水位が上昇し，沈砂池ロータリースクリーン洗滌用モーター及び巻上用モーター各２台と制御盤４面が冠水した。

また，三原市宮沖町で配水管φ１,２００㎜（鋼管部）布設箇所で盛土部分が含水し荷重が増大して基礎工が押出されたため，積ブロックが延長２５ mにわたって崩れ，更に尾道市高須町の尾道隧道工事用道路兼管理用道路の路側積ブロックの基礎地盤が洗堀され積ブロック延長８ mが崩壊した。

工業用水道施設の被害状況は第２－３３表のとおりである。

第２－３３表　工業用水道施設の被害状況

事　業　名	計画給水量	被　害　額
太田川東部工業用水道	230,000㎥／日	3,850千円
沼田川工業用水道	93,000	1,800
計		5,650

第８節　鉄道・電信電話の被害

1　鉄道の被害

今回の豪雨により各地に線路流失，切取崩壊及び築堤崩壊等の鉄道被害が発生し，被害額は約６億4,９００万円にのぼった。特に，芸備線，福塩線，三江南線及び可部線の被害が大きく，７月１１日４時に三江南線が不通になったのをはじめとして，各線が相次いで不通となった。

鉄道の被害状況は，第２－３４表，第２－３５表のとおりである。

第２－３４表　鉄道の被害状況　（単位：千円）

区　　分	被　害　額
山陽本線	13,920
呉線	14,747
芸備線	306,589
三江南線	87,889
可部線	79,817
福塩線	146,383
計	649,345

第２－３５表　鉄道の不通及び開通状況

路線数	区　　間	不通日時	開通日時
芸備線	中三田～志和口	７／１１　８：５０	７／１１　１７：３０
	志和口～井原市	〃　１０：００	７／１３　１９：４５
	井原市～向原	〃　７：５５	〃　１９：４５
	向原～吉田口	〃　１０：２０	〃　１９：４５
	甲立～上川立	７／１２　８：００	７／１７　２１：３０
	上川立～志和口	〃　８：００	〃　２１：３０
	志和口～西三次	７／１１　１４：００	７／２３　１９：００
	西三次～三次	〃　１１：２０	〃　１９：００
	八次～神杉	〃　４：５０	７／１８　１０：００
	塩町～備後庄原	〃　５：０５	７／２２　２０：００
	備後庄原～比婆山	〃　５：０５	７／２７　１８：２０
	比婆山～小奴可	〃　５：０５	８／１　６：００

路線数	区間	不通日時	開通日時
芸備線	小奴可～東城	7／11　5：05	7／29　19：00
三江南線	三次～船佐	〃　4：00	9／1　6：00
	船佐～式敷	〃　4：00	9／20　6：00
	式敷～口羽	〃　4：00	10／1　6：00
可部線	河戸～今井田	〃　8：25	7／11　17：05
	今井田～永内	〃　8：25	7／17　6：55
	坪野～加計	〃　8：25	7／28　19：20
	加計～吉居	〃　8：25	7／29　4：40
山陽本線	白市～入野	7／12　15：50	7／12　16：40
	備後赤坂～福山	7／11　10：05	7／11　14：05
福塩線	福山～府中	〃　5：05	〃　18：01
	府中～中畑	〃　5：05	7／12　11：00
	中畑～上下	〃　5：05	7／13　22：30
	上下～塩町	〃　5：05	7／18　20：00

2　電信電話の被害

広島電気通信部管内の通信施設は広範囲にわたり甚大な被害を受け，被害額は3億3,000万円に及んだ。なかでも県北の中心である三次電報電話局は，電力設備と通信網の要である本配線盤・試験設備等が浸水（12日3時52分，水深2m以上）により機能を停止した。また庄原・東城電報電話局をはじめ，電話交換業務委託局及び無人電話交換局も基幹通信伝送路等の切断により，21市町村の36局が孤立し情報通信手段が断たれ，被害地域におけるり障加入者も7,749加入者に及ぶ大被害を受けた。

通信施設の被害状況は第2－36表，第2－37表のとおりである。

第2－36表　電信電話回線の障害状況

項目／回線総数	回線総数	障害累計	復旧状況		
			7月13日	7月20日	7月29日
市外電話回線	19,887	1,198	36	937	193
市内電話回線	252,123	7,749	1,269	2,676	3,480
電信回線	622	27	—	12	15

(注)　回復状況欄で未回復分は8月12日までに全部復旧

第２－３７表　通信設備の被害状況

種別	被害項目	被害数量	摘要
線路	電柱	1,355本	三次局の被害割合　３％
	裸線	67.5 km	
	ＳＤワイヤ	50.8 km	三次局の被害割合　１％
	架空ケーブル	41.0 km	〃　１１％
	地下ケーブル	3.7 km	〃　２％
宅内	電話機	3,706個	〃　５２％
土木	マンホール	21個	
	管路	362 m	
建設工事	電柱	168本	
	架空ケーブル ＳＤワイヤ	4.3 km	
	電話機	22個	
電力	受電設備	1式	三次局の被害割合１００％
	整流装置	3個	〃
	電池	63個	〃
交換	試験台	4席	〃
	配線盤	35本	〃
	音声機器装置架	3架	〃
	磁石式交換設備	6局	
電信	電信設備	9架	三次局の被害割合１００％
	各種座席類	11席	〃

通信施設被害概要図

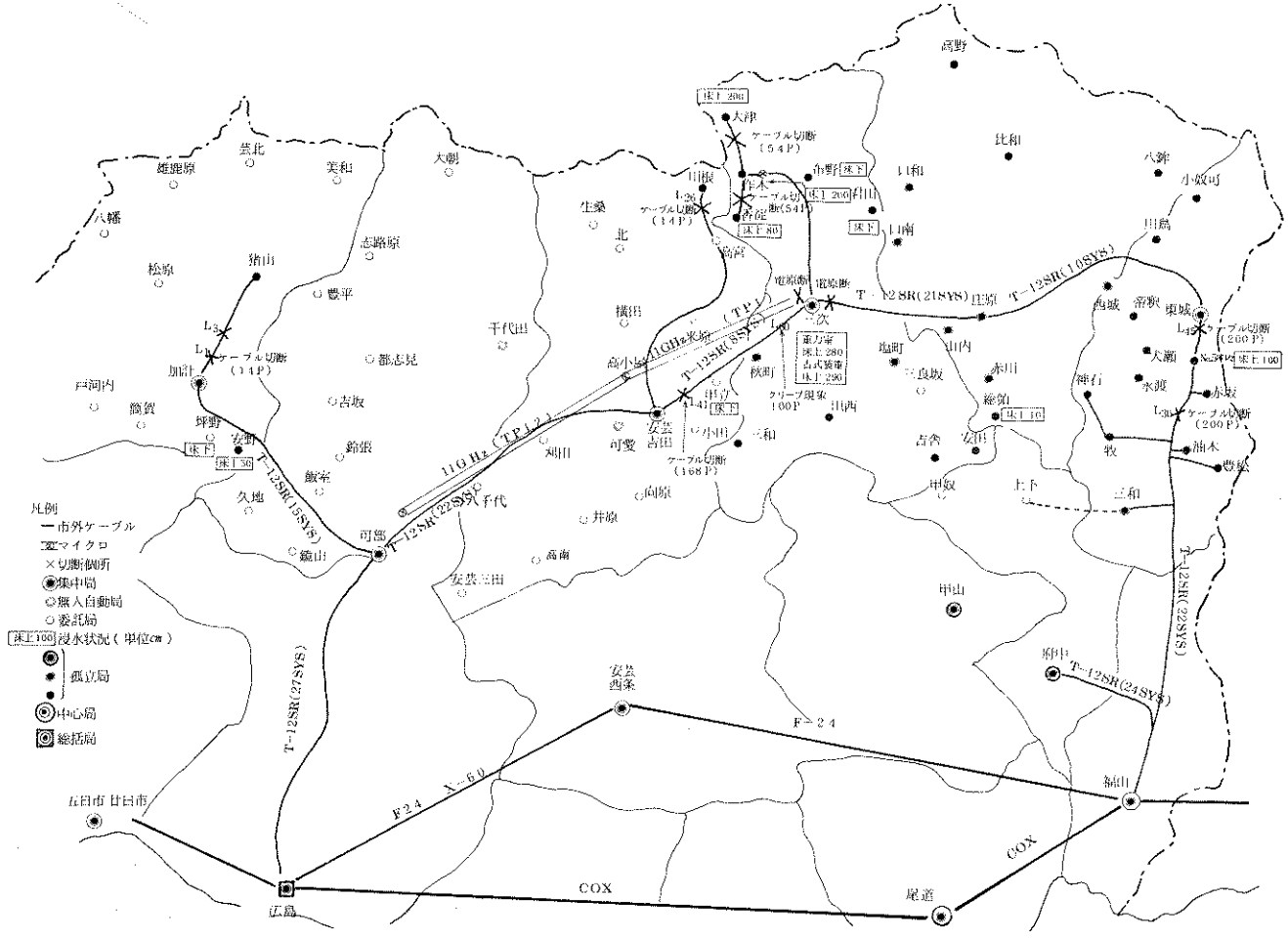

凡例
市外ケーブル
マイクロ
×切断個所
集中局
無人自動局
委託局
浸水状況（単位cm）
孤立局
中心局
総括局
T-12SR(15SYS)
T-12SR(22SYS)
T-12SR(27SYS)
T-12SR(21SYS)
T-12SR(10SYS)
T-12SR(24SYS)
11GHz（TP1）
11GHz（TP1.2）
F-24
X-60
COX
広島
尾道
福山
安芸西条
安芸吉田
可部
加計
三次

第９節　文教施設関係の被害

県内の公立学校の被害は県北を中心に，小学校４４校，中学校２３校（分校を含む），高等学校２０校（分校を含む）に及び，その被害額は３億2,３０５万円に達した。また，県内私立学校関係等の被害は学校数で１６校（大学，高校，中学，幼稚園，各種学校），被害額は6,７９３万円となった。

このほか社会教育施設及び体育施設も２１件，2,３８８万円の被害を受けた。

文教施設関係の被害状況は，第２－３８表～第２－４０表のとおりである。

第２－３８表　公立学校関係施設の被害状況　（単位：千円）

学校名	設置者	被災月日	被害の内容	被害額
三田小学校	広島市	47. 7.10	グランド土砂流入流失	230
西条　〃	東広島市	47. 7.13	法面崩壊（W４０m　H２m　L２０m）	5,750
吉原　〃	賀茂郡豊栄町	47. 7.11	屋体床上浸水	221
宇山　〃	賀茂郡河内町	47. 7.13	法面崩壊（H１５m　L　５m）	3,770
安野　〃	山県郡加計町	47. 7.11	床上浸水３０cm	1,350
修道　〃	〃	〃	床上浸水	909
殿賀　〃	〃	〃	床上浸水４０cm，フェンス倒壊	1,573
戸河内　〃	山県郡戸河内町	〃	建物浸水，土砂流入，設備破損	1,302
松原　〃	〃	〃	土砂流入	347
雲月　〃	山県郡芸北町	47. 7.10	法面崩壊（H１０m　L２５m）	647
川迫　〃	山県郡千代田町	47. 7.11	裏山崩壊（W２４m，H１５m）給水施設破損	478
壬生　〃	〃	47. 7.12	校舎全壊，給食調理室倒壊，備品流失	115,070
豊平東　〃	山県郡豊平町	47. 7.11	土砂流入	825
豊平南　〃	〃	〃	がけ崩れ（W２０m，H１５m）	4,100
三成　〃	尾道市	〃	がけ崩れ（W１７.５m，H１６m）土砂流入	620
日比崎　〃	〃	47. 7.10	がけ崩れ（W１１.７m，H１２.４m）建物大破	2,064

学校名	設置者	被災月日	被害の内容	被害額
大田小学校	世羅郡 世羅町	47. 7. 11	校地流失，ブロック壁倒壊，床上浸水	667
坪生 〃	福山市	47. 7. 12	校庭地すべり	1,283
道上 〃	深安郡 神辺町	〃	法面崩壊（H4 m，L20 m）	570
草木 〃	神石郡 神石町	〃	法面崩壊，甕壁倒壊，校庭流失，設備流失	3,591
神石 〃	〃	〃	がけ崩れ，甕壁倒壊	3,500
相渡 〃	〃	〃	山崩れ水源池埋没	137
豊松 〃	神石郡 豊松村	47. 7. 11	屋内運動場床面沈下	300
河内 〃	三次市	47. 7. 12	床上浸水80 cm，校庭泥土35 cm，建物泥土15 cm	3,265
三次 〃	〃	〃	校庭冠水一部流失	271
三次西 〃	〃	〃	校舎床上浸水3 m，設備流失	3,487
十日市 〃	〃	〃	校舎床上浸水2.1 m，ヘドロ堆積50 cm，施設設備の破損流失	16,407
粟屋 〃	〃	〃	校庭冠水85 cm，体育館床上浸水25 cm	119
和田 〃	〃	〃	プール用ポンプ，井戸流失	50
高 〃	庄原市	〃	グランド土砂流入，鉄さく倒壊	970
上谷 〃	〃	〃	土砂流入	122
板橋 〃	〃	〃	法面崩壊（L13 m，H35 m）	598
東 〃	〃	〃	法面崩壊（L10 m），学校路路肩崩壊（L10 m）	1,725
吉野 〃	甲奴郡 上下町	〃	校庭流失	651
亀谷 〃	甲奴郡 総領町	47. 7. 10	校地地すべり（W15 m），校庭土砂流失	555
君田上 〃	双三郡 君田村	47. 7. 11	法面崩壊20 m²	512
敷地 〃	双三郡 吉舎町	〃	プール用水井戸水位低下	181
八幡 〃	〃	〃	校舎床上浸水50 cm，校庭泥土堆積10 cm	5,696
三良坂 〃	双三郡三良坂町	47. 7. 12	揚水施設流失	388
仁賀 〃	〃	〃	水道パイプ流失150 m，プール側壁倒壊25 m	1,034

学校名	設置者	被災月日	被害の内容	被害額
東城小学校	比婆郡 東城町	47. 7. 12	土砂流入	690
久代 〃	〃	〃	法面崩壊	481
帝釈 〃	〃	〃	給水施設損壊	529
水後 〃	庄原市 三次市 学校組合	〃	校舎床上浸水１０cm，校庭冠水８０cm	1,070
件中学校	広島市	〃	法面崩壊，フェンス倒壊	2,400
音戸 〃	安芸郡 音戸町	47. 7. 11	運動場甃壁破損	3,406
黒瀬 〃	賀茂郡 黒瀬町	47. 7. 13	塀倒壊（２１m）	438
安野 〃	山県郡 加計町	47. 7. 11	床上浸水（４０cm），校庭冠水	2,520
加計 〃	〃	〃	土砂流入	267
吉田 〃	高田郡 吉田町	47. 7. 12	床上浸水，土砂流失	1,102
御調 〃	御調郡 御調町	〃	法面崩壊（1,４３５m²）	2,360
世羅中学校 大田教場	世羅郡 世羅町	47. 7. 11	校地土砂流入	214
世羅西中学校	世羅郡世羅西町	47. 7. 12	運動場土砂流入，流失，排水路埋没	520
油木中学校 新坂教場	神石郡 油木町	〃	法面崩壊	1,051
豊松中学校	神石郡 豊松村	47. 7. 11	甃壁崩壊，フェンス自転車置場倒壊	2,680
三次 〃	三次市	47. 7. 12	校庭冠水，塀倒壊	269
十日市 〃	〃	〃	床上浸水1.５m，土砂堆積３～４cm 施設・設備の損壊	15,145
塩町 〃	〃	〃	グランド土砂流失	4,525
甲奴 〃	甲奴郡 甲奴町	〃	フェンス倒壊（１４０m）	1,408
布野 〃	双三郡 布野村	〃	土留土羽甃壁崩壊（Ｌ３５m，Ｈ７.８m）土砂流失	1,800
三和 〃	双三郡 三和町	47. 7. 11	土地流失	427
作木 〃	双三郡 作木村	〃	施設・設備の浸水，流失	39,798
吉舎 〃	双三郡 吉舎町	〃	自転車置場・焼却場流失	961
三良坂 〃	双三郡三良坂町	47. 7. 12	校地土砂流失	1,280

学校名	設置者	被災月日	被害の内容	被害額
小奴可小学校	比婆郡東城町	47. 7. 12	がけ崩れ	1,090
口和 〃	比婆郡口和町	47. 7. 11	土羽崩壊，フェンス倒壊（25 m）	3,097
庄原 〃	庄原市	47. 7. 12	グランド土羽決壊	2,693
十日市共同調理場	三次市	〃	調理場浸水，給食用器具・設備損壊	1,404
小・中・共調小計				278,960
沼南高等学校	広島県	47. 7. 9	実習地の法面崩壊	161
音戸 〃	〃	〃	校地の法面崩壊	707
加計 〃	〃	〃	床上浸水及び土砂流失	12,792
因島 〃	〃	〃	校地の法面崩壊	1,080
油木 〃	〃	〃	〃	3,484
三次 〃	〃	〃	運動場の法面崩壊	3,990
賀茂北 〃	〃	〃	校地の法面崩壊	2,211
世羅 〃	〃	〃	〃	909
世羅高校大和分校	〃	〃	〃	3,333
佐伯高校吉和分校	〃	〃	〃	832
千代田高校豊平分校	〃	〃	〃	3,081
吉田高校高宮分校	〃	〃	〃	1,747
上下高校総領分校	〃	〃	法面の崩壊により校舎破損及び土砂流入	2,242
大崎高等学校	〃	〃	校地の土砂流失	151
大崎高校下島分校	〃	〃	実習地の法面崩壊	2,514
呉工業高等学校	〃	〃	校地の法面崩壊	1,060
庄原実業 〃	〃	〃	実習地の法面崩壊	1,121
庄原実業高校比和分校	〃	〃	運動場の土砂流失	373
西城商業高等学校	〃	〃	校地の法面崩壊	1,727

学校名	設置者	被災月日	被害の内容	被害額
尾道ろう学校	広島県	47. 7. 9	校地の法面崩壊	575
県立学校小計				44,090
合計				323,050

第2－39表　私立学校関係施設の被害状況　（単位：千円）

種別	学校名	設置者	被災月日	被害の内容	被害額
幼稚園	三次中央幼稚園	学校法人 三次伊達学園	47. 7. 12	床上浸水	3,500
	三次清心幼稚園	宗教法人 カトリック広島司教区	〃	〃	4,037
	十日市幼稚園	常光純乗	〃	〃	2,712
	三次幼稚園	明山晃祐	〃	床下浸水	0
中学校	福山暁の星女子中学校	学校法人 福山暁の星学院	〃	校地法面崩壊	70
高等学校	盈進高等学校	学校法人 盈進学園	47. 7. 10	〃	14,317
	北川工業高等学校	学校法人 北川学園	47. 7. 11	隣地がけ崩壊	2,594
	ノートルダム清心女子高等学校	学校法人 ノートルダム清心学園	47. 7. 13	校地法面崩壊	300
	広島城北高等学校	学校法人 広島城北学園	47. 7. 12	〃	2,500
大学	安田女子大学	学校法人 安田学園	〃	〃	4,600
	広島経済大学	学校法人 石田学園	4711～13	〃	30,000
県立大学	広島農業短大	広島県	47. 7. 22	〃	800
各種学校	三次女子専門学校	財団法人 巴峡学園	47. 7. 12	床上浸水	1,000
	山田服装学院	財団法人 山田学園	〃	〃	1,000
	高陽商業専門学校	高場清一	〃	〃	500
	堀江女学院	堀江コユカ	〃	床下浸水	0
計	16校				67,930

第２－４０表　社会教育及び体育施設の被害状況　（単位：千円）

施設名	設置者	被災月日	被害の内容	被害額
粟屋公民館	三次市	47.7.12	床下浸水（３０㎝），設備の流失	1,312
粟屋公民館北分館	〃	〃	設備の流失	316
十日市公民館	〃	〃	床上浸水，設備の流失	1,018
河内公民館	〃	〃	床下浸水，設備の流失	828
西城町中央公民館	西城町	〃	施設の破損，設備の流失	153
敷信公民館上谷分館	庄原市	〃	施設の破損	928
東城町中央公民館菅地区館	東城町	〃	〃	717
大田公民館	世羅町	47.7.11	床上浸水	149
七塚原青年の家	広島県	47.7.12	法面崩壊	565
広島県立図書館（巡回）	〃	〃	図書の流失	345
市営陸上競技場	三次市	47.7.11	土砂流失，泥土流入，備品損壊	2,730
市営庭球場	〃	〃	グランド流失，備品流失	634
市営水泳プール	〃	〃	グランド浄化装置，放送備品使用不能	737
市立体育館	〃	〃	床上浸水，設備備品の損壊	8,367
市営野球場	〃	〃	グランド破壊・流失	1,135
稲荷町堤防外運動場	〃	〃	運動場全体の破壊流失	1,427
町民プール	加計町	〃	プール側壁損壊	519
町営プール	吉舎町	〃	浸水，浄化装置使用不能	329
スポーツセンター	西城町	〃	一階浸水，施設設備使用不能	920
町営グランド	〃	〃	土砂流入．壅壁崩壊	416
高蓋グランド	三和町	〃	壅壁決壊，土砂の流失	342
計	２１			23,887

第１０節　公園施設の被害

比婆道後帝釈国定公園の帝釈峡地区，瀬戸内海国立公園の宮島地区及び県立自然公園の山野峡などの公園施設の被害は7,８６３万円に及んだ。

なかでも帝釈峡では大規模な山腹崩壊が発生し，その崩土により探勝歩道が埋没，欠壊し被害額は7,１００万円に達した。

公園施設の被害状況は第２－４１表のとおりである。

第２－４１表　公園施設の被害状況　（単位：千円）

公園名	地区名	市町村名	被害の状況	被害額
瀬戸内海国立公園	極楽寺	廿日市	車道欠壊	309
〃	宮島	宮島	崩土	1,394
〃	神峯山	大崎	車道欠壊	541
西中国山地国定公園	三段峡	戸河内	歩道欠壊	1,368
県立自然公園	山野峡	福山市	護岸欠壊，公園道欠壊	2,778
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	神石東城	崩土，歩道欠壊	71,054
〃	道後山	西城	公園道欠壊	300
県民の森	六の原	〃	崩土，公園道欠壊	889
計				78,630

第１１節　都市施設等の被害

都市施設等は２１箇所，４,０８７万円の被害を受けた。

都市施設等の被害状況は第２－４２表のとおりである。

第２－４２表　都市施設等の被害状況　（単位：千円）

市町村名	都市公園				防空壕		排土事業		計	
	県関係		市町村関係		市町村関係		市町村関係			
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
広島市			1	3,296					1	3,296
呉市			7	5,674	3	2,348			10	8,022
府中市			2	1,988					2	1,988
神辺町			1	13,618					1	13,618
竹原市			1	4,470					1	4,470
三次市			1	570					1	570
廿日市町			1	1,344					1	1,344
宮島町	1	760							1	760
加計町							1	3,004	1	3,004
福山市										
西城町							1	980	1	980
作木村							1	2,818	1	2,818
計	1	760	14	30,960	3	2,348	3	6,802	21	40,870

第１２節　公営住宅の被害

市町村営住宅１７６戸が被害を受け，被害額は3,５６３万円となった。

公営住宅の被害状況は第２－４３表のとおりである。

第２－４３表　市町村営住宅の被害状況

市町村名	戸数	世帯数	被害額
三次市	４５戸	４５戸	１０,１２５ 千円
吉舎町	４８	４８	3,４８８
君田村	１０	９	1,２６４
千代田町	１４	１３	7,０００
加計町	3	3	9,３００
総領町	１０	１０	７６０
神石町	１０	１０	1,１００
広島市	３６	３６	2,５９５
計	１７６	１７４	３５,６３２

第１３節　主な被災市町村の災害発生時の状況

今回の災害で激甚な被害を受けた主な市町村の災害発生時における状況は次のとおりである。

○三　次　市

７月１０日

９：００　降り始めからの総雨量５３.０㎜。

１５：４０　沓ケ原ダム予備放流を開始。

１７：００　第１非常配備につく。

７月１１日

０：００　西城川の水位が警戒水位（３.１０ｍ）を突破して急上昇を始めた。（建設省三次水位観測所）

０：３０　高暮ダム予備放流を開始。

１：００　水防本部を設置し第２非常配備につく。

２：１５　市街地の内水排除のため北溝排水ポンプ場運転開始。

３：００　災害対策本部を設置。

３：２５　十日市町下原でがけ崩れが発生し，住家１戸が全壊。１人死亡。

５：００　江の川の水位が警戒水位（８.８ｍ）を突破し急上昇を始めた。（建設省尾関山水位観測所）

馬洗川の水位が警戒水位（４.８ｍ）を突破し急上昇を始めた。（建設省南畑敷水位観測所）

７：００　十日市町下原一帯が浸水したため，消防団員等を出動させ救助活動を行った。

７：４５　北溝排水ポンプ場が浸水し運転不能となった。

８：００　粟屋町で附近の水田を見に行った老人が行方不明となった。

９：００　降り始めからの総雨量２６３.０㎜。

西城川の水位が下がり始めた。（建設省三次水位観測所）

１０：２５　災害救助法を適用。

１０：３０　各河川のはん濫により災害が全市に広がり，市の関係者だけでは対応できなくなったため，知事に対して自衛隊の災害派遣を要請した。

１１：００　江の川の水位が下がり始めた。（建設省尾関山水位観測所）

１１：３０　三次町に避難準備の勧告をした。

馬洗川の水位が６.５２ｍ（今次災害最高水位）となった。（建設省南畑敷水位観測所）

１５：５０　自衛隊が到着し，堤防の補強，孤立者の救助等応急活動を開始。北溝排水ポンプ場を応急修理し，排水を再開。

１９：００　西城川の水位が再び急上昇を始めた。（建設省三次水位観測所）

２０：００　江の川の水位が再び警戒水位を突破し急上昇を始めた。（建設省尾関山水位観測所）

２１：５５　三次町に避難場所を広報して回る。

２３：００　馬洗川の水位が再び警戒水位を突破し急上昇を始めた。（建設省南畑敷水位観測所）

２３：３０　北溝排水ポンプ場が再び浸水し，運転不能となった。

７月１２日

０：３５　熊見発電所の浸水により市内全域が停電となった。

０：４０　三次町に避難命令を出した。

１：２０　十日市町に避難命令を出した。

２：００　西城川の水位が6.6 m（今次災害最高水位）となった。（建設省三次水位観測所）

西城川で舟１そうが転覆し１人が行方不明となった。

２：２５　三次電報電話局の浸水により通信が途絶した。

２：３０　十日市町において上新町堤防，西町堤防の２カ所が決壊して市街地全域が浸水した。（避難者は，市内全域で２９カ所，１０,６７３人）

江の川の水位が１３.２ m（今次災害最高水位）となった。（建設省尾関山水位観測所）

３：００　馬洗川の水位が下がり始めた。

４：００　十日市町で１人溺死。

５：００　日下町で１人溺死。

５：５０　十日市町で住家１戸が倒壊し，２人死亡。

９：００　降り始めからの総雨量４４１.０㎜。

７月１３日

８：０５　市街地の水が引いたため避難命令を解除。

９：００　降り始めからの総雨量５０７.０㎜。

７月２６日

１７：００　災害対策本部を解散。

（中国新聞７月１２日夕刊）

三次市民，濁流の中，深夜避難

９日の降り始めから１２日午前９時までの降雨量４３０ミリ。記録的な豪雨に見舞われ，県下最大の被災地となった三次市は市内を流れる馬洗川や西城川のはん濫で全市水びたし。一時は3.5メートルを越す濁流が渦巻き，３階建ての市役所（十日市町）も１階部分が完全に水没した。

雨の小降りとともに１２日午前９時ごろから水位は徐々に下がってきた。しかし，全市停電，電話線もほとんど不通とあって被害の詳細は不明だが，少なくとも２人が死亡，１人が行方不明になっている。

広島県北を襲った集中豪雨は１１日夜から，更に強くなり，河川の水が急増，三次市十日市，三次両町の数箇所で濁流が堤防を越えて，市街地に流れ込んだ。

このため，中心部全域が床上浸水，約１６,０００人の住民は２階や屋根裏に登ったり，市役所などに避難した。

同市十日市町京蘭寺地区では家ごと馬洗川にのまれた家もあり，目撃した小学生は「その家

の母親らしい人がカキの木に必死にしがみついて助けを求めていた」と恐ろしさを話していた。

また，逃げ遅れた市民は，いたる所で赤いタオルやホウキを振るなどして救援を求めていた。

陸上自衛隊第１３師団（広島県安芸郡海田町）から約５５０人が永野広島県知事の要請で11日夜から相次いで同市に出動，市民の救出や食糧（乾パン），水などの補給作業に当たった。

市内を流れる濁流は１１日正午すぎからいったん減り始め，避難していた人たちも自宅へ帰り，家財道具の整理，流入した土砂の掃除にとりかかっていた。ところが同日夕方から雨は再び強くなり，水位が急激に上昇し始め，同日午前中にも危険になった三次町専法寺の西城川がはん濫し市内に流入したので，三次市水防本部は１２日午前０時４０分，三次町全域（2,146世帯，6,８３１人）に，続いて同１時２０分，十日市町（2,８０６世帯，9,０８０人）にも避難命令を出した。

市民たちは，ビルや各学校，高台にある神社へ急いだ。同０時４０分には市内全域が停電になったうえ，３時前には堤防を越えた水が市街地へ流れ込み，道路に濁水があふれた。腰まで水につかり，家族３人で市役所へ避難した十日市町，主婦佐々木チズエさん（５２）は「急に増水し逃げるのにせいいっぱいだった。この分ではもう２階まで水につかっているだろう。全然眠れなかった」と不安そうな表情。

十日市町大村では土砂くずれで２人が埋まり，救助に行った自衛隊員が１２日午前５時すぎ，身元不明の男女２人の死体を発見した。

市内にはいる道路は前日から寸断され，電話も同日午前３時前に切れ，水防本部にはいっさいの連絡がはいらず，市は文字通り孤立状態になっている。

○庄　原　市

７月１０日

１７：００　降り始めからの総雨量６２.５㎜。

７月１１日

１：００　西城川の水位が警戒水位（３ｍ）を突破し急上昇を始めた。（広島県庄原観測所）

４：００　災害対策本部を設置。消防団に警戒体制をとるよう指示。

５：００　降り始めからの総雨量１９２.０㎜。

５：３０　本村川で裏山が幅６０ｍにわたって崩れ牛舎が押しつぶされ，１人が土砂の下敷となり死亡。また，この牛舎より５０ｍの所にある住家１戸が半壊し，１人が行方不明となり１人が軽傷を負った。

６：１０　本村町で警戒中の消防団員１人が本村川に転落し行方不明となった。

６：３０　電話回線が被災し通信が途絶した。

７：００　消防団長及び各地区の区長に対し，状況により避難命令を出すよう指示した。

７：３０　本村町上，中表地区に避難命令を出した。

８：００　西城川が減水し始めた。

１７：００　降り始めからの総雨量２６１.５㎜。

１７：３０　西城川が再び増水し警戒水位を突破し，水位が急上昇を始めた。（広島県庄原観測所）

２０：００　西城川がはん濫し，高松，川手町など各地で床上，床下浸水の被害が続出した。各地区消防団を通じて避難命令を出した。

７月１２日

１：００　西城川の水位が6.2ｍ（今次災害最高水位）となった。（広島県庄原観測所）

３：００　西城川が減水し始めた。

３：０５　災害救助法を適用。

５：００　降り始めからの総雨量３９３.５㎜。

上谷町で裏山が崩れ住家１戸が全壊し，１家３人が生き埋めとなった。２人は遺体で発見したが１人は行方不明。

９：００　災害救助対策会議を開催。

１０：００　市長災害現地視察。西城川の水位が警戒水位以下に下がった。（広島県庄原観測所）

１３：００　西城川が再び警戒水位を突破した。（広島県庄原観測所）

時間不明　川北町万能ため池が満水となり，堤防が決壊し下流の水田や民家に流れ込んだのを始め，各地のため池で堤防が決壊した。

１５：００　西城川が減水し始めた。

１７：００　降り始めからの総雨量３９８.５㎜。

７月１３日

５：００　降り始めからの総雨量４０１.５㎜。

６：５５　区長会及び市議会災害対策緊急協議会を開催。

７月３１日

１７：００　災害対策本部を解散。

（中国新聞７月１３日朝刊）

孤立地区が続出

庄原市では１２日午前２時ごろ，市内を流れる西城川が，高松，川手町など各地区で決壊，国道１８３号線と県道を洗い流した。特に川手町では濁流がどっと流れ込んで４０戸，約100人が孤立，７時間後に救出したのをはじめ，高町など孤立地区が相次いでいる。庄原署と市消防署は，危険個所の１７地区，１６０世帯（７００人）に避難命令を出し，それぞれ安全な場所に移動させた。

午後からは同市川北町万能ため池が満水となりせきを切って下流の水田や民家に流れ出したのをはじめ，各地のため池で堤防が切れた。庄原署は，付近の住民に早めに避難するよう呼びかけている。（以下略）

○作　木　村

７月１１日

１：３０　災害対策本部を設置

２：２０　消防団に対して水防警戒に出動するよう指示。

６：００　江の川が増水し，危険水位を突破したため，港地区の住民に対し旧三次高等学校，役場等へ避難するよう避難命令を出した。

７：３０　江の川がはん濫し，各地で浸水を始めた。

９：１０　江の川の水位が１２.８ｍ（推定）となり大洪水となった。このため低地部では，住家の２階部分まで浸水したのを始め，江の川沿いの住家は殆んど床上まで浸水した。農協の有線放送施設が水没し全村放送不能となった。また一部地区を除いて電燈及び電話も使用不能となった。

被災者に対する炊出しを開始。

１０：２５　災害救助法を適用。

１１：００　江の川の水位が下がり始めた。

１７：００　県土木事務所より再び増水するとの連絡があり，このころより再び降雨が激しくなった。

１７：１５　第１次洪水より更に水位が高くなると判断し，直ちに住民に対し再度避難命令を出した。

１８：３０　江の川が再びはん濫し，浸水家屋が出始めた。

２０：５０　使用可能な電話回線も被災したため，通信が全く途絶し孤立状態に陥った。

２３：００　村役場庁舎１階が水没したため，対策本部を附近の民家へ一時移動させるとともに，庁舎２階に避難していた被災者を屋根伝いに高所の民家へ避難させた。

７月１２日

２：００　西野地区でがけ崩れが発生し，１人が土砂とともに作木川に転落し行方不明になった。

３：００　江の川の水位が１５ｍ（推定，第１次洪水に比べて２ｍ高くなる。）となり大洪水となった。

５：００　江の川の水位が少しづつ下がり始めた。

９：３０　自衛隊の災害派遣を要請するため，職員２名を三次市へ派遣した。（県道大田三次線が各地で寸断されているため布野村まで徒歩で行く。）

１３：００　自衛隊到着，直ちに道路等の応旧復旧を開始。

７月３１日

１２：００　災害対策本部を解散。

（中国新聞７月１４日朝刊）

孤立の作木村にはいる

そこには倒壊した家屋，床上まで土砂に埋まった家── 過疎化のうえに豪雨禍の追い打ち。無残に打ちのめされた村があった。

県道作木── 布野村にはいる手前，約６キロメートルの地点でプッツリ断ち切られていた。作木川の激流がえぐりとったものだ。応急の板木が渡してある。すぐ足の下を濁流が渦巻いた。

村役場のある中心部，災害対策本部の設けられた役場近くの民家の壁には，２階の窓あたりに濁流に洗われた跡がはっきりついている。

「水道はとまり，電話も不通，道路が寸断され，全くの孤立です。復旧見通しは今のところついていません。」と話す田久和武夫同村助役の顔は暗い。

増水した作木川と江の川はまたたく間に川沿い地区を襲った。被害の最も大きかったのは下作木港地区。家屋があちこちで倒壊している。

どうにか倒壊を免れた家の中には土砂がいっぱい。壁は落ち，家財道具はほとんど濁流にのまれ，やっと立っているといった状態の家が多い。

○加　計　町

7月10日

17：00　降り始めからの総雨量81.0㎜。

7月11日

2：00　道之口地区の井手ケ平町営住宅団地の住民（14戸）に対し浸水の危険が生じたため，加計小学校講堂へ避難するよう避難命令を出した。

2：45　消防団員に対し警戒出動を指示した。

4：00　災害対策本部を設置。

5：00　降り始めからの総雨量152.0㎜。

7：30　道之口地区でがけ崩れ（高さ30m，幅20m）が発生し，住家1戸が全壊して2人が生埋めとなった。直ちに，消防団員を出動させ1人を救出したが1人は死亡した。

8：00　道之口地区井手ケ平町営住宅団地の避難住民を浸水の危険がなくなったため帰宅させた。

17：00　降り始めからの総雨量237.0㎜。

21：00　道之口地区井手ケ平町営住宅団地の住民に対し，再度避難命令を出した。

21：15　河川沿いの危険地域住民に対して避難命令を出した。

21：30　道之口地区で山津波が発生し民家1戸が全壊。避難中の2人が流されたが，水防作業中の消防団員が救出し病院へ収容した。

21：30　町内の太田川，滝山川，丁川，西宗川，その他中小河川がはん濫し，堤防の決壊，家屋の流失，浸水が相次いだ。

22：00　消防団の水防活動及び警戒を強化するとともに住民に対し安全な場所への避難を指示した。

丁川地区で大規模な山崩れ（高さ100m，幅200m）が発生し，2戸が埋没全壊し，3戸が半壊した。直ちに，消防団員を出動させ3人を救出したが，残る4人は降雨が激しく2次災害の発生するおそれがあるため，止むなく救出作業を中止した。

23：00　降り始めからの総雨量271.5㎜。

7月12日

1：45　災害救助法を適用。

5：00　降り始めからの総雨量369.5㎜。

6：00　丁川地区の行方不明者捜索のため消防団員に出動を指示した。消防団員，地元民が協力して捜索活動を行った。

８：３０　災害対策本部会議を開催。

１０：４０　丁川地区の行方不明者１人を遺体で発見し収容した。

１１：１０　丁川地区の行方不明者２人を遺体で発見し収容した。

１７：００　降り始めからの総雨量４１６.５㎜。

７月１３日

８：００　前日に続き丁川地区の行方不明者の捜索のため消防団員に出動を指示した。

８月２６日

１７：００　災害対策本部を解散。

第3章　防　災　体　制

第1節　概　　要

本県における防災体制は，県防災会議の作成する県地域防災計画を基調として，次のように県防災会議と国，地方公共団体及び公共機関等の防災関係機関により確立されている。

県防災会議は本県における防災行政が総合的かつ計画的に行われるよう県地域防災計画を作成し，その実施を推進するとともに，災害が発生した場合における情報の収集，災害応急対策及び災害復旧に関し，防災関係機関相互の連絡調整を図るため県に設置されている。

また，防災関係機関は県防災会議において作成された県地域防災計画を基本として，それぞれ防災業務実施機関としての災害対策に関する実施計画を策定し，いったん災害が発生した場合には，相互に一体的有機性をもって的確かつ円滑に対処し得るよう体制の整備を図っている。

以上の県段階における防災体制に対して県下各市町村においても県に準じて，市町村防災会議を設置し，それぞれ作成された市町村地域防災計画を基本として，市町村単位の防災体制が確立されている。

これら本県における防災体制は第3－1図のとおりである。

第3－1図　本県における防災体制

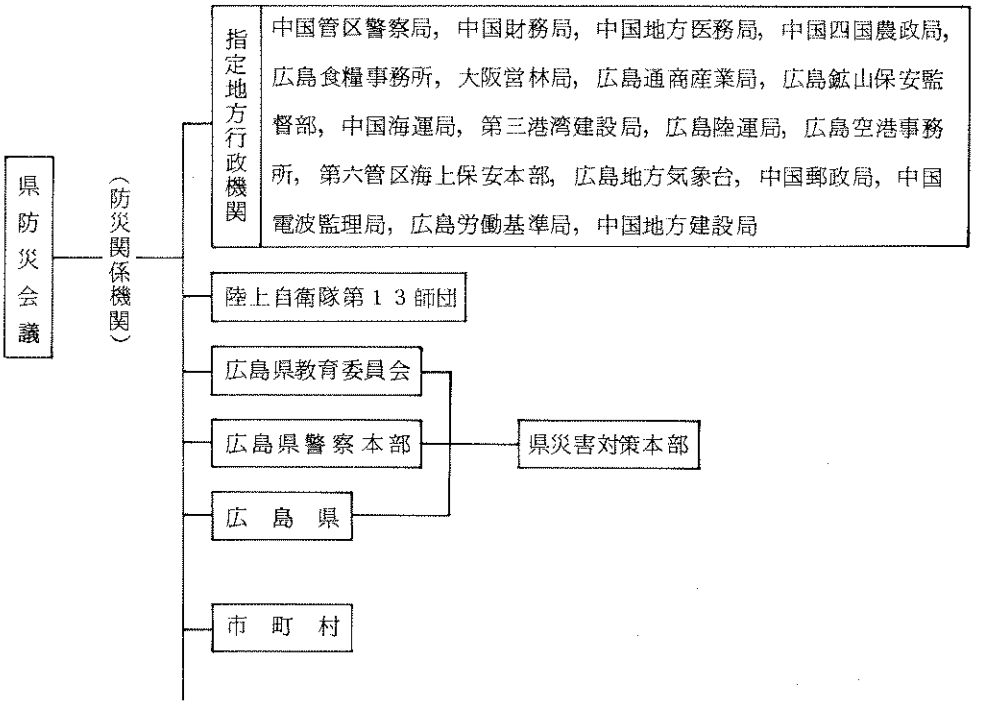

関係指定公共機関	日本国有鉄道広島鉄道管理局，岡山鉄道管理局，日本電信電話公社中国電気通信局，日本銀行広島支店，日本赤十字社広島県支部，日本放送協会中国本部，日本道路公団大阪管理局，日本通運株式会社中国支店，中国電力株式会社
関係指定地方公共機関	広島ガス株式会社，広島電鉄株式会社，福山通運株式会社，瀬戸内海汽船株式会社，株式会社中国放送，広島県厚生農業協同組合連合会，福山瓦斯株式会社，芸陽バス株式会社，芸北交通株式会社，中国バス株式会社，西鉄運輸㈱広島支店，山陽トラック株式会社，芸備自動車株式会社，たおの海運株式会社，株式会社マツダ運輸広島，広島テレビ放送株式会社，社会福祉法人恩賜財団済生会支部広島県済生会呉総合病院
公共団体，防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者	

第２節　県の防災体制と活動

1　防災体制

県は県民の生命，身体及び財産を災害から保護するため，関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て県の地域に係る防災に関する計画を作成し，県内の市町村及び指定地方公共機関の処理する事務又は業務の実施を助け，かつ総合的に調整する責務を有している。

したがって，基本的には県防災会議において作成された県地域防災計画を基調としながら，更に具体的に「広島県災害対策運営要領」を定め，県の各機関の防災体制の基準あるいは市町村との連絡調整，その他具体的な運用について定めている。

この中で，災害が発生し又は発生するおそれがある場合の防災体制としては，「注意体制」，「警戒体制」及び「非常体制」の３体制に区分して対応することとしている。

○　注意体制

気象業務法に基づく注意報が発表されたときとるもので，情報収集及び連絡活動を主として行い，状況により更に高度の配備に迅速に移行し得る体制である。

○　警戒体制

気象業務法に基づく警報が発表されたとき又は発表前であっても災害の発生が予想され警戒体制をとる必要があると総務部長が認めたときにその指示によりとるもので，情報収集，連絡活動，災害予防及び災害応急措置を実施するとともに，事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替え得る体制である。

○　非常体制

この体制は，災害対策本部が設置されたときの体制である。

災害対策本部

災害が次の各号のいずれか１に該当し，かつその被害が相当大規模に及ぶおそれがあり，かつこれに対する総合的な対策を講ずるため，特に知事が必要と認める場合に設置する。

ア　災害が２以上の市町村の区域にわたって発生し又は発生するおそれがある場合

イ　災害による被害に対し，災害救助法による救助を必要とする場合

災害対策本部の組織系統は，第３－２図のとおりである。

また，災害の規模その他の状況により，特に現地での応急対策が必要であると認められるときは災害対策地方本部を設置する。

水 防 本 部

気象台から暴風雨，大雨，高潮，洪水警報又は建設省と共同で洪水警報が発せられた場合，その他知事が必要と認めたときは，土木建築部に水防本部を，各土木（建築）事務所及び広島港湾事務所に水防地方本部を設置する。

ただし，災害対策本部が設置されたときは，災害対策本部の所轄に属し，水防の有機的一体性の確保に努める。

水防本部の組織系統は第３－３図のとおりである。

第３－２図　広島県災害対策本部組織系統図

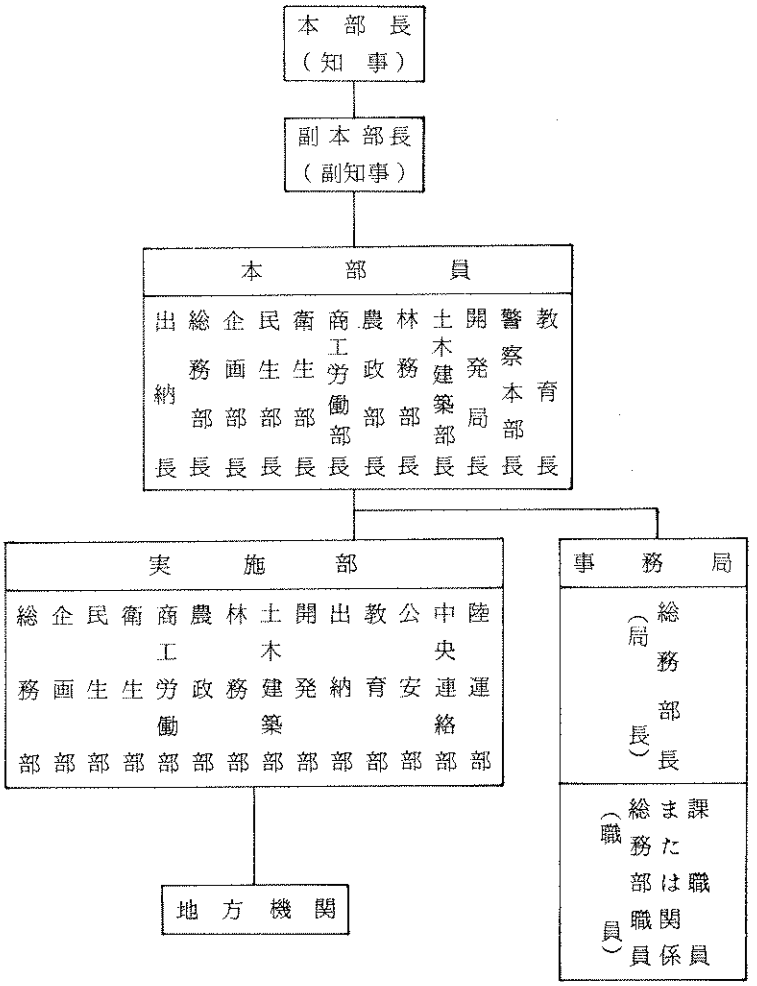

第３－３図　水防本部組織系統図

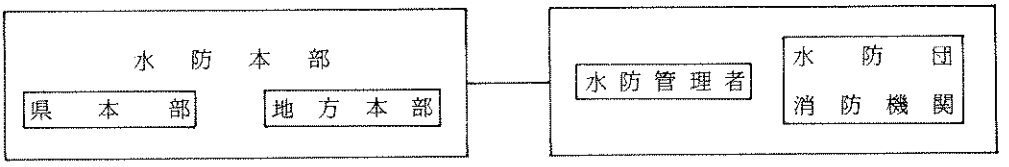

2　災害対策本部の活動

日本海をゆっくり南下していた前線は，太平洋高気圧の急激な衰退に伴い，７月９日夜から10日未明にかけて中国地方を通過し，沿岸部を中心に強い雨が降り始め，１０日３時１０分，広島地方気象台は大雨注意報を発表した。

これと同時に県は注意体制に入り，関係出先機関の長及び市町村長に対し防災体制の強化を指示した。

雨は１０日夜半から一段と激しくなり，県北の江の川，西城川，及び馬洗川の水位が警戒水位を突破し危険な状態となったため，１１日７時大雨洪水警報の発表と同時に県水防本部を設置するとともに注意体制を警戒体制に切り替えた。

その後も降雨は続き，三次市で馬洗川が決壊するなど県北一帯でこの豪雨による被害が相次いで発生したため，１１日１０時２５分，県は三次市，吉舎町，及び作木村に災害救助法を適用するとともに，同日１０時４０分，県に災害対策本部を設置して非常体制に入った。

被害は，その後，更に拡大し県北一帯を中心として，県下全域に及んだ。

災害対策本部は，被災地における情報の収集，被災者の救援，救護，被災施設の応急復旧など応急対策の実施について，県出先機関及び市町村に指示し，また自衛隊の災害派遣要請，防災関係機関との連絡調整を行うなど，総合的かつ一体的な応急対策の実施に努めた。

また，災害対策本部は災害対策を強力に推進するため，次のとおり本部員を現地に派遣し，被災地の調査及び災害応急措置の総合調整を図った。

なお，災害対策本部は２４日１７時に災害の応急対策がおおむね完了したため解散した。

○被災地調査および災害応急措置の総合調整

７月１１日

副知事は，県北地域特に三次市を中心に馬洗川，江の川の水位が急上昇し堤防を溢水するという情報に接し，急きょ，三次市長と連絡をとり同市へ急行し，１３日まで引き続き県の出先機関を始め，市及び水防関係団体並びに知事の災害派遣要請に基づいて出動した陸上自衛隊第１３師団による避難，救助活動及び応急措置のための活動等について総合調整を行うとともに近隣被災町村の実情調査を行った。

７月１２日

商工労働部長を三次市に派遣し副知事の現地における総合調整の実施を補佐せしめるとともに引き続き県北地域における被災状況の調査とその対策を行った。

７月１３日

知事は，県警察本部長とともに被災の大きい県北地域の各市町村の現地調査を行った。

民生部長，農政部長，衛生部次長，農政部次長，教育委員会事務局次長等を高田，山県地域あるいは県北地域に派遣し，被災の実態は握とあわせて，災害救助物資の給与，水稲，野菜等の生産対策，畜産対策，農家の被災者対策，防疫対策，被災教育施設の応急措置並びに指導をそれぞれ行った。

7月14日

知事は，前日に引き続き芸北地域の被災状況の現地調査を行った。

教育長及び林務部次長を三次市，庄原市に派遣し，被害状況の現地調査を行うとともに今後の対策を指示した。

また，民生部長及び衛生部長を高田及び県北地域に派遣し，被災地の応急対策について指示した。

7月15日

知事は，自衛隊のヘリコプターにより庄原市，三次市，比和町，君田村，布野村，作木村，総領町の現地調査を行った。

また公害対策局長を県北地域へ派遣し，防疫及びごみ処理対策について指示した。

7月16日

知事は，前日に引き続きヘリコプターにより油木町，神石町へ，副知事は，加計町，戸河内町，豊平町の現地調査並びに町村の関係者を激励した。

また，農政部長，土木建築部長及び農政部次長を県北地域に派遣し被災地の応急対策について指示した。

7月17日

知事は，建設大臣を三次市へ案内し，被害状況を説明するとともに援助協力を依頼し，副知事は，作木村，高宮町の現地調査並びに町村の関係者を激励した。

7月18日

農政部長を，農林政務次官の県北地域の視察に随行させ被害状況を説明するとともに援助協力を要請した。

民生部長を県北地域に派遣し，現地における救援活動等について指導させた。また民生部次長を厚生省へ被災状況等説明のため上京させた。

7月19日

副知事は，戸河内町，吉和村の現地調査並びに町村の関係者を激励した。

また，民生部長を芸北地域へ，林務部次長を神石地域へ派遣して被災地の応急対策について指示した。

7月20日

土木建築部長を福山地区へ，林務部次長を備北地区へ，土木建築部次長を加計地区へそれぞれ派遣し，被害状況の現地調査を行うとともに被災地の応急対策について指示した。

7月21日

土木建築部次長を衆議院災害対策特別委員会の視察に随行させ，被害状況を説明するとともに協力援助を要請した。

また，林務部次長を高田地区へ派遣，被害状況の現地調査を行うとともにその対策を指示した。

7月11日～21日

今回の災害の特徴の一つとして，道路及び通信施設の破損壊により多くの町村が全く孤立状態におちいったので，これら町村の被災実態を緊急には握する必要があり，かつ連日の災害応急活動に困ぱいしている出先機関を応援するため本庁から職員を急派し，災害の実態は握と応急措置を実施した。

なお，災害地（主として三次市）への災害復旧機材の輸送及び救急医薬品，食糧，衣料品等の生活物資輸送の円滑化を図るため，県知事及び県公安委員会は災害対策基本法第76条に基づく災害応急対策緊急輸送車両の標章及び証明書を第3－1表のとおり発行し，調整を図った。

第3－1表　標章及び証明書の発行状況

発行者	発行先＼月日	7/14	7/15	7/16	7/17	計
県	県・市町村	114	248	52	60	474
	国鉄	200	120	—	100	420
	現地	200	1,500	500	—	2,200
	一般	—	—	24	16	40
	小計	514	1,868	576	176	3,134
県公安委員会	一般等	—	—	—	—	1,671
合計		—	—	—	—	4,805

災害後の防災体制の整備

今回の豪雨に対する防災体制については庄原市ほか１５市町村において通信が途絶したほか，災害対策本部に対する市町村，関係機関及び住民からの情報あるいは問い合せが殺倒し災害対策本部の気象情報の伝達，災害情報の収集，防災活動の指示などに支障をきたす等災害対策上多くの問題を残した。

このため，県ではこの災害の尊い教訓を生かして，防災体制の強化を図るため，次の措置を行った。

○　昭和４８年５月に「広島県災害対策運営要領」を改正し，県下を１４ブロックに分けて主要出先機関にそれぞれ災害対策支部を設置し，管下の市町村における災害情報の収集の一元化を図るとともに必要な応急対策を実施させることとした。

○　災害の長期化に対処できるよう災害対策本部の事務局に総括班，情報班及び連絡班を設け，分掌事務の単純化によって混乱を防ぎ，迅速な情報収集，適切な命令，指示の伝達を図ることとした。

また，実施部では，県民からの災害に関する問い合せに対応するための窓口業務を広報班に分掌させるとともに，新たに救援物資，防災資機材等の輸送に必要な交通規制，道路規制及び迂回路の指示等を所掌するための交通輸送班を設置した。

更に，災害時における道路交通の円滑な確保と救援物資，防災資機材等の緊急の輸送が円滑に行われるよう交通対策計画として，「災害時における道路交通規制及び緊急輸送確保の手引」を作成した。

○　非常事態における通信手段の確保を図るため，昭和４８年度を初年度とした３カ年事業（総工費２１億円余）で，防災行政無線施設を整備し，県の出先機関は勿論のこと，国等の主要な防災関係機関及び県下各市町村との無線による通信網を確立した。

3　水防本部の活動

７月１０日３時１０分に大雨注意報が広島地方気象台から発表されると同時に土木建築部河川課，道路維持課をはじめとする本庁と各土木（建築）事務所，広島港湾事務所の出先機関に水防準備班を置き水位，潮位，雨量及びダム状況，その他水防に関する情報を収集し，関係機関に情報を通報するとともに水防本部設置の準備を行った。

７月１１日７時大雨洪水警報の発表と同時に土木建築部河川課に水防本部を，各土木（建築）事務所及び広島港湾事務所に水防地方本部を設置した。

水防本部は，各水防地方本部に対し，水防資材の点検と水防警報を行う河川について水位の上

昇及び危険の状況に応じ，適切な指示がとれるよう指導するとともに道路，河川，砂防施設等の災害及び交通規制の状況を速やかに報告するよう指示した。また，三次地区の河川の水位が上昇し始めたことに伴い，万年土のう１万枚を三次地区へ輸送し，三次土木建築事務所管内へ河川課職員を実態調査のため派遣した。更に，各水防地方本部において河川の警戒水位の突破並びに溢水及び道路の交通不能の箇所が増加し始めたので，厳重なる警戒体制と適確な措置をとるよう重ねて指示した。

７月１２日災害対策本部の要請により，三次地区等へ叺等４万9,２００枚を輸送した。また県営東山住宅に崩土が生じたので，これの復旧を行った。

なお，三次，上下土木（建築）事務所管内の被災状況調査及び技術援助を行うため，本庁事務職員４人，技術職員４人を２班に分けて派遣した。

７月１３日６時５５分大雨洪水警報は解除されたが，被災の状況，河川の水位等諸般の状況から水防本部をこのまま存置することとし，警戒体制の継続を指示した。また，三次地区へ万年土のう５万6,５００枚を３回に分けて輸送したのを始め，三次水防地方本部の連絡用自動車を確保するため車両１０台を移送した。更に，三次土木建築事務所管内の被害状況のは握と緊急連絡をとるため，高田郡甲田町を中継点とする無線機を設置し，本庁及び三次土木建築事務所の職員各１人を中継点（甲田町公民館）へ配置した。

７月１４日現地調査のため道路維持課長，河川課長を吉田，三次，庄原，上下地区へ派遣したのを始め三次，庄原，上下地区へ本庁及び三原土木建築事務所から現地調査の応援のため職員を派遣した。

三次市災害対策本部へダンプカー１６台，ショベルカー３台を移送するとともに布野村へ叺1,０００枚を輸送し，加計水防地方本部へ万年土のうを２万枚，広島水防地方本部へ１万枚，庄原水防地方本部へ３万枚，吉田水防地方本部へ１万枚の輸送を行った。

７月１５日，災害復旧工事の応援のため，本庁及び沿岸の各土木（建築）事務所から上下土木事務所へ５人，三次土木建築事務所へ８人の職員を派遣した。また，緊急査定事前調査，現地調査（落橋調査，電気被害調査，都市施設調査）のため，それぞれ建設省河川局防災課芳賀査定官，土木建築部長，道路建設課長，道路建設課職員，営繕課職員及び都市整備課職員が庄原，加計，三次及び上下地区へ赴いた。また，庄原水防地方本部へ麻袋３万枚を，高宮町へ叺を8,０００枚，吉田水防地方本部へ叺を１万枚輸送した。

７月１５日１２時，雨量及び河川の水位等の状況により水防本部を解散した。

なお，広島県が使用した水防資材の状況は第３－２表のとおりである。

第３－２表　県水防資材等の使用状況

土木事務所名	資材											
	叺		万年土のう		ビニール袋		杭		麻袋		縄	
	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量
加計	枚	1,000	枚	10,930	枚		本		枚		kg	
吉田	〃	13,721	〃		〃	7,000	〃	90	〃	720	〃	375
西条	〃		〃	1,000	〃		〃		〃		〃	
福山	〃		〃	11,100	〃		〃	325	〃		〃	
上下	〃	1,930	〃	32,570	〃		〃		〃	510	〃	
三次	〃	8,495	〃	71,040	〃		〃	224	〃	27,400	〃	750
庄原	〃	4,970	〃	19,501	〃		〃		〃	12,000	〃	625
計	〃	30,116	〃	146,141	〃	7,000	〃	639	〃	40,630	〃	1,750

第３節　市町村の防災体制と活動

各市町村は，気象予警報の受信のつど，有線放送，広報車等により住民に，その内容を伝達し警戒を呼びかけるとともに災害に備え体制を強化し，災害発生のおそれが出始めた１０日前後に相次いで災害対策本部を設置し，水防活動，避難の指示，勧告，被災者の救助，救護に当った。

災害対策本部の設置状況は第３－３表のとおりである。

なお，水防団の活動人員及び使用した資材（国庫補助関係分）は第３－４表のとおりである。

第３－３表　市町村災害対策本部設置状況

市町村名	設置		解散		市町村名	設置		解散	
	月日	時分	月日	時分		月日	時分	月日	時分
呉市	7. 12	14：30	7. 13	16：10	庄原市	7. 11	3：05	7. 31	17：00
竹原市	7. 10	17：20	7. 12	18：00	大竹市	7. 11	16：20	7. 13	20：00
三原市	7. 11	7：00	7. 13	7：00	府中町	7. 12	13：30	7. 13	8：30
尾道市	7. 10	18：45	7. 13	14：00	広島市(船越町)	7. 10	17：00	7. 13	22：00
府中市	7. 11	6：15	7. 13	9：00	広島市(瀬野川町)	7. 11	12：00	7. 13	22：00
三次市	7. 11	3：00	7. 26	17：00	坂町	7. 10	16：20	7. 15	8：30

市町村名	設置		解散	
	月日	時分	月日	時分
音戸町	7. 11	12：00	7. 14	17：00
湯来町	7. 12	8：00	7. 19	17：00
吉和村	7. 11	20：30	7. 31	17：00
能美町	7. 8	17：10	7. 11	20：00
広島市(安古市町)	7. 11	14：00	7. 12	3：00
広島市(佐東町)	7. 11	13：00	7. 12	5：00
広島市(高陽町)	7. 12	9：00	7. 17	10：00
加計町	7. 12	4：00	8. 26	17：00
筒賀村	7. 10	19：00	7. 15	17：00
戸河内町	7. 11	8：30	7. 17	17：00
芸北町	7. 11	8：30	7. 20	17：15
大朝町	7. 11	22：00	7. 14	23：00
千代田町	7. 11	23：00	7. 18	7：00
豊平町	7. 11	22：00	7. 17	17：00
吉田町	7. 10	15：00	7. 20	17：00
美土里町	7. 9	10：30	7. 24	5：00
高宮町	7. 11	2：00	7. 20	17：00
甲田町	7. 11	10：00	7. 19	10：00
向原町	7. 11	10：00	7. 13	9：00
広島市白木町	7. 11	10：15	7. 14	7：00
東広島市(西条町)	7. 11	7：00	7. 13	21：30
黒瀬町	7. 12	14：30	7. 13	9：00
東広島市(八本松町)	7. 10	8：30	7. 13	17：15
東広島市(志和町)	7. 11	17：00	7. 12	20：00
福富町	7. 11	8：30	7. 13	8：30
豊栄町	7. 10	2：00	7. 15	17：00
大和町	7. 11	6：00	7. 13	19：00
本郷町	7. 9	16：00	7. 11	17：05
安芸津町	7. 9	8：00	7. 12	20：00

市町村名	設置		解散	
	月日	時分	月日	時分
安浦町	7. 12	13：30	7. 13	10：00
久井町	7. 11	8：30	7. 14	9：00
向島町	7. 9	10：00	7. 12	24：00
甲山町	7. 11	7：30	7. 14	17：00
世羅町	7. 11	9：00	8. 31	12：00
世羅西町	7. 11	7：30	7. 14	8：00
神辺町	7. 11	7：00	7. 13	12：00
福山市(加茂町)	7. 11	7：00	7. 16	12：30
府中市(協和村)	7. 11	5：00	7. 13	17：00
福山市(駅家町)	7. 11	9：00	7. 14	16：00
油木町	7. 11	11：00	7. 25	17：00
神石町	7. 11	2：00	8. 10	17：00
豊松村	7. 11	7：00	7. 13	17：00
神石郡三和町	7. 11	7：00	7. 13	17：00
上下町	7. 11	8：00	7. 19	17：00
総領町	7. 11	8：00	7. 25	17：00
甲奴町	7. 11	7：00	7. 27	5：30
君田村	7. 11	1：30	7. 29	18：00
布野村	7. 10	17：00	7. 15	11：00
作木村	7. 11	1：30	7. 31	12：00
吉舎町	7. 11	9：00	7. 25	17：00
三良坂町	7. 11	7：00	7. 26	17：00
双三郡三和町	7. 11	7：50	7. 27	17：15
西城町	7. 11	7：30	7. 15	17：15
東城町	7. 11	4：00	7. 31	17：00
口和町	7. 11	1：00	8. 10	12：00
高野町	7. 11	8：30	8. 11	12：30
比和町	7. 11	10：00	7. 31	24：00

第３－４表　市町村水防団員等の活動状況

市町村名	水防活動人員	主要な使用資材								備考
		叺 枚	万年土のう 枚	麻袋 枚	ビニール袋 枚	縄 kg	杭・丸太 本	竹 束	むしろ 枚	
広島市	324	1,795	1,285			416	31	23		
広島市（高陽町）	266		2,840				15	4		
呉市	3,401		4,998							
甲田町	338	5,730				216				
安芸津町	310	6,048				341	37			
尾道市	1,079	2,422	620			55	350			
福山市	1,265		10,440			275	1,170	8		
新市町	2,410	335	6,217			180	499	36	10	
福山市（駅家町）	3,130	7,291	1,500			840	2,513	31		
府中市	3,018	4,766	2,310	600		626	384	30		
三次市	2,807		42,358			1,800	849		28	
加計町	205		5,000	1,344						
千代田町	1,343	290	15,430			90	160			
八千代町	212		3,800			256	140	66		
広島市（白木町）	231	580	4,430			90	79			
黒瀬町	452	1,007	490	10			1,433			
大和町	1,300	1,406	3,650	2,145			929			
高野町	230	2,220					325			

市町村名	水防活動人員	主要な使用資材								備考
		叺 枚	万年土のう 枚	麻袋 枚	ビニール袋 枚	縄 kg	杭・丸太 本	竹 束	むしろ 枚	
大崎町	300	7,430				528				
福山市（加茂町）	454	418	1,450	362		465	541	78		
神辺町	746	2,520	2,890	500			3,575			
府中市（協和村）	249	2,616	1,000			75				
総領町	500	2,100		6,540						
世羅町	800	3,750		10,210		75	80	10		石1,430㎥ 板20枚
世羅西町	695	3,160	3,100			240				
比和町	350	5,000				96	10			
布野村	582		2,800	584		240.8		6		
三良坂町	460	246	3,500			184	665	14	50	
西城町	900		8,320			30	130			
東城町	782		4,650	730						
計	28,139	61,130	133,078	23,015		6,871.3	13,915	306	88	

注　主要資材が15万円以上の市町村である

第４章　応　急　救　助

第１節　概　　要

今回の豪雨により，特に三次市を中心とする県北部一帯の被害は激甚を極めたが，県はこれら市町村に対する迅速な救援活動の実施を確保するため，三次市ほか２４市町村に災害救助法を適用し避難所及び応急仮設住宅の設置，炊出しの実施，被服，寝具等生活必需品の給与等被災者の救援，救護に当たった。

一方，知事の災害派遣要請を受けた陸上自衛隊及び県警察本部はそれぞれ災害派遣部隊を現地に出動させ，地元消（水）防機関と協力して昼夜を分かたず，堤防の築堤，孤立者の救出，道路の啓開，救援物資の輸送，給水支援，引水後の流木，泥土の処理，防疫等に献身的な活動を続け，災害直後の応急措置の推進に重要な役割を果たし，物心両面にわたって被災地住民の大きな支えとなった。

また，日赤広島県支部は被災地の医療確保のため救護班を現地に派遣し，医療活動を続けるとともに，国鉄，電々公社，中国電力㈱等の機関においても，全力を挙げて早期復旧に努め民生の安定を図った。更に，この度の災害では，地元住民の協力はもとより，県北一帯で有線電話回線が被災し，通話不能となり，通信途絶地区における被災状況のは握は困難を極めたが県内アマチュア無線クラブ員の積極的な協力により情報収集が行われるなど官民一体となった応急活動が展開された。

なお，この度の災害に際して，全国の団体，個人から多くの救援の手がさしのべられ義援金，見舞金，義援物資等が続々と県災害対策本部に寄せられた。

第２節　災害救助法の適用状況

今回の災害は，県下全域にわたって，多くの人的被害及び家屋の被害をもたらした。特に，三次市を中心とする県北一帯は大災害となり，７月１１日１０時２５分，三次市，吉舎町及び作木村をかわきりに，１市８町１村に，引き続き１２日には，庄原市をはじめ１市１０町に，１３日には３町１村に，合計２５市町村に対し，第４－１表のとおり災害救助法を適用して，各種の救助を実施した。

なお，１３日１３時３０分，県下における住家の滅失世帯数が2,０００世帯（住家の全壊$1/1$，半壊$1/2$，床上浸水$1/3$による換算数）を超えるに至ったので，法の適用基準を同法施行令第１条第

1項第1号（注1）から同項第2号（注2）へ切り換えた。

注1　災害救助法施行令第1条第1項第1号

当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯が滅失したこと。

注2　災害救助法施行令第1条第1項第2号

当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において，当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって，当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯が滅失したこと。

別表第1

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上　15,000人未満	40
15,000人以上　30,000人未満	50
30,000人以上　50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

別表第2

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

別表第3

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上　15,000人未満	20
15,000人以上　30,000人未満	25
30,000人以上　50,000人未満	30
50,000人以上 100,000人未満	40
100,000人以上 300,000人未満	50
300,000人以上	75

第4－1表　災害救助法の適用状況

市町村名	適用日時	救助の種類											
		避難所の設置	炊出しその他の食品の給与	応急仮設住宅の設置	飲料水の供給	被服寝具その他の生活必需品の給与	医療	助産	災害にかかった者の救出	住宅の応急修理	学用品の給与	死体の捜索	障害物の除去
		日	日		日	日	日	日	日			日	日
三次市	7月11日 10.25	21	21	2カ年	—	20	14	7	—	1カ月	28日	2	9
吉舎町	〃	7	7	2カ年	—	10	—	—	—	1カ月	1カ月	—	8
作木村	〃	21	14	2カ年	7	10	—	—	3	1カ月	1カ月	8	16
三良坂町	12.15	14	14	2カ年	—	10	—	—	—	1カ月	15日	—	6
神石町	13.35	7	7	2カ年	—	10	14	—	—	1カ月	1カ月	—	8
上下町	14.25	7	7	2カ年	—	10	14	—	—	1カ月	—	—	8
甲奴町	〃	7	7	2カ年	7	10	14	—	3	—	15日	—	3
高宮町	17.35	10	10	2カ年	—	10	14	—	—	1カ月	1カ月	—	—
千代田町	23.30	7	8	2カ年	—	10	14	1	—	1カ月	1カ月	—	—
大朝町	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
比和町	7月12日 0.40	—	7	—	—	10	—	—	—	—	—	—	8
加計町	1.45	7	7	2カ年	7	10	14	—	3	1カ月	1カ月	1	5
西城町	〃	7	7	—	7	10	14	—	—	—	1カ月	—	4
庄原市	3.05	7	7	2カ年	—	10	14	—	3	—	1カ月	—	—
東城町	4.10	13	13	2カ年	7	19	14	—	3	1カ月	15日	27	5
総領町	8.30	14	14	2カ年	—	10	—	—	—	—	15日	—	1
吉田町	10.00	7	7	—	7	10	—	—	—	—	1カ月	—	2
甲田町	〃	7	7	—	7	10	—	—	3	1カ月	1カ月	—	4
戸河内町	11.35	7	7	—	—	10	—	—	—	—	1カ月	—	—
口和町	18.00	9	7	2カ年	—	10	—	—	3	1カ月	—	—	2
豊平町	18.30	—	—	—	—	—	14	—	—	—	15日	—	—
油木町	7月13日 18.30	8	8	2カ年	7	10	—	—	—	1カ月	1カ月	—	2
君田村	18.30	7	7	—	—	10	—	—	—	1カ月	1カ月	1	—
世羅町	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	1カ月	—	—	3
広島市（高陽町）	19.15	7	7	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—

1　災害救助費

災害救助法の適用に基づく災害救助費の支出は，被害が甚大であったため同法第２３条に規定する救助の種類のすべてにわたって行われ，支出総額は１億６９６万円にも及び，被害の状況を反映して三次市，作木村をはじめとして県北一帯の市町村に過去に例のない救助費の支出となった。救助費の種目別内訳及び市町村別内訳は，第４－２表及び第４－３表のとおりである。

第４－２表　災害救助法による救助費の種目別内訳表

種目別区分	市町村繰替支弁分			県分			計		
	員数	実支出額	繰替支弁対象額	員数	実支出額	国庫負担対象額	員数	実支出額	国庫負担対象額
避難所設置費	55,928	1,207,678円	1,129,998円	—	8,960円	8,960円	55,928	1,216,638円	1,138,958円
応急仮設住宅	102	35,060,375	33,370,932	—	0	0	102	35,060,375	33,370,932
炊出し	54,808	6,366,437	6,011,335	—	3,661,853	3,661,853	54,808	10,028,290	9,673,188
飲料水の供給費	16,980	654,960	654,960	—	0	0	16,980	654,960	654,960
被服，寝具その他生活必需品の給与費	5,806	9,709,812	8,931,796	—	13,316,650	13,249,096	5,806	23,026,462	22,180,892
医療及び助産費	506	3,826,974	3,826,974	—	0	0	506	3,826,974	3,826,974
災害にかかった者の救出費	275	403,376	403,376	—	0	0	275	403,376	403,376
災害にかかった住宅の応急修理費	270	14,209,662	13,807,962	—	0	0	270	14,209,662	13,807,962
学用品の給与費	3,756	4,100,011	3,954,895	—	0	0	3,756	4,100,011	3,954,895
埋葬費	24	371,303	282,960	—	0	0	24	371,303	282,960
死体の捜索費	8	389,408	389,408	—	0	0	8	389,408	389,408
死体の処理費	8	27,360	27,360	—	0	0	8	27,360	27,360
障害物の除去費	501	7,109,253	6,797,418	—	0	0	501	7,109,253	6,797,418
輸送費	—	2,194,520	2,150,520	—	25,088	25,088	—	2,219,608	2,175,608
人夫賃	—	4,134,689	4,134,689	—	0	0	—	4,134,689	4,134,689
法第34条による補償費	—	—	—	—	188,224	188,224	—	188,224	188,224
小計（救助費）	—	89,765,818	85,874,583	—	17,200,775	17,133,221	—	106,966,593	103,007,804
事務費	—	15,133,199	5,608,000	—	—	—	—	15,133,199	5,608,000
合計	—	104,899,017	91,482,583	—	17,200,775	17,133,221	—	122,099,792	108,615,804

第４－３表　災害救助法適用市町村の災害救助費調

市町村名	実支出額	国・県の負担対象額	市町村名	実支出額	国・県の負担対象額
広島市（高陽町）	50,105円	50,105円	上下町	1,654,488円	1,492,468円
三次市	32,827,076	31,756,346	総領町	4,985,233	4,700,657
庄原市	3,674,555	3,674,555	甲奴町	1,480,868	1,455,544
加計町	6,814,994	6,750,539	君田村	775,896	708,768
戸河内町	139,510	139,510	作木村	19,447,093	18,547,562
大朝町	0	0	吉舎町	6,854,665	6,808,688
千代田町	2,458,936	2,449,669	三良坂町	3,357,756	3,357,756
豊平町	44,250	32,310	西城町	2,008,480	1,934,861
吉田町	148,885	148,005	東城町	2,829,986	2,640,279
高宮町	4,339,127	3,985,210	口和町	2,078,470	1,797,640
甲田町	1,444,057	1,430,247	比和町	518,372	516,872
世羅町	924,650	632,350	小計	106,778,369	102,819,580
油木町	2,956,778	2,913,538	法第34条による補償費	188,224	188,224
神石町	4,964,139	4,896,101	合計	106,966,593	103,007,804

2　避難所の設置

避難を要する人々を一時的に収容し，保護するため，県下に３５９箇所の避難所が開設された。

なお，災害救助法に基づく避難所の設置期間は，原則として７日間となっているが，三次市を中心とした県北部の被害が甚大であったため，厚生大臣の承認を得て三次市外１４市町村の避難所の設置期間を，７日間延長して１４日間とした。また，三次市及び作木村については，更に７日間の期間延長をし，合計２１日間にわたり避難所を設置した。

県下の避難所の設置状況は第４－４表のとおりである。

第4－4表　避難所の設置状況

市町村名	設置数	設置期間	支出額	収容延人員
三次市	32	7月11日～7月31日	円 592,098	28,456
庄原市	57	7月12日～7月18日	35,130	2,006
広島市 （高陽町）	4	7月13日～7月19日	4,000	146
加計町	53	7月12日～7月18日	16,450	7,051
戸河内町	11	〃	19,800	742
千代田町	5	7月11日～7月17日	800	430
吉田町	3	〃	6,800	224
高宮町	19	7月11日～7月20日	59,040	846
甲田町	2	7月12日～7月18日	5,000	123
油木町	7	7月13日～7月20日	40,220	1,244
神石町	1	7月11日～7月17日	0	235
上下町	4	〃	13,340	170
総領町	27	7月12日～7月25日	25,560	852
甲奴町	7	7月11日～7月17日	38,719	730
君田村	4	7月13日～7月19日	2,380	239
作木村	44	7月11日～7月31日	161,368	5,676
吉舎町	10	7月11日～7月17日	30,140	1,074
三良坂町	24	7月11日～7月24日	16,770	698
西城町	27	7月12日～7月18日	35,160	1,172
東城町	7	7月12日～7月24日	73,870	3,267
口和町	11	7月12日～7月20日	31,033	547
計	359		1,207,678	55,928

3　炊出しその他による食品の給与

被災者の食生活を一時的に保護するため，県下２４２箇所で，延５４,８０８人に炊出しその他による食品の給与が行われた。

なお，災害救助法に基づく炊出しその他による食品の給与の実施期間は，避難所の設置期間と同様７日間となっているが，避難所の設置の期間延長にともない，７日間では被災者の救助の実施が困難となったので，厚生大臣の承認を得て，７日間の期間延長を２度にわたり行い，炊出しその他による食品の給与を実施した。

県下の炊出しその他による食品給与の実施状況は第４－５表のとおりである。

第４－５表　炊出しその他による食品給与の実施状況

市町村名	炊出し個所数	実施延日数	給食延人員	実支出額
三次市	３２	１８８日	２８,４５６	４,１５８,５８７円
庄原市	２３	５３	１,０８２	１８７,８９５
広島市（高陽町）	２	２	１６８	３１,１０５
加計町	１１	４３	４,１７３	６６０,７３３
戸河内町	２７	５０	３５６	６２,３３０
千代田町	２	１４	３４０	８０,８８７
吉田町	３	６	８４	１７,４４０
高宮町	１１	７４	６９０	２２３,６６０
甲田町	１１	５９	１,３３８	２５５,５３２
油木町	２	１３	１,１４４	２４８,３２３
神石町	２	６	２１９	５０,２６０
上下町	６	１６	１６９	２２,８８７
総領町	３３	２６７	１,８５９	４２７,５２５
甲奴町	１	６	５１４	８９,２８９
君田村	３	４	２３９	２７,９３６
作木村	１６	１４１	７,６３９	１,８２０,５２８
吉舎町	６	２７	３,３１３	８０２,２６５
三良坂町	１３	５０	９５０	２００,３９４
西城町	２２	２８	１,１０６	２７６,８４９
東城町	９	２９	５９６	２９１,５９３
口和町	６	２０	３１２	７８,４００
比和町	１	１	６１	１３,８７２
計	２４２	１,０９７	５４,８０８	１０,０２８,２９０

4　飲料水の供給

災害によって飲料水がこ渇し，又は汚染し，現に飲料に適する水を得ることが出来ない被災者を保護するため，県下7町1村で延16,980人に対して飲料水の供給が行われた。

飲料水の供給の状況は，第4－6表のとおりである。

このほか，伝染病予防法に基づき，飲料水の供給が実施されたが，その状況は第4－7表のとおりである。

第4－6表　飲料水の供給状況

市町村名	供給対象人員	実支出額	市町村名	供給対象人員	実支出額
加計町	2,865	348,890円	作木村	395	29,550円
吉田町	3,700	11,600	西城町	849	9,000
甲田町	4,000	139,340	東城町	1,427	34,660
油木町	1,144	61,280	計	16,980	654,960
甲奴町	2,600	20,640			

第4－7表　飲料水の供給状況（伝染病予防法に基づくもの）

市町村名	供給期間	対象人員	実施概要
甲奴町	7／12～7／18	283	上下町からタンク給水
府中市	7／11～7／12	236	福山市から　〃
甲田町	7／12	2,059	甲田保健所のろ過器を使用し給水
吉田町	7／12	1,757	広島市，呉市，廿日市町の給水車3台により八千代町簡易水道から給水
加計町	7／12	1,738	町内の井戸水，湧水等により水を確保し給水

5　被服，寝具その他生活必需品の給与

災害によって，日常生活に欠くことのできない被服，寝具その他の衣料品及び生活必需品をそう失又はき損したため生活を営むことが困難な被災者に対し，一時の急場をしのぐためこれらの必需品を2市17町2村の5,806世帯に対し第4－8表のとおり給与した。

なお，県からの救助物資の緊急輸送の状況は，第4－9表のとおりで，これら救助物資のうち米，副食缶詰等については被災者に対する炊出しとして，毛布，肌着等については，生活必需品として被災者に給与された。

第4－8表　被服，寝具その他の生活必需品の給与の実施状況

市町村名	給与世帯数			実支出額	給与品目					
	全壊	半壊及び床上浸水	計		上下作業服	肌着	毛布	布団	炊事用具セット	その他
				円	着	枚	枚	梱	セット	
三次市	40	3,424	3,464	13,483,670	—	—	8,454	—	3,600	6
庄原市	14	37	51	328,375	36	300	79	—	32	9
加計町	35	127	162	1,016,302	—	466	573	—	162	—
戸河内町	5	1	6	41,400	—	—	16	—	2	—
千代田町	16	141	157	849,230	84	339	232	—	140	73
吉田町	1	18	19	81,000	—	—	2	36	—	—
高宮町	17	32	49	438,880	18	354	290	—	—	249
甲田町	1	238	239	526,095	—	67	128	30	225	6
油木町	16	15	31	257,400	—	216	192	—	—	—
神石町	21	159	180	963,272	—	700	540	—	180	80
上下町	6	0	6	142,195	—	53	9	8	6	6
総領町	22	79	101	830,832	—	64	520	—	17	235
甲奴町	7	46	53	198,040	24	296	59	19	—	—
君田村	2	10	12	35,548	—	17	11	—	—	27
作木村	34	152	186	1,176,893	—	700	700	—	175	175
吉舎町	13	348	361	668,065	63	307	505	—	—	104
三良坂町	7	189	196	391,672	13	243	300	—	—	18
西城町	9	223	232	762,355	258	31	54	—	2	96
東城町	26	137	246	531,231	53	279	148	—	20	—
口和町	3	13	16	84,057	3	8	5	3	4	6
比和町	6	33	39	210,000	—	—	32	—	—	—
計	301	5,505	5,806	23,026,462	552	4,440	12,849	96	4,565	1,090

第4－9表　救助物資の緊急輸送の状況

市町村名	品名及び数量	出発日
三次市	毛布８００枚，給水タンク５個	７月１１日
	毛布3,１２５枚，米１５,０００食，乾パン8,７００食，包装紙１５,０００枚，薪2,０６０束，灯油（ドラム缶）１８本，副食缶詰7,５００個，飯缶詰１２,０００個	７月１２日
	毛布５０１枚	７月１３日
	毛布3,７２１枚	７月１４日
庄原市	毛布１００枚，給水タンク３個	７月１２日
加計町	毛布６０枚	７月１３日
	米1,４４０kg	７月１４日
	毛布４７４枚	７月１５日
吉田町	毛布２枚	７月１３日
高宮町	毛布４０枚	７月１１日
	毛布２５０枚	７月１２日
	米２００kg	７月１３日
甲田町	毛布１３０枚	７月１２日
	毛布２８枚	７月１３日
油木町	毛布１２０枚	７月１４日
神石町	毛布８０枚	７月１２日
	毛布２５０枚	７月１４日
	毛布１００枚	７月１６日
上下町	毛布３枚	７月１３日
総領町	毛布２０４枚	７月１３日
	飯缶詰７２０個，副食缶詰５２８個	７月１４日
	ちり紙１８束，肌着４０枚	７月１６日
甲奴町	毛布６０枚	７月１１日
君田村	副食缶詰２４個，飯缶詰４８個	７月１４日
作木村	毛布４００枚	７月１２日
	飯缶詰5,１１８個 肌着７００枚，副食缶詰2,８３２個，ちり紙１６２束，みそ３５０kg	７月１３日

市町村名	品名及び数量	出発日
	しょう油３５０本，砂糖３５０斤，タオル３５０本，脱脂綿１００包，石けん１０２個，ガソリン５０４ℓ，灯油５０４ℓ	７月１４日
	毛布３００枚	７月１５日
吉舎町	肌着２０５枚，毛布５００枚	７月１１日
	肌着６０枚，副食缶詰３８４個	７月１４日
	飯缶詰６３０個，ちり紙１８束	７月１６日
三良坂町	毛布３００枚	７月１１日
	飯缶詰３９０個，副食缶詰３３６個	７月１４日
	ちり紙１８束，肌着４０枚	７月１６日
口和町	副食缶詰４８個，飯缶詰９６個	７月１４日
比和町	毛布１５０枚，飯缶詰９６個，副食缶詰４８個	７月１４日

6　医療及び助産

医療及び助産の実施は，災害のため医療機構が混乱し，必要とする医療の途が閉ざされた被災者に対し，その保護と安全を図る目的で行われ，県下２市，９町で計５０６人がその対象となった。

このうち，医療は，外来４７３人，入院２６人で計４９９人，助産は７人であった。

医療及び助産の実施状況は，第４－１０表のとおりである。

第４－１０表　医療及び助産の実施状況

市町村名	医療				助産		実支出額
	外来		入院				
	期間	対象実人員	期間	対象実人員	期間	対象実人員	
三次市	7.11～7.24	442	7.11～7.21	1	7.11～7.16	6	2,639,099円
庄原市	7.12	1	7.11～7.24	4	—	—	346,010
加計町	7.11	6	—	—	—	—	37,090
千代田町	—	—	7.12～7.24	3	7.12	1	103,745
豊平町	7.12	4	7.12～7.17	2	—	—	9,150
高宮町	7.12～7.22	1	7.12～7.24	5	—	—	139,520
神石町	7.11～7.21	1	7.14～7.24	1	—	—	81,560
上下町		—	7.11～7.31	2	—	—	63,380
甲奴町	7.11	4	7.11～7.24	4	—	—	238,970
西城町	7.12	3	—	—	—	—	4,130
東城町	7.11～7.12	11	7.12～7.24	4	—	—	164,320
計		473		26		7	3,826,974

7　被災者の救出

災害のため危険な状態におかれた者の救出及び生死不明者の捜索は，第４－１１表のとおり１市６町１村で実施され，その対象人員は２７５人に及んだ。

第４－１１表　被災者の救出状況

市町村名	対象人員	実施期間	実支出額
庄原市	6	7月12日～7月14日	54,000円
広島市（高陽町）	56	7月12日	3,000
加計町	9	7月11日～7月13日	184,550
甲田町	2	7月11日	52,070
甲奴町	2	7月11日	15,000
作木村	179	7月11日～7月13日	48,000
東城町	15	7月12日～7月16日	33,756
口和町	6	7月12日	13,000
計	275		403,376

8　死体の捜索

生存者の救出はもちろんのこと，行方不明者又は死亡した人の死体を放置することは人道上からも許されず，被災者の救出と合わせ，その発見と遺体の収容が行われた。

死体の捜索の実施状況は第４－１２表のとおりである。

第４－１２表　死体の捜索の実施状況

市町村名	行方不明者	捜索実施期間	捜索延日数	実支出額
三次市	2	7月12日	2	9,050円
加計町	1	7月14日	1	60,400
君田村	1	7月11日	1	12,600
作木村	1	7月12日～7月19日	8	6,080
東城町	3	7月13日～7月31日	27	301,278
計	8			389,408

9　障害物の除去

災害によって，土石，竹木等の障害物が住家に侵入し，住む場所を失った者が，自らの資力ではその回復が出来ない場合，その者の生活を保護する目的で応急的にこれら障害物の除去が行われた。

その対象戸数は５０１戸にのぼり，その実施状況は第４－１３表のとおりである。

第４－１３表　障害物の除去の実施状況

市町村名	対象戸数	実施期間	実支出額
三次市	１３１	7. １３ ～ 7. ２１	５０９,２１１円
加計町	１９	7. １２ ～ 7. １６	３３４,６００
吉田町	８	7. １７ ～ 7. １８	１６,０００
甲田町	１	7. １３ ～ 7. １６	３１,４００
世羅町	１１	7. １４ ～ 7. １６	３６０,０００
油木町	６	7. １２ ～ 7. １３	１２０,０００
神石町	２４	7. １３ ～ 7. ２０	４８０,０００
上下町	２０	7. １２ ～ 7. １９	３８６,５０４
総領町	１	7. １６	１４,０００
甲奴町	１３	7. １６ ～ 7. １８	１７９,０００
作木村	８３	7. １３ ～ 7. ２８	１,４９４,９００
吉舎町	６９	7. １１ ～ 7. １８	１,０４７,０００
三良坂町	２５	7. １３ ～ 7. １８	４６７,７００
西城町	４５	7. １３ ～ 7. １６	８４４,０４０
東城町	５	7. １３ ～ 7. １７	５８,８９８
口和町	２５	7. １６ ～ 7. １７	４７９,０００
比和町	１５	7. １３ ～ 7. ２０	２８５,０００
計	５０１		７,１０９,２５３

10　応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅は，住家が滅失した被災者のうち，自らの資力では住宅を確保することが出来ない世帯に対し，住宅を仮設して，供与し，一時的な居住の安定を図る目的で県下１０２戸が設置された。

また，入居世帯に対しては，この仮設住宅が一時的なものであるため，公営住宅への入居，各種公的住宅資金貸付の斡旋等必要な指導援助が行われた。

応急仮設住宅の設置の状況は第４－１４表のとおりである。

第４－１４表　応急仮設住宅の設置状況

市町村名	設置戸数	実支出額	市町村名	設置戸数	実支出額
三次市	17	6,153,730円	総領町	10	3,490,000円
庄原市	2	661,000	甲奴町	2	666,410
加計町	8	2,608,830	作木村	19	6,926,213
千代田町	3	1,027,500	吉舎町	11	3,653,000
高宮町	5	1,688,560	三良坂町	4	1,400,000
油木町	6	2,010,000	東城町	2	625,000
神石町	8	2,520,000	口和町	2	679,000
上下町	3	951,132	計	102	35,060,375

11　住宅の応急修理

住宅の応急修理は，災害によって住宅に被害を受けた者が，自らの資力ではその修理が出来ない場合，その者の生活を保護する目的で行われ，県下１市１２町２村で計２７０世帯に実施され，その状況は第４－１５表のとおりである。

第４－１５表　住宅の応急修理の実施状況

市町村名	修理世帯数	実支出額	市町村名	修理世帯数	実支出額
三次市	82	1,831,052円	上下町	1	75,000円
加計町	12	762,480	君田村	1	72,000
千代田町	1	71,600	作木村	97	6,945,200
高宮町	12	851,625	吉舎町	6	427,400
甲田町	2	139,905	三良坂町	17	728,700
世羅町	10	564,650	東城町	5	317,050
油木町	1	72,000	口和町	14	691,000
神石町	9	660,000	計	270	14,209,662

12 学用品の給与

住家に被害を受け，就学上欠くことのできない教科書や文具等を失った小学生，中学生3,756人を対象に学用品の給与が行われた。

県教育委員会は，教科用図書の円滑な給与を図るため，直ちに各教育事務所を通じて必要数を調査し，広島県教科用図書販売会社に対して，その確保と供給について協力を要請するなどの措置をとり，被災児童，生徒に対する教科書の給与は新学期までにすべて完了した。

学用品の給与状況は第4－16表，教材用図書の給与状況は第4－17表のとおりであり，このうち高等学校生徒に対する教科用図書の給与は，災害救助法の適用がなく単県措置によるものである。また，被災したことにより新たに就学援助が必要となった児童，生徒の状況は第4－18表のとおりである。

第4－16表　学用品の給与の実施状況

市町村名	小学生				中学生				計	
	教科書		文房具等		教科書		文房具等			
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	支給対象総延人数	金額
三次市	783	517,464円	1,029	1,069,432円	313	608,370円	543	434,986円	2,668	2,630,252円
庄原市	11	6,270	13	16,120	5	9,245	8	10,640	37	42,275
加計町	26	15,765	35	39,780	13	29,351	17	22,940	91	107,836
戸河内町	4	1,310	5	5,900	3	3,450	4	5,320	16	15,980
千代田町	28	18,156	223	276,520	4	6,188	7	9,310	262	310,174
豊平町	—	—	—	—	—	—	2	14,600	2	14,600
吉田町	6	3,955	6	7,440	—	—	—	—	12	11,395
高宮町	12	7,259	34	71,727	2	4,035	29	80,776	77	163,797
甲田町	3	811	31	60,760	30	13,984	37	49,210	91	124,765
油木町	2	222	11	11,050	1	2,063	7	7,320	21	20,655
神石町	1	761	11	13,640	3	7,361	12	15,960	27	37,722
総領町	—	—	8	9,920	—	—	8	10,640	16	20,560
甲奴町	—	—	1	1,500	—	—	2	3,000	3	4,500
君田村	1	507	1	1,240	1	1,705	2	2,660	5	6,112
作木村	48	34,608	48	59,520	27	58,485	27	35,910	150	188,523
吉舎町	19	12,423	112	138,408	5	10,208	48	63,756	184	224,795
三良坂町	—	—	29	35,960	—	—	32	42,560	61	78,520
西城町	3	1,551	8	32,895	—	—	—	—	11	34,446
東城町	—	—	15	46,194	—	—	7	16,910	22	63,104
計	947	621,062	1,620	1,898,006	397	754,445	792	826,498	3,756	4,100,011

第4－17表　教材用図書給与状況

(1) 小 学 校

市町村名	学校名	冊数
三次市	三次小	127
	三次西小	164
	河内小	60
	粟屋小	33
	十日市小	5,583
	酒河小	16
	小計	5,983
庄原市	高小	53
	本小	7
	川北小	6
	高南小	5
	小計	71
君田村	君田小	8
作木村	作木第一小	80
	作木第二小	140
	作木第三小	171
	小計	391
吉舎町	吉舎小	144
	八幡小	3
	小計	147
西城町	大屋小	18
東城町	東城小	10
	宮原小	60
	久代小	8
	小計	78
総領町	中領家小	8
	田総小	30
	小計	38
戸河内町	戸河内小	28
	猪山小	9
	小計	37
加計町	安野小	46
	津浪小	37
	加計小	99
	殿賀小	33
	修道小	10
	小計	225
千代田町	八重小	6
	川迫小	62
	壬生小	138
	小計	206
吉田町	吉田小	47
高宮町	船佐南小	15
	川根小	61
	小計	76
甲田町	甲立小	9
油木町	新坂小	2
神石町	神石小	9
合計	38校	7,345

(2) 中 学 校

市町村名	学校名	冊数	市町村名	学校名	冊数
三次市	十日市中	2,885	油木町	油木・新坂(教)	14
	三次中	184	戸河内町	戸河内中	40
	小計	3,069	豊平町	豊平中	27
庄原市	庄原中	61	加計町	安野中	100
君田村	君田中	13		加計中	87
作木村	作木中	375		小計	187
吉舎町	吉舎中	62	千代田町	千代田中	55
東城町	東城中	36	甲田町	甲田中	101
甲奴町	甲奴中	12	比和町	比和中	1
総領町	総領中	75	合計	18校	4,170
神石町	神石中	42			

(3) 高等学校

学校名	教科書(冊数)	教材(冊数)	計(冊数)
広島観音高校	11		11
三原高校	9		9
福山誠之館高校	30		30
福山葦陽高校	4	2	6
佐伯高校	2		2
可部高校	11	2	13
加計高校	67	4	71
千代田高校	37	3	40
吉田高校	11	4	15
向原高校	8	7	15
油木高校	18		18
上下高校	2		2
三次高校	731	179	910
庄原格致高校	41	20	61
東城高校	11		11
日彰館高校	263	46	309
三次工業高校	146	17	163
神辺工業高校	4		4
庄原実業高校	20		20
計(19校)	1,426	284	1,710

第4－18表　被災したことにより就学援助を必要とする児童生徒数

市町村名	学校種別	被災したことにより新たに就学援助を必要とする児童生徒数				被災したことにより学用品費・通学用品費の再給与を必要とする児童生徒数
		学用品費・通学用品費	修学旅行費	校外活動費	通学費	
		人	人	人	人	人
豊平町	小学校					
	中学校	1	1	1		1
	小計	1	1	1		1
高宮町	小学校	62	17			
	中学校	31	10			
	小計	93	27			
新市町	小学校					
	中学校	2	1	2		
	小計	2	1	2		
神石町	小学校	5	1	5		10
	中学校	9	3	10		5
	小計	14	4	15		15
三次市	小学校	17	1			
	中学校	6	5			
	小計	23	6			
庄原市	小学校					
	中学校	2		1		
	小計	2		1		
作木村	小学校	3		3		
	中学校	1	1	1	1	
	小計	4	1	4	1	
西城町	小学校	8				
	中学校					
	小計	8				
東城町	小学校	18				
	中学校	14				
	小計	32				
合計	小学校	113	19	4		10
	中学校	66	21	15	1	6
	計	179	40	19	1	16

第３節　各機関の救助活動

1　医療救護と防疫活動

(1)　医療活動

特に激甚な被害を受けた三次市を中心とする備北地域における被災者の医療救護活動の状況は，次のとおりである。

○　県立広島病院の救護班を２班編成し，待機させた。

その他の県立病院に傷病者の受入れ体制をとらせた。

○　県立広島病院の看護婦を双三中央病院に応援派遣した。

○　双三地区医師会は三次市内の病院等で治療に当たった。

○　福島生協病院は三次市内に救護所を設置し，三次地区の同和地区住民の治療に当たった。

○　日本赤十字社広島県支部は７月１１日県からの要請にもとづき次のとおり救護班を派遣した。

７月１５日作木村に派遣し，７月１６日～７月１８日まで診療に従事した。（延71人受療）

７月１６日高宮町に派遣し，７月１７日～７月１８日まで診療に従事した。

（延１２４人受療）

作木村及び高宮町ともに地区住民の医療救助の状況は，ほとんどが切傷，疲労，風邪引きによるものであり，引続きこの災害による医療の必要性がなくなったので，７月１８日医療班を引上げた。

(2)　防疫活動

防疫活動の対象となったのは，６０市町村，１9,８８５戸であり，次のとおり防疫活動が行われた。

○　伝染病の発生を防止するため，住民に防疫知識の普及・徹底を期し，ビラ（後掲資料参照）を配付した。

○　伝染病予防法（以下「同法」という。）第１６条に基づく清潔方法及び消毒方法について１9,８８５戸を対象に実施した。

○　同法第１６条の２第３項に基づいて県知事が指定した地域で実施する鼠族・昆虫等の駆除を１7,４９０戸を対象に実施した。

○　同法第１９条第１項の規定に基づき，3,６４７人を対象に検病を実施した。

以上の活動に当たって，特に被害の甚大であった三次市外５町村には，同法第２７条第１項により，広島県が代執行した。

第4－19表　防疫活動の状況

実施機関名	防疫実施地区	実施期間	対象戸数	実施内容			
				清潔方法	消毒方法	そ族昆虫駆除	検病調査
広島県及び三次市	三次市	7/15～7/31	9,752	○	○	○	○
広島県及び君田村	君田村	7/11～7/25	250	○	○	○	○
広島県及び布野村	布野村	7/11～7/17	56	○	○		
広島県及び作木村	作木村	7/11～7/25	850	○	○	○	○
広島県及び吉舎町	吉舎町	7/11～7/25	1,416	○	○	○	○
三良坂町	三良坂町	7/11～8/2	2,011	○	○	○	
広島県及び双三郡三和町	三和町	7/11～7/19	90	○	○	○	○
甲田町	甲田町	7/12～7/21	2,366	○	○	○	○
吉田町	吉田町	7/12～7/20	1,295	○	○	○	○
美土里町	美土里町	7/15～7/20	262	○	○	○	○
高宮町	高宮町	7/11～7/20	951	○	○		
向原町	向原町	7/12～7/18	311	○	○	○	
大朝町	大朝町	7/13～7/15	290	○	○		
千代田町	千代田町	7/11～7/19	1,357	○	○	○	○
豊平町	豊平町	7/11～7/24	1,958	○	○	○	
加計町	加計町	7/12～7/19	898	○	○	○	
筒賀村	筒賀村	7/11～7/22	684	○	○	○	○
戸河内町	戸河内町	7/11～7/20	1,131	○	○		○
芸北町	芸北町	7/16～7/18	36	○	○		
東広島市（西条町）	西条町	7/13～7/14	118	○	○		
黒瀬町	黒瀬町	7/13	1	○	○		
東広島市（高屋町）	高屋町	7/13	3	○	○		
大竹市	大竹市	7/12～7/15	1	○	○		
五日市町	五日市町	7/14～7/15	114	○	○		
廿日市町	廿日市町	7/14	8	○	○		
大野町	大野町	7/12	33	○	○		
湯来町	湯来町	7/12～7/19	413	○	○	○	
吉和村	吉和村	7/14～7/18	158	○	○		

実施機関名	防疫実施地区	実施期間	対象戸数	実施内容			
				清潔方法	消毒方法	そ族昆虫駆除	検病調査
府中町	府中町	7/11～7/12	166	○	○		
因島市	因島市	7/13～7/14	60	○	○		
久井町	久井町	7/14	180	○	○		
甲山町	甲山町	7/12～7/18	59	○	○		
世羅町	世羅町	7/11～7/17	261	○	○	○	
世羅西町	世羅西町	7/11～7/19	180	○	○		
福山市	福山市	7/11	368	○	○	○	
神辺町	神辺町	7/13	50	○	○		
福山市（加茂町）	加茂町	7/11～7/20	489	○	○	○	
府中市	府中市	7/11～7/20	714	○	○	○	
府中市（協和村）	協和村	7/13	63	○	○		
福山市（駅家町）	駅家町	7/12～7/13	24	○	○		
新市町	新市町	7/13～7/19	573	○	○	○	
油木町	油木町	7/11～7/20	152	○	○	○	
神石町	神石町		669	○	○	○	○
豊松村	豊松村	7/11～7/15	114	○	○	○	
神石郡三和町	三和町	7/12～7/20	152	○	○	○	
上下町	上下町	7/11～7/28	1,630	○	○	○	○
総領町	総領町	7/14～7/25	83	○	○	○	○
甲奴町	甲奴町	7/11～7/21	1,565	○	○	○	○
庄原市	庄原市	7/13～7/24	1,736	○	○	○	○
東城町	東城町	7/11～7/25	4,260	○	○	○	○
西城町	西城町	7/11～7/20	3,364	○	○	○	○
口和町	口和町	7/11～7/21	345	○	○	○	○
高野町	高野町	7/15	81	○	○		○
比和町	比和町	7/13～7/20	618	○	○	○	○
広島市（高陽町）	高陽町		188	○	○		○
広島市（祇園町）	祇園町	7/11～7/15	22	○	○		
広島市（安古市町）	安古市町	7/10～7/21	98	○	○		

実施機関名	防疫実施地区	実施期間	対象戸数	実施内容			
				清潔方法	消毒方法	そ族昆虫駆除	検病調査
広島市（佐東町）	佐東町	7/10～7/19	26	○	○		
竹原市	竹原市		140	○	○		
広島市	広島市	7/12～7/25	2,680	○	○		
呉市	呉市	7/10～7/15	474	○	○		

（配布したビラ）

みんなで伝染病の発生を防ぎましょう

とにかく生水・生ものはやめましょう

水害のあとこそたいせつです ご存知でしょうかもう一度

つぎの注意をおよみください

井戸の消毒　井戸（標準口径一メートル、水深一、二メートルに対して）に次亜塩素酸ソーダ溶液（5％液）をコップ三ばい入れ、約十二時間のちに井戸さらえを行ない、つぎに新しくわき出した水にもう一度次亜塩素酸ソーダ溶液（5％液）を盃いっぱい入れてかきまぜ、三十分のちから使用してください。次亜塩素酸ソーダ溶液がないときはサラシ粉をコップ一ぱい、水一升に溶してその上澄を入れ、二回目は一回目の½のサラシ粉を使用してください。

家の消毒　床上、壁などは三％のクレゾール石けん液（クレゾール石けん液三勺に水一升の割合）でよく拭き、床下や台所などは通風をよくし石灰をまいてください。

便所の消毒　(1)石灰（普通の便所なら洗面器一～二はい）を入れて、よくかきまぜて二時間後にくみ出してください。

(2)オルソ剤（オルソ・ヂクロール・ベンゾール剤）または、オルソ剤にクレゾールを混合した薬剤を五十倍にうすめて三リットル（一升五合）位撒いてください。

生水、生もの　は絶対に口にしないようにし、必ず沸して飲むか、煮て食べましょう。

食器類　は約十五分熱湯消毒をする。戸棚はきれいに拭き日光でじゅうぶん乾かしましょう。

川の水　の使用は危険です。とくに食器や食べ物など絶対に川や溝で洗わないようにしてください。

熱が出たり、下痢、腹痛　などを起した時は、はやく医師にみてもらいましょう。

天気が回復　したらはやく家の内外の掃除をする。下水溝、ゴミ捨場などは清潔にして、カやハエの発生を防ぎ、畳、敷物、ふとん、衣類などはよく日光に干してください。

用便後や食事前　には必ず手を洗いましょう。

広島県
保健所

2　警察の活動

(1)　災害時の体制

ア　事前体制と活動

(ア)　７月９日夕刻から降り始めた雨は，夜半ごろから，県北部の三次，庄原地区で局地的な大雨となったため，同日午後１１時警察本部に災害警備連絡室を設置した。

(イ)　７月１０日午前３時１０分広島地方気象台から「大雨注意報」が発令されたため各警察署に通報するとともに警備体制を確立し災害警備に万全を期するよう指示した。

(ウ)　７月１０日午前８時，災害警備連絡室を災害警備準備本部に切替え，各警察署に対し災害準備体制を発令し，次の事項を指示した。

○　防災関係機関と連絡を密にすること。

○　気象予報の通知伝達，災害情報の収集と検討を行い必要な対策をたてること。

○　警備本部の設置と警備部隊の編成を行うこと。

○　装備器材を点検すること。

(エ)　同日午後１時４０分広島地方気象台の大雨洪水注意報が発令されたため，同日午後２時警察本部の災害警備準備本部を「災害警備本部」に切替え各警察署に「災害警備本部」を設置し，各警察署に対して次の事項を指示した。

○　従来の危険個所にこだわらず降雨量との関係で実質的に危険性を判断する必要があること。

○　二重災害防止措置の徹底を図ること。

○　早期における避難誘導を徹底すること。

○　迅速的確に災害状況をは握するとともに報告連絡を迅速に行うこと。

(オ)　７月１１日午前７時１０分，広島地方気象台から受けた「大雨洪水警報」を各警察署に通報するとともに次の事項を指示し，機動隊８０名を待機させ災害出動に備えた。

○　危険地域の実態は握と早期避難の徹底を期すること。

イ　警備体制

県警察本部では，７月１０日午前８時広島県警察災害警備準備本部を設け逐次体制を強化して災害に備えたがその状況は次のとおりである。

(ア)　警備本部等の設置状況

月　日　時	状　況
７月１０日　１８：００	県警察災害警備準備本部設置
〃　１４：００	県警察災害警備本部設置
	警察署災害警備本部設置
７月１９日　１８：００	県及び警察署災害警備本部解散

(イ) 警備部隊招集状況

部隊 / 月日	警備本部	一般部隊		計	累計
		現場出動	一般活動		
7月10日	230人	104人	250人	584人	584人
11	230	1,004	430	1,664	2,284
12	230	534	270	1,034	3,282
13	210	700	180	1,090	4,372
14	120	390	160	670	5,042
15	75	400	140	615	5,657
16	60	360	75	495	6,152
17	60	225	60	345	6,495
18	48	190	46	284	6,781
19	43	170	40	253	7,034
計	1,306	4,077	1,651	7,034	

なお，このうち機動隊の出動状況は次のとおりである。

部隊名	出動延人員
機動隊	790
管区機動隊	662
第二機動隊	1,466
計	2,918

(2) 警備活動

広島県警察本部の災害警備本部は，県の災害対策本部及び各市町村の災害対策本部と緊密な連絡をとり，主として次のような警備活動を行った。

ア 避難誘導活動

警察署長，市町村長及び消防団長は，危険地域の住民に対して避難誘導などの措置をとったがその状況は第4－20表のとおりである。

第４－２０表　避難誘導の措置状況

所　轄　署	避難勧告地区	世　帯　数	人　　員
三　　次	１市２町２村	8,406	25,076
庄　　原	１市３町	747	2,528
可　　部	１市２町	685	2,365
吉　　田	４町	226	684
呉	１市	3	10
広	１市	8	25
福　山　東	１市	11	53
計	６市11町２村	10,086	30,741

イ　救出，救助活動

県北の三次地方では河川がはん濫して濁流が家屋の軒下まで浸水し，また山沿いでは山・がけ崩れによって家屋が埋没するなどの被害があったので，所轄警察署ではあらかじめ非常招集していた全署員により，り災者の救出，救護活動等に当たった。

なお，特に被害の大きかった三次署には機動隊と救命ボートなど必要器材を派遣して救出，救助活動等に当たらせた。

救出した人員等は第４－２１表のとおりである。

第４－２１表　救出状況

所　轄　署	被救出世帯数	被救出人員数	従事警察官数
三　　次	４１	１３１	７８
庄　　原	１	１	１５
加　　計	２	４	８
府　　中	３	１７	１６
計	４７	１５３	１１７

なお，三次署管内の救出活動等の実例をいくつかあげれば次のとおりである。

(ア)　７月１１日０９：３０ごろ，三次市粟屋町霧の里の２人が可愛川の増水によって水深1.5メートルとなり孤立したため，三次署員６人が出動し，水の中にロープを張り２人を救助した。

(イ)　７月１１日１１：３０ごろ，三次市十日市町養豚業の１世帯８人とその従業員４人の計１２人が馬洗川のはん濫によって激流の中に孤立し危険な状態となった。このため三次署

員１１人が出動し，堤防から５０メートル離れ水深２メートルの川の中にロープを渡し，ロープづたいに救命ボートを操作して２階にいた１２人全員を救助した。

(ウ) ７月１１日１２：３０ごろ，三次市十日市町上原の１世帯４人が馬洗川の増水によって水深1.4メートルの中に孤立したため，三次署員４人が出動し岸にロープを張りこれを伝って全員救助した。

(エ) ７月１１日１７：３０ごろ，三次市十日市町十日市地区において，馬洗川の堤防が約１５０メートルにわたって決壊し，激流の中で孤立した者に対して，次のような救出救助活動を行った。

○ 屋根の上から救助を求めていた１０世帯２７人を機動隊員４人がボート２隻を使用して全員を救助した。

○ ２階建家屋のベランダから助けを求めていた１０世帯３２人を機動隊員４人がボート２隻を使用して全員を救助した。

○ 屋根の上から救助を求めていた４世帯１６人を三次署員８人がボート２隻を使用して全員を救助した。

(オ) ７月１２日０１：３０ごろ，三次市十日市町胡町の２世帯９人が屋根の上から救助を求めていたため機動隊員５人がボートを使用して全員を救助した。

(カ) ７月１２日１４：００，三次市十日市町十日市地区において馬洗川の堤防が決壊し激流の中に孤立して救助を求めていた１２世帯３３人を三次署員８人がボート２隻を使用して全員を救助した。

(3) 災害復旧活動

特に被害が大きかった三次市は，市内の浸水が引いたものの市街地は，流木，塵埃等が散乱して交通にも支障があるので，三次市災害対策本部と協議して７月１４日から１９日までの間，毎日機動隊を中心に９０人を投入して市街地の復旧活動及びこれらの活動に伴う交通整理等を行った。

なお，警察機動隊が，救護活動及び復旧活動に出動した状況は，第４－２２表のとおりである。

第4－22表　県警察機動隊の出動状況

派遣先市町村名	派遣月日	派遣人員	活動内容
三次市	7. 11	40	ボートによる救護活動
〃	7. 12	76	救援活動
広島市（高陽町）	〃	12	救出活動
三次市	7. 13	84	救援活動
〃	7. 14	88	復旧活動
〃	7. 15	85	〃
〃	7. 16	85	〃
〃	7. 17	85	〃
〃	7. 18	85	〃
〃	7. 19	85	〃
計		725	

(4)　交通対策

ア　事前措置

集中豪雨で，道路被害の発生も予想されるので，各警察署では，道路管理者と緊密に連絡し，被害箇所を早期には握し的確な交通情報の提供及び交通規制を実施しうる体制で対処した。

イ　交通処理

災害に当たって交通警察としては「交通情報の収集，広報」，「交通混雑の防止」，「災害復旧及び民生安定のための資材物資の輸送援護」の3点に重点をおいて，次のとおり実施した。

(ア)　交通情報

㋐　7月11日から17日までの間，県警察本部交通企画課に交通情報センターを開設し，昼間9～15名，夜間6名の勤務員を配置して，交通情報の収集提供及び関係機関との連絡並びに報道機関への発表等の活動を行った。

㋑　情報は，各警察署からの報告によるほか，道路管理者及び中国4県の警察本部に照会のうえ，県内の県道以上及び中国地方の主要幹線道路について収集し提供した。

㋒　情報の提供は，警電4回線，加入電話2回線による直接応答及び自動応答装置によって行ったほか報道機関へ定時発表を行った。

(イ) 交通規制

㋐ 災害に伴う道路損壊によって県道以上で全面通行止２３９箇所，片側通行２２箇所，大型自動車通行禁止２８箇所，計２８９箇所について交通規制を行い復旧にあわせて順次解除した。

㋑ 三次市の災害復旧作業に伴い，災害対策基本法第７６条に基づく緊急輸送車両以外の車両通行禁止規制を７月１３日から１７日の間第４－２３表のとおり実施した。

第４－２３表　車両通行禁止規制状況

日	時　間	道路種別	規　制　場　所	禁止方向
13日 (木)	14：30 ～ 19：00	国　道 54　号	高田郡甲田町甲立トンネル北口 補助規制 広島市可部町大林 〃　高陽町深川	三次方面行き
14日 (金)	08：45 ～ 14：30	国　道 54　号	高田郡甲田町甲立トンネル北口 広島市可部町大林 根の谷境 補助規制 広島市高陽町深川	三次方面行き 同　上
15日 (土) ～ 17日 (月)	08：30 ～ 17：00	同　上 国道183号 県市道	三次市青河町　三次大橋 〃　三次町　中　須 〃　南畑敷町　新鳥居橋 三次市外周４か所 補助規制 三次市内１０か所	三次市内行き 同　上 同　上 同　上

この規制による緊急輸送車両確認証明書は，県知事及び公安委員会（各警察署長専決）において交付した。

(ウ) 緊急物資の輸送

県災害対策本部から，三次市災害対策本部等への緊急物資の輸送に当たっては，白バイまたは，パトカーで先導して輸送したがその回数は４回であった。

(エ) 交通整理

今次災害において，交通整理規制等に出動した警察官は約2,０００名（白バイ８１台，パトカー２７台）である。

三次市内における交通整理は，１７箇所に警察官４０名を配置して行い，作業の進展に伴い逐次移動し効果的にしかも通行の制限を最少限度にとどめるように行った。

3　陸上自衛隊の活動

江の川，馬洗川，西城川が合流する三次市では，１１日早朝から堤防決壊，溢水による被害が続出したため，陸上自衛隊第１３師団長は三次地区へ偵察班８名を出発させ，三次市との連絡調整を実施するとともに，同１０時４０分県災害対策本部が設置されると同時に第４６普通科連隊の連絡幹部を県災害対策本部へ派遣し，情報交換及び連絡に当たった。

同日１１時００分，県知事から三次周辺地区に対し約２００名の災害派遣要請がなされたため，第４６普通科連隊の副連隊長以下２５８人の隊員は大型トラックにボート，救命胴衣等を積み三次市へ出動したが，低地帯のため，車が通れないので，同市入口の寿橋からはボートで順次市の中心部に入り，屋上で助けを求める市民の救助や堤防の土のう積に当たるとともに食糧等の救援物資を急輸した。また，第１３師団の残留部隊は海田市駐とん地で他の地区への出動に備えて待機した。翌１２日からも県知事の要請により順次被災地へ出動し，出動場所は６市町村，出動人員は９２９名，延出動人員は3,４２３名に達し災害応急措置をきわめて迅速かつ効果的に行った。

なお，県知事の自衛隊災害派遣要請状況，陸上自衛隊第13師団の活動状況は第４－２４表，第４－２５表のとおりである。

第４－２４表　県知事の自衛隊災害派遣要請状況

月　日　時	要　　請　　内　　容
７月１１日１１時	築堤等応急救援活動のため，三次市及び吉舎町に対し，陸上自衛隊の災害派遣を要請。
７月１２日　５時	築堤等応急救援活動のため，吉舎町に対し，第２次分の陸上自衛隊の災害派遣を要請。
７月１２日１７時	災害状況の調査及び応急救援活動のため，作木村に対し，第３次分の陸上自衛隊の災害派遣を要請。
７月１３日１３時	日本赤十字社広島県支部からの依頼により，災害救援物資輸送（日用品セット３０ケース）のため，兵庫県伊丹市に駐屯の陸上自衛隊中部方面隊に対し，大阪府八尾市八尾空港から広島空港まで空輸を要請。
７月１３日１４時	日本赤十字社広島県支部から第２次依頼により，災害救援物資輸送（日用品セット3,０００個）のため，鳥取県境港市に駐屯の航空自衛隊輸送航空団に対し，埼玉県入間基地より，広島空港まで空輸を要請。
７月１４日　８時	行方不明者の捜索及び応急救援活動のため，庄原市に対し，陸上自衛隊の災害派遣を要請。
７月１４日　８時	道路の復旧等応急救援活動のため，比和町に対し，陸上自衛隊の災害派

月　日　時	要　　請　　内　　容
	遣を要請。
7月15日　8時 7月17日　8時 7月17日17時	陸上自衛隊による応急救援活動等が所期の目的を達したので徹収を要請。
7月17日　8時	被災地域の状況調査のため，航空自衛隊に対し，航空写真の撮影を要請。

第4－25表　陸上自衛隊第13師団の活動状況

派遣場所	派　遣　部　隊	活動期間	延人員	主要な活動成果
三次市	第46普通科連隊	7. 11～7. 17	2,231	孤立住民救出　1,523名
	第13師団司令部付隊			傷病者の輸送　44名
	第13施設大隊			堤防補修　570m
	第13輸送隊			土のう積作成　12,100俵
	第13衛生隊			非常用糧食輸送　18,500食
	第13通信大隊			道路啓開　500m
	第13武器隊			給水支援　32t
				炊事支援　13,600食
				医療用酸素ボンベ輸送　36本
				防　疫　4,221戸
				遺体発掘　2体
				遺体輸送　1体
				毛布輸送　1,500枚
				その他の物資の輸送
吉舎町	第46普通科連隊	7. 11～7. 14	929	堤防補修　650m
	第13師団司令部付隊			土のう積作成　20,850俵
	第13施設大隊			防　疫　886戸
	第13輸送隊			
	第13衛生隊			
	第13通信大隊			
比和町	第46普通科連隊 第3中隊	7. 13～7. 15	109	道路補修　90m 土のう積作成　6,500俵

派遣場所	派　遣　部　隊	活動期間	延人員	主要な活動成果
				毛布輸送　150枚
総領町	第46普通科連隊本部管理中隊	7.13～7.14	13	毛布輸送　204枚 缶詰食輸送　730食 ラーメン輸送　150食
庄原市	第46普通科連隊第2中隊	7.14	42	遺体発掘　1体
作木村	第46普通科連隊重迫撃砲中隊	7.12～7.14	99	道路補修　45 m 土のう積作成　2,500俵 非常用糧食輸送　6,090食 缶詰輸送　1,632個 その他の物資輸送

4　市町村の援助協力活動

県災害対策本部の要請により，被害の軽微な市町村は被災市町村に対し，清掃支援及び給水支援並びに災害復旧関係事務を援助するため土木，農林関係技術職員を派遣するなど被災地の復旧対策に協力援助を行った。その状況は第4－26表から第4－28表のとおりである。

第4－26表　清掃支援状況

市町村名	車両種別	派遣日						職員数	出動先
		16	17	18	19	20	21		
広島市	ショベルカー ダンプトラック 指令車予備車	台	台 2 9 2	台 2 8 2	台 2 8 2	台	台	（延人員） 49	三次市
呉市	ダンプトラック		2	2	2			18	〃
竹原市	〃 マイクロバス	3 1		2	2			34	〃
三原市	ショベルカー			2	2	2		6	〃
福山市	ダンプトラック			3	3	3	3	28	〃
府中町	〃		2	1	1			9	〃
広島市（矢野町）	〃		1	1				3	〃
広島市（瀬野川町）	〃		1	1				4	〃

市町村名	車両種別	派遣日						職員数	出動先
		16	17	18	19	20	21		
熊野町	ダンプトラック		1	1				4	三次市
音戸町	〃		1	1				2	〃
五日市町	〃		1	1	1			6	〃
廿日市町	〃		1	1	1			6	〃
大野町	〃		1	1				4	〃
宮島町	〃		1	1	1			6	〃
広島市（祇園町）	〃		1	1	1			3	〃
合計	ショベルカー		2	4	4	2			
	ダンプトラック	3	22	25	20	3	3		
	指令車予備車等	1	2	2	2				
	計	4	26	31	26	5	3	182	

第4－27表　給水支援状況

市町村名	7月11日	7月12日	7月13日	7月14日	職員数	出動先
福山市	1台	1台	台	台	(延人員) 4	府中市
上下町		1	1	1	4	甲奴町
広島市		1			2	吉田町
呉市		1			2	〃
廿日市町		1			3	〃
計	1	5	1	1	15	

第４－２８表　土木，農林技術職員等の派遣状況

派遣先	派遣元	職種	人員	派遣期間	備考
三次市	呉市	土木，農林 事務	10 1	7/21～8/11　（22日間）	軽四輪　3台 単車　3台 事務のみ11日で交代
	尾道市	現業	2	7/20～7/28　（9日間）	清掃関係
	因島市	土木，農林	2	7/20～7/28，7/28～8/5 2人　2人	（17日間）
	福山市	土木	7	7/18～7/22　（5日間）	
	大竹市	土木，現業 事務	6 1	土木　現業　事務 8/7～8　7/19～20　7/24	車1台 現業は輸送関係
庄原市	竹原市	土木，農林	3	7/24～8/12　（20日間）	
	三原市	土木	4	7/20～7/31，8/1～8/6 4人　3人	（18日間）
	尾道市	土木，農林	3	7/20～7/26，7/26～8/1，8/2～8/8 3人　3人　3人	（21日間）
	福山市	土木	5	7/18～7/22，7/24～7/29，8/21～8/26 5人　5人　3人	（17日間）
世羅町	三原市	耕地	2	7/19～8/6　（19日間）	
総領町	東広島市 （西条町）	土木，農林	2	7/24～8/5　（13日間）	
吉舎町	廿日市町	土木	2	7/23～8/1　（10日間）	途中で職員交代
西城町	五日市町	土木	1	7/25～8/4　（11日間）	
比和町	海田町	土木	2	7/8～8/5　（29日間）	
		計	53		

5　アマチュア無線の活動

この度の災害において，県北地域の三次市，庄原市，加計町等１８市町村の電話回線が被災したため，これらの被災市町村との通信が途絶した。

県災害対策本部の協力要請を受けた県内アマチュア無線クラブ員は夜を徹してハム仲間と交信を続け，現地から刻々と送信されてくる被災状況を，対策本部に伝え，被災地の救援活動に大きく貢献した。

アマチュア無線による非常無線通信の実施状況は第４－２９表のとおりである。

第４－２９表　非常無線通信実施状況

実施月日	実施無線局		利用者	通数または取扱時間
	アマチュア無線局（７１局）		広島県災害対策本部	
	ＪＡ４ＡＢＳ	ＪＡ４ＡＷＺ	三次市　〃	
	〃　ＦＴＷ	〃　ＧＩＮ	庄原市　〃	
	〃　ＱＭＺ	〃　ＦＡＪ	油木町　〃	
	〃　ＪＤＹ	〃　ＪＬＸ	神石町　〃	
	〃　ＯＵＵ	〃　ＲＡＧ	君田村　〃	
	〃　ＯＷＦ	〃　ＯＷＪ	布野村　〃	
	〃　ＲＹＺ	〃　ＨＳＮ	作木村　〃	
	〃　ＸＨ	〃　ＡＬＢ	吉舎町　〃	
	〃　ＫＩＩ	〃　ＮＡＯ	西城町　〃	
	〃　ＳＨＦ	〃　ＴＶＣ	東城町　〃	
	〃　ＢＲＣ	〃　ＣＶＨ	三良坂町　〃	
	〃　ＰＺＡ	〃　ＲＰＳ	西城町保健所	１２２通
	〃　ＫＺＸ	〃　ＳＭＣ	広島刑務所	（４６時間
	〃　ＫＹＪ	〃　ＭＦ	三次拘置所	４６分）
	〃　ＮＹＸ	〃　ＯＴＢ	三次家庭裁判所	
	〃　ＡＹＢ	〃　ＪＫＨ	福山警察署油木派出所	
７月11日	〃　ＪＭＪ	〃　ＱＥＳ	広島福祉事務所	
	〃　ＢＬＲ	〃　ＥＫＪ	中国電力㈱	
～	〃　ＪＦＺ	〃　ＫＧＲ	全逓備北支部	
	〃　ＩＣＲ	〃　ＴＪＡ	全逓備東支部	
７月15日	〃　ＫＺＡ	〃　ＣＴＥ	福山福祉事務所	
	〃　ＯＸＳ	〃　ＢＺＣ	東城町中央公民館	
	〃　ＫＫＷ	〃　ＩＦＵ	朝日新聞社㈱	
	〃　ＢＲＹ	〃　ＰＲＮ	広島テレビ放送㈱	
	〃　ＨＩＫ	〃　ＭＢＳ	君田郵便局	
	〃　ＣＱＨ	〃　ＹＪＭ		
	〃　ＱＸＤ	〃　ＧＫＰ		
	〃　ＯＵＫ	〃　ＤＣＡ		
	〃　ＥＦＳ	〃　ＯＲＴ		
	〃　ＲＴ	〃　ＦＴＮ		
	〃　ＥＳＢ	〃　ＢＰＶ		
	〃　ＲＰＵ	〃　ＩＳＤ		
	〃　ＡＨＢ	〃　ＮＧＬ		
	〃　ＤＥＮ	〃　ＧＦＷ		
	〃　ＪＩＶ			
	（広島県外の中継局）			
	ＪＡ３ＹＢＦ	ＪＡ３ＶＡＤ		

6　その他の救援

(1)　弔慰金の給付

県は，災害によって死亡した者の遺族に対して，第４－３０表のとおり弔慰金を給付した。

第４－３０表　弔慰金の給付状況

市町村名	人数	給付額	市町村名	人数	給付額
府中市	4	120,000千円	神石町	2	80,000千円
三次市	7	250,000	甲奴町	1	30,000
庄原市	7	300,000	君田村	1	30,000
広島市（高陽町）	1	30,000	作木村	1	30,000
加計町	5	170,000	西城町	1	30,000
豊平町	2	130,000	東城町	3	90,000
高宮町	1	30,000	高野町	1	30,000
甲山町	1	30,000			
新市町	1	50,000	計	39	143,000

(2)　義捐金・義捐物資の受入・配分

ア　県の義捐金等の受入・配分状況

今回の災害に際し，天皇・皇后両陛下からの御下賜金をはじめとして，各都道府県からの見舞金や各種団体・個人から多額の義捐金及び義捐物資がおくられるなど，全国各地から多くの救援の手がさしのべられた。

県は，全国各地からおくられた災害見舞金及び義捐金6,160 万余円については，県費1,２３７万余円を加えて，被災者に対する災害見舞金及び援護資金として6,８３７万余円，市町村に対する災害見舞金として５６０万円を配分した。

義捐金等の受入状況は第４－３１表，被災者に対する災害見舞金及び援護資金の配分状況は第４－３２表，市町村に対する災害見舞金の配分状況は第４－３２の１表のとおりである。

第４－３１表　県の義捐金等の受入状況　（単位：円）

寄贈者	金額	寄贈者	金額
生長の家白鳩会広島県連合会	100,000	匿名	1,337
愛媛県	300,000	エリザベート音楽大学学生会	10,000
中国新聞	2,000,000	日本建設業保証広島営業所	100,000
中国電力	3,000,000	静岡県	100,000
自由民主党	600,000	山一証券	300,000
中国計算センター	100,000	宮島競艇施行組合	10,000,000
世界救世教	100,000	須谷勝利	5,000
大垣正子	10,000	日本宝心協会	500,000
広島銀行	3,000,000	千葉県	200,000
天理教	200,000	山梨県	200,000
三重県	100,000	埼玉県	300,000
読売連合広告広島支社	6,000	石川県	100,000
日本看護協会協議会広島県支部	50,000	山形県	100,000
自由民主党広島県会議員会	400,000	広島ガス	500,000
中国放送	2,000,000	宇品西礼会福祉協議会宇品婦人会	400,000
呉遊技業防犯協力会	100,000	青政連広島委員会	974,512
東神実業広島営業所	5,000	中国自転車競技会	50,000
広島テレビ放送	1,000,000	日本自転車振興会	300,000
中国地方総合調査会職員一同	10,000	海田高校定時制有志一同	2,341
向島船渠株式会社	1,000,000	群馬県	100,000
植田攻	2,700	山陽工業㈱従業員一同	1,723
八崎セイ	1,150	安芸郡船越町花部婦人会	33,150
布美の会	6,000	帝産広島バス㈱女子寮	7,570
読売新聞広島販売新聞少年一同	4,579	松岡澄子	20,000
		プロショップマルヒロ	5,709
大阪読売新聞広島西部販売　従業員一同	10,000	東京都	1,200,000
日中興業　ナイト・サロン　ハレム親睦会一同	50,000	宮島町総代会・婦人会	159,872
日中興業　キャバレーチャイナタウン親睦会一同	100,000	ボーイスカウト佐伯第１団	22,767
		中国電気工事㈱研修所一同	15,622

寄　贈　者	金　額	寄　贈　者	金　額
佐々木銘木店親睦会	6,260	富山県薬業連合会広島県部会	50,000
毎日新聞社会事業団（寄託）	215,925	吉田町農業後継者クラブ	1,600
広島県地域婦人団体連絡協議会	9,110,761	シアトル広島倶楽部	100,000
和　歌　山　県	100,000	呉市自治会連合会（募金）	68,810
安芸郡府中町住民一同	1,486,107	中国新聞社会事業団（寄託）	5,724
広島県消防学校職員及び生徒一同		広島県地域婦人団体連絡協議会（募金）	1,339,731
広島県消防協会事務局職員一同	10,000	世界救世教大原教会	500,000
バンコック日立㈱呉工場	142,894	東　京　都	200,000
呉市自治会連合会	2,726,719	スプンスデー・アドベンチスト日本連合伝導部会	200,000
広島県土木コンクリートブロック協会	100,000	広島銀行宇品寮寮生一同	27,579
三輪明神広島分祠信者一同	117,255	ロスアンゼルス教育視察団一同	15,000
五日市町社会福祉協議会	1,796,974	民主社会党大竹支部	60,660
倉橋町立東中学校生徒会	5,140	日本赤十字社広島県支部廿日市分区	35,384
中国放送（一般公募分）	635,017	広電鈴が峰ボウル支配人	41,920
朝日新聞㈱広島支局	280,000	広島県西部ボウリングクラブ会	109,237
熊　本　県	100,000	参議員災害対策特別委員調査団団長　中　村　英　男	20,000
秋　田　県	100,000	日本社会党広島県議員団	40,000
呉青年会議所	144,676	公明党広島県議員団	15,000
佐伯郡大野町議会議員一同	36,000	労働者党広島県議員団	5,000
佐伯町玖島婦人会	20,700	広島市地域婦人団体連絡協議会	5,500,000
西　原　　勇	20,000	広島県国民健康保険団体連合会労働組合有志一同	6,000
五日市町礼会福祉協議会	10,800	広島ロータリークラブ 広島南ロータリークラブ 広島東ロータリークラブ 広島東南ロータリークラブ 広島北ロータリークラブ 広島西ロータリークラブ	1,000,000
広島商工会議所婦人会	80,000		
広島市地域婦人団体連絡協議会	296,614		
広島県青年連合会	101,500		
北　海　道	100,000	中国放送 朝日新聞事業会社	35,689
呉市自治会連合会	222,745	中　元　孝　好	1,000
能美町高田地区老人クラブ連合会（募金）	27,800	中国ニチイ竹原店 三原スーパー竹原店 従業員一同	36,162
中国新聞社会事業団（寄託）	13,500		
広島県農村青少年クラブ連絡協議会（募金）	22,820	広島県建設工業協会	500,000

寄　贈　者	金　額	寄　贈　者	金　額
豊国工業株式会社社員一同	135,931	尾道瑠璃ライオンズクラブ	200,000
厚生政務次官　増岡博之	50,000	因島ライオンズクラブ	100,000
広島県建築業協会	500,000	向島ライオンズクラブ	150,000
広島県建設業協会連合会	500,000	御調ライオンズクラブ	70,000
広島県アスファルト舗装協会	300,000	山陽工業	75,659
広島テレビ放送女性ロータリー	10,000	末田泰造	5,000
新潟県	200,000	中国法面保護協会広島県支部	100,000
富山県	100,000	広島市仁保町・柞木町町内会	153,070
中国工業株式会社従業員一同	80,210	北海道	100,000
広島商工会議所議員懇談会	500,000		
広島市ハイタク事業協同組合役員及び従業員一同	63,035		
栃木県	100,000		
尾道ライオンズクラブ	200,000	計	61,602,540

第4－32表　県の被災者に対する災害見舞金及び援護資金の配分状況　（単位：千円）

市町村名	金　額	市町村名	金　額
広島市	793	広島市（祇園町）	57
呉市	83	広島市（佐東町）	12
三原市	70	広島市（高陽町）	430
福山市	3	加計町	3,211
府中市	397	筒賀村	146
三次市	29,442	戸河内町	624
庄原市	1,844	芸北町	83
広島市（安芸町）	13	大朝町	426
坂町	13	千代田町	1,705
五日市町	15	豊平町	1,096
廿日市町	3	吉田町	442
湯来町	177	八千代町	30
吉和村	284	美土里町	70
大柿町	13	高宮町	1,935

市町村名	金額	市町村名	金額
甲田町	854	神石町	2,224
向原町	252	神石郡三和町	160
広島市（白木町）	383	豊松村	52
豊栄町	9	上下町	887
大和町	15	総領町	1,713
本郷町	70	甲奴町	951
安芸津町	79	君田村	581
御調町	39	布野村	76
甲山町	120	作木村	3,756
世羅町	433	吉舎町	2,094
世羅西町	12	三良坂町	1,275
神辺町	83	双三郡三和町	62
福山市（加茂町）	160	西城町	2,522
府中市（協和村）	105	東城町	3,025
福山市（駅家町）	26	口和町	548
新市町	233	比和町	984
油木町	1,175	計	68,375

第4－32の1表　県の市町村に対する災害見舞金支出の状況　（単位：千円）

市町村名	金額	市町村名	金額
広島市（高陽町）	200	吉田町	200
三次市	〃	高宮町	〃
庄原市	〃	甲田町	〃
湯来町	100	広島市（白木町）	100
吉和村	〃	世羅町	200
加計町	200	福山市（加茂町）	100
戸河内町	〃	油木町	200
大朝町	〃	神石町	〃
千代田町	〃	豊松村	100
豊平町	〃	神石郡三和町	〃

市町村名	金額	市町村名	金額
上下町	200	西城町	200
総領町	〃	東城町	〃
甲奴町	〃	口和町	〃
君田村	〃	比和町	〃
作木村	〃		
吉舎町	〃		3市24町4村
三良坂町	〃	計	5,600

イ　日本赤十字社の義捐金等の受入配分状況

日本赤十字社広島県支部は法に基づく救護業務の受託，協力はもちろんのこと，その他義捐金品の募集や配分，民間支援団体等の連絡調整を行い救助活動の効果を上らしめた。救援物資の配分状況は第4－33表，義捐金等の受入状況は第4－34表，義捐金等の配分状況は第4－35表のとおりである。

第4－33表　日本赤十字社の救援物資の配分状況

市町村名	日用品セット	毛布	市町村名	日用品セット	毛布
三次市	5,880		吉田町	126	2
吉舎町	456	91	甲田町	245	59
作木村	60	225	戸河内町	85	24
神石町	119	117	豊平町	108	37
三良坂町	189	41	口和町	78	14
甲奴町	106	33	油木町	14	54
上下町	121	42	世羅町	64	47
高宮町	167	49	君田村	29	41
庄原市	250	133	筒賀村	10	13
加計町	198	72	吉和村	2	11
千代田町	155	41	芸北町	4	5
総領町	83	56	美土里町	6	
西城町	280	54	広島市（白木町）	4	15
東城町	238	111	向原町		13
比和町	116	114	広島市（高陽町）	96	

市町村名	日用品セット	毛布	市町村名	日用品セット	毛布
呉市	2	4	福山市（駅家町）		6
府中町	5	9	御調町		9
大柿町		10	広島市（安芸町）		2
神辺町	2	4	豊松村		11
神石郡三和町		1	広島市		136
新市町	18	8	計	9,316	1,714

第4－34表　日本赤十字社の義捐金等の受入状況　（単位：円）

寄贈者	金額	寄贈者	金額
広島県内から寄託された義捐金	2,925,546	日赤福井県支部に寄託された義捐金	77,000
日本赤十字社本社に寄託された義捐金	835,000	〃　山梨　〃	137,000
日赤北海道支部に寄託された義捐金	113,836	〃　滋賀　〃	101,000
〃　青森県　〃	816,025	〃　静岡　〃	178,000
〃　宮城　〃	94,118	〃　大阪府　〃	28,616
〃　栃木　〃	257,241	〃　和歌山　〃	43,371
〃　群馬　〃	120,000	〃　岡山　〃	1,500
〃　千葉　〃	4,350,981	〃　香川　〃	400,000
〃　東京都　〃	1,849,007	〃　大分　〃	226,795
〃　神奈川　〃	250,000	〃　沖縄　〃	109,659
〃　新潟　〃	617,000		
〃　富山　〃	680,000	計	14,211,695

第4－35表　日本赤十字社の義捐金等の配分状況　（単位：円）

市町村名	金額	市町村名	金額
広島市	213,150	安芸津町	9,000
呉市	11,000	本郷町	28,000
三原市	9,000	御調町	9,000
福山市	850	甲山町	42,000
府中市	83,000	世羅町	95,000
三次市	6,666,495	世羅西町	3,400
庄原市	443,000	神辺町	11,000
広島市（安芸町）	3,000	福山市（加茂町）	40,000
坂町	3,000	府中市（協和村）	17,000
五日市町	4,250	福山市（駅家町）	31,000
廿日市町	850	新市町	51,000
湯来町	48,000	油木町	153,000
吉和村	45,000	神石町	402,000
大柿町	3,000	豊松村	11,000
広島市（佐東町）	3,400	神石郡三和町	34,000
〃（高陽町）	95,000	上下町	179,000
加計町	557,000	総領町	264,000
筒賀村	32,000	甲奴町	207,000
戸河内町	121,000	君田村	183,000
芸北町	11,000	布野村	10,000
千代田町	288,000	作木村	640,000
豊平町	231,000	吉舎町	440,000
吉田町	116,000	三良坂町	258,000
八千代町	8,500	双三郡三和町	16,000
美土里町	19,000	西城町	549,000
高宮町	347,000	東城町	574,000
向原町	38,000	口和町	116,000
甲田町	228,000	高野町	13,000
白木町	77,000	比和町	174,000
豊栄町	2,550		
大和町	4,250	計	14,211,695

第5章　復　旧　対　策

第1節　概　　要

7月豪雨による被害は県北を中心として県下全域に及びその被害総額は６４０億円を上回った。

県は，被災後直ちに市町村及び関係機関との連絡を密にし総力を上げて，被災地に対する緊急救援措置を実施するとともに，生活必需物資の供給と価格安定，被災者に対する生活資金の貸付，税の減免等を実施するなど被災地の民生の安定に努めた。

また，復旧対策を実施するための財政的措置として7月２４日に，臨時県議会を招集して，一般会計補正予算８６億7,３３４万円及び特別会計補正予算3,９８０万円の議決を得るとともに県及び県議会は政府，国会及び関係機関へ被災の実情を訴え，災害の早期復旧を図るよう要望し復旧対策に努めた。

第2節　県・国に対する要望・陳情等

1　県に対する要望・陳情等

災害後，被災市町村から県に対して次のとおり災害復旧対策等に関する要望・陳情が行われた。

市町村名（年月日）	要望・陳情の内容
高田郡高宮町（昭和47.7.17）	1. 交通通信の途絶による孤立地域に道路，橋梁の緊急復旧をしていただきたい。 2. 家屋の流失，全壊によって全家財道具を失い，生活困窮している者に対する緊急救援対策を指導援助していただき，また，住宅資金の貸付について優先枠を確保していただきたい。 3. 高宮中学校，船佐東小学校，吉田高校高宮分校は，西田橋，柆原橋，安作橋，喜三橋の流失によって通学不能になっておりますが，通学路を確保するため緊急復旧するよう財政の援助をお願いいたします。 4. 農地災害は町内全域に及び，田畑の全部を失った農家，農作物の収穫皆無の農家が続出しております。農地災害の復旧と天災融資，自作農資金災

市町村名 （年月日）	要望・陳情の内容
	害融資に格別のご配慮をお願いします。 5. 町道・橋梁の被害は，まことに甚大で，町内各処に交通不能箇所が出ておりますが，応急復旧事業について格段のご配慮をお願いします。 6. 江の川流域は，全面浸水によって伝染病発生と過労による重病人の続発する恐れがあり，防疫対策，救急医療対策にご配慮をいただいておりますが，これに要する経費の町村負担について特別の措置をお願いしたい。また，川根地区は無医地区のため，医養の確保について抜本的な対策をお願いいたします。
福山市 （深安郡加茂町） （昭和47.7.19）	7月水害の早期復旧を図るため，国県の援助について要望
神石郡神石町 （昭和47.7.20）	1. 住宅及び農業用施設復旧に対する制度資金の増額と貸付利率の引き下げ及び貸付期間延長について 2. 公共施設の復旧，農地復旧，治山事業等の補助額の増加と補助残融資の長期，低利融通制度の確立について 3. 農林家に対する農業経営資金の貸付限度額の引上げと利率の引き下げについて
高田郡美土里町 （昭和47.7.20）	高田郡美土里町を47. 7豪雨災害による激甚災害指定地に是非編入していただきたい。
広島市 （高田郡白木町） （昭和47.7.22）	広島市白木町を昭和47年7月豪雨による激甚災害指定地に編入してください。
世羅郡世羅西町 （昭和47.7.24）	1. 災害箇所については，再災害の危険が多いので早急に災害復旧事業をしていただくこと。 2. 今まで改良計画年次を大幅に短縮され，早急に全面的河川改修が出来得るよう特別の予算措置をしていただくこと。 3. 狭隘・湾曲の災害箇所は，原形復旧でなく改良復旧に是非していただくこと。
比婆郡東城町 （昭和47.7.24）	1. 災害救助法による救助の基準を緩和し，合せて支出の限度額を引き上げられたい。 2. 限度額を超えて救助に要した経費及び救助のための経費で災害救助法の基準に合わない経費,特に応急仮設住宅，障害物除去，住宅の応急修理につ

市町村名 （年月日）	要望・陳情の内容
	いては，県費で負担されたい。 3. 再災害の発生を未然に防止するため，河川復旧事業，治山事業を早急に施行されたい。 4. 山崩れによる災害が予想される箇所について専門技術者による調査にもとづく対策を樹立し，早急に施行されたい。 5. 物資の流通を円滑にするため，大型車の通行が確保できるよう，国県道，特に国道１８２号線主要地方道庄原東城線の復旧を促進されたい。 6. 住宅及び宅地内へ流入堆積した土砂等障害物の除去に必要な経費を県費で負担されたい。 7. 災害を受けた庁舎，有線放送施設，廃き物処理施設等公共施設の災害復旧事業費に対し，県費助成の制度を確立されたい。 8. 災害復旧事業の早期かつ円滑な実施を図るため，測量，設計の技術職員を増員派遣されたい。 9. 非常災害時における通信網を確保するため，県庁と市町村を結ぶ無線通信施設を整備されたい。 10. 各種災害資金の枠を確保されるとともに，借入事務手続きの簡素化を図り，融通の円滑を図られたい。
甲奴郡甲奴町 （昭和47. 7. 24）	1. 公共土木施設等の災害復旧の早期復旧と抜本的な改良 2. 農地及び農林業用施設等の早期復旧と特別助成措置 3. 農地及び農林業用施設等小災害に対する地方債の枠の拡大 4. 天災融資法による融資枠の拡大及び融資基準の緩和 5. 農林漁業金融公庫法による自作農維持資金（災害資金）の特別措置 6. 町が行う被災者に対する援助措置に対して特別交付税等の財政的援助措置 7. 被災者に対する減税措置 8. 災害による町税収入減に対する財政援助の措置
高田郡甲田町 （昭和47. 7. 26）	1. 江の川堤防の早期改修促進 2. 大土川及び本村川の護岸の整備補強と決壊箇所の応急復旧 3. 戸島川の第２次改良工事の促進 4. 農業施設災害の早期復旧

市町村名（年月日）	要望・陳情の内容
高田郡向原町（昭和47.7.26）	1. 被災農地及農業施設の早期復旧と財政援助 2. 河川の早期復旧と改修整備 3. 災害復旧補助額と起債枠の増額 4. 災害応急措置費の財政援助 5. 小河川（町管理）の災害復旧と河川整備の関連的事業の特別財政援助措置
高田郡吉田町（昭和47.7.26）	1. 災害設計について県の積極的指導援助 2. 災害対策資金源の特別措置 3. 単年度においての復旧，特に緊急復旧の大幅な採用 4. 小災害（農地復旧，農道，町道，河川）の全面的措置 5. がけ崩れ，地すべりの防止対策についての助成 6. 河川改修（砂防河川を含む。）の積極的促進
庄原市（昭和47.7.26）	1. 早期復旧実現のための特別な財源的措置を講じられたい。 2. 普通交付税並びに特別交付税を，激甚災害市町村に対しては大幅に増額されたい。 3. 制度としては原形復旧が原則であるが立地条件を勘案した時，再災害の恐れがあるので査定基準を大幅に改正し，復旧を実施されたい。 4. 災害救助法におけるそれぞれの期間を延長し，なお費用の限度額を大幅に引き上げられたい。 5. 激甚災害に指定された場合，現行制度を改正し，全額国費をもって復旧されたい。 6. 天災資金を適用された場合貸付要綱を早期に決定し，借入時期をはやめられたい。なお資金使途に，かんがい用ポンプ設置費を加えられたい。 7. 主務大臣指定災害復旧資金の貸付利率を引き下げ，かつ償還期間を延長されたい。 8. 災害により，流失，へい死した家畜の更新導入のための長期低利資金を制定されたい。
双三郡吉舎町（昭和47.7.27）	1. 道路，橋梁の復旧を速かにすすめ，交通の確保を図ってください。特に橋梁については改良復旧を図るよう措置してください。 2. 河川の復旧については改良を加え，再度災害を生じないよう速かに措置

市町村名 （年月日）	要望・陳情の内容
	を講じてください。特に，馬洗川（吉舎地区，三玉，海田原地区）及び上下川，滝川については全面的に改良復旧を行ってください。また，普通河川についても改良復旧ができるよう措置してください。 3. 耕地，農業施設（井堰，溜池，水路，農林道）等農業生産基盤の復旧が速かに達成されるよう配慮してください。 4. 山腹崩壊により人家，耕地等に影響を及ぼすものについては災害復旧事業として採択されるよう措置してください。 5. 中小企業のり災者に対して低利融資の方法を講じていただき町工場の操業復活し，兼業農家の職場復帰を促進し住民の生活の安定を図ってください。 6. り災農家に対して天災融資法に基く資金の融通についてこれが適用措置を急速に講じ，適用基準の緩和を図ってください。 7. 農機具の流失等により農業経営に不安を生じているので近代化資金枠を増大し，利子軽減について特別の措置を講じてください。 8. 教育施設，児童福祉施設，町営住宅等公共施設の災害復旧については高率補助を適用するとともに全額財政措置を講じてください。 9. 有線放送電話施設の災害復旧についても補助金支出の方途を講じるとともに全額財政措置をしてください。 10. 家屋の修理について特に低利長期の資金を充当するよう配慮してください。
山県郡豊平町 （昭和47. 7. 27）	1. 激甚災害法の指定 2. 県道，町道の交通の確保 3. かんがい用水路，井堰の確保 4. 治山の危険箇所に対する対策 5. 農作物の被害に対する対策 6. 農地への土砂流入に対する対策 7. 災害関連工事の認可 8. 犠牲者，家屋の破損に対する積極的な援助 9. 財政的援助 10. 再災害の防止対策

市町村名（年月日）	要望・陳情の内容
双三郡三良坂町（昭和47.7.27）	1. 土木関係 (1) 今回特に災害の大きい上下川，馬洗川の河川堤防の復旧を優先されたい，この際是非河川改良計画を拡大促進していただき，復旧は相当の強度を有する改良復旧として最も短年度に完了してください。 (2) この度の出水により市街地下地区１００戸が床上浸水したが，これは未改良の上流部分の溢水によるものであり，せっかく改良した護岸がありながら多大な損害を受ける結果となったので，この未改良部分の施工を早急に実施してください。 (3) 国県道被災箇所は，いずれも住民生活に重要なので早急に，本復旧をお願いすると共に，この被災原因は水流の直撃に対して極めてぜい弱な部分が多く，特に河川堤防を兼ねた箇所は，破損によって私有財産に多大な損害を生じ又暗渠部分の排水不良によるもの等あり，これが原因探究の上改良復旧を切望します。 (4) 町道の被災は，町内各所に生じ日々非常な不便を忍んでいるので早急に復旧が完了できるよう，特に橋梁の両端取付道路の破損等により応急仮工事により徒歩交通の可能を図ったが，之を本復旧に採択されるよう特段の考慮をお願いします。 (5) 町道にして山崩れによる障害土砂の除去，路面洗堀のための土砂搬入等によって，早急な機能回復のための車輌借上料人夫賃等について特別経費を用したものが多いので，県費による助成を考慮してください。 (6) １級河川で国庫補助の対象とならないもの（１５万円未満）について従来とかく復旧が遅延して附近の住民，耕地の所有者に不安を与えていたので，今回は短年に施工できるようにお計らいください。 2. 農林関係 (1) 耕地の被災は，公共施設災害に関連するものが多いので，同時施工できるように調整してください。 (2) 農林施設の被災については，用水等特に急施を要するので応急に取水設備を行ったものが多いが，之が復旧査定に当り所要燃料等の消耗品，応急仮設人夫賃の算入等採択を拡大緩和していただくようお願い致します。 (3) 浸冠水の水稲については，生産確保，所得維持のため病害虫の一せい

市町村名（年月日）	要望・陳情の内容
	防除を無被害田と共に臨時措置をしたいので之に要する農薬散布経費について県費補助をしてください。 (4) 三良坂町農業協同組合の所有する共同利用施設のうち養蚕施設，有線放送施設等について多大な被害を生じたので，之が復旧費についても激甚法適用措置として指定をしてください。 (5) 本豪雨による山崩れによって住家被害を生じたもの5件はいずれも土量極めて多く，土留対策を必要とするが，所有者負担では不可能なので是非とも適当な援助と対処を希望します。 更に，林道について３３箇所，５,２５０千円の破損を生じており激甚法の財政援助適用項目に指定してください。
比婆郡比和町（昭和47.7.28）	1. 激甚災に適用願いたい。 2. 天災融資法の適用及び水害についての特別処置を講ぜられたい。 3. 町に対する財政，金融の特別の援助，及び被災者に対する特別の金融措置を願いたい。 4. 道路，河川，水路等で仮復旧工事により処置した場合，特別の財政援助を願いたい。 5. 災害査定の早急実施及び早期着工をはかられたい。 6. 町村へ災害復旧に対する県技術職員の派遣を依頼する。 7. 護岸欠壊箇所の水田の流失，埋没を河川護岸工事に含め復旧を実施せられたい。 8. 埋没耕地復旧に対する特別の措置を願いたい。 9. 流失，全壊，半壊家屋に対する復旧融資枠及び償還方法等特別な措置を願いたい。 10. 山林の治山，防災計画を再検討し，総合的計画をたてると共に，早急に治山防災事業を実施せられたい。 11. 災害復旧と併せ，改良工事を検討し，防災的見地から今後の展望に立った復旧を願いたい。 12. 奥地山村の過疎地域防災事業を都市近郊と調和のとれたものとし，上流はもとより下流地域に災害をもたらさないような処置を実施せられたい。

市町村名（年月日）	要望・陳情の内容
	13. 流失，埋没耕地を所有する農民で復旧の意欲を失い耕作放棄をする農地については，公有地として買収し，農民の救済処置を講ぜられたい。
高田郡八千代町（昭和47.7 ）	主要地方道浜田，八重可部線（ダム建設により県道，土師吉田線に変更）に架かる久保橋の架換工事を実施せられたい。
三次市（昭和47. 7）	1. 土木関係の災害復旧につき格別のご配慮をお願いします。時に，橋梁の災害復旧については，拡幅分について単独県費助成をご配慮ください。 2. 農林業関係災害復旧について，格別のご配慮をお願いします。 3. 水防活動及び応急対策に要した費用（災害救助法関係を除く）は約９５，０００千円に達し，特に，市街地の障害物，ごみ処理には最終的に約６５，０００千円が見込まれており，格別のご配意により助成方をお願いします。
府中市（芦品郡協和村）（昭和47.8. 2）	1. 人家とその附属建物の復旧 2. 耕地の復旧 3. 道路橋梁の復旧 4. 治山，治水対策 5. 河川，頭首工の復旧
佐伯郡吉和村（昭和47.8. 4）	「わさび」田災害復旧事業に対して県費による助成をしていただくよう陳情します。
山県郡加計町（昭和47. 8）	1. 激甚災害の適用町村として指定してください。 公共土木施設，農林業施設とも政令の基準を上回っております。ぜひ「激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律」の適用をうけるべくご配慮ください。 2. 補助率を引き上げてください。 このたびの災害で治山事業を要する箇所が多数にのぼり，この補助率$\frac{5}{10}$を特別の配慮により引き上げていただきたい。 3. 起債の充当率を引き上げてください。 (1) 治山事業は災害に関連しておるので起債（一般単独債）の充当率を１００％としていただきたい。また，これが不可能なときは，県振興資金を特別枠で処置していただきたい。 (2) 農業用施設，農地，林道事業の災害復旧について起債の充当率を100

市町村名（年月日）	要望・陳情の内容
	%にしていただきたい。 4. 橋梁災害の補助事業としての採択基準を緩和してください。 加計町は吊橋の長大橋が6本あり，そのうち5本が今回の災害で通行不能となっております。特別の配慮により補助災害復旧事業として採択してください。 5. 特別地方交付税を増額してください。
双三郡君田村（昭和47.10）	神乃瀬川護岸改良復旧工事 水力発電に伴う流域の変更は，平常時極度に流量の激減をきたし河床や護岸が極度に荒れ，集中豪雨は流水の中心を変え護岸の根石が飛散し崩れ看過できない現状であります。多くの人命財産が危機にさらされておりますので速かに護岸の改良復旧改修の措置をお願いします。
山県郡戸河内町（昭和48. 4）	1. 本町は西中国山地国定公園の中核地で，特に冬の恐羅漢国設スキー場は西日本最大のものが開発されつつあり，また，深入山地区には勤労者のための憩村が計画されており，交通量は年々激増しております。 国道１９１号線の改良整備を早急にお願いいたします。 2. 昭和４７年豪雨による災害は未曽有のもので，この復旧につきましてはご高配をあずかり着々復旧していただいておりますが，残っております護岸の復旧及び二次災害の基因となります河川堆積土砂の浚渫をお願いいたします。
双三郡作木村（昭和48. 7. 3）	1. 道路高は農道橋三国橋々台高としていただきたい。 なお，上流の港小集落改良事業施工箇所附近（現在改良済箇所）についても道路高を同様以上とせられたい。 2. 作木川と作木中学校間に護岸を築造していただきたい，高さは道路高に同じであること。 3. 消防道，作業道，その他の工作物等についても十分ご配慮いただきたい。 4. A氏宅はなるべく立退移転とならないよう配慮せられたいと本人より申出あり。 5. 港地区の災害排除には地盤のかさ上げが適当と思われるので引続き検討せられたい。
山県郡筒賀村（昭和48. 8. 20）	河川護岸の災害復旧及び関連事業施行による対岸影響地点の改良・補強について

市町村名（年月日）	要望・陳情の内容
広島県町村会（昭和47.7.17）	1. 今次災害を激甚災害に指定するとともに，局地激甚災害についても特別に配慮し，町村財政の負担緩和と被災者等に対する特別助成の措置を講ずること。 2. 公共土木施設，農地，農業用施設，林地，林業用施設，漁場等の災害について速やかに緊急査定を実施すること。 3. 被災死傷者に対する弔慰並びに援助については，災害救助法発動の有無にかかわらず同一の取扱いとし，速やかに県費，国庫による援助措置を講ずること。 4. 天災融資法を速やかに発動するとともに，農林漁業関係各種の融資制度資金の貸付枠を拡大すること。 5. 被災中小企業に対する県及び政府関係金融機関の融資条件の緩和等特段の措置を講ずること。 6. 被災町村の応急資金を確保するため，地方交付税の繰上げ交付，特別交付税の増額配分，国庫補助金の高率補助，一時借入金の融資等の措置を速やかに講ずること。 7. 治山，治水事業，砂防事業，河川事業，急傾斜地崩壊対策事業等の緊急防災対策を速やかに講ずること。
高田郡町村長，同議長（昭和48.1）	昭和47年度激甚災害復旧事業査定設計書作成費国庫補助に対し県費上乗せに関する件
双三郡・三次市市町村長・同議長（昭和48.2）	昭和47年激甚災害復旧事業査定設計書作成費国庫補助に対し県費上乗せに関する件
神石郡町村会（昭和48.3.6）	災害復旧工事用セメント不足のため緊急にセメントの入荷対策について，ご配慮願いたい。

県議会委員会の災害現地調査

建設委員会及び農林委員会は合同で災害現地調査を第5－1表のとおり実施し，被災市町村から災害状況の説明，陳情等を受けた。

第５－１表　建設，農林委員会合同災害現地調査実施状況

区　分	参加委員名	調査期間	調　査　場　所	備　　考
庄原班	吉川清士 木山徳郎 山口安夫 蔵田一二三	昭和４７年７月 ２６日，２７日	庄原市，比婆郡口和町， 比和町，西城町，東城町	◎災害状況報告聴取 ◎陳情・要望の受理 ◎災害現地視察
三次班	平岡博 山田正三 松井幹 高田庭和亀 土生弘	同　　上	三次市，双三郡作木村， 君田村，三良坂町，吉舎町	同　　上
上下班	岡田薫 佐藤一之 堀友良三 岡田正勝 重政卓郎	同　　上	世羅郡世羅町，甲奴郡 甲奴町，総領町，上下町 神石郡神石町，油木町	同　　上
加　計 吉田班	中本金太郎 大下利一 木山千之 山本義夫 藤田一凱 城戸常美	同　　上	広島市（高陽町），高田郡 吉田町，甲田町，高宮町， 山県郡戸河内町，加計町， 千代田町，豊平町，大朝町	同　　上

2　政府及び国会に対する要望等

被災地の早期復旧を期するため，知事及び県議会議長は７月１９日上京し，政府，国会及び関係機関に対し，次の要望書を提出し，被害状況を報告するとともに，災害の早期復旧と財政援助措置について強く要望した。

（要　望　書）

要　　旨

去る7月9日から13日までの5日間，広島県を襲った集中豪雨は県下一円にわたっておりますが，特に，三次市，庄原市，双三郡，比婆郡，甲奴郡，山県郡等県中北部全域が甚大な被害を受けました。

すなわち，最大雨量500㎜を超える異常降雨は，山腹崩壊に伴う土砂の流失，河川堤防の決壊等により死者33名，行方不明者6名，負傷者51名に及ぶ人的被害のほか，県下各地において，住家をはじめ，学校施設，公共土木施設，農地，農業用施設及び農林水産物等に大きな被害を及ぼし，その状況は，別冊資料のとおり現在までに取りまとめたものだけで約511億円に達しており，今後調査の進展とともに被災の実態は，さらに増大するものと見込まれております。

現在，被災地においては，県，市町村及び住民の総力を結集して応急工事に当たるとともに，特に被害の甚大な三次市外1市23町村に対しては，災害救助法の発動，陸上自衛隊の災害支援活動等可能な限り所要の措置を講じて，応急対策に最大限の努力を傾注しているところであります。

今後さらに，台風常襲の時期を控えておりますので，県は，学校教育施設，公共土木施設及び農林業施設等の災害復旧事業の早期かつ完全実施に全力をつくす所存でありますので，国におかれましても，特に次の各事項について特別の御配慮をいただきますようお願いいたします。

1　「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を願いたいこと

2　「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を願いたいこと

3　税制，財政，金融措置について格段の援助を願いたいこと

4　災害の査定等を特に急いでいただきたいこと

なお，個別のことについては次のとおりであります。

建設省関係

1　災害復旧工事と改良工事の促進について

災害復旧工事は原形復旧が原則とされているが，再度災害防止と民生安定を考慮し，改良復旧を施行したいので災害関連事業，災害助成事業を大幅に採択されたい。

なお，災害を未然に防止するため，直轄河川改修事業，中小河川改修事業，ダム建設事業，砂防事業及び道路整備事業等各種公共事業の大幅な増額を図られたい。

2　都市施設災害復旧事業の補助率の引き上げと堆積土砂排除事業の採択基準の拡大について

都市施設災害復旧事業については，現在建設省の「取扱方針」に基づき，国庫補助（予算補助1／2補助）されているが，これを公共土木施設と同様の国庫補助率（2／3以上）とするとともに，堆積土砂排除事業の採択基準（一団又は20m以内の堆積土砂量2,000㎥以上）は実情にそぐわないので，基準の緩和を図られたい。

3　災害復興住宅資金の貸付枠の拡大と貸付利率の引き下げについて

(1)　住宅金融公庫が行う災害復興住宅資金の貸付限度額は，木造について現行1戸当り155万円であるが，これを240万円程度に引き上げるとともに，整地費の貸付限度額現行25万円を100万円程度に増額されたい。

(2)　災害復興住宅資金の貸付利率は年5.5パーセントであり，新築の場合の利率と同率であるので，これを3パーセント程度に引き下げられたい。

農林省関係

1　農林漁業金融公庫資金の融資について

(1)　自作農維持資金の確保について

災害資金の貸付枠及び融資限度額の拡大と早期割当について配慮願いたい。

(2)　主務大臣指定の施設の災害復旧資金の融資について

被害農林漁業者等が早期に経営安定を図れるよう特別の措置を講ずるとともに，融資の限度額の引き上げと，貸付利率の引き下げに特別の配慮を願いたい。

2　借入資金の償還期限の延期等について

被災農家がすでに借り入れている資金（農林漁業資金，天災融資法による経営資金，農業近代化資金）の償還期限の延期並びに利子の減免措置を講ぜられたい。

3　水稲共済金の早期支払について

被災農家は，水田の埋没，流失等により決定的な打撃を受けているので，共済金の概算払を早期に実施されたい。

4　農林業改良普及活動費の増額について

今回の豪雨による農作物等の被害対策については，被害状況のは握と，濃密な技術指導を行っている。このため，当初の活動計画より多額の経費の支出を余儀なくされているので，災害対策指導など平年度を上回る活動費に対して特別の助成を願いたい。

5　農作物等の応急対策について

河川のはん濫により浸冠水を受けた水田に対して行う水稲の緊急共同防除事業（稲白葉枯病

等）並びに被害地域における水田及び畑地の野菜作等に対し，その再生産を確保するための種子代等応急対策に多額の経費を必要とするので，これらの費用に助成措置を講ぜられたい。

また，しいたけ生産施設復旧及びしいたけほだ木流失に伴うほだ木新規造成に対しても助成措置を講ぜられたい。

6　米生産調整奨励補助金について

被災地域の米生産調整協力農家に対する奨励補助金は，早期にその全額を概算払いするよう措置せられたい。

7　家畜の防疫対策について

今回の被害地域は，畜舎等の汚染により家畜伝染病発生の懸念があり，緊急予防注射及び畜舎消毒に多額の経費を必要とするので，これらの費用について特別の助成措置を講ぜられたい。

8　家畜導入に対する援助について

今回の災害により，家畜が流出した事例が多いので，被害農業者の家畜補充に要する事業費に対し，特別の援助措置を講ぜられたい。

9　治山事業採択基準の緩和について

本県においては，花崗岩の特殊土壌がほとんどであり，地勢が複雑で小渓流が多いため，小規模災害が多く，現行の採択基準では国の助成による復旧箇所が制限されて県の単独事業に対する依存率が高い。したがって，今回の災害復旧については，採択基準の緩和及び団地ごとに数箇所を１箇所として認められたい。

10　木材関係協同組合の共同利用施設の復旧に対する助成について

中小企業等事業協同組合法に基づく木材関係協同組合の共同利用施設の復旧に対し，「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の助成措置に準じた措置を講ぜられたい。

11　復旧造林に対する助成について

り災造林地を復旧するための造林事業については，拡大造林と同様の助成措置を講ぜられたい。

厚生省関係

1　災害救助法による救助費用の限度額及び負担率の引き上げについて

今回の豪雨による被害に対しては，県下２市２３町村に災害救助法を適用し，それぞれ応急救助に努めているが，災害救助法に基づく救助費用の限度額の範囲内では，救助費用が不足するため，多額の県費継ぎ足しを必要とするものと思われるので，この際，この限度額及び負担率を引き上げるよう措置せられたい。

2　世帯更生資金の貸付枠の増額について

今回の豪雨により被害を受けた低所得世帯の家屋等の復旧を促進するとともに，生活の安定を図るため，国庫補助金の交付について，特別の措置を講ぜられたい。

3　社会福祉施設災害復旧費国庫負担の確保について

今回の豪雨により社会福祉施設に相当の被害が発生したので，この復旧費国庫負担分を確保し早急に復旧事業ができるよう措置せられたい。

なお，隣保館の災害復旧についても国庫補助の対象とされたい。

4　生活保護法による被服費等一時扶助の国庫負担金予定額の特別増額について

被保護世帯の被害については，それぞれ応急救助に努めているが，災害救助法適用地区はもちろん，他の地区においても多数の被害世帯を出し，年度当初予定額では到底これに対応できないので，国庫負担金の増額の措置を講ぜられたい。

5　生活保護法の特別基準の設定承認について

今回の豪雨により被災した被保護世帯の住宅維持費等については，知事承認の限度額の範囲内では維持補修等ができないので，「厚生大臣による特別基準」の設定承認について特別の配慮を願いたい。

6　母子福祉資金の貸付枠の増額について

今回の豪雨により母子世帯の家屋に相当の被害が発生しており，この補修費等の貸し付けを緊急に行うため，国庫貸付金の増額措置を講ぜられたい。

7　寡婦福祉資金の貸付枠の増額について

今回の豪雨により寡婦世帯の家屋に相当の被害が発生しており，この補修費等の貸し付けを緊急に行うため，国庫補助金の増額措置を講ぜられたい。

8　同和地区に対する特別措置について

今回の豪雨により被災した同和地区については，地区のおかれている劣悪な立地条件等にかんがみ，災害復旧について採択基準の引き下げ等特別の措置を講ぜられるとともに，被災住民の自立についても格別の配慮を願いたい。

9　水道施設の災害復旧に対する国庫補助の特別措置について

今回の豪雨による水道施設の被害は甚大であり，復旧工事には多額の費用がかかるが，水道施設の復旧は，住民生活にとって当面の急務であるので，これに対する国庫補助条件の緩和，補助率の引き上げ等特別の措置を講ぜられたい。

10　災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧に対する国庫補助の特別措置について

災害に伴う廃棄物処理は広範囲かつ多量に及び，この処理経費は市町村財政を大きく圧迫するので，国庫補助条件の緩和，補助率の引き上げ等特別の措置を講ぜられたい。

また，廃棄物処理施設等の災害復旧についても急を要するので国庫補助条件の緩和，補助率の引き上げ等特別の措置を講ぜられたい。

環境庁関係

自然公園施設災害の財政援助措置について

今回の豪雨により，国立・国定公園内の施設に相当の被害が発生しており，これらの施設は国によって設置又は助成されるべき性格のものであり，これが復旧については国において積極的な財政援助措置を講ぜられたい。

文部省関係

1　災害復旧費に対する財政措置並びに国庫補助対象事業の拡大について

(1)　今回の豪雨により学校及び社会教育施設は大きな被害を受けているが，これらは一時たりとも放置できず，速やかに復旧事業を実施したいので，これに伴う十分な財政措置を講ぜられたい。

(2)　本県は地理的条件により法面の広い学校及び社会教育施設が多く，このため今回も多くの被害を受けたので，災害を未然に防止するための防災工事を国庫補助事業として採りあげられたい。

2　被災した学校及び社会教育施設の設備並びに児童生徒の学用品等の購入に対する財政措置の拡大について

(1)　今回の被害は，夜間における急激な増水による床上浸水が多く，設備，学校用品等が流失し，又は使用不能となった事例が非常に多く，今後の運営に支障をきたすので，これが財政措置の拡大を図られたい。

(2)　災害救助法適用区域の小，中学校の児童生徒の学用品等は法の適用により給与されるが，法適用区域外の被災児童，生徒も同様の取り扱いとされたい。

また，学用品等の給与最高限度額を引き上げるとともに，高等学校生徒についても同様の取り扱いとされたい。

通商産業省関係

1　中小企業の被災者に対する政府資金の枠の拡大と長期低利の融資の確保について

被災地区の中小企業者に対する災害復旧資金として長期低利の資金を供給するために，政府系統金融機関の貸出枠の拡大，貸出期間の延長，貸出限度額の引き上げ及び貸出利率の引き下

げを図るとともに，中小企業信用保険公庫の県信用保証協会に対する特別貸し付けの実施，てん補率の引き上げ及び保険料の引き下げ等の特別措置を講ぜられたい。

2　高度化資金の貸付け組合等に対する救済措置について

高度化資金の貸付け組合等に対し，高度化資金の据置期間の延長，利息の支払免除若しくは支払猶予，並びに災害復旧費に対する貸付率引き上げの措置を講ぜられたい。

自治省関係

災害復旧に要する経費に対する財政援助について

県及び被災市町村は，被災公共施設等の復旧に巨額の経費を必要とするため，多額の財政負担を余儀なくされている。

また，被災者のうちには税の減免，徴収猶予などの措置を要するものがあり，このため財政収入も相当減少することが予測され，特に窮迫した市町村財政にあってはその打撃は極めて甚大である。

よって，補助金の高率補助適用などの措置はもちろん，地方債及び特別交付税の増額配分並びに普通交付税の繰上げ交付など，積極的な財政援助措置を願いたい。

政府及び国会調査団の災害現地調査

この度の豪雨による被害調査のため政府，国会及び関係機関から次のとおり災害調査団が派遣され，県及び被災市町村から被害状況の報告をするとともに，被災地の早期復旧のための援助協力要請を行った。

（災害調査団）

7月14日	田中龍夫自由民主党幹事長代理
7月17日～18日	木村武雄建設大臣
7月18日～19日	森下元晴農林政務次官
7月20日～21日	衆議院災害対策特別委員会 （高田富之団長ほか3名）
7月23日	参議院災害対策特別委員会 （大谷藤之助団長ほか3名）
7月25日～26日	自由民主党災害調査団 （古賀雷四郎団長ほか3名）
7月26日	山下徳夫厚生政務次官

3　激甚災害の指定等

6月6日から7月13日までの断続した豪雨並びに台風6号，7号及び9号による災害について，政府は8月16日の閣議において，これらの災害を激甚災害に指定し，「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を決定した。また，被災農林漁業者の経営の安定を図るため，6月及び7月の豪雨等による災害について「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」が適用された。

激甚災害の指定状況及び天災融資法による融資状況は第5－2表及び第5－3表のとおりである。

第5－2表　　激甚災害の指定状況

政令番号	政令第316号
公布年月日	昭和47年8月17日
激甚災害	昭和47年6月6日から7月13日までの断続した豪雨並びに同年台風第6号，台風第7号及び台風第9号による災害
適用すべき措置	第2章　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助 第5条　農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置法 第6条　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 第8条　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 第10条　土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 第12条　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 第13条　中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例 第15条　中小企業者に対する資金の融通に関する特例 第16条　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 第17条　私立学校施設災害復旧事業に対する補助 第18条　日本私学振興財団の業務の特例 第19条　市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例 第20条　母子福祉法による国の貸付けの特例 第21条　水防資材費の補助の特例 第22条　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 第24条　公共土木施設，農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利補給等

前記の指定により本県に対しては次のように適用された。

項目	適用状況				
農地等災害復旧事業等の補助の特別措置	種別	対象市町村数	対象事業費（円）	暫定法による補助額（円）	激甚法による補助額（円）
	農地	—	1,647,629	36,392	1,532,731
	農業用施設	—	9,551,589	602,922	9,213,461
	災害関連	—	74,746	258	60,732
	計	96	11,273,964	639,572	10,806,924
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	種別	対象施設数	対象事業費（円）	暫定法による補助額（円）	激じん法による補助額（円）
	共同利用施設	65	76,372	38	65,416
公共土木施設，農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利補給等	対象市町村数			37市町村	
	許可された起債の額			16,635千円	
公共土木施設災害復旧事業等の特別財政援助	種別	対象市町村数	対象事業費（円）	国庫補助額内訳	地方負担額（円）
				一般負担率による補助額（円）	激甚法による財政援助額（かさ上額）（円）
	公共土木施設	41	6,708,989	5,765,554	534,888	408,547
	災害関連	14	753,957	376,978	252,779	124,200
	計	55	7,462,946	6,142,532	787,667	532,747

※「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

この法律は災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定

第5－3表　　天災融資法による融資状況

政令番号	政令第３１５号
公布年月日	昭和４７年８月１７日
適用された災害	昭和４７年６月及び７月の豪雨等による災害

前記の指定により本県には次のように融資された。

対象者	農業者
対象市町村数	２３市町村
融資枠	４５４,５００千円

第３節　県議会における審議の状況

災害直後の７月２４日臨時県議会が招集され，災害関係予算をはじめとして防災対策，災害復旧対策等の諸問題について慎重な審議が行われた。

その状況は次のとおりである。

（昭和４７年７月臨時会会議録より）

西田修一議長開会あいさつ

一言ごあいさつを申し上げます。

本日，７月臨時会が招集されましたところ，議員各位には，おそろいでご参集を賜わり，県政のため，まことにご同憂にたえません。

さて，今回の臨時会においてご審議願います案件は，先般の７月豪雨により，県下各地に大惨事を招きました災害に対処するための補正予算であります。ご案内のとおり，今次の豪雨は県北地域を中心に猛威をふるい，本県の災害史上，最大の被害をもたらすとともに，多数の犠牲者と罹災者を出しておりますことは，まことに痛恨のきわみであります。ここに衷心よりご同情申し上げる次第であります。ここにおいては，１日も早く被災者の正常な日常生活を確保するとともに，迅速な復旧対策を講じることが，被災地県民の願望にこたえるものと存じますので，慎重ご審議の上，適正妥当な結論を得られますようお願い申し上げる次第であります。

なお，この機会に，ご報告申し上げておきたいと存じますことは，今次災害にあたりまして，議長がとりました処置についてでございます。時間の関係上，ほんとうに簡単ながらご報告申し上げまして，ご理解を得たいと思います。ご承知のように，災害当時は，ちょうど全国議長会の会議がございまして，私上京いたしておりました。まだ会議も始まらない朝も早く，知事から，すぐ帰ってもらいたいという連絡がございましたので，急遽全議に参りまして事情を話し，即刻新幹線で帰ったのでございますが，災害によりまして，福山地区からは汽車が不通になっておりましたので，福山市長さんのご好意を受けまして，自動車乗り継ぎで急遽帰ったような次第でございます。そして１７日からは，木村建設大臣がヘリコプターで災害地をご視察になりますので，私，知事とともにヘリコプターに乗りまして，空から災害地をつぶさに調査いたしましたが，その激甚な災害に対して，ほんとうに残念に思うと同時に，罹災民に対して深く同情をいたしたわけでございます。１９日には知事と一諸に上京いたしまして，時の人でございますので，藤田参議院議員にお願い申し上げ，各省に連絡をとっていただきまして，１１時から３時という短時間において，ほとんどの大臣あるいは政務次官等に広島県の災害の陳情を申し上げ，そして力強い激励のことばを受けたのでございます。厚生，大蔵，農林，建設，総務，防衛庁等の大臣はもとより，翌日の２０日は１０時４０分から官房長官，１１時から総理とお目にかかりましたら，むしろわれわれ以上に力強い激励のことばを受けて，意を強くして帰って，この予算と取り組んだわけでございます。そういう意味において，皆さん方の意に沿うべく，議長はこの対策には生命を賭して努力したと考えておりますけれども，遺憾ながら１００％皆さん方のご期待に沿い得たかどうかということについては，疑問を持っているわけでございます。しかし，こういう大きな災害でございますから，今後とも議会の皆さん方と強く手を取り合って，１日も早く罹災民に安心をしてもらいたいという意味において，

最終的な予算はまだ出ませんけれども，知事にお願いを申し上げて，本日の県会を急ぎ招集していただいたわけでございますので，ご理解を賜わりまして，先ほど申し上げましたように，適正妥当なる結論をいただきますようにお願いを申し上げて，ご報告といたします。

これより７月臨時会を開会いたします。

永野厳雄知事提案理由説明

本日は，臨時県議会を招集いたしましたところ，議員各位には，ご多忙のところご参集いただきまして，まことにありがとうございます。

この度臨時県議会を招集いたしましたのは，今回の豪雨による災害関係予算の議案について，県議会のご審議をお願いするためでございます。

ご承知のとおり，去る７月９日から１３日までの５日間，三次市など県北部を中心とする断続的な集中豪雨により，県下全般にわたり大きな被害をもたらし，死者３２名，行方不明者７名のほか多数の負傷者を出し，また，家屋，学校等の建物をはじめ，農業，林業関係その他各種公共施設の被害総額は，現在取りまとめましたところでは，約４２１億円にのぼっております。この度の災害による犠牲者に対しまして，衷心より哀悼の意を表しますとともに，多くの被災者の方々に対しましても，心からお見舞い申し上げます。

なお，この度の豪雨による災害に対しましては，天皇，皇后両陛下から，さっそくご救恤金をご下賜いただき，ここに県民とともにつつしんでお礼申し上げるものであります。

更に，一般有志の方々をはじめ，各方面から，見舞い金及び救助物資をいただいております。これらのご厚情に対しまして，深く感謝の意を表しますとともに，そのご趣旨に沿って，被災者の方々へ災害見舞い金としてお贈りしたいと存じております。

今回の災害にあたり，県といたしましては，直ちに災害対策本部を設置するとともに，特に被害の大きかった三次市など２５市町村に対しましては，災害救助法を発動し，救助活動につとめる一方，陸上自衛隊の派遣を要請するほか，国及び市町村，その他関係機関と緊密な連係を保ちつつ，各地の災害箇所の応急工事を行うなど，所要の措置を講じて，これが対策に努力いたしているところであります。なお，土木，農林災害復旧につきましては，他県から技術職員の応援を得て，早期復旧をはかりたいと考えております。また，国に対しましては，災害の早期復旧と財政援助措置について要望いたしておりますが，特に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律並びに天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用について，これが実現を強く働きかけているところであります。

さて，ただいま提出いたしました災害関係の補正予算について，ご説明申し上げます。

まず，災害復旧事業につきましては，現段階において一応見通しを立て，土木，耕地，治山，教育施設関係等の災害復旧費及び河川災害関連，砂防災害関連，緊急治山，林地崩壊防止事業関係等の公共事業費を予算計上することといたしております。また，国の補助事業に採択されない河川災害関連，砂防災害関連事業並びに急傾斜地対策，地すべり対策及び小規模崩壊地復旧事業を県単独で実施いたしますとともに，河川の埋没土砂の除去等に要する維持修繕費を追加計上することといたしております。なお，公共土木施設災害復旧事業につきましては，早期復旧をはかるため，２１億7,２００万円の債務負担行為による予算措置を講ずることといたしております。

次に，一般の災害対策関係の経費といたしましては，被災者へのたき出し，被服，寝具その他生活必需品の支給及び仮設住宅の建設等災害救助費，水防資材購入費，被災した高等学校生徒に対し，教科書を給与するための経費，浸水家屋の消毒等に要する経費及び災害金融相談所の運営費などを計上することといたしておりますほか，災害援護資金及び住宅資金等の貸付を行うための世帯更生資金，母子福祉資金を大幅に増額するとともに，被災者に対する立ち直り資金の融通制度を設けることとしております。

また，保育所，児童館等社会福祉施設に対する災害復旧費補助金及びし尿，ごみ等，廃棄物の処理事業に対する単県補助金を計上いたしておりますほか，被災無医地区の巡回診療を実施することといたしております。

中小企業の金融対策といたしましては，県費預託による災害対策特別融資制度を設け，融資ワク１０億円を確保するとともに，広島県信用保証協会に対する特別損失補償を行うことといたしますほか，中小企業近代化資金により建設した施設の災害復旧に要する資金の助成措置を講ずることといたしております。

農業災害に対する金融対策といたしましては，天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法が適用され次第，天災融資法による被害農業者に対する経営資金の単県継ぎ足しによる利子補給を行うことができるよう，債務負担行為の予算措置を講ずることといたしております。

また，農業近代化資金助成法に基づく融資に対する追加利子補給，広島県信用農業協同組合連合会等が実施する農業経営貸付金に対する利子補給及び広島県農業信用基金協会に対する出資を行うことといたしております。このほか，農業共済保険金を早期に支払いするための貸付金，水稲の病害虫防除事業及び農作物の種苗確保対策事業に対する単県補助等の措置を講ずることといたしております。

この結果，今回の災害関係の一般会計歳入歳出予算補正額は，８６億7,３３４万６千円となり，累計額は，1,６３８億３３２万６千円となりました。この財源といたしましては，国庫支出金

５３億５１２万１千円，財政特別準備基金の取りくずしなど繰入金１０億1,４２２万５千円，諸収入 ７億3,２００万円，県債 １６億2,２００万円 を充てることといたしております。また，特別会計は，二会計で歳入歳出予算補正額は，2,９８０万円となり，累計額は１２４億６１８万円となりました。

何とぞ慎重ご審議の上，ご可決くださるよう希望いたします。

平川昌三議員質問

今次，県北一帯を襲いました７月豪雨によりまして，死者３２名，行方不明７名，負傷者５１名また家屋の全壊，半壊，浸水など，罹災世帯数１9,８００世帯，土木，農林，水産業，その他，被害総額４２０億円，おそらく本県有史以来の大惨禍を見るに至りました。私は，ここにつつしんで自民党県会議員会を代表して，とうとい人命を失われた方々及びご遺族に対しまして，弔意を表しますとともに，多くの罹災者の皆さまに対し，心からお見舞いを申し上げ，一日も早く生業に立ち直られんことをひたすらお祈りいたす次第でございます。しこうして，水禍の爪あとは，見る影もない惨状そのものでありまして，罹災者の多くは衣食住の本拠を失い，ぼう然自失のありさまでございましたが，県当局はじめ，官民各位からの力強いご支援，ご協力によりまして，ようやく生気を取り戻し，再度の職域復帰を目ざし，立ち上がろうとしております。知事はじめ，関係当局におかれましては，今次臨時県会におきまして，８６億余円の追加を見ておりますが，今後も引き続き格段のご配意，ご援助あらんことを強く要請いたす次第であります。罹災地域の復興対策並びに産業振興対策につき，今後のご方針をまず伺いたいと存じます。

さらにまた，この度の災害にあたりまして，陸上自衛隊第１３師団におかれては，数次にわたり，延べ人員3,７００余名が現地に出動され，雨の中，危険をおかし，昼夜を分かたぬ積極果敢な行動力で防災活動に協力いただきましたことは，関係市町村及び罹災者ひとしく感謝，感激したところであります。ここにあらためて感謝と敬意の誠をささげるとともに，この際，これを要請されました永野知事のご所感を承りたいと存ずる次第でございます。

さて，まず第一に，防災，水防両計画についてお尋ねいたします。備えあれば憂いなしのたとえもありますが，災害が起きてしまってからでは，もうおそいのであります。でありますから，災害対策基本法第１条におきましても，国土並びに国民の生命，身体及び財産を災害から保護する目的をもちまして，特に防災計画の作成，災害予防などを強調していると思う次第でございます。今回の災害は，広島県北部に記録的な豪雨をもたらし，江川水系，太田川水系，高梁川水系の内陸山間部が，河川のはん濫，山崩れ，がけ崩れ，橋梁，家屋，田畑の流失，道路，鉄道，通信施設の損壊など，大災害をこうむったわけであります。先般，県において策定された広島県地域防災計画並び

に広島県水防計画によりますと，おおむね大都市中心に予防対策の重点が置かれておりまして，山間部市町村のそれがなおざりにされてはいないかということを私は案ずるものでございます。この際，防災計画並びに水防計画を再検討いたしまして，県下全域，全地域にわたりまして，水防計画，防災計画の行き渡るようにご配慮いただきたいと思うのでございますが，これについてのご所見を承りたいと存じます。

また，今回県のとられた緊急措置につきましては，「７月豪雨災害の状況及び県のとった措置」という報告書を拝見しますと，今次災害の特徴の１つとして，道路及び通信施設の破損壊により，多くの町村が全く孤立状態におちいったとし，暗に孤立町村に対する被害実態のは握，自衛隊，機動隊の出動，防災機材，援助物資の輸送など，ことごとく後手になったことが，あたかも不可抗力のごとく認めさせようとした形跡があります。双三郡作木村のごとき，罹災後２日目にして，自衛隊の連絡班によって．ようやく実態が判明した実例もあるのでございます。かかる緊急かつ応急措置について，今日いかように反省しておられますか，お伺いいたしたいのでございます。防災無線の設置について，このたび調査費１４０万円を計上しておられますが，中国各県はすでに設置済みで，活用しているにかかわらず，本県だけが今日までおくれをとったのは，県の防災行政に対する熱意が足らないのではないか。設置対象は県の出先機関だけにするのか，あるいは全市町村をも対象にするのか。これらの構想についてお伺いを申し上げます。

質問の第二，治水対策と災害復旧についてでございます。中国の古いことわざに，水を治める者はよく国を治めると申しておりますが，今次災害の大きな要因は，河川行政のおくれであることは明白であります。したがって，治水事業のおくれは災害を大きくし，災害が大きければ治水事業をおくらせる因果関係にあると存じます。本県河川は，一級，二級河川を合わせて2,９００キロ，そのうち，改修を要する河川が1,８６８キロに対し，河川改修の実績は，実にわずか１７３キロ，９％にすぎないのでございまして，遅々として進んでおりません。この度，７月の災害は全国的であり，この際，全国知事会として，治水予算の大幅増額運動をする必要があると思いますが，知事の所見をお伺いいたします。また，隣県島根県におきましても，川本町をはじめ，大災害を受けたのでございますから，この際こそ，治水対策のため，防災ダムの建設を話しかける必要があるのではございませんか。

次に，災害復旧についてお尋ねします。今回計上されました土木復旧予算は，災害額の３５％，すなわち 48億2,700 万円及び債務負担行為１５％すなわち２２億円としているのでございますが，実質的に２カ年復旧の方針をとられたいのでございます。また，これと関連事業を並行させまして，根本的に改良，復旧等をすべきであると存じますが，県のご方針を伺います。

質問の第３，ダム放流についてであります。去る７月１１日夜から１２日未明にかけ，中国電力

の立岩，樽床，王泊の３ダムから一斉放流を行った際，山県郡戸河内町，加計町，広島市安佐郡の各地におきましては，家屋の流失，全半壊，床上又は床下浸水をしたことにつき，人災であるとの非難の声がごうごうと上がっているのでございます。ダム操作規程に違反したとか，そうでないとかいうことは別にいたしまして，人間尊重の時代におきまして，営利追求のこの規定を優先させるということは，まことに時代にそぐわない不可解なことでございます。下流住民が水害の恐怖にさらされた以上，県としてこれを黙認することは許されないと存じます。河川法第５２条による河川管理者の洪水調節指示権に対し，県知事より適切なる措置を講ずべく要請したことがあるのでございましょうか。お伺いいたします。また，この際，知事は国に対して，河川法の一部改正と現行ダム操作規程の変更を河川管理者に速やかに要求すべきであると考えるが，この点について，知事のご所見を承りたいと存じます。建設大臣は，太田川水系の中国電力の発電用ダムの特別調査のため，藤城技官を本県に派遣し，知事に対しても，その結果の報告がなされたと聞くのでございますが，その内容はいかがなものであったかということをこの機会にお伺いいたします。また知事は，沿岸住民の中国電力のダム操作に基因する今回の災害についての不満，不安をいかようにとらえ，いかように措置されようとするのか。お考えがあれば，伺いたいと存じます。

質問の第４，罹災者の援護措置についてお伺いいたします。農民は田畑の大半を流失し，商工業者はことごとく商品や設備機械を流失又は水没し，文字どおりとほうにくれているのが現状でございます。その被害額は，県の調査におきましても，農業関係で総被害面積１６,５００ヘクタール，１２０億円，商業関係で被害件数3,９００件，５４億円と見込まれているのでございます。この度の予算計上により，民生部，農政部，商工労働部関係の各種融資制度の優遇措置を講ずることになり，罹災者も愁眉を開くことでございましょう。しかし，役所の手続は，往々にして日時を要することが通例であります。融資事務は最大限に能率をあげ，資金ワクにとらわれず，積極的に活用されたいことを要望いたします。更に，県の保証力の強化，県の現地指導体制の確立，たとえば，商工労働，出先機関の新設等について，方針があれば，伺いたいと存じます。

質問の第５，市町村財政援助についてであります。この度の災害は，過疎化に悩む山間市町村に追い打ちを加える結果となり，さなきだに窮迫した市町村財政は，いよいよきびしいものとなることが予想されます。災害救助法について，県はいち早く２市２３町村に適用し，救助作業が円滑に進んだことは不幸中の幸いであります。県は市町村振興資金の別ワク融資を考慮するつもりがありますか。県並びに被害市町村の激甚災害法の適用の見込みはどうでございますか。激甚災害基準に照らし，どの程度の見込みがついているのでありますか，伺いたいものでございます。なお，災害救助法の適用は受けなかったのでございますけれども，災害がはなはだしいところがございます。この場合，激甚災害法の適用を受けなければならない町村が残っていると思います。たとえば，私

の聞いているところでは，比婆郡高野町，その他にもあると存じますが，そういう地域につきまして，県の行き届いた施策が望ましいのでございますが，ご見解を伺いたいと存じます。更に，新たに広島市へ合併した安佐町は，災害救助法の適用を受けることができなかった。こういう広域合併をした場合については，特別に考慮する必要があるのではないかと存じますが，これについて県の見解を伺います。

以上，数項目にわたりまして，お尋ねをいたした次第でありますが，要するに，災害は忘れたころに訪れると申しておりますが，本県におきましては，忘れないうちにすでにやってきているのでございます。従来，広島県は災害の少ない県であると言われておりますけれども，この水害のおそろしさを県民全部が再認識し，速やかなる災害地の復興と罹災者の安住の光をもたらすよう県当局の格段のご配慮をいただきたいことを念願し，私の質問を終わる次第でございます。

大下利一議員質問

私は，日本社会党県会議員団を代表いたしまして，質問をいたします。

具体的な質問に入ります前に，今回の異常な集中豪雨によって，とうとい人命を奪われ，一瞬にして水魔の犠牲となられました死者３２名の御霊に対し，衷心よりご冥福をお祈りいたしますとともに，ご遺族の皆さんに対し　ここにつつしんでお悔やみを申し上げます。また，今次災害による５１名の重軽傷者をはじめ，家屋の流失，倒壊，浸水，田畑の冠水など，多くの被災者の皆さんに対し，心からお見舞いを申し上げます。また，県におかれましても，災害発生と同時に，永野知事を先頭に，災害対策本部を設置され，災害救助法の適用をはじめ，救助物資の緊急輸送，自衛隊の災害派遣要請，給水の応急措置，防疫，金融対策，更には激甚災害法，天災融資法の適用など，応急対策に不眠不休で努力されました関係者各位のご労苦に対し，深甚なる敬意と感謝の意を表する次第であります。

さて，今次災害は，戦後最大の５００ミリに及ぶ豪雨を県下各地にもたらし，被害総額も４２１億円にのぼる史上最高の被害をもたらしたと言われております。特に，今次災害の特徴は，災害救助法の適用市町村が25市町村に及んでいる事実が示すように，広範囲で，しかも県北の過疎地域を中心に発生しているだけに，これら被災地の悩みは深刻かつ重大であります。私たち社会党県会議員団は，災害発生と同時に，直ちに調査団を編成し，数班に分かれて被災地の実情調査を行い，その調査結果を取りまとめて，去る１８日，永野知事に要望書を提出したところでありますが，そのおもな内容は，三次市をはじめ，災害地を視察し，そのむざんな現状に接して，治山治水計画を抜本的に再検討し，県民の人命，財産を守ることを前提として

1　治山，治水，河川改修計画を再検討し，早急に実施すること

2. 被害者に対する立ち直り資金については，その規制を大幅に緩和し，救済すること

3. 農業，中小企業者に対する緊急救済についても，単県継ぎ足しを含めて措置すること

などが，そのおもな内容であります。永野知事におかれましても，これら被災地のなまの声に十分に耳を傾けられ，勇断をもって諸施策の実現に邁進されますよう，まず冒頭に要望いたす次第であります。

質問の第1は，罹災者の救済対策についてであります。その1つは，低所得者を対象とする立ち直り資金についてであります。昨日の説明によりますと，世帯更生資金のうち，災害援護資金１５万円，生業を営むために必要な資金２０万円，住宅の増改築，拡張に必要な資金３０万円などを年利３％の低利で融資し，積極的に低所得層の救済に当たる旨の説明がなされたところでありますが，しかしながら，永野知事のこうした被災者に対するあたたかい思いやりも，昨日の説明を聞いた限りでは，実際にはその趣旨が十二分に生かされないきらいがあるのではないでしょうか。たとえば，呉市を中心とする４２年災害の場合には，生活保護基準所得額の３倍を適用されているにもかかわらず，今回は2.5倍に引き下げられ，そのために，実際には借りたくても借りられない被災者がかなり出ることが予想されるからであります。なぜならば，私の試算したところによりますと，2.5倍を適用し，法定控除を含めた月収額は，３級地である三次市や庄原市で，８８,２００円，４級地であるその他の被災地では７９,４２１円，これを実際の手取り額に直してみますと，三次市，庄原市では７５,０００円，その他の被災地では６７,０００円となり，これを４２年災害の呉市の場合と比較してみますと，呉市の場合には，２級地の３倍適用であったために，これを現時点で推計すると，月収は１１２,６８４円手取り額は約９５,８００円となり，今回の場合，級地と倍率が同時に引き下げられたために，約２万円から約３万円適用範囲が引き下げられることになります。このことを参考までに，県の職員に当てはめてみますと，呉市の場合には，年齢５０歳で課長クラス程度まで適用されたものが，三次市や庄原市では年齢４３歳で係長クラス程度まで，その他の被災地では年齢３７歳で一般の職員程度にしか適用されないことになります。同じように災害を受け，全く同じ制度を利用するのに，このような不平等な扱いがあってよいものでありましょうか。私どもは，制度による級地の差がある以上，倍率を３倍から2.5倍に引き下げるのではなくて，むしろ逆に，倍率を４倍か５倍に引き上げることによって，適用条件を同じにすることこそ，被災者に対する真の援護措置ではないかと思いますが，知事のご所見をお伺いいたします。

２つ目は，罹災者に対する資金融資制度についてであります。たとえば，住宅罹災者に対しては，住宅金融公庫の災害復興資金が３年間据え置きの１８年償還で，最高１５５万円まで借りられる仕組みになっています。また，農業従事者や中小企業者に対しては，同栄社や県信連，一般の金融機関からの特別融資が予定されています。これらの制度に対して，県としては，被害者のための単独

[illegible]の利子補給や無利子の預託を行うなど，積極的に取り組む前向きの姿勢を示しておられることに対して，賛意を表する次第でありますが，農民から吸い上げた金をもって運用している同栄社や県信連の態度は，一体いかがでありましょうか。また県が5億円無利子で中小企業者のために預託した資金を扱う一般の民間金融機関にも問題があるのではないでしょうか。同栄社，県信連の資金は，農民の結集によってなされたものであります。これほどの大災害で困っている農家の貸し付け金利が普通ベースの6.25％というのでは，あまりにもひどいと思われます。県の1.25％の利子補給をもって5％になるとはいうものの，せめて3％程度になるような配慮が，みずからの内部で必要だと考えます。県がしてくれるからという安易さがありはしないか。真に農民の側に立った態度とは思われません。また，中小企業者に対する一般金融機関に対する協調融資制度の金利についても問題があります。県の預託する無利子の原資で4.5％から5.5％の金利になるということは，半分はただの金だということを考えると，金融機関としても，サービスした態度とは思われません。そのために，知事としても関係機関に積極的に働きかけ，被災者のための低利融資が実現するよう，最善のご努力をいただきたいと思いますが，知事のご意見をお伺いいたします。

3つ目は，個人災害に対する補償措置についてであります。現行の法律並びに制度では，個人に対する災害補償措置は，税の減免措置を除いては全く皆無であります。はたしてこのようなことでよいのでありましょうか。困っているときにはお互いに助け合うという相互扶助の精神の上に立って，何らかの県独自の措置を講ずるか，それとも社会保障的な意味も含め，国家補償による何らかの救済措置について，この際，国や関係機関に強く働きかけるなど，知事のご所見をお伺いいたしたいと思います。なお，災害発生後10日以上経ているにもかかわらず，いまなお学校やお寺などで不便な生活を余儀なくされている被災者が数多くあります。これらの人々が1日も早く災害の痛手から立ち上がるためにも，住宅の確保は急務中の急務であります。応急対策としての仮設住宅も含めて，これらの対策はどのようになされているのか。あわせてご所見をお伺いいたします。

質問の第2は，災害復旧対策についてであります。いま被災地の市町村や被災者の皆さんは，あまりに悲惨でむざんな傷あとの前に，復旧作業も思うにまかせず，どのようにしたらいいのか，その方向すらつかみ得ず，自失ぼう然という状態ではないでしょうか。それだけに応急対策も迅速かつ適切な対策が強く望まれていることは当然であります。私たちが訪れた被災地の多くの町村では，過疎地域であるだけに若い労働力も不足し，技術者も少なく，復旧作業も思うように進まない，いま一番必要なのは，復旧作業を軌道に乗せるための技術者を，県に何とかしていただけないだろうかという切々たる訴えでありました。県においても，いち早くこのことを察知され，持てる組織と力をフルに動員するとともに，他県からの応援や民間への設計事務の委託など，着々と手配をなされているところでありますが，職員の健康にも限界があり，ましてや他県からの応援も恒久的にと

いうわけにはいかないとすれば，この際，災害復旧を１日も早く軌道に乗せ，被災地の民生を安定させるためにも，最低必要限度の要因を速やかに増員するなどの措置をとるべきではないかと思いますが，知事のご所見をお伺いいたしたいと思います。

質問の第３は，災害時における連絡体制についてであります。言うまでもなく，災害発生時における最低の要件は，正確な情報を速やかに収集し，的確な指示によって，誤りなきを期することであります。今回の場合は，はたして県としての連絡指導上問題はなかったのかどうか。たとえば，県の出先機関相互間の横の連絡はうまくいっていたのかどうか。私たちがある町村で直接見，又は聞いたところでは，県のそれぞれの出先が同じ情報を収集するために，入れかわり立ちかわり訪れ，かえって町村の事務が混乱したという話を聞きましたが，これらの点については，災害本部のもとに，郡単位に支部を設け，情報収集のための窓口を一本化するなど，今後改善の余地があるのではないでしょうか。なお，昨日の説明によりますと，災害用の無線設備を設置するために，今回新たに調査費を計上されているところでありますが，本年度じゅう検討するということでなく，速やかに調査検討を行い，住民の不安を解消するためにも，秋の台風シーズンまでには間に合わすという積極的な取り組みをすべきであると思いますが，今回の災害で活躍したアマチュア無線の組織化とあわせて，知事のご所見を承りたいと存じます。

最後に，太田川水系の災害をめぐって，中国電力のダム放流に関して質問をいたします。すでに建設省の藤城専門官が来広し，一定の結論を出されているようでありますが，この結果について，きわめて深い疑念を持つわけであります。専門官の調査結果によりますと，この度の災害は，豪雨の激しさによるもので，ダム操作によるものとは認められなかったということでありますが，現地ではダム共犯説などというものではない，むしろダム主犯説だと言い切っております。そのために，社会党県会議員団は去る７月２０日と２２日，現地調査を行いましたが，その結果，建設省専門官の調査について，次の諸点に疑念を強めたわけであります。

その第１点は，被災当時の状況であります。町当局，更に消防団の皆さんの証言によりますと，戸河内町明神橋の地点から見て，５０センチないし１メートルに及ぶ壁のような洪水が押し寄せていることであります。これはダムゲートの瞬間的な開扉などを原因とする見方に有力な論拠を与えるところであります。

第２点は，降雨量の問題であります。立岩ダム上流の吉和町役場の記録によりますと，７月１１日午前９時から翌１２日午前９時までの降雨量は２２１ミリであります。過去の例に比べて，この降雨量で大災害が起こる状況とは考えられません。

第３点は，７月２１日新聞記者会見で発表された専門官の調査報告書の資料ですが，これと私どもが入手した資料の数値が最も重要な時間で著しく異なっていることであります。私どもが入手した中国電力加計電力所が戸河内町に提出したダム管理実績表並びに中国地建河川管理課の

実績表の資料によりますと，立岩ダムの貯水位は，１１日２１時から２２時の間に４８センチ下がっているのであります。このことは，放流量が流入量を著しく上回っていることを示しており，流域のはん濫時と合致するのであります。被災住民がダム災害であり，人災だと，深い疑念と憤りを持っているのも当然であります。県としては，この立岩ダム過放流問題についてどのような調査を行い，どのような見解を持っておられるのか。知事の明確なご答弁をお願いする次第であります。

次に，ダム操作並びに防災体制上の問題についてであります。中国電力，広島県，中国地建，町などの関係者に通知，通報上の適切な措置がとられていなかったことが，今回の災害を大きくしたと思うのであります。特に，可部町上流の区域を洪水警報区域として受け持っている県当局の責任は重大であります。また，現行法によるダム操作規程では，利水上不必要な水は直ちに下流へ放流することになっています。これでは下流住民は常に水害の危機にさらされていると言っても，決して過言ではないと思います。つまり，利水ダムであっても，洪水時には治水の役割りを持たせるよう，予備放流及び貯水のあり方について再検討されるべきであります。特に，立岩ダムの操作規定にいう，設計洪水流量が毎秒７００トンであることに問題があるのであります。河川法の改正並びに防災体制について，知事の明確なご見解をお伺いする次第であります。

以上で私の質問を終わります。

迫千代子議員質問

質問に入ります前に，この度の豪雨によりまして，たくさんの犠牲を出されましたが，その当事者とされましては，ほんとうに哀愁の中に沈潜していらっしゃることを思いまして，心から哀悼の意をささげ，ご遺族に対するお慰めを申し上げたいと思うのでございます。なお申し上げたいことは，７人の不明の方がある。しかもその中に子供さんが１人おります。その子供を持ちます家族の痛みというものを考えるときに，胸がうずくような気持ちがいたします。

寝てもさめても，行くえがはっきりするまで心おさまらないものであろうことを思いますとき，現地の方々，また当局の皆さま方が必死になって捜索していただいていることはよくわかりますけれども，なお十分なる継続したご捜査のほど，心からのお願いを込めまして，ごあいさつとする次第でございます。

すでに前のお２人が詳細にわたりまして，この度の豪雨災害につきまして，ご質問あるいはご要望をなされ，ほとんど至れり尽くせりの感がございます。私，申し上げることがなくなったような気持ちもいたしますけれども，あと，落ち穂を拾うような気持ちで，女の目から見ましたところの多少の残余を質問させていただきます。どうぞ十分なるご答弁をいただきたいと思います。

まず復旧対策につきましては，すでに申されましたけれども，一言にして申しますならば，この度の災害復旧は，原形復旧というよりか，むしろ災害建設，災いをかえて福となすべく，この際，二度とこの罹災を繰り返さないというような姿勢をもってやっていただきたい。これについては，こまかい具体的なこともございますけれども，時間もとりますので，省きます。

それから，宅地造成の厳重なる監督指導についてでございます。これはすでに毎日の新聞などで報道されておりますが，実はきのうも，私の控室から己斐のほうを見ておりますと，そのとき2，3人おりましたが，あの宅地造成をしましたあとが，きのうのあれだけの風で土煙を立てているのでございます。それを見ましたときに，もしもうちょっと長く雨が続いたならば，広島市も満足でいることはできなかったんだなあということを皆で話し合って，身をすくめたのでございます。どうぞさらに厳重なる造成の監督指導をやっていただきたい。この一言をつけ加えておきます。

危険区域の点検は厳重に研究してやってほしい。私がこの度三次に14日に入りました理由は，千代田町の八重というところに春木という小字がございますが，その春木の堤防が切れた。その朝私の乗りました自動車の運転手さんがその地域の人であって，あの堤防が切れたのは当然である，古老の昔語りに聞いて自分は知っているが，いま堤防が築かれているけれども，あの堤防の切れたところはもと川であったんだ，あれにまっすぐに水が流れていたのであって，無理がなされてあるんだというようなことでございましたので，まず現地を見ておきたいと思いまして，入ったようなことでございます。これらは，もうすでに調査されているだろうと思います。そういうふうな中小河川というものにつきましても，十分なるご研究をなされまして，対処していただきたい。蕪村の句に，「さみだれや　名もなき川の　おそろしき」という句がございますが，この度こそ，それを如実にはっきり見せてくれたというような気持ちがいたしております。

その次には，防災対策に関する問題でございます。これもすでに言い尽くされておりますけれども，私ここで気がつきますことは，土師ダムはすでに着手されておりますけれども，下金田とか灰塚，また議長がよく話しておられると聞いている比和ダムなども，調査に入ってはいるようでございますが，可及的速やかにこの調査を終わらせて着手されることを希望します。今回は，その地域住民の人々もダムに対する理解が非常に進んでいると聞いていますので，この機会をはずさないように着手されたらと思いますが，ご意見を承りたいと思います。

次に，救済対策につきましては，生活再建がまず第一でございます。ご存じかと思いますけれども，いまなお作木村においては，5カ所に分かれて141人の方が集団生活をやっていらっしゃるようでございまして，仮設住宅の計画さえもできておりません。更に申し上げておきたいことは，恒久住宅を建設することにつきまして，農地でさえも利子補給をしているのであるから，人間の住む住宅建設につきましては，ぜひ利子補給の道を開いてほしいと思うのでございます。いかがお考

えになりますか，ご所見を承りたいのであります。また，立ち直り資金の配慮につきましても。ただ立ち直り資金をやるだけでなしに，同時に職業のあっせんをして，生活の意欲を失わせないようにしていただきたい。復旧に追われているだけでなしに，職業のあっせんをあわせて行い，たくましく立ち上がることができるよう血の通った行政をしていただきたいと思います。やっていらっしゃるそのことについて，承りたいと思います。

次は母子家庭，老人家庭につきまして，世帯更生資金の利率を一般よりも下げていただきたい。個人財産のことにつきましては，すでにお話がありましたので，省きます。

この度の災害に対し，県のとられた措置について，私感謝したいと思うことは，見舞金の問題です。４６年の７月１日から施行されましたこの見舞金制度が大幅に引き上げられまして，罹災者にとってはまだ十分とは言えないでしょうが，孤児に対しましては，１０万円が贈られ，生計主体者がなくなった場合は，５万円が贈られる等，あらゆるあたたかい配慮がなされたようでございまして，これは心から感謝申し上げたいと思っております。

次に，４番目には，通信網の整備についてでございます。これもすでにご質問になっておりますが，すでに防災無線につきましては，予算が組まれているようでございますけれども，具体的にどういうふうになされようとしているのか，しろうとにでもわかるようにご説明していただきたいと思います。ただこれは災害のときだけでなしに，平時にも活用されたいものと思います。昨夜もおそく三次から電話が入ってきていわく，県に対する自分らの要求として，第１がダムの問題――これはすでに質問済みゆえ，私は触れません。この度の災害について，もっと敏速に知らしていただけば，また通知が明確に来ているならば，私たちは階下にあったもの全部をぬらさずに済んだし，また避難することができたのです。通報は何を言っているのかわからないのです。いつものように，外で宣伝カーが宣伝しているような声であったので，内容はひとつもわからなかった，そのために思いもよらない大きな災害を受けた，だから，ぜひ県の指導によって，市町村においても地域地域にまで通信網を十分に設置させ，そして行政が町の裏通りにも，あるいは山麓にも通じるようなあたたかい行き届いた施策を考えていただきたい，これは市町村の問題かもわからないが，県の行政指導あるいはまたこれに対する経費の補助を考えていただくならば，感謝だというような切望の声が出ておりました。これについて，どういうふうにお考えになりましょうか，お尋ねいたします。

次は罹災者の救済資金制度の活用促進というようなことにつきましても，すでに前者の質問にあったと思いますが，私もぜひお尋ね申し上げたいと思ったものですから，同じ質問を重ねておきます。

第５番目には，防疫，保健の対策についてでございます。たまたま災害地は，ご存じのとおり，無医地区が非常に多うございまして，一番子供さんたちや弱い老人たちのために心配しておりまし

たが，きょうの新聞にも報道せられておりますように，２２日に作木村に疑似赤痢が出たようです。これはすでに１５日にも出ていたようでございます。また，三次においても，老女が疑似赤痢になったようでございます。これはたまたまよく調べてみると，陰性であったかに聞き，ほっとしましたが，きょう報道されていたものについては，まだ判明いたしておりません。そういうふうなものが出てきますと，それでなくても苦しんでおります人々が，その上さらに追い打ちをかけられるということはたまらないことであります。衛生部長は，災害が起きますと同時に現地に行っておられて，ほおを落とし，目をくぼませて走り回っていらっしゃいました姿に，私もあちらで会いまして，心から感謝した次第でございますが，以前４０年，４２年度にありましたような災害後の防疫，保健というような対策を基礎といたしまして，現時点におきます災害に対する見通しとこれに対する対策は，どういうふうにやっていらっしゃるのか，お尋ねします。こまかいことを申し上げますと，赤ん坊のおしめの問題から，いろいろございますけれども，もう時間も参りましたので，これくらいにさせていただきますが，どうぞすべてのことが，政治不信を招き，生活意欲を失うことがない間に，早くこの復旧を進めていただくようお願いする次第でございます。

終わりになりましたけれども，この大災害が起こりますと同時に，知事はじめ副知事，そして各部長，各部，課の方々が現地にはせ参ぜられまして，必死になって働いていらっしゃる姿を見て，ほんとうに手を合わせたいような気持ちがいたして，心からの感謝をささげるものでございます。と同時に，私が三次の合同庁舎あるいは市役所に参りますと，県の職員が必死になって夜を徹して，わがうちが災害にあっている，それなんかもほっておきまして，自分がおれば，たんすの１つも片づけてやることができるでしょうが，それさえも捨てて，不眠不休で動いていらっしゃる姿を見まして，ほんとうにありがたいと思ったのでございます。これらにつきましても，超過勤務手当とか，あるいはまた公務災害で失いました物資というようなものにつきましても，十分ご考慮いただけると思います。もちろん普通の年間ワクとは別に，それらを越えて，十分なる措置をしていただきたいと思います。いかがお考えになりますか，これもお聞きしておきたいと思うのでございます。

たいへん粗雑なことでございましたけれども，以上をもって，私の質問を終わらせていただきます。

三好壮市議員質問

今回の大災害による３２名のとうとい犠牲者に対し，衷心より哀悼の意を表するとともに，被災者の方々に対し，心からお見舞いを申し上げると同時に，日夜献身的な活躍をされている第１線の職員の方々，更に救援にご尽力を賜わった県民各位に，心から感謝申し上げるものであります。

さて，今次大災害は，今後の治水計画，復旧計画，地域開発，防災体制など，行政上の諸問題に

もろもろの貴重な教訓を残してくれました。しかし，いまこれらの問題についての論議はさておき，禍を転じて福となすべく，新たな決意に立って復旧に全力を傾注するとともに，被災者の救済，民生の安定に県民の総力を結集することが緊要であります。したがって，当面緊急を要するものにしぼって質問をいたします。

第１点は，こうした緊急事態に迅速に対応できる体制の確立であります。知事は今災害に，率先してヘリコプターなどを駆使して激甚地を訪れ，現状視察と被災者を激励されたことは，どれほどか現地被災者の復旧への力のささえとなったことかと思うのであります。これに比し，通信網の途絶のため連絡の遅延，正確な情報が入手できなかったことはいなめない事実としても，各出先機関の緊密な連係，特に激甚地への県の責任ある幹部の派遣が１日でも２日でも早かったら，更に救援体制も適切な措置がとられたのではないかと惜しまれてならないのであります。僻地の町村の責任者は，あれほどの大災害を受け，全くなすすべを知らない実情で，私どもも１２日早朝より激甚地を視察いたし，現地の責任者から異口同音に通信連絡網の整備の重要性，特に県の応援を強く求めているにもかかわらず，県の幹部は自動車が通るようにならなければ来てくれません，更に，情報がおそいとおしかりを受けるなどと嘆いております。私は，この際，こうした災害に対処するための積極的な現地指導主義に徹し，迅速適切な処置がとれる体制を確立すべきであると考えるが，知事の所見のほどをお伺いいたします。

第２点は，復旧事業に対する支援体制及び工事促進の円滑化の問題であります。現在各地では，復旧に雄々しく立ち上がっております。特に三次市には，すでに２０日から四島市より１６０名が動員され，市内の災害調査，救援活動に参加しております。また，福島，新潟，茨城，千葉等の９県から，技術職員３６名の派遣を求める一方，災害復旧個所の測量を民間設計事務所に委託する等は，きわめて適切な処置であります。しかし事実この程度の措置でまかない切れるかと思うのであります。三次市の被害があまりにも大きかっただけに，他の局部的に災害の大きかった町村はおろそかになっているのではないか。これらの町村は，過疎に加えての災害で，更に拍車をかけるがごとく，人手不足に悩まされております。復旧工事が進むに伴って，国，県の工事はともあれ，市町村工事については，いまだ詳細な実態がは握されていないところに加えて，技術陣容の不足，労務者の不足など思うにまかせない。更に，施工業者も，どうしても緊急を要する主要幹線道，主要河川に重点的に被災されれば，市町村工事は必然的におくれを来たすこととなるのであります。したがって，被害の少ない沿岸部からの職員派遣の要請と，市町村工事を含め，緊急度に応じた施行計画，建設業者の地域的配置計画を立て，工事の促進をはかるべきと考えるが，これについて知事のご所見を伺いたいのであります。

次に，教育施設の被害は高校６８，中学３０，小学校２１カ所となっており，特に千代田小学校

は倒壊という惨状であります。更に，床上浸水による施設の損傷，設備用品の流失又は使用不能になっているものは，相当数にのぼるものと推定されます。たまたま各校とも夏季休暇に入るので，新学期までに授業可能な状態に復旧しなければならないと考えるが，各学校の被害状況と具体的な復旧計画について，教育長の所信のほどをお伺いしたいのであります。また，小中学校児童の学用品の購入については，法の適用によって，ある程度支給されることとなるが，法適用区域外の児童生徒についても，同様の措置を講ずる必要があると思いますが，県独自で救済する考えはないか，あわせてお伺いをいたします。

第４点は応急住宅対策についてお伺いをいたします。住宅の被害は全壊３３７，半壊４７２，一部破損５４２，床上浸水8,６５８戸の多きに達しております。三次市を例にとってみましても，いまだに家屋流失，損傷がひどいために，十日市中学校に３７０名が避難している現状であります。今回提示された住宅の応急救助費は２億5,０００万円で，その内容は応急住宅１５０戸の建設，７５０戸分の応急修理費となっているが，これではきわめて消極的で，応急措置ができるかどうか，はなはだ疑問を抱くものであります。各市町村の要望とおりこたえているかどうか，その算定の根拠について，具体的なご意見のほどをお伺いしたいのであります。これに関連して，床上浸水以上の被害家屋は約１万戸で，やっと家屋の整理がついたところで，畳，ござ類の需要は日増しに高まっているものの，原価２千円程度のものが４千円以上で売買されているが，低所得者はほとんど手がついていないのが実情であります。本県は備後表の産地であり，その産地はほとんど被害がなかったので，安価で供給できる措置をとれるのではないかと考えるが，われわれの生活上欠かすことのできない畳類の需給計画をどのように推進されようとするのか。県はもっと積極的に親身になって対処すべきであると思うのでありますが，知事のご所見を伺いたいのであります。

最後に，過疎地における被災者の救済についてお尋ねいたします。被災地が山間部であり，過疎地であったために，死者，行くえ不明者が老人，婦女子に多かったことも，過疎地の大きな特徴であり，これら過疎地の災害ほど悲惨なものはありません。集団的に災害を受けた都市部と実に対照的であります。都市部の災害に対しては，食糧の補給，救援物資等各地からあたたかい援護の手が差し伸べられていますが，先祖伝来の水田を流失し，ぼう然自失している過疎地の老人たちには，いまだに救援の手は伸びていない。それは家屋の損失がなかったためか。しかし，老いたる農民たちは，わしら百姓はこれからどうして生きていくのだと，泣いて訴えているのであります。これらの方々の救済策について，お考えを伺いたいのであります。

この問題に関連して，各地に地盤の陥没，亀裂，地すべり等の被害があり，中でも最も災害の激甚と言われる庄原市大久保町農業Ｄさん外７戸の実例をもって，知事の所見を伺いたいのであります。豪雨が去って１０日余り経過した今日，地すべり，陥没がいまなお続いており，同家の上の大

広約3ヘクタールに突然亀裂を生じ，畑地が広範にわたって陥没し，その差は1メートルから15メートルもあり，陥没個所の亀裂は幅30センチ，深さ3メートルにも及び，畑全体にそのような亀裂が数本も走っており，豪雨以来，不気味にもその畑地は除々に動いており，土地が約5，60センチも突き出しているのであります。その畑地を背にしているDさんの家では，玄関には亀裂が生じ，毎日亀裂が大きくなっている。子供の勉強部屋，中央の床板は合掌立ちにふくれ上がり，ふすまも動かない。19日まで近くの集会所に避難していたが，時計の針が時を刻むたびに恐怖感が増し，今度一雨来たらだめだろうと，いつでも避難体制を整えて，日を追って迫る地すべりにおびえているのであります。更に畑地を囲む裏山や山道もおぞろしいまでに亀裂と陥没で寸断されており，何とか安心して住めるようにしていただきたいと，住民は声をふるわせて訴えております。知事はこのような実態を知っておられるでしょうか，お伺いしたい。また，地域住民の不安を1日も早く一掃のため，これら陥没，地すべり等の応急対策を立てるべきと考えますが，知事のご所見を伺いたいのであります。

以上をもって，質問を終りますが，県北の被災者に対し，責任あるご答弁を期待するものであります。

永野巖雄知事答弁

ただいま平川議員をはじめ，4議員の各位から，災害問題に対するご質問をいただいたわけでございます。基礎的に同じような観点からのご質疑が多かったこともございますので，はなはだ恐縮でございますが，全質問につきまして，基礎的なご答弁を私からさせていただき，個別のご質疑につきましては，関係部長等からの答弁にゆだねることをお許し願いたいと存じます。

まず，基礎的な問題といたしまして，今回の災害にかんがみ，私ども知事部局はもとより，公安委員会及び教育委員会所管の各機関も全力をあげてこの問題に対処したわけでございますが，結果的に見まして，機構自身の問題，準備の問題，更には具体的な災害に対処する活動の方向の問題，施策の問題等につきまして，多数の反省を迫られる事象が多々あったことを率直に反省をいたしているわけでございます。そういう意味におきまして，一段落いたしますれば，基礎的な問題はもとよりでございますが，個別的な対象，方式の問題につきましても，教訓と申しますか，先訓と申しますか，それを集めまして，そしてその結果，各部の防災対策はもちろんでございますが，全般の問題といたしまして，水防計画あるいは防災計画等につきまして，改定，補強を加えるものは加えていきたい，このように考えております。平川議員の，水防計画，防災計画を改定する意思があるかということにつきまして，いま申し上げたことでご答弁にかえさせていただきたいと存じます。

それに関連いたしまして，自衛隊13師団の活動を，知事として，どういうふうに感謝をしてい

るかということにつきましては，ご指摘のとおり，陸上自衛隊の１３師団にたいへんな活躍をしていただいたわけでございます。１３師団におかれましては，いままでも災害関係につきましては，私からの出動要請に快く応じていただいて，機敏な救済措置をとっていただいていたわけでございます。今回も，従前にも増して，文字どおり献身的な努力をしていただき，このため，県民の貴重な生命，財産が非常に多く救われたと申しますか，無事であったという地域が非常に多かった点を痛感し，感謝にたえないところでございまして，先般上京いたしました際に，増原防衛庁長官に対しまして，議長ともどもとりあえずの謝意を表したところでございます。

その点に関連いたしまして，各議員の共通のご質問に近かったわけでございますが，災害発生時における情報収集の問題につきまして，特に，防災無線の設置の問題につきまして，ご議論をいただいたわけでございます。県におきましても，過去何回か防災無線の予備調査はいたしてきているわけでございますし，現在におきましても，テレメーターを利用するもの，あるいはダム等の防災あるいは今度は県の南部等の山林火災に対処するための防災無線というふうに，個別的な防災無線を現に持っているもの，ないしは計画中のものはあるわけでございますが，今回ご提案いたしましたのは，県全般にわたる，県の主要出先機関はもとよりでございますが，私は，どうせやるならば，少なくとも全市町村の役場との連絡はぜひとりたいと思っております。この点につきましては，地形の問題及び率直に申しまして，以前は通常時にも電話の連絡があまりよくなかった場合には，日常の行政連絡にもかなり使ったわけでございます。現在におきますと，責任者同士が直接話ができるという意味で，どうしても電話にたよりがちになる，また，それが自然なこととも思われるわけでございます。したがいまして，ふだん使わない設備をいざというときに，有効適確に作動を期待するためには，どうしたらいいかという基礎的な問題がありまして，私自身，この問題につきまして慎重であったのは，まさにそれが理由であったわけでございます。私自身，防災無線を設置しておられる県に，直接個人的に伺ったこともあるのでございますが，いままで防災無線を持っておられる県で，災害時にそれが適確に動いて非常に役に立った，ぜひやりたまえと言っていただいた方は，比較的，私の経験では少なくて，とっさに使うのはなかなかむずかしい，だから，決してだめだとは言わぬが，つくる以上は根本的によく調査してつくるべきだ，そうでないと，設備を持っているというだけで意味をなさない場合がかなりあるよという忠言をいただいたこともありまして，慎重にかまえていたわけでございますが，考えてみますると，無線機の進歩が著しく，また保守の問題等につきましても同様で，臨時応急的に使うということであっても，有効に作動する機器がおそらくできるのではなかろうか，そういうことで，今回は積極的に全市町村を相手に考えてみたいと思っております。ただ，この問題は，受け入れの市町村とよく打ち合わせをしてみないといけないわけでございますが，それより先に，どういう系列の電波を分け，どういうふうにやったら，一応

そのネットが張れるかという予備調査を今回ご提案申し上げているわけでございます。ご指摘のとおり，これは急ぐ問題であるわけでございまして，大至急この結果をまとめるように督励したいと思っております。

そのほか，基礎的な問題につきまして，これは平川議員からでございましたが，災害復旧全般を大体２カ年計画でやるようにというご指摘だったかと思います。昨日の全員委員会で総務部長も説明申しましたとおり，その方式でやってみたいと思っております。したがいまして，今次３５％の予算のほかに債務負担をご提案申し上げておりますのは，まさにその趣旨で，本年度中に５０％仕上げてしまうということを目標に努力いたしまして，明年度は残りを全部片づけたい，それだけの心がまえと申しますか，態勢でこの処置に当たりたいと考えております。

それに関連いたしまして，各議員からご指摘があったわけでございますが，同じ復旧をやっただけではだめな個所がかなりあるのではなかろうか，そういう地区に関しましては，この機会に，少々の災害ではびくつかない，いわゆる改良復旧をすべきだというご指摘をいただいたわけでございまして，私どももぜひそうしたいと思っております。総理大臣，建設大臣も，ややそういった性格の話をしていただいておりますので，県といたしましても，そういう考えで臨まなければならぬ個所が多いと思います。また，そういう趣旨で，関連事業といたしまして，相当の予算を今度ご提案申し上げているわけでございます。これはそういった心がまえで折衝いたしますが，個々の災害査定の基準に乗せるとき，これは乗せてもらわないとぐあいが悪いわけでございますから，その査定官と接触の際の基礎的な県の心がまえとして，ご指摘の点を十分尊重と申しますか，配慮して当たっていきたいと考えております。

災害対策の問題に関連いたしまして，多数の議員からご指摘いただきました問題の１つが，個人災害の救済の問題，それに関連いたしまして，経済的な貸し付けの場合の金利及びその対象等の問題につきまして，いろいろなご意見をいただいたわけでございます。世帯更生資金のワクの問題につきまして，ご指摘のとおり，生活保護法の指定を受ける者以外の対象に対しまして，２億円の積み増しをご提案申し上げているわけでございます。いわゆるボーダーラインケースというのはどこを線にするかというのが，必ずしも法律的にきまっているわけでもないわけでございます。一般的に，大体生活保護世帯の収入の倍くらいまでが，一応そういう線と考えておられるようでございます。今回，それの2.5倍にいたしましたのは，別に，そういう意味で確固たる理論的根拠があったわけではございません。確かに，呉の場合は３倍にいたしましたが，これはあの当時に比べまして，生活保護世帯の基礎的な月収が最近だいぶ大きくなっているわけでございまして，大下議員からは，具体的に県庁職員の場合の例をとられて，ご指摘いただいたわけでございます。私の受けた報告があるいは調査不十分であったかと存じますが，大体，広島市は今回例になりませんでしたが，広島

の場合には，県の若手部長と課長の間ぐらいまではいくだろう，逆に言うと，その程度しか部長は月給をもらっておらぬということになるのでございますが，三次の場合でも，課長補佐と課長クラスの間に入るのではなかろうか。手取り９６,０００円程度，税引き手取りでそのくらいの数字……。ちょっと数字は違うかもしれませんが，かなりの数字になってくる。ボーダーラインケースということで，県として救援体制に入るというのであるならば，県の係長になるか，課長補佐になるかしれませんが，そのクラスまで少なくとも対象に入るか入らないかの境になるならば，そのクラスまで頭からボーダーラインケースと言ってよいかどうかという問題もございますが，そこらまで救えればいいかなということであったわけでございます。これはもう一ぺん私のほうでも勉強いたします。

そのほか，一番大きな議論になりました問題の１つが，中電のダム管理の問題であったわけでございます。ご承知のとおり，この問題は非常に大きな問題であり，私が話題に出した関係もあったようでございますが，現地へ調査に見えました建設大臣が，至急現地へ専門官の派遣を命ぜられ，ご指摘の藤城専門官の中間報告的なレポートが発表され，私もその発表前に承ったことは事実でございます。この専門官の中間報告と申しますか，その時点における総括的な意見は，ダムの操作自身に関しては，少なくとも法律的な違反はなかったと認められるという趣旨に解せられたわけでございます。ただし，これはあくまでもダムゲートの操作自身の問題であるわけでございまして，そのダムの操作をするということに関連しての情報伝達については，かなりの欠陥が認められるという趣旨も含まれていたと思います。そして，更に将来の問題と申しますか，いわゆる利水専門のダムも治水に積極的に協力すべきである，そういう線での方向づけをするよう将来，関係者で寄り合って努力すべきであるという指摘もつけ加えられてあったわけでございます。私自身，専門的な知識が乏しいわけでございますので，現時点におきましては，確然たることは申しかねるわけでございます。中電のダムサイトにおいて，積極的なダムの操作規程の違反があったとは，現時点においては考えにくいわけでございます。ただ，ご指摘を待つまでもなく，現時点において利水専門のダムであるからといって，治水に関して責任分担をたてまえとしないということがあっていいかどうかということは，これは重大な疑問であるのみならず，根本的には，やはり基礎になる河川法の改正の問題に持ち込むべきであると思いまして，この月末に行われます全国知事会に，私がぜひこの問題の提唱はいたしたいと考えているわけでございます。また，河川法の問題が基礎になると存じますが，以前でも現状のダムの管理規程と申しますか，操作規程を直していける範囲があるのではなかろうかということにつきましては，より的確な情報連絡を要請する，また情報連絡の強化を含めまして，われわれといたしましても十分検討し，河川管理者である建設大臣及びダム所有者である中電に対しまして，主張すべきことは主張し，提唱すべきことは提唱したいと考えております。河川法の５２条，いわゆる河川管理者の事前の緊急命令の運用の問題につきましては，私も大

下議員と全く同意見でございますので，将来，これがもっと勇敢にと申しますか，大幅に河川管理者として，ダムの設置者に対し，事前の指導を強化されるよう，これは全国的問題であると同時に，地元地建に対しまして，要請すべきものは要請していきたいと考えております。私といたしますと，結論から申しまして，中電のダムの問題に関しましては，現時点におきまして，非常に不満なことが多いわけでございます。それの運用につきまして，十分努力しなければならぬ面も多いし，また，データ自身につきましても，十分検討を加えながら結論を出していきたい，現時点におきましては，そのように考えている次第でございます。

市町村災害の問題につきましては，率直に申しまして，激甚災の適用は市町村が対象になりまして，県は財政規模等の関係からいいまして，県に適用になる可能性が非常に少ないわけでございます。それから，市町村につきましては，激甚災の指定をしてもらえることはまず確かであると確信いたしております。先般，議長と同道，上京いたしまして，各関係者に要請いたしました際も，それと同じような心証を裏づける発言をしていただいたわけでございます。ただ，県はちょっとむずかしいようでございますから，むしろ，災害復旧自身に関しましては，財政的には，市町村は非常に有利な立場に立ち，県は非常につらい立場に立っているということが実際のところであるわけでございます。

概括的なご答弁はこの程度にさせていただきまして，再度補足することがあればいたしますが，他は関係説明員の答弁にゆだねたいと存じます。

木下成史民生部長答弁

迫議員から，被災者の立ち上がりのために，資金の貸し付けだけでなくて，職業のあっせん等の措置を講じたらどうか，こういうご質問でございました。ご案内のように，今回の被災者の立ち上がりのためには，資金的なお世話だけでなく，幅の広い援助あるいは指導の活動が必要であることは申すまでもございません。そのために，平素から市町村の各社会福祉協議会に，困りごと，心配ごと相談所を設置いたしまして，民生委員の方々が中心になって活動いただいているわけでございますが，今回の災害にあたりましては，特に，この民生委員の方々の活動を強化いたしたい，このようにかえまして，各福祉事務所を通じて，巡回の心配ごと相談所等を開催してもらうように指導をいたしているところでございます。その一環といたしまして，職業等のあっせんが必要な場合もあろうかと思いますが，具体的な実務につきましては，職業安定機関等にお願いをして，実施をいたすことになろうかと思います。いずれにいたしましても，資金的な援助だけではなくて，生活の立て直しあるいは生業の立ち直りのための幅広い福祉活動を実施するつもりでおります。

それから母子あるいは老人家庭に対しまして，きめのこまかい生活援助をすべきではなかろうか，

その一環として，世帯更生資金の利子の引き下げ等も考えたらどうか，こういうご提言でございます。今回の被災者の中に，かなりの数の母子世帯あるいは老人世帯があるわけでございます。私どもといたしましては，先ほど申し上げました各種の福祉活動を特にこうした気の毒な方々のために，傾斜的に重点的な配慮をするように指導をいたしているところでございます。

それから，三好議員からもご指摘のございました僻地の老人の方々の問題等につきましては，どうしても自力で立ち上がることができない方々のためには，一時的に現在あります老人福祉施設，特別養護老人ホームとか，養護老人ホーム等に定員を暫定的にオーバーいたしまして，収容いたす方法等も考慮いたしているところでございます。なお，世帯更生資金につきましては，ご案内のように，3％という利子をお願いいたしているところでございますけれども，この利子は，現在とっております制度融資の中の最低のものでございます。と同時に，どうしてもこれの支払いがむずかしいという方々のためには，償還の延期なり，あるいは免除の方法も講じておりますし，かつまた，災害のときには，据え置き期間通常6カ月を2年に延期するといったような方法も講じておりますので，こうしたことから考えまして，一応3％程度の利子負担はやむを得ないのではなかろうか，このように考えております。

それから，三好議員から仮設住宅の建設が現在の計画で足りるのかどうか，こういうご指摘でございました。ご案内のように，応急仮設住宅の建設は，当面，住宅を失った方々が本格的な住宅の建設――個人住宅の場合あるいは公営住宅の場合も含めまして，本格的な住宅を建設されるまでの間の応急的な措置といたしまして，2年を限って建設するものでございます。また，応急修理につきましても，住宅を半壊された場合に，何とか手を加えれば，とりあえずの日常生活は営むことができるというふうな場合に，日常生活上必要欠くべからざる部分に限っての応急修理を行うという内容のものでございます。これからの建設あるいは修理のワクにつきましては，国の基準としては一応被災数の3割以内ということに相なっているところでございますが，県といたしましては，今次の災害の甚大さにかんがみまして，この基準の限度を更に引き上げるように国にお願いをいたしているところでございますが，そういった見地から，現在，県で予算をお願いいたしておりますこの１５０戸あるいは７５０戸という数は，現行の基準にこだわらないで予算措置をしたい，このような気持ちで措置を行ったところでございます。なお，現行のところ，市町村からの希望数をとっておりますけれども，いまの見通しでは，大体この範囲内にとどまるのではなかろうか，このように考えております。

萩原幸雄副知事答弁

中小企業あるいは農家に対しまする融資制度の金利の問題についてのご指摘がございました。県

が預託をいたしまして，協調を受けてやります金利につきましては，５分というご指摘がございましたが，銀行，相互銀行につきましては４分５厘,信用金庫等につきましては,４分５厘ないし５分，信用組合につきましては，４分８厘ないし５分という数字で現在考えているわけでございます。申し上げるまでもございませんが，それぞれの機関のコストから考えまして，やむを得ない，このように考えております。なお，ご参考までに申し上げますと，政府関係の金融機関の金利は６分５厘でございます。それから，近県の例を申し上げますと，島根県は６分５厘，山口は５分，岡山は５分４厘，こういう状況でございますので，ご了承願いたいと思います。

それから，県信連，同栄社の資金についてもお話がございましたが，農協系統の資金は，ご案内のように，定期性の貯金が非常に多く，金利が高うございます。したがいまして，結局，コストがそれだけ高くなるという特殊な事情もございます。今回，両連合会とも基準金利６分，これを県の利子補給で５分ということにいたしておりますが，そういう特殊事情がございますので，この点もご了解を願いたいと思います。

それから，畳を例にあげられまして，物価のご指摘がございましたが，こういう災害時に当然予想されますことは，生活物資あるいは復旧資材等について異常な高値を呼ぶわけでございます。したがいまして，去る１４日に私の名前をもちまして，商工会議所あるいは商工会，あるいはそういう生活物資または復旧資材等の業者あるいはその団体，各市町村長あてに便乗値上げ等のないように厳重な注意を喚起しております。と同時に，物価情報の連絡を各市町村にたのんでおります。なお，畳の場合でございますが，ちょうど材料になりますわらが，つゆ時期はいつも高くなるわけでございます。と同時に，畳表が現在端境期でございます。そういう非常にまずい時期にこの災害がぶっかっております。しかし，それはそれといたしまして，非常に大量のものが要りますので，各市町村長からの要請があれば，他県産のものをあっせんするという体制をとっておりまして，現に作木村につきましては，佐賀県から６００枚あっせんをいたしまして，送っております。今後も，そういう市町村が出てまいれば，そういうあっせんの努力をさせるつもりでおります。

竹下虎之助総務部長答弁

平川議員から市町村財政のことについて，いろいろとお話がございました。先ほど知事が答弁いたしましたように，災害救助法の適用地域外の町村につきましても，大体私のほうでいま試算しておりますところでは，激甚法の適用はあると確信いたしております。昨日副知事がご説明いたしました県下の災害状況の公共土木施設の表の中に，市町村の公共土木施設の被害を一応６２億とは握しまして，これを一応市町村別に土木のほうで出しておりますので，それをもとといたしまして，当該市町村の標準税額と今回の公共土木施設の被害額の２０％とを比較してみましたところ，大体

４０ばかりの市町村においては，市町村工事に激甚法は適用になるという結果が出ております。したがって，高野町などの例のご指摘がございましたが，十分適用になるものであると，われわれは考えております。それから，すでにご存じいただいていることでございますが，激甚法適用になりますと，災害につきましての補助のかさ上げ等が大幅に行われるわけでございまして，一例をご紹介いたしますと，比婆郡の比和町等におきましては，通常の場合でございますと，３分の２，すなわち６６.６％は国庫補助でございますのが，現在県のほうへ報告いただいております被害があったとすれば，かさ上げの結果，９９.１％までは国庫補助でいかれる。少ないところでも６６.６％，すなわち３分の２助成が７８.３％程度まで国庫補助対象になるということになりますと，町村の負担分というのはかなり軽くなります。あわせまして，市町村負担につきましても，９０％ないし９５％は地方債においてこれを措置し，災害復旧事業債につきましては，その措置額の元利償還費の９５％までは，普通交付税におきまして，元利償還する制度になっておりますので，市町村の財政事情等を考えてみました場合，災害復旧につきましては，かなり手厚い措置がされている。われわれといたしましても，個別の市町村ごとの資料の整備がつきましたところから個別にご相談に応じまして，十分なる財政措置につきまして，ご協力を申し上げる所存でございます。

それから，大下議員からお話がございましたが，県庁の職員の問題でございます。昨日の全員委員会におきまして，「他県から３７名応援を求め」というご説明を申し上げましたが，更にふえまして，他の都道府県から４３名応援をいただき，更に，県自体の職員につきましても，被害の少なかった地域へ，けさ現在１８７名臨時に応援をさせる所存でございます。ご指摘のように，増員ということも一方法でございましょうが，やはり年度途中でございまして，新規の採用，なかんずく技術職員の新規の採用等につきまして，かりにいたしましても，時間的な問題等もございますので，なれました職員を臨時にそういった措置によってまかないたいと存じております。あわせまして，ご指摘のように，職員の健康管理につきましては，十二分に配慮をいたしたいと存じております。

それから市町村振興資金につきましては，明年，年度末になりまして，当該年度におきます市町村の財政需要と，それから起債，特別交付税等の状況を見ました上で，なおかつ当該年度の財政需要をまかなえないといったような段階になりましたら，考慮いたしたいと存じております。

三好議員からお話がございました市町村の技術職員の関係についてでございます。いままで本県の場合，こういった措置をとっておりませんでしたが，今回県が音頭をとりまして，沿岸部の災害の比較的少なかった市町村に応援を求めまして，現在までのところ３９名，呉市，福山市，その他の市から被災地へ対して技術職員の応援を出すという確約を得ておりまして，現在被災地の市町村の技術職員がどの程度足らないか，あるいは応援を求められるかということを地方課のほうで整理をさせておりましたが，この程度一応きまりましたので，必要なところへは市町村同士の応援とい

うことを初めて実施してみたいと存じております。制度といたしましては，地方自治法に規定しております派遣職員の制度を，そのままで行いたいと存じております。

以上でございます。

湯沢信治衛生部長答弁

被災地の防疫，保健衛生対策について，追議員から特にご指摘がございましたので，お答えしたいと思います。

被災地の防疫，保健衛生対策については，これまでも昭和４０年あるいは４２年等の知見を十分取り入れて検討してまいったわけでございます。ことしは６月に，保健所，市町村等の防疫担当の職員を集めての研修にも，災害防疫をテーマといたしまして講習を行うなど，準備をいたしておりました。ことに衛生資材の確保の問題，緊急時の出動体制等については，多少の準備をいたしていたわけでございます。ただし実際に発生を見てみますと，それに即応しての適切な対策をとるということは，やはりかなり困難がございまして，今回も，特に寸断された通信あるいは路線等のため，状況のは握が困難な事態にあり，私どもも異常な困難を来たしたわけであります。三次方面につきましては，あるいはごみの処理の問題，あるいは各地で水道が臨時的に断水をしたという問題等もありましたが，防疫対策については，自衛隊あるいは県警の機動隊等の応援，各市町村の非常な努力，それから私どもも７，８カ所の無傷の保健所を動員して応援対策をとったりいたしますなど，諸般の情勢から作業もかなり進捗を見てまいって，目下のところは，お話がありましたように，三次，作木等で疑似赤痢が３名発生した程度でございます。しかしながら，過疎地域，ことに無医地区的な場所が多いのでございまして，なお私どもも今後とも十分に健康管理体制については強化策をはかっていかなければならぬ，こういうふうに考えております。特に，日赤の救護班が作木あるいは高宮に出ましての知見に照らしますと，被災地では住民の方々が相当不良な環境のもとに作業に従事されたり，あるいはお年寄りの方が多数避難所等で悪い生活をしてまいっている，こういったようなこともございまして，非常に疲労こんぱいされたようなご様子があるということで，県病院等からも派遣の予定でございますが，医師会，大学等の協力を得まして，無医地区，ことに被災地の医療確保のために，特に３０カ所程度緊急に巡回診療を実施しようと，すでに本日から出てまいっているわけでございます。このために，住民の方々の健康相談，診療活動に予算も計上をお願いしているわけでございます。伝染病については，今後ともなお十分な配慮が必要かと存じますけれども，いままでのところは，かなり順調にまいっていると申し上げることができるかと思います。

滝巌農政部長答弁

先ほど三好議員からご指摘のありました庄原大久保町の地すべりの件についてご報告いたします。現地におきましては，畑1町歩にわたりまして亀裂が生じておりますけれども，とりあえず庄原農林事務所におきまして，応急手当を行っております。応急工事といたしまして，上流部の流水を別の谷川に流すという手当てと，亀裂部にビニールを被覆したというようなとりあえずの手当でございますけれども，事情から見まして，これは根本的な対策が必要と見られますので，農政部だけではなく，今後林務部，土木建築部と総合的に地すべり対策として取り上げるように，現在検討をしているところでございます。

とりあえずご報告申し上げます。

佐々木司郎教育長答弁

三好議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘がございましたように，小中学校，高等学校，また，その他の社会教育施設等につきまして，１４０カ所にわたって被害を受けたわけでございます。その中でも最も被害の大きかったのは千代田町の壬生小学校でございます。この被害の状況は，全壊した建物一むね，1,１７４平方メートル，それからまた，半壊いたしましたのが1むね，４９４平方メートル，その他床上浸水等があるわけでございます。この復旧措置につきましては，残りました校舎を利用しますこと，これはもちろんでございますが，とりあえずプレハブの建物を建てまして，二学期から最小限の施設を確保したい，かように考えております。その他，高等学校等につきましても，被害を受けたところがあるわけでございますが，建物の使用にたえないようなところ，これはやはりプレハブで一応いきたい，かように考えております。

それから，災害救助法が適用されております学校，これは小中学校につきましては，ご案内のとおり，教科書，学用品等無償で交付されるわけでございますが，この適用を受けない地域につきましては，市町村の教育委員会に，それぞれ教科書並びに学用品等を市町村で配給されますよう連絡をとって，すでにそういうふうに措置されております。高等学校につきましては，これは教科書が災害救助法の適用にならないわけでございますが，ご案内のとおり，これは今回予算の中にその措置をしていただいているわけでございます。

以上，ご答弁いたします。

永野巌雄知事答弁

中電のダム操作の問題及びそれに関連いたしまして，治水ダムの建設をしたらどうかというご質

問に対しまして，明確な答弁をしてなかったと思いますので，補足させていただきます。

結論から申しまして，中電の今回のダムの操作につきましては，私といたしますと，現状におきましては，藤城専門官の意見が重大な参考になるわけでございますが，先ほど申しましたとおり，専門官の判断の要旨は，今回の現地の災害は降雨の激しさによるもので，ダムの操作によるものとは認められなかったということでございます。現時点におきまして，私のほうの専門的な調査が並行しておりませんものですから，私として，これをくつがえすに足る確固たる発言をする自信がないというふうにご理解願いたいと思います。ただし，それはそれといたしましても，将来利水ダムにも治水の責任は当然分担してもらうべきであるわけでありますし，また，先ほど平川議員が例示されました備北の地区に，治水をおもにして，場合によれば利水を乗せるという感覚でのダムの建設というのは，いま調査続行中でございます。これの詰めを一日も早く詰めるように急ぎたいと思っております。

平岡博議員質問

ただいま知事さんから，各会派の議員に対して，ご答弁があったわけでございますが，私は事後対策ということが一番大切ではないかと思います。過去に例を見ない大きな水が出たわけでございます。ただいまも，水の量が大きいのでという答弁が最後にございました。なお，江の川水系が１５７の河川数を持っている。そうして一級河川の広島県内における延長が約2,４００キロである。その中の1,１００キロを持っている河川が，この度集中豪雨にあって荒れたわけでございます。そういった関係で，広島県の３割に及ぶ流域の水を受けて立ったのが作木村でございます。いろいろ新聞，テレビ等で皆さまご存じのとおり，作木村はほんとうに今後どうしていけばいいかという非常な苦しみと言いますか，放心と言いますか，そういう状態におちいっております。私たちは二度，三度と入ってみましたが，特に４０年の水害から６年しかたたない今日でございます。２０年水害から４０年水害といえば，２０年あったわけでございますけれども，日本の経済の伸長，文化の伸長に合わせたかのように，災害も６年目で２０メートル以上という４０年を上回る水位を持ってきたわけでございます。こういった時点に立ちまして，先ほど島根県との折衝等についてお話があったわけでございますが，私は，利水，治水ということはございますけれども，治水を主体とし，なおかつこの治水の水を利水に変えて，やはり他へ変更させなくてはならない，戸河内ダムでいろいろ云々されてきました問題等を繰り返してはならない，かように考えているわけでございます。江の川水系の水量調整は，この機会をはずしてはないと，私は考えておりますので，ほんとうに前向きにやっていただきたい。また，去年行政機構改革特別委員会が設置されました当時，的確なる情報をつかみ，的確なる処置をしていかなければならないと，情報無線の問題も出ました。知事

さんは，慎重過ぎたというふうに言われますが，広島県が初めてこの無線へ取り組むのではございません。あくまでも他県でやられている行為でございます。それを，市町村と連係を保ちながらとおっしゃられましたけれども，こういったことは，県が先頭に立って，まず出先機関との調整，連絡，加えて的確なる指示をより早くしてやることが，地域住民へのサービスである。かように考えます。そうしますと，市町村と云々と言うのでなくして，特にこの防災計画等については，消防防災課と連係をとってやらなくてはならない。そういうところへは当然無線を単県費をもってすぐやるべきである，かように考えますが，もう一度知事の姿勢を伺いたいと思います。

なお，激甚災につきましても，総務部長が先輩平川議員に詳しく答弁されておりましたが，激甚災を適用してもらうと，財政の苦しい市町村が助かることは当然でございます。特にこの機を逃がさないように，市町村を助けて，よくしてやらなくてはなりません。これがいわゆる県行政であります。この度も人災かあるいは天災かという問題がありましたが，津々浦々には，住民のいろいろな苦情，公害問題等，さまざまな問題が起き得ると思います。こういったことをまず受けて立っているのは市町村長，市町村議会の議員である，私はかように考えております。それをわれわれがどうバックアップしてやって，政治的に解決してやるかというのが一番大切ではなかろうか，かように考えております。特に今回の災害の処置につきましては，県も総力を結集されて，市町村の手の足りないところ，技術の未熟な点につきまして，応援を入れていただいていることにつきましては，衷心より感謝を申し上げますが，更に今後もそういった法律を網羅して，市町村が成り立ちますように，また，より過疎地域にならないように，知事さんをはじめ県当局の一そうのご精進をお願い申し上げまして，私の質問を終わらせていただきます。

小島逸雄議員質問

大下議員の質問に関連をいたしまして，時間の関係上，ダム問題に限って質問をいたします。

知事の答弁をお聞きいたしますと，建設省派遣の専門官の中間報告の延長にすぎない。被災者を持つ広島県の県知事として，もう少し積極的な姿勢を示していただきたいというように思うわけです。知事が答弁されましたように，建設省の専門調査官は，この度の災害は降雨の激しさによるもので，ダムの操作によるものとは認められなかった，こういう報告をしております。これを受けて知事は答弁されているわけでありますが，この報告の内容を見てまいりますと，災害の実態，災害の原因究明を留意しないで，ものさしを，あくまでも人命軽視，企業サイドで作成をされたダム操作規程に置かれていると思うのです。その結果何を招いたか。治水面が全く無視をされ，利水オンリーに考えがしぼられ，下流住民に必要以上の被害を与えていると思います。こうして，申し上げましたように，ダム操作規程そのものが問題を多くかかえているわけでありますが，このダム操

作規程そのものに対しても，知事は，操作規程の違反があったとは考えにくいと答弁されているのであります。大下議員も指摘しております中国電力加計電力所の資料にも見られるように，災害を未然に防ぐ予備放流がなされていなかったこと，更には，放流量が流入量を上回ってはならないというようになっているわけでありますが，事実は流入量を上回った放流量があるということであります。具体的には，１２日の午前１時，この時間帯が５５１トンに対して７４０トン毎秒流出しているわけであります。２時においても，４４２.２トン毎秒流入しているのに対し，４９３.８トンを流出しているわけであります。また，この資料を見てまいりまして，どうも私ども理解に苦しむのは，貯水位と流入量と流出量，これは相関関係があるにもかかわらず，実は１１日の９時から１０時に向けてダムの水位が４８センチも下がっている。ところが，流入量がたくさんあるにもかかわらず，流出量がないのであります。流出量がないのにダムの水位が下がっているというのは一体どういうことでありましょうか。このように，下流においても１メートルに及ぶところの瞬間洪水があったとか，あるいは専門官が資料として出している問題点について，特に，問題になった時間帯の貯水位，流入量，放流量，これが極めてあいまいな資料になっているわけであります。知事は答弁に，自信が持てないというようなことでありましたが，自信を持っていただくためには，やはり現地に行っていただく，そして実態を見，住民から聞いていただく，そしてまた，十分なる資料の点検を願いたいわけであります。これまでの調査をいろいろ指摘をいたしましたように，多くの問題点がありますが，このように，県民の不安を取り除いて，今後の防止対策上，災害の実態と原因を県自体があらためて調査すべきだと思いますが，知事さんの考え方を聞かせていただきたいと思います。また，河川法を改正するというご姿勢でありますが，これは大切なことであります。河川法を改正して抜本的にこうしたダム対策をとるということは必要であります。しかし，これは国に要望し，国が改正するかどうかにかかっているわけでありまして，あまりにも時間がかかり過ぎる内容ではないかと思うのであります。いますぐにでもできること，県自体ができるものを，県はなぜ考えないのでしょうか。県がいますぐできるとするならば，具体的には，中国電力と県がダム操作に関する防災協定を締結することにあると思うのであります。したがって，そういう防災協定を締結するという考え方，防災協定を締結するという検討を，今日進められるかどうか，知事のご所見を承り，質問とさせていただきます。

永野巖雄知事答弁

最初に，平岡議員の関連質問にお答えいたします。

備北の江の川水系の上流各河川におけるダムの建設の問題につきましては，平川議員にご答弁申し上げた趣旨に尽きるわけでございますが，いずれにいたしましても，治水主体のダムにすべきで

あるということは確かだと思います。その段階であるならば，建設省はもとより，関係住民，更には島根県も，むしろ積極的に分担金を出してもらいたいとまでは言わぬにいたしましても，何ら反対はないと存じます。ただ問題は，この機会に，備後の沿岸部の水不足との関連で，利水を考えるべきかどうかということでございますが，利水を考えるとすれば，島根県側の了承を得なければならない点があるわけでございます。ただし，いずれにいたしましても，ダムの技術的な調査――土質等を中心とする調査は，ぜひとも急がなければならぬと思います。一刻も早く県のやっておりますものは詰めなければいけませんし，地建の調査を急いでもらうように努力したいと思っております。

それから，防災無線の問題につきまして，いろいろご指摘があったわけでございます。ご指摘のとおり，県の出先との連絡につきましては，県が自分で考えてやるべきものはやっていかなければなりませんが，市町村につけるとすると，やはり市町村が受け入れ体制をつくってくれなければいかぬわけでございます。その意味での連絡と申し上げたわけでございます。

一般の市町村に対する災害の復興体制に対しまして，県が引き続きより強力に支援しろというご指示であったわけでございますが，全くそのとおりであると考えております。

小島議員のダム問題につきましての関連質問に，あらためてお答えいたしますと，ダムの操作規程自身が，実質的にはかなりの部分が防災協定なわけでございます。これを離れての単独の防災協定ということは，法律的にも実際的にも，私は意味が少ないと思います。したがいまして，先ほど一番最初にご答弁いたしましたとおり，律法論以外では，この操作規程自身の改定を申し入れるのが一番筋ではなかろうか。これは予備放流等の問題も含みますが，やはり連絡通報の問題も，被害の局限には非常に重大なことであると思います。実際問題といたしまして，現状におきますと，いろいろな未解明の問題が残っているわけでございまして，私回りくどい答弁をいたしましたが，趣旨は，この専門官の調査報告について，私が広島県の責任者として，頭から，こんなものはだめだと言う自信は，もちろんないわけでございます。建設大臣の特命によって出張された建設省の水理土木の専門家の意見でございます。それはそれなりに私は評価しているわけでございます。ただし，それが即終局的に私の，と申しますか，県の意見だというわけではございません。私自身は戸河内町及び加計町には行っておりまして，現地の河川の被害はよく知っているつもりでございます。市町村と電力会社，更に電力会社と県との連絡通報がどうであったかという点につきましても，まだ意見が分かれている分野があるくらいでございまして，もちろん県といたしましては，この調査は県の行政自身といたしましても，詰めていかなければならぬ問題がたくさんあるわけでございます。その意味で，慎重に詰めと実態の調査はいたしてまいるつもりでございます。

西田修一議長閉会あいさつ

以上をもちまして，今期臨時会に提出されました案件は，ここに全部を議了いたしました。会期は一日でありましたが，緊急重要なる災害対策に関する議案審議いたされ，迅速円満な結論を得られましたことは，各位の格別なるご精励のたまものでありまして，深く感謝いたす次第であります。県当局におかれましては，臨時会招集の趣旨にかんがみ，適切な災害対策を早急に講ぜられ，県民の期待にこたえられますよう希望いたすところであります。

これをもちまして，7月臨時会を閉会いたします。

（参考）

建設省藤城専門官の調査報告書原文

「昭和４７年７月豪雨」と太田川水系のダム操作について

わたくしはこの度建設大臣の命を受けてダム操作と災害の因果関係を調査にまいりました。

１９日・２０日・２１日と３日間に亘って資料と現地を調査したところ，この度の災害は降雨の激しさによるもので，ダムの操作によるものとは認められなかった。逆に僅かではあるが洪水を調節したもの，或いは河川水位の上昇をゆるやかにしたものもあった。

この度の一般住民の間には，ダムに対する不安感があるが，中国電力の通知の表現技術の欠如にあると思われるので，一層の指導をすることにしている。

又，発電ダムを洪水調節ダムとして強く要望が出ているが，今後中国電力は一層治水に協力したいと申し出もあったので，充分検討して指導してゆきたい。しかし，発電を目的に作ったダムであるため，洪水調節ダムと構造が異り，本格的な洪水調節を望むのはむりで，やはり安定した治水事業を進めるのが防災体制の本筋で，太田川水系についてはすでに温井ダム・吉和ダム等の調査を進めている。

第４節　災害関係予算措置

県は，被災後直ちに災害の早期復旧を図るため，７月２４日に臨時県議会を招集して，一般会計補正予算８６億7,３３４万６千円及び特別会計補正予算3,９９０万円の予算措置をするとともに，以後昭和５０年度までの各年度にわたって，第５－４表のとおり総額５８２億3,３８５万３千円の予算措置を講じた。

第５－４表　年度別災害関係予算措置状況　（単位：千円）

事業名	４７年度	４８年度	４９年度	５０年度	計	摘要
災害金融相談所運営費	638				638	
三次合同庁舎等災害復旧費	12,748				12,748	
災害対策費（防災総務費）	2,066				2,066	
防災行政無線設置調査費	1,400				1,400	
防災行政無線整備費		476,545	1,211,760	446,128	2,134,433	
災害応急救助費	225,206				225,206	
災害対策費（災害救助費）	84,266				84,266	
災害救助基金積立金	44,904				44,904	
備蓄物資費	529				529	
法定伝染病予防補助金	16,906				16,906	
廃棄物処理施設災害復旧事業及び災害廃棄物処理事業	16,577				16,577	
災害対策費（農業総務費）	6,288				6,288	調査技術対策
農業施設災害特別資金融通対策費	22				22	
農業災害資金融通対策費	448				448	
災害経営資金	307				307	
共同利用施設災害復旧費	69,272				69,272	
農業共済金早期支払資金貸付金	12,000				12,000	
病害虫緊急防除対策費	20,000				20,000	農薬費補助
農作物再生産対策費	1,759				1,759	種苗費補助

事　業　名	47年度	48年度	49年度	50年度	計	摘　要
飼料作物再生産対策費	487				487	種子購入補助
農業試験場等施設災害復旧費	15,824				15,824	
緊急家畜防疫費	1,475				1,475	予防注射畜舎消毒等
耕地災害復旧費	3,200,087	3,902,455	3,444,725	2,446,463	12,993,730	
林道復旧費	97,272	86,554	75,684	8,786	268,296	
公園施設災害復旧費	17,139	107,259	57,112	60,500	242,010	
治　山　費	459,256	942,699	786,489	924,270	3,112,714	
（治山施設災害復旧）	(15,666)	(10,674)	(17,954)		(44,294)	
（治山施設維持修繕）	(4,200)	(5,229)			(9,429)	
（県営治山（復旧緊急））	(331,990)	(716,790)	(708,120)	(924,270)	(2,681,170)	
（林地崩壊防止）	(42,400)	(50,400)	(13,938)		(106,738)	
（小規模崩壊地復旧）	(65,000)	(159,606)	(46,477)		(271,083)	
共同利用施設災害復旧	3,496				3,496	
災害復旧促進	92	366	659	649	1,766	
林業試験場費	6,451				6,451	
広島県災害対策特別融資制度	500,000				500,000	
中小企業災害対策特別融資制度に係る特別損失保障	22,000				22,000	
商工組合中央金庫の災害融資に係る利子補助		723	825	611	2,159	
職業訓練校費	15,232				15,232	災害復旧
土木施設災害復旧事業（公共事業）	8,898,101	11,555,880	8,208,750		28,662,731	
（河　川）	(5,163,769)	(9,785,519)	(7,436,499)		(22,385,787)	
（砂　防）	(675,343)	(1,074,697)	(492,815)		(2,242,855)	
（道　路）	(2,954,174)	(535,037)	(230,100)		(3,719,311)	
（橋　梁）	(104,815)	(160,627)	(49,336)		(314,778)	

事　業　名	47年度	48年度	49年度	50年度	計	摘　要
土木施設災害復旧事業（県単独事業）	50,841	56,465			107,306	
（河　川）	(1,700)	(25,016)			(26,716)	
（砂　防）	(3,151)	(7,885)			(11,036)	
（道　路）	(45,802)	(23,564)			(69,366)	
（橋　梁）	(188)	(			(188)	
河川災害復旧助成事業	1,142,988	1,868,903	2,213,018	2,355,274	7,580,183	
河川災害復旧関連事業	504,841	604,394	476,024		1,585,259	
砂防災害復旧関連事業	112,500	168,750	75,570		356,820	
住宅災害復旧対策費	3,740		9,914		13,654	
住宅災害復旧促進費	14,675				14,675	
警察施設災害復旧費	6,300				6,300	
三次運転免許試験場災害復旧費	2,780				2,780	
災害対策費（警察活動費）	1,010				1,010	
交通安全施設災害復旧費	5,475				5,475	
被災高等学校生徒教科書給与費	3,000				3,000	
教育施設災害復旧費	59,251				59,251	
計	15,659,649	19,770,993	16,560,530	6,242,681	58,233,853	

第５節　地方税の納税者に対する救済措置

被災した納税義務者に対する地方税の減免，納期限の延長又は徴収猶予については，地方税法，県税条例及び市町村税条例の定めるところによって，県及び関係市町村において措置されることとなっているが，今回の災害による地方税の減免等については第５－５表及び第５－６表のとおりそれぞれ措置された。

第５－５表　県税の減免等の状況　（単位：千円）

項目			件数	税額
納期限の延長等について	納付・納入期限の延長されたもの		3,249	119,084
	徴収猶予期限の延長されたもの		127	31,658
徴収猶予状況について			76	15,788
賦課決定の延長について			1,022	15,523
減免措置の状況について	個人事業税	第１種事業者	139	2,345
		第２種事業者	—	—
		第３種事業者	13	112
	不動産取得税		7	27
	自動車税		65	208

第５－６表　市町村税の減免状況　（単位：千円）

市町村	市町村民税		固定資産税		都市計画税		国民健康保険税		計
	市町村数	減免額	市町村数	減免額	市町村数	減免額	市町村数	減免額	減免額
市	11	16,787	10	8,638	1	14	—	—	25,439
町村	25	2,671	38	4,378	—	—	1	4	7,053
計	36	19,458	48	13,016	1	14	1	4	32,492

第６節　商工業関係の復旧対策

商工業者に対する復旧対策を次のように行った。

1　融資制度の創設等

○広島県災害対策特別融資制度の創設（昭和４７年７月臨時県議会）

（目　　的）

昭和４７年７月以降の豪雨による被災中小企業者の応急の資金を供給し，速やかな立ち上りを図ることを目的とする。

（予 算 額）　５００,０００千円

（融 資 枠）　1,２００,０００千円

（融資対象）

県内に事業所を有し，昭和４７年７月豪雨により災害を受けた者及び８月以降の豪雨により災害救助法の発動された市町村の区域内に事業所を有する被災事業者で常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業にあっては５人）以下の小規模事業者並びに事業協同組合，企業組合，商工組合及び商店街振興組合（以下「事業協同組合等」という。）

（融資条件）

ア　資金使途　　災害復旧に必要とする運転資金

イ　融資限度　　２００万円以内

事業協同組合等にあっては１組合５００万円

ウ　融資期間　　３年以内

エ　貸出利率　　年4.５％～5.０％

オ　返済方法　　６か月据置後割賦返済

○中小企業災害対策特別融資制度に係る特別損失保障（昭和４７年７月臨時県議会）

ア　予 算 額　　２２,０００千円

イ　期　　間　　４７～５５年

○商工組合中央金庫の災害融資に係る利子補助

ア　予 算 額　　４８年度　７２３千円

４９年度　８２５　〃

５０年度　６１１　〃

イ　負担割合　　国６５％，県３５％

2　金融相談所の開設

災害発生後直ちに被災中小企業者の速やかな立ち上りを図るため，現地における被害状況のは握に努めるとともに現地における貸付即決方針による臨時金融相談所の設置を計画し，次のとおり実施した。

○開設に伴う打合会（７月１４日）

広島通産局，県，政府系３金融機関及び信用保証協会の幹部職員を招集し，被災中小企業者への積極的な融資を要請するとともに融資に対する措置，日程，会場並びに職員の派遣について協議した。

○開設日時及び場所

最大の被害を受けた三次市を主体として被災地域の中核的市町８か所を予定し，とりあえず７月１８日から１４日実施することとして，直ちに現地商工会議所又は商工会及び市町村に対しこの旨を連絡し，被災者への周知徹底等について協力を要請した。

3　金融機関に対する協力要請

災害発生後直ちに政府系３金融機関，信用保証協会及び民間金融機関に対し，被災者の金融上の措置について次の主旨により協力を要請した。

○「広島県県費預託融資制度」の十分な活用

○審査手続の簡略化等による融資の迅速化

ア　災害関係の融資について

災害の状況，応急の需要等を勘案し，特別の融資制度による貸出し及び審査手続の簡便化，貸出しの迅速化等被災者の便宜を考慮し，適切な措置を講じること。（このことについては，各金融機関において，今回の災害に伴う特別融資制度を制定し，被災者に対し速やかな融資を行っている。）

イ　預貯金の払戻及び中途解約について

預金通帳，届出印鑑等を流失した被災者に対し実情に即した預貯金払戻の利便措置を講ずること。また，被災者において事情止むを得ないと認められたときは定期預金等の中途解約，又は当該預貯金等を担保として貸出しに応ずる措置を講ずること。

ウ　手形交換等について

手形交換又は不渡処分等についても適宜配慮すること。なお，この件については７月１２日～３１日の間の手形決済分については，８月５日まで不渡処分の猶予をおこなう旨金融機関から回答があった。

4　中小企業高度化資金の貸付等

○高度化資金の償還期間の延長を３件行った。

○既貸付対象施設が被災を受けたものの復旧に係る高度化資金の貸付を行った。（１件，2,409 千円）

第７節　農業・水産業関係の復旧対策

1　農作物等の災害復旧対策

農作物の被害は県下で約３０億円に及んだが，特に水稲，野菜，こんにゃく等の被害が大きく，被災後直ちに市町村，農協，農林事務所及び農業改良普及所等関係機関総力をあげて種苗の配布，緊急防除等の応急対策を行うとともに，県費による次の復旧対策を講じた。

(1)　病害虫防除対策

冠水した水稲に病害虫の異常発生が予想されたので，市町村，農協，病害虫防除所及び農業改良普及所等により共同防除を指導するとともに，冠水した水稲の白葉枯病，いもち病及びアワヨトウを対象とした農薬費を助成し，防除の徹底を図った。その実施状況は第５－７表のとおりである。

第５－７表　病害虫緊急防除対策事業実施状況

市町村	防除面積	防除実施農家数	防除事業費	左のうち県費補助金
広島市	259 ha	1,221 戸	2,358,100 円	708,000 円
三原市	78	327	651,000	196,800
尾道市	11	113	88,200	24,900
因島市	2	56	17,200	4,800
福山市	110	660	860,000	273,200
府中市	43	230	387,000	107,100
三次市	2,460	4,046	22,926,000	2,292,000
庄原市	444	2,086	4,277,480	1,110,000
東広島市	597	2,444	5,778,216	1,494,800
湯来町	20	300	150,000	40,000
加計町	41	170	342,000	110,000

市町村	防除面積	防除実施農家数	防除事業費	左のうち県費補助金
戸河内町	56 ha	132 戸	420,000 円	137,000 円
芸北町	68	984	561,000	182,000
大朝町	41	94	343,732	110,000
千代田町	163	520	1,283,625	407,000
豊平町	175	250	1,550,840	452,000
吉田町	333	524	3,796,700	851,000
八千代町	10	192	303,600	94,000
美土里町	188	400	1,522,800	503,000
高宮町	108	770	3,060,000	910,000
甲田町	329	543	3,276,840	822,000
向原町	129	300	999,000	319,000
瀬戸田町	18	74	148,680	47,400
豊浜町	139	478	1,191,100	328,000
大和町	376	503	3,189,450	997,000
河内町	2	10	20,000	4,800
本郷町	22	70	184,800	58,900
大崎町	40	249	352,000	100,000
御調町	6	42	44,732	14,200
久井町	23	74	193,200	61,300
甲山町	74	372	622,440	198,400
世羅町	378	717	3,117,675	944,600
世羅西町	225	469	1,824,930	563,100
新市町	15	20	112,500	37,500
油木町	124	882	930,000	308,000
神石町	300	620	2,385,000	749,900
豊松村	107	543	952,600	265,200
神石郡三和町	193	503	1,570,580	482,100
上下町	128	736	883,200	283,000
総領町	50	377	402,000	134,000
甲奴町	230	562	1,728,000	576,000

市町村	防除面積	防除実施農家数	防除事業費	左のうち県費補助金
君田村	210 ha	66 戸	802,000 円	177,000 円
布野村	70	102	598,500	188,000
作木村	94	140	796,600	252,000
吉舎町	228	1,200	2,388,750	514,000
三良坂町	130	385	1,872,000	332,000
双三郡三和町	200	650	1,792,800	415,000
西城町	131	250	1,894,500	349,000
東城町	307	1,350	3,545,850	822,000
口和町	131	250	1,886,400	267,000
高野町	107	270	1,278,000	206,000
比和町	107	295	1,024,320	286,000
計	9,716	26,535	88,409,060	20,000,000

(2) 農作物生産対策

野菜，こんにゃく及び繭生産被災農家が再生産を行うに必要な種苗を円滑に導入し，速やかに農業経営の安定を図るため，種苗購入費として県費による補助を行った。

その実施状況は第5－8表のとおりである。

第5－8表　農作物生産対策事業の実施状況

市町村	事業量（a）					事業費（円）					左のうち県費補助金（千円）				
	野菜	こんにゃく	桑	飼料作物	計	野菜	こんにゃく	桑	飼料作物	計	野菜	こんにゃく	桑	飼料作物	計
広島市	858				858	1,457,967				1,457,967	476				476
三次市			100	200	300			200,000	1,567,000	1,767,000			66	462	528
庄原市	158			22	180	56,230			74,000	130,230	18			25	43
加計町			150		150			337,500		337,500			112.5		112.5
芸北町	600				600	24,000				24,000	8				8
千代田町	370				370	133,100				133,100	44				44
豊平町	482				482	133,840				133,840	44				44
吉田町	480				480	130,300				130,300	43				43
高宮町			50		50			112,500		112,500			37.5		37.5
向原町	260				260	69,420				69,420	23				23
神石町	1,000	295			1,295	323,750	150,450			474,200	105	50			155
油木町		295	60		355		150,450	135,000		285,450		50	45		95
神石郡三和町		300			300		153,000			153,000		50			50

市町村	事業量 (a)					事業費 (円)					左のうち県費補助金 (千円)				
	野菜	こんにゃく	桑	飼料作物	計	野菜	こんにゃく	桑	飼料作物	計	野菜	こんにゃく	桑	飼料作物	計
総領町	1,140	100			1,240	171,600	56,400			228,000	57	17			74
吉舎町	2,650		60		2,710	317,700		135,000		452,700	104		45		149
三良坂町	700		10		710	210,000		22,500		232,500	70		7.5		77.5
豊松村		295			295		150,450			150,450		50			50
作木村			152		152			342,000		342,000			114		114
双三郡三和町	300				300	120,000				120,000	40				40
上下町		100			100		72,000			72,000		17			17
西城町			30		30			67,500		67,500			22.5		22.5
高野町	360				360	129,600				129,600	43				43
計	9,358	1,385	612	222	11,577	3,277,507	732,750	1,352,000	1,641,000	7,003,257	1,075	234	450	487	2,246

(3) 防疫対策

被害を受けた地域に家畜伝染病が発生する恐れがあるため，家畜保健衛生所が中心となって，浸水した畜舎（牛舎，豚舎，鶏舎）の噴霧消毒を実施するとともに，被害を受けた牛については，炭疽病及び気腫疽の発生を予防するため予防注射を実施した。その実施状況は第5－9表のとおりである。

第5－9表　家畜防疫対策の実績

市町村	事業量				事業費			
	予防注射			畜舎	予防注射		畜舎	計
	炭疽病	気腫疽	計	消毒	炭疽病	気腫疽	消毒	
	頭	頭	頭	所	円	円	円	円
広島市	—	—	—	4	—	—	3,280	3,280
尾道市	—	—	—	2	—	—	1,640	1,640
福山市	4	8	12	—	280	400	—	680
三次市	20	28	48	3	1,400	1,400	2,460	5,260
庄原市	20	21	41	296	1,400	1,050	242,720	245,170
加計町	4	16	20	67	280	800	54,940	56,020
戸河内町	5	23	28	—	350	1,150	—	1,500
千代田町	12	22	34	—	840	1,100	—	1,940
豊平町	18	25	43	31	1,260	1,250	25,420	27,930
大朝町	25	46	71	18	1,750	2,300	14,760	18,810
筒賀村	3	8	11	15	210	400	12,300	12,910
甲田町	18	20	38	20	1,260	1,000	16,400	18,660
吉田町	35	58	93	—	2,450	2,900	—	5,350
高宮町	13	15	28	28	910	750	22,960	24,620
美土里町	22	34	56	18	1,540	1,700	14,760	18,000
世羅町	38	56	94	—	2,660	2,800	—	5,460
甲山町	30	18	48	1	2,100	900	820	3,820
神石町	28	15	43	66	1,960	950	54,120	57,030
豊松村	14	13	27	—	980	650	—	1,630
油木町	17	20	37	1	1,190	1,000	820	3,010
甲奴町	15	15	30	34	1,050	150	22,880	24,080
上下町	8	10	18	72	560	500	59,040	60,100

市町村	事業量				事業費			
	予防注射			畜舎	予防注射		畜舎	計
	炭疽病	気腫疽	計	消毒	炭疽病	気腫疽	消毒	
総領町	20	14	34	18	1,400	700	14,760	16,860
吉舎町	70	110	180	109	4,900	5,500	89,380	99,780
布野村	30	72	102	10	2,100	3,600	8,200	13,900
三良坂町	25	30	55	1	1,750	1,500	822	4,070
双三郡三和町	20	23	43	18	1,400	1,150	14,260	16,810
作木村	30	95	125	3	2,100	4,750	2,460	9,310
君田村	33	85	118	12	2,310	4,250	9,840	16,400
西城町	5	6	11	149	350	300	122,180	122,830
東城町	15	19	34	133	1,050	950	109,060	111,060
口和町	10	15	25	235	700	750	192,200	193,650
比和町	7	11	18	192	490	550	157,440	158,480
計	614	951	1,565	1,556	42,980	47,150	1,269,920	1,360,050

2　農業共済金の早期支払対策

水稲の流失埋没で収穫皆無となった農家に対して，農業共済組合及び共済事業実施町村は，共済金支払見込額の全額又は，７割の仮渡しを行った。（通常は，収穫後損害額を確定して共済金を支払う。）

更に，県は，この仮渡しが早期に行われるために，連合会保険金仮渡し額の一部1,２００万円を無利息で広島県農業共済組合連合会に貸し付けた。

農業共済金仮渡状況は第５－１０表のとおりである。

第5－10表　7月豪雨農業共済金仮渡実績等

組合等名	対象戸数	対象面積	対象減収量	組合等の共済金仮渡額	連合会の保険金仮渡額
広島市	22戸	76a	2,285kg	162,260円	162,260円
三次市	222	2,859	93,293	6,530,510	6,530,510
庄原市	251	2,463	81,846	9,821,520	6,875,064
加計町	62	644	18,930	1,457,610	1,457,610
筒賀村	7	32	888	74,592	74,592
戸河内町	9	74	2,231	187,404	187,404
千代田町	34	385	11,138	779,660	779,660
豊平町	29	151	4,421	309,470	309,470
油木町	17	210	6,288	528,192	528,192
神石町	22	161	4,655	391,020	391,020
総領町	61	587	18,523	1,296,610	1,296,610
君田村	10	47	1,267	126,700	88,690
布野村	13	102	3,262	358,820	251,174
作木村	118	1,672	53,562	4,124,274	4,124,274
吉舎町	115	1,361	44,860	4,486,000	3,140,200
三良坂町	163	2,985	100,390	6,324,570	6,324,570
西城町	44	435	13,885	1,388,600	971,950
東城町	134	1,130	35,718	3,928,980	2,750,286
口和町	76	965	29,451	2,267,727	2,267,727
比和町	109	1,374	43,347	2,730,861	2,730,861
計	1,518	17,713	570,240	47,275,280	41,242,124

3　農漁業者等に対する経営事業資金の融資及び利子補給

被害を受けた農業者等に対し，経営の安定及び災害復旧の促進を図るため，これらに必要な資金を低利に融資した。

その状況は第５－１１表，第５－１２表のとおりである。

第５－１１表　災害対策農業金融制度

資金名	貸付対象		貸付利率	利子補給率 国	利子補給率 県 義務	利子補給率 県 追加	利子補給率 市町村 義務	利子補給率 市町村 追加	償還期間	うち据置期間	貸付限度額
災害経営資金（天災法に基づく）	種苗，肥料，飼料などの農漁業再生産に必要な経営資金	特別被害	2%	3.9%	1.05%	1.0%	1.05%	%	6年	年 —	万円 農業者 個人 30～100 法人 400～500 漁業者 個人 30～1,000 法人 400～1,000
		一般被害 30%～50%被害	4	1.75	0.875	1.5	0.875		5～6	—	
		一般被害 10%～30%被害	5	1.25	0.125	1.5	0.625		3～5	—	
自作農維持資金（災害資金）	災害による被害のため必要とする農業経営再建費収入減補てん費		5	—	—	—	—		20	3	個人 50 法人 250
農業施設災害特別資金（農業近代化資金制度に基づく）	建物構築物の造成取得		4.5	1.5	1.5	1.0	—		12	3	個人 200 〔特認 500 又は 1,000〕 法人 1,000
	農機具の購入								7	2	
	生産家畜の購入								5（乳牛7）	2	
	肥育家畜の購入								5	2	
	花木の植栽								6	3	
	内水面養殖施設								15	3	
農業災害資金	種苗，肥料，飼料などの農業再生産に必要な経営資金		5	—	—	1.25	—		5	1	個人 200 法人 500
	農業用構築物，農地，牧野の復旧，果樹，茶，桑の改植及び補植に要する資金		5	—	—	1.25	—		5	1	個人 200 法人 500
	農協等の施設の復旧及び運営に必要な資金		5.25	—	—	1.0	—		5	1	組合等の必要とする額
	農業用建物の復旧に要する資金		6.25（5年間は5.0）		—	1.25	—		10	1	200

第5－12表　融　資　実　績

(1)　災害経営資金及び自作農維持資金

市町村	災害経営資金			自作農維持資金	
	件数	融資額	利子補給補助額	件数	融資額
広島市	14	16,800,000円	97,865円		円
三次市	1	360,000			
庄原市	74	13,588,000			
加計町	1	1,210,000			
千代田町	1	3,000,000			
豊平町	2	700,000	3,536	1	500,000
吉田町	1	200,000			
高宮町	34	9,350,000		1	300,000
甲田町	14	4,610,000			
豊町				1	500,000
本江町				8	2,430,000
御調町				3	1,300,000
甲山町				5	2,050,000
世羅町				10	3,540,000
世羅西町				2	600,000
油木町	118	30,000,000	53,792		
神石町	149	46,700,000		5	1,300,000
豊松村	83	23,700,000	119,765		
上下町	86	25,000,000			
総領町	131	54,750,000		3	1,300,000
甲奴町	20	7,576,000		4	1,350,000
君田村	19	3,340,000	354	8	1,990,000
布野村	5	820,000	1,085	5	1,180,000
作木村	28	11,300,000		3	1,500,000
吉舎町	4	2,499,000	467		
三良坂町	44	10,120,000		4	1,600,000
双三郡三和町	1	1,200,000	3,661		
西城町	19	8,100,000	7,696		
東城町	94	25,050,000	15,561	66	24,460,000
口和町	52	10,300,000	3,001		
高野町	30	5,600,000		13	5,390,000
比和町	82	22,300,000		14	5,600,000
計	1,107	338,173,000	306,783	156	56,890,000

(注)　災害経営資金の利子補給補助額は国・県の負担額の合計である。

(2) 農業施設災害特別資金及び農業災害資金

市町村	農業施設災害特別資金			農業災害資金		
	件数	融資額	利子補給補助額	件数	融資額	利子補給補助額
三原市	1	230,000円	208円		円	円
尾道市				1	2,000,000	
福山市				1	500,000	
三次市	3	2,720,000	657	64	61,128,000	
庄原市	15	11,140,000	4,113	5	4,400,000	
加計町				8	13,600,000	
大朝町	1	2,000,000	1,753			
千代田町	4	2,300,000	3,928	4	6,600,000	
吉田町 美土里町 高宮町 甲田町	2	1,000,000	490	18	23,800,000	
向原町				1	2,000,000	
河内町				1	400,000	
久井町				1	700,000	
甲山町 世羅町 世羅西町	4	4,880,000	2,632	14	19,800,000	
内海町				4	2,650,000	
神辺町				4	8,000,000	
上下町				5	5,300,000	
総領町	2	380,000		8	12,700,000	
甲奴町	3	1,150,000	1,008	29	20,900,000	
君田村				9	14,400,000	
作木村	1	60,000		10	18,120,000	
吉舎町	13	2,810,000	3,369	22	17,220,000	
三良坂町				54	24,120,000	補助金交付先
双三郡 三和町	1	750,000		8	9,500,000	広島県信用農業協同組合連合会
西城町				107	98,360,000	広島県同業社共済農業協同組合連合会
東城町	8	5,500,000	3,165	121	85,600,000	
高野町				1	500,000	
比和町				11	12,000,000	
計	58	34,920,000	21,323	511	464,298,000	447,363

第８節　林業関係の復旧対策

○　森林組合等に対する林業災害資金の利子補給

被害を受けた森林組合及び森林組合連合会が災害復旧のために貸り受けた資金について利子補給を行うことにより被災組合の利子負担の軽減を行い，経営の安定と災害の早期復旧を図った。その状況は第５－１３表のとおりである。

第５－１３表　利子補給実施状況

組　合　名	融　資　額	県利子補給額
広島県森林組合連合会	3,170千円	108,416円
作木村森林組合	3,000	103,394
西城町森林組合	4,000	137,862
三良坂町森林組合	1,100	36,647
布野村森林組合	300	10,073
吉舎町森林組合	3,200	107,482
双三郡三和町森林組合	1,700	57,052
計	16,470	560,926

第９節　電気及び水道関係の復旧対策

1　電気関係の復旧対策

今回の災害に際し，中国電力㈱では，各店所で店所長を本部長として災害対策本部を設け，社内組織をあげて復旧対策を実施した。

その状況は，次のとおりである。

○　江の川沿いの送電線用木柱が倒壊し停電となった。このため豪雨の中を仮復旧に全力を尽くし，三次市，三良坂町，甲田町，吉田町方面で一戸一灯程度の電力を確保した。

○　三次市内で江の川を横断している配電線が１７０ｍにわたり断線した。増水と急流のため舟による作業が不可能な状態であったので，検討の結果，三次消防署へ「救命索発射機」でロープによる仮横断作業を申し入れたところ快く承諾され，７月１５日ロープ渡しに成功し，事後の作業は極めて順調に進んだ。

○　三次市内は多数の家屋が軒まで浸水したため，濁水が干いても感電，火災等の危険が予想され点灯不能の状態であった。そのため，被災者に対し，電気設備の点検，電気使用上の注意についてＰＲを実施した後，７月１３日から１４日にわたって，三次市災害対策本部と連絡をとりながら一戸一灯の臨時灯の点灯を行った。

○　佐伯郡吉和村に供給している打梨発電所が浸水し運転不能となった。このため，岡山支店から移動発電機車を借用し，悪路の中を現地に運搬し，既設の配電線へ接続し送電した。

○　浸水した発電所は，先に屋外変電設備を応急復旧し，早期送電に努めた。発電機ほか浸水した機器は，取替又は修理を要し，９月中に仮復旧して運転を開始した。ただし，亀山発電所は廃止に決定した。

2　水道関係の復旧対策

上水道施設及び簡易水道施設については早期に給水を実施するよう応急復旧に努めるとともに第４章第２節４で述べたように飲料水の供給確保に努めた。

一方，工業用水道事業に対しては，次のように復旧を図った。

○　太田川東部工業用水道における太田川河床低下については，安芸大橋上流５０ｍ地点に捨石による堰を設けて水位の上昇を図った。

○　沼田川工業用水道における災害箇所については，モーターの巻きかえなどを行い，直ちに復旧を行った。

第１０節　鉄道及び電信電話の復旧対策

1　鉄道の復旧対策

(1)　広島鉄道管理局

広島鉄道管理局では，７月９日２０時５７分に三江南線，７月１０日８時に可部線が運転規制（徐行）となり，各所で被害の発生が予想される状態となったので，７月１０日１６時から全管内で災害警備についた。

７月１１日４時には，三江南線，長谷～船佐間で切取崩壊が発生し，続いて各所で災害が発生する状態となったので，直ちに，同局災害対策本部を設置し，応急復旧作業を急ぐとともに，不通箇所は，自動車による旅客輸送を行った。

被害が甚大であったため，復旧は困難を極めたが，１０月１日三江南線の開通を最後に，全線が開通した。

鉄道の線別応急・復旧状況は，第５－１４表のとおりである。

なお，主な被災線の状況は，次のとおりである。

○　芸　備　線

７月１１日４時５０分ごろ三次～八次間８６Ｋ３００ｍ付近で土砂崩壊が４箇所にわたり３００㎡発生したのを始め，各所で災害が発生した。

７月１１日２３時から２４時の間最大時雨量４１㎜を記録するとともに，馬洗川堤防決壊のため，三次駅構内は貨車の床下まで，宿舎は軒まで浸水するという悪条件の中，復旧に努め，西三次～志和地間９２Ｋ１００ｍ～５００ｍ間の切取崩壊を最後に７月２３日全線開通した。

○　三 江 南 線

船佐～所木間１０Ｋ４７２ｍ～１０Ｋ５４６ｍで約７０８㎥に及ぶ築堤流失を始めとして，各所で災害が発生し，７月１４日１３時１５分には電話不通となり，連絡その他に困難を極めたが，９月１日，三次～船佐間，９月２０日，船佐～式敷間，１０月１日，式敷～口羽間の開通により全線開通した。

○　可　部　線

７月11日８時25分ごろより，可部～三段峡間で各所に災害が発生し，特に加計駅構内では，ディーゼルカー４両が転倒，脱線，流失するという事故が発生した。７月２９日，加計～土居間を最後に全線開通した。

第５－１４表　鉄道の線別応急・復旧状況

（単位：千円）

区分	山陽本線				呉線				芸備線				三江南線				可部線				計			
	応急		復旧		応急		復旧		応急		復旧		応急		復旧		応急		復旧		応急		復旧	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
切取崩壊					1	104	10	11,918	12	15,388	28	40,744	10	10,017	16	8,643	1	280	3	6,124	24	25,789	57	67,429
築堤崩壊							1	1,650	4	1,600	5	2,740	11	40,752	6	2,459	2	1,673	4	6,820	17	44,025	16	13,669
線路浸水					1	148	1	120			2	1,009	3	603	4	4,156	2	3,086	2	2,094	6	3,837	9	7,379
線路・道床流失									5	2,134			6	4,367	2	892	7	22,314	6	3,596	18	28,815	8	4,488
土留壁変状									4	1,086	4	2,783	1	192	3	12,640	1	445	3	9,870	6	1,723	10	25,293
橋台・橋脚洗掘									1	84	1	5,000									1	84	1	5,000
その他	2	1,116	2	6,560	1	407	1	400	9	4,546	1	1,018	4	2,396	2	772	9	22,255	3	1,260	25	30,720	9	10,010
計	2	1,116	2	6,560	3	659	13	14,088	35	24,838	41	53,294	35	58,327	33	29,562	22	50,053	21	29,764	97	134,993	110	133,268

(2) 岡山鉄道管理局

岡山鉄道管理局では，７月９日夕刻からの豪雨による被害を警戒していたが，７月１１日になり各所に被害が発生する状態となったので，同日６時に，同局災害対策本部を設置し，鋭意応急復旧に努めた。

被害が甚大であったため復旧は困難を極めたが，８月１日芸備線，内名～比婆山間の開通を最後に全線が開通した。この間運転休止となった区間については，代行輸送を行った。

鉄道の線別応急・復旧状況は，第５－１５表のとおりである。

第５－１５表　鉄道の線別応急・復旧状況　（単位：千円）

区分	山陽本線				福塩線				芸備線				計			
	応急		復旧		応急		復旧		応急		復旧		応急		復旧	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
切取崩壊	1	53	1	2,808	20	14,311	24	52,626	20	45,809	18	94,113	41	60,173	43	149,547
築堤崩壊	1	60			4	2,884	5	10,989	2	945			7	3,889	5	10,989
線路浸水	2	111											2	111		
土石・土砂流入	7	1,720	2	930	4	228	2	525	4	12,410	4	6,585	15	14,358	8	8,040
線路・道床流失					2	3,462	1	30	4	3,314	3	2,320	6	6,776	4	2,350
土留壁変状					1	1,360	1	10,200	1	207			2	1,567	1	10,200
橋台・橋脚洗堀					3	3,794	7	16,973	4	1,205	5	58,620	7	4,999	12	75,593
その他	1	562			9	27,914	3	1,087	7	2,929			17	31,405	3	1,087
計	12	2,506	3	3,738	43	53,953	43	92,430	42	66,819	30	161,638	97	123,278	76	257,806

2　電信電話の復旧対策

日本電信電話公社中国電気通信局では，７月１１日朝から電信電話設備の被災情報が入り始めたので，直ちに，中国電気通信局・広島電気通信部・広島都市管理部・広島搬送通信部・広島無線通信部並びに広島管内の被災地域管轄の電報電話局にそれぞれ災害対策本部を設置し，災害に対処するとともに，中国電気通信局災害対策本部は，次の応急復旧方針を被災関係機関の長に指示し，復旧措置の徹底を図った。

ア　被害局所に対しては特設公衆電話を設置し，公衆通信サービスの提供に配慮すること。

イ　局内自動交換機器等のうち，さしむき原状復旧困難なものは，手動交換機器等の代替機により措置し，応急サービスの確保を図ること。

ウ　線路関係は被害調査を早急に実施し，災害規程に定められた復旧順位で緊急を要するものは応急措置を講ずること。

エ　復旧計画に際しては，被害の教訓を生かし極力防災設計を行うよう配意すること。

オ　復旧用資材については事業品，整理品等の利活用を図ること。

カ　緊急措置として可搬無線機による救済用回線の作成を行うこと。

キ　移動電源車，発動発電機による停電局の救済措置を講ずること。

その後孤立局が続出し孤立局に至る通信伝送路並びに加入電話の応急復旧のため，特設公衆電話及び市外通信設備の応急復旧をＴＺ－６８可搬無線機（３回線用）・ＴＺ－４０３可搬無線機（２４回線用）による回線作成をはじめ応急用市外ケーブル等の投入を行った。一方，７５局所に及ぶ停電局に対しては，移動電源車並びに発動発電機による電源供給を行い迅速・的確な電信電話回線の復旧で孤立の解消を図り災害の拡大防止及び公衆通信の確保に努めた。なお，孤立局の復旧状況は第５－１６表のとおりである。

第５－１６表　孤立局の復旧状況

市町村	局名	加入数	市外回線	途絶日時	障害状況	復旧日時
三次市	塩町	132	28	7/12　4：00	三次局（集中局）電力室水没	7/13　17：45
	川西	44	10	〃	〃	〃
	秋町	94	15	〃	〃	〃
吉舎町	吉舎	280	41	〃	〃	〃
	吉舎吉田	40	4	〃	〃	〃
双三郡三和町	三和	204	19	〃	〃	〃

市町村	局名	加入数	市外回線	途絶日時	障害状況	復旧日時
布野村	布野	115	16	7/11 23：45	三次局（集中局）電力室水没，職員避難	7/13 17：45
作木村	大津	115	5	7/11 9：50	交換機冠水，ケーブル障害	7/14 15：37
	作木	122	15	7/12 0：45	交換機，ＰＣＭ端局装置冠水，ケーブル障害	7/14 0：45
	香淀	75	4	7/12 1：00	交換機冠水，ケーブル障害	7/14 13：45
君田村	君田	71	15	7/11 23：46	三次局（集中局）電力室水没	7/13 17：45
庄原市	庄原	2,188		7/13 10：40	三次局電源断によるＴＣ局の孤立	7/13 13：00
	山内	135		7/13 16：00		7/13 17：45
	赤川	337	16	7/12 14：25 7/13 10：40 7/13 16：00	長時間停電による電池消耗 三次局電源断によるＴＣ局の孤立	7/12 17：40 7/13 13：00 7/13 17：45
総領町	総領	113	28	7/12 2：15 7/13 10：40 7/13 16：00	職員避難 三次局電源断によるＴＣ局の孤立	7/12 3：55 7/13 13：00 7/13 17：45
日和町	日和	14	40	7/13 10：40 7/13 16：00	三次局電源断によるＴＣ局の孤立	7/13 13：00 7/13 17：45
	日和 日南	46	13	〃 〃	〃	〃 〃
比和町	比和	100	28	〃 〃	〃	〃 〃
高野町	高野	105	17	〃 〃	〃	〃 〃
西城町	西城	477	72	〃 〃	〃	〃 〃
	八鉾	176	15	〃 〃	〃	〃 〃
東城町	東城	756	374	〃 〃	〃	〃 〃
	川鳥	214	23	〃 〃	〃	〃 〃
	帝釈	35	12	〃 〃	〃	〃 〃
	小奴可	130	23	〃 〃	〃	〃 〃
神石町	神石	120	34	7/12 5：05 7/13 16：00	ケーブル障害，三次電源断によるＴＣ局の孤立	7/13 15：15 7/13 17：45
	牧	79	6	〃 〃	〃	〃 〃
	永渡	22	4	7/13 10：40 7/13 16：00	三次局の電源断によるＴＣ局の孤立	7/13 13：00 7/13 17：45

市町村	局名	加入数	市外回線	途絶日時	障害状況	復旧日時
神石町	大瀬	34	8	7/13 10：40 7/13 16：00	三次局の電源断によるTC局の孤立	7/13 13：00 7/13 17：45
豊松村	豊松	119	16	7/12 5：05	ケーブル障害	7/14 9：30
油木町	新坂	52	9	7/12 5：05	〃	7/14 14：45
	油木	176	26	7/12 5：05	〃	7/14 1：35
神石郡三和町	三和	686	60	7/12 5：05	〃	7/13 20：00
高宮町	川根	30	9	7/11 8：00	〃	7/11 17：30
戸河内町	猪山	15	15	7/12 7：05	〃	7/12 20：00
加計町	安野	80	4	7/12 0：05	職員避難，リレー等冠水	7/12 19：35

第１１節　その他の復旧対策

1　住宅対策

住家の被害に対しては，第４章第２節１０，１１で述べたように災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設，応急修理を実施したが，更に広島県災害公営住宅建設事業補助金交付要綱（施行日　昭和４７年１０月３日，ただし４７年度分の補助に適用）を創設し，市町村が災害を受けた住民の住宅確保のために行う災害公営住宅建設事業に要する経費について第５－１７表のとおり２市町に対して３７４万円の県費補助を行うとともに，この要綱を４９年度に改正して市町村が災害復旧を促進するために行う小集落改良住宅建設事業に要する経費についても第５－１８表のとおり１村に対して９９１万円の県費補助を行った。

また，広島県災害住宅復旧資金貸付事業補助要綱（施行日　昭和４７年１０月３日，ただし４７年度分の補助に適用）を創設し，同和地区において災害をうけた住宅の復旧のために長期低利の「災害住宅復旧資金」貸付事業を行う市町村に対し貸付資金の$^1/_4$を補助し，災害復旧促進とあわせて居住環境の整備改善を図った。その実施状況は第５－１９表のとおり１０市町村に対して1,４６７万円の県費補助を行った。

第５－１７表　災害公営住宅建設事業県費補助状況　（単位：千円）

市町村名	種別	構造	建設戸数	補助対象総支払額	国庫補助基本額	超過負担額	県費補助額
三次市	2種	簡2	12戸	16,524	13,911	2,613	2,110
高宮町	〃	〃	5	6,701	4,518	2,183	1,630
計	—	—	17	23,225	18,429	4,796	3,740

第５－１８表　小集落改良住宅建設事業県費補助状況　（単位：千円）

施行主体名	事業内容	補助金額
作木村	小集落改良住宅，簡易耐火構造二階建	9,914

第５－１９表　災害住宅復旧資金貸付事業県費補助状況　（単位：千円）

施行主体	昭和４７年度（県費）		
	貸付件数	貸付金額	補助金
三次市	6	17,500	4,375
庄原市	1	3,000	750
加計町	2	3,400	850
吉田町	2	2,700	675
高宮町	2	4,500	1,125
上下町	2	6,000	1,500
甲奴町	1	2,000	500
作木村	1	1,700	425
吉舎町	3	9,000	2,250
東城町	5	8,900	2,225
計	25	58,700	14,675

2　世帯更生資金等の貸付

県は，被災者の自立更生を図るため，世帯更生資金，母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付原資の増額を行うとともに，新たに災害立ち直り資金の貸付原資を予算措置し，県社会福祉協議会を通じて被災者に対し，災害援護資金，住宅資金等の融資を行った。その状況は第５－２０表のとおりである。

第５－２０表　世帯更生資金等の予算措置状況　（単位：千円）

区　　分	当初予算措置額	補正後の予算措置額	備　　考
世帯更生資金の貸付	55,000	225,000	貸付事業を行う県社会福祉協議会へ原資として補助
母子福祉資金の貸付	90,000	94,770	
寡婦福祉資金の貸付	28,025	48,025	
災害立ち直り資金の貸付	0	250,000	貸付事業を行う県福祉協議会へ原資として融資
計	173,025	617,795	

3　県立高等学校の授業料の免除

保護者等が災害を受け，著しい損害を受けた者で，学費の支弁が困難と認められ，かつ教育上特に必要と認められる者に対し「県立高等学校授業料の減免及び徴収猶予事務取扱要項」（昭和３９年２月８日実施）により，次の第５－２１表のとおり授業料を免除した。

第５－２１表　授業料免除状況

申　請　件　数		１７５
免除件数	免除期間（１年又は９月）	２７
	（　６月　）	１３２
	計	１５９
非　認　定　件　数		１６

4　私立学校に対する助成

私立学校の災害復旧工事費に対して，次のとおり助成を行った。

○私立学校建物その他災害復旧費補助金（国庫補助金）

対象校　5校　　補助金額　4,614千円

○災害復旧費補助金（県費補助金）

対象校　4校　　補助金額　2,300千円

第6章　公共施設の災害復旧事業

第1節　概　要

被災後，直ちに土木，耕地，治山，教育施設等の復旧事業計画を策定し，国の早期査定を受け迅速に事業を実施し，被災地の早期復旧に努めた。

しかし，災害が大規模であったため，査定設計書及び実施計画書等の作成に当って，技術職員が大幅に不足するなど困難を極めた。このため，他県から技術職員計５３人の応援を得るとともに，三次，庄原，上下各土木（建築）事務所に災害復旧課を，加計，吉田の土木事務所に災害復旧係をそれぞれ新設し，また災害復旧に従事する職員についても，農政部２人，林務部９人，土木建築部４２人の計５３人の増員措置を講じて，鋭意，復旧事業に取り組んだ。

今回の災害復旧事業では，国の補助事業に採択されない河川災害関連事業，砂防災害関連事業，小規模崩壊地復旧事業等についても県単独で実施するとともに，災害復旧関連事業及び災害復旧助成事業等を含めた大幅な改良復旧を図り，再度の災害防止のための措置を講じた。

また，災害復旧事業全般について２～３年計画により早期完了に努めたが，昭和４８年末の石油危機の影響を受けて，復旧計画は大幅に遅れ，復旧事業は昭和５０年度ですべて完了した。

第2節　農業関係の災害復旧事業

1　技術職員の応援

農地，農業用施設関係は被害地区数約13,000，被害額約113億円に及ぶ大災害となったが，地域的にみると三次市，庄原市を中心とする県北部，神石町，油木町を中心とした県北東部及び千代田町，豊平町を中心とした県北西部に集中したことから，市町村の技術職員のみでは査定設計書及び実施設計書等の作成が困難であるため，被害が甚大であった市町村に対し県職員を技術援助のため派遣した。

また，被害があまりに甚大であったため，県内職員だけでは十分な援助ができないため，他県に応援を依頼し，富山県から２名，石川県２名，愛媛県４名の応援を得た。

なお，県土地改良事業団体連合会も全面的な応援体制を整へ関係市町村からの設計委託に応じた。その実績は第６－１表及び第６－２表のとおりである。

第6－1表　県技術職員の応援状況

市町村	応援職員数	延日数	市町村	応援職員数	延日数
広島市	2	2	内海町	4	20
福山市	13	25	沼隈町	3	5
府中市	5	5	神辺町	2	4
三次市	12	220	新市町	15	91
庄原市	12	258	油木町	28	427
吉和村	9	59	神石町	15	143
加計町	9	202	豊松村	3	6
筒賀村	1	4	神石郡三和町	9	107
戸河内町	1	3	上下町	3	34
芸北町	1	2	総領町	8	238
大朝町	2	4	甲奴町	3	20
千代田町	4	91	君田村	3	16
豊平町	4	81	布野村	2	17
吉田町	4	43	作木村	2	17
八千代町	2	6	吉舎町	14	326
美土里町	3	26	三良坂町	2	69
甲田町	3	6	双三郡三和町	2	4
高宮町	5	51	西城町	8	90
安芸津町	4	16	東城町	5	43
川尻町	1	1	口和町	7	67
甲山町	11	82	高野町	2	4
世羅町	6	68	比和町	12	126
世羅西町	2	24	計	268	3,153

第6－2表　　県外からの応援

県名	応援先市町村	応援人員	延日数
富山県	東城町	2	144
石川県	神石町	2	146
愛媛県	吉舎町	2	122
〃	三良坂町	2	122
計		8	534

2　農地・農業用施設の災害復旧事業

農地，農業用施設の被害は戦後最大の規模のもので，これの復旧に当たっては，文字どうり官民一体となって復旧に当たった。

被災直後は，たまたまその時期がかんがい用水を最も必要とする時期であったことから，被災農業用施設のうち，かんがい用施設について適切な応急工事を実施するための処置を重点的に行った。

また，地区別の復旧事業費の査定を１０回にわたって受け昭和４７年１２月に全地区を終了したが，その査定総額は12,978件，１１３億8,800万円となり，膨大な事業量となった。

復旧事業は，国の復旧進度計画に合わせて昭和４９年度までの３か年とし早期完了に努めたが，建設工事の急激な増加に対する建設業者の絶対数の不足に加え，昭和４８年度末のいわゆる石油危機によって建設資材が極度に不足するという異常な事態が発生し，計画した復旧進度が大幅に遅れて当初計画どうり３か年で完了することが困難となったので，昭和５０年度までの４か年に延長するという異例の措置をとって復旧事業を完了した。

今回の災害が激甚災害に指定されて，復旧事業に対して高率補助が適当とされたこと，また再災害を防止する見地から関連工事をとり入れたいわゆる改良復旧計画が大幅に採択されたことは今回の災害復旧事業の大きな特色であった。

復旧事業の市町村別復旧状況は，第６－３表のとおりである。

第6－3表　　農地，農業用施設の災害復旧状況

市町村	区分	事業量及び事業費										
		47年度		48年度		49年度		50年度		計		
		箇所	事業費 千円	箇所	事業費 千円	箇所	事業費 千円	箇所	事業費 千円	箇所	事業費 千円	補助金 千円
広島市	農地	19	7,689	15	14,072					34	21,761	18,587,263
	農業用施設	51	69,671	98	163,805					149	233,476	209,822,742
	関連			1	1,429					1	1,429	1,124,623
	小計	70	77,360	114	179,306					184	256,666	229,534,628
呉市	農地	4	1,504							4	1,504	1,192,672
	農業用施設	9	4,613	(1) 5	1,799					(1) 14	6,412	5,591,264
	関連											
	小計	13	6,117	(1) 5	1,799					(1) 18	7,916	6,783,936
竹原市	農地											
	農業用施設	27	25,661	(1) 26	24,029	(2) 17	14,199			(3) 70	63,889	60,438,994
	関連											
	小計	27	25,661	(1) 26	24,029	(2) 17	14,199			(3) 70	63,889	60,438,994
三原市	農地	3	2,800	(1) 2	464	1	318			(1) 6	3,582	3,037,536
	農業用施設	41	25,436	35	31,740	(3) 19	7,231	3	5,097	(3) 98	69,504	63,387,648
	関連											
	小計	44	28,236	(1) 37	32,204	(3) 20	7,549	3	5,097	(4) 104	73,086	66,425,184
	農地			1	1,333					1	1,333	1,101,058

尾道市	農業用施設関連	4	6,148	5	7,330	(1) 9	6,425			(1) 18	19,903	17,634,058
	小計	4	6,148	6	8,663	(1) 9	6,425			(1) 19	21,236	18,735,116
因島市	農地											
	農業用施設関連	16	7,031	5	2,277					21	9,308	7,949,032
	小計	16	7,031	5	2,277					21	9,308	7,949,032
福山市	農地	1	149	2	1,664					3	1,813	906,500
	農業用施設関連	147	98,942	(1) 124	70,609	(7) 86	58,512			(8) 357	228,063	212,448,706
	小計	148	99,091	(1) 126	72,273	(7) 86	58,512			(8) 360	229,876	213,355,206
府中市	農地	1	1,067	4	4,944	5	5,580	(1) 1	133	(1) 11	11,724	6,655,875
	農業用施設関連	45	58,509	(5) 114	82,387	(9) 64	45,162			(14) 223	186,058	134,656,969
	小計	46	59,576	(5) 118	87,331	(9) 69	50,742	(1) 1	133	(15) 234	197,782	141,312,844
三次市	農地	51	86,787	(4) 107	111,699	100	55,616	(1) 58	25,723	(5) 316	279,825	261,636,375
	農業用施設	173	229,489	(8) 111	193,741	209	320,051	(2) 233	262,219	(10) 726	1,005,500	981,368,000
	関連	1	1,711	(1) 1	142					(1) 2	1,853	1,502,783
	小計	225	317,987	(13) 219	305,582	309	375,667	(3) 291	287,942	(16) 1,044	1,287,178	1,244,507,158
庄原市	農地	2	2,185	26	21,669	(1) 17	17,342	(1) 6	2,068	(2) 51	43,264	39,240,448
	農業用施設	139	189,726	(1) 130	127,824	(14) 228	254,798	327	425,403	(15) 824	997,751	953,849,956
	関連	1	995							1	995	776,100

市町村	区分	事業量及び事業費										
		47年度		48年度		49年度		50年度		計		
		箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	補助金 円
	小計	142	192,906	(1) 156	149,493	(15) 245	272,140	(1) 333	427,471	(17) 876	1,042,010	993,866,504
東広島市	農地	5	1,647							5	1,647	1,474,065
	農業用施設	74	46,154	(2) 39	40,275	(1) 28	27,450			(3) 141	113,879	103,948,086
	関連											
	小計	79	47,801	(2) 39	40,275	(1) 28	27,450			(3) 146	115,526	105,422,151
海田町	農地											
	農業用施設	1	1,698							1	1,698	1,365,192
	関連											
	小計	1	1,698							1	1,698	1,365,192
熊野町	農地	4	865	1	399					5	1,264	1,111,056
	農業用施設	5	2,214	5	2,202	3	5,679			13	10,095	9,368,160
	関連											
	小計	9	3,079	6	2,601	3	5,679			18	11,359	10,479,216
坂町	農地	1	199							1	199	99,500
	農業用施設											
	関連											
	小計	1	199							1	199	99,500
江田島町	農地											
	農業用施設	4	3,194	(1) 1	4,608					(1) 5	7,802	7,513,326

江田島町	関連											
	小計	4	3,194	1	4,608					(1) 5	7,802	7,513,326
倉橋町	農地	1	572							1	572	286,000
	農業用施設	10	4,267	14	6,361					24	10,628	6,908,200
	関連											
	小計	11	4,839	14	6,361					25	11,200	7,194,200
下蒲刈町	農地											
	農業用施設	2	1,059							2	1,059	991,224
	関連											
	小計	2	1,059							2	1,059	991,224
蒲刈町	農地	4	1,062	2	1,080					6	2,142	1,955,646
	農業用施設	11	10,361	8	5,367	(3) 9	5,152			(3) 28	20,880	20,023,920
	関連											
	小計	15	11,423	10	6,447	(3) 9	5,152			(3) 34	23,022	21,979,566
五日市町	農地											
	農業用施設	4	3,429							4	3,429	3,031,236
	関連											
	小計	4	3,429							4	3,429	3,031,236
廿日市町	農地											
	農業用施設	2	373							2	373	242,450
	関連											
	小計	2	373							2	373	242,450

市町村	区分	事業量及び事業費										
		47年度		48年度		49年度		50年度		計		
		箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	補助金 円
湯来町	農地											
	農業用施設	1	712	1	1,066					2	1,778	1,569,974
	関連											
	小計	1	712	1	1,066					2	1,778	1,569,974
佐伯町	農地	2	433	(1) 4	330					(1) 3	763	686,700
	農業用施設	2	3,243	(1) 4	3,370					(1) 6	6,613	6,150,090
	関連			2	2,203					2	2,203	1,982,700
	小計	4	3,676	(2) 7	5,903					(2) 11	9,579	8,819,490
吉和村	農地	9	1,439	9	1,742	2	812			20	3,993	3,414,015
	農業用施設	6	4,995	3	4,865	(1) 4	2,927			(1) 13	12,787	11,623,383
	関連											
	小計	15	6,434	12	6,607	(1) 6	3,739			(1) 33	16,780	15,037,398
能美町	農地			1	290					1	290	243,020
	農業用施設	8	3,126	(1) 11	2,835					(1) 19	5,961	5,341,056
	関連											
	小計	8	3,126	(1) 12	3,125					(1) 20	6,251	5,584,076
沖美町	農地											
	農業用施設	5	1,532							5	1,532	1,366,544
	関連											

	小　計	5	1,532							5	1,532	1,366,544
大柿町	農　地											
	農業用施設	16	6,153							16	6,153	5,119,296
	関　連											
	小　計	16	6,153							16	6,153	5,119,296
加計町	農　地	11	5,824	24	59,780	(1) 53	95,445	(3) 7	16,732	(4) 95	177,781	168,536,388
	農業用施設	17	55,355	(5) 41	59,103	(6) 38	35,057	(2) 10	15,889	(13) 106	165,404	162,592,132
	関　連					1	567			1	567	475,713
	小　計	28	61,179	(5) 65	118,883	(7) 92	131,069	(5) 17	32,621	(17) 202	343,752	331,604,233
筒賀村	農　地	8	1,614	4	2,659					12	4,273	3,884,157
	農業用施設	13	11,882	(1) 12	16,612	(1) 1	186			(2) 26	28,680	27,418,080
	関　連											
	小　計	21	13,496	(1) 16	19,271	(1) 1	186			(2) 38	32,953	31,302,237
戸河内町	農　地	2	2,691	(1) 2	3,320	13	7,418	1	140	(1) 18	13,569	12,483,480
	農業用施設	11	24,312	(3) 30	27,723	(3) 44	45,073	5	6,026	(6) 90	103,134	99,318,042
	関　連	1	1,712	(1) 2	1,062	2	2,546			(1) 5	5,320	4,293,240
	小　計	14	28,715	(5) 34	32,105	(3) 59	55,037	6	6,166	(8) 113	122,023	116,094,762
芸北町	農　地	4	1,135	1	750	1	412			6	2,297	2,099,458
	農業用施設	4	5,768	11	16,837	(4) 15	14,805			(4) 30	37,410	35,988,420
	関　連											
	小　計	8	6,903	12	17,587	(4) 16	15,217			(4) 36	39,707	38,087,878
	農　地	1	1,102	4	3,083					5	4,185	3,833,460

市町村	区分	事業量及び事業費										
		47年度		48年度		49年度		50年度		計		
		箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	補助金 円
大朝町	農業用施設	10	19,647	(1) 19	25,471	(2) 9	10,828	(2) 2	2,918	(5) 40	58,864	56,450,576
	関連	1	3,380	1	791	(1) 1	458			(1) 3	4,629	3,757,124
	小計	12	24,129	(1) 24	29,345	(3) 10	11,286	(2) 2	2,918	(6) 48	67,678	64,041,160
千代田町	農地	28	16,113	(1) 8	7,493	(1) 23	16,834	(1) 1	455	(3) 60	40,895	37,255,345
	農業用施設	55	117,145	(8) 57	166,209	(2) 117	167,620	(4) 9	13,020	(14) 238	463,994	444,042,258
	関連	1	2,408	(1) 3	2,752	1	2,344			(1) 5	7,504	5,943,168
	小計	84	135,666	(10) 68	176,454	(3) 141	186,798	(5) 10	13,475	(18) 303	512,393	487,240,771
豊平町	農地	46	11,560	(1) 38	14,244	(1) 30	10,246	(5) 28	8,686	(7) 142	44,736	41,425,536
	農業用施設	62	60,322	(5) 76	84,868	(20) 70	70,706	(1) 35	42,093	(26) 243	257,989	250,249,333
	関連											
	小計	108	71,882	(6) 114	99,112	(21) 100	80,952	(6) 63	50,779	(33) 385	302,725	291,674,869
吉田町	農地	8	11,752			1	154			9	11,906	10,620,152
	農業用施設	9	9,103	(1) 27	45,725	(5) 24	39,074			(6) 60	93,902	88,455,684
	関連											
	小計	17	20,855	(1) 27	45,725	(5) 25	39,228			(6) 69	105,808	99,075,836
八千代町	農地	1	1,100							1	1,100	965,800
	農業用施設	5	3,058							5	3,058	2,853,114
	関連											
	小計	6	4,158							6	4,158	3,818,914

美土里町	農　地	6	1,165	4	2,854					10	4,019	3,637,195
	農業用施設	22	26,221	(7) 20	27,008	(7) 51	87,662	(2) 12	19,986	(16) 105	160,877	153,637,535
	関　連			1	382	(1) 1	170			(1) 2	552	430,008
	小　計	28	27,386	(7) 25	30,244	(8) 52	87,832	(2) 12	19,986	(17) 117	165,448	157,704,738
高宮町	農　地	64	35,859	(1) 20	50,548	(1) 22	29,857	1	231	(2) 107	116,495	108,573,400
	農業用施設	28	49,007	(10) 24	34,339	(2) 55	92,477	(7) 61	111,163	(19) 168	286,986	278,901,792
	関　連			1	1,328					1	1,328	1,082,320
	小　計	92	84,866	(11) 45	86,215	(3) 77	122,334	(7) 62	111,394	(21) 276	404,809	388,557,512
甲田町	農　地	13	13,359	6	4,258	1	283	1	1,205	21	19,105	16,258,355
	農業用施設	6	6,258	12	20,241	(3) 7	3,336	(1) 2	1,901	(4) 27	31,736	28,657,608
	関　連											
	小　計	19	19,617	18	24,499	(3) 8	3,619	(1) 3	3,106	(4) 48	50,841	44,915,963
向原町	農　地	2	2,774	4	2,114	2	1,119			8	6,007	5,502,412
	農業用施設	10	13,790	(1) 15	19,207	12	31,906			(1) 37	64,903	62,241,977
	関　連			1	2,095					1	2,095	1,690,665
	小　計	12	16,564	(1) 20	23,416	14	33,025			(1) 46	73,005	69,435,054
黒瀬町	農　地	3	437	(1) 1	4					(1) 4	441	399,105
	農業用施設	25	26,150	(1) 26	29,665	(1) 23	16,151			(2) 74	71,966	68,799,496
	関　連											
	小　計	28	26,587	(2) 27	29,669	(1) 23	16,151			(3) 78	72,407	69,198,601
福富町	農　地											
	農業用施設	6	4,660	12	4,860					18	9,520	8,748,880

市町村	区分	事業量及び事業費										
		47年度		48年度		49年度		50年度		計		
		箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	補助金 円
福富町	関連											
	小計	6	4,660	12	4,860					18	9,520	8,748,880
豊栄町	農地											
	農業用施設	10	5,301	19	15,409	1	901			30	21,611	19,925,342
	関連											
	小計	10	5,301	19	15,409	1	901			30	21,611	19,925,342
大和町	農地	3	1,937	(1) 1	26					(1) 4	1,963	1,713,699
	農業用施設	19	13,813	(1) 29	15,708	(1) 9	3,957			(2) 57	33,478	30,967,150
	関連											
	小計	22	15,750	(2) 30	15,734	(1) 9	3,957			(3) 61	35,441	32,680,849
河内町	農地	1	377							1	377	329,121
	農業用施設	15	13,822	16	19,953	(4) 7	4,950			(4) 38	38,725	35,936,800
	関連											
	小計	16	14,199	16	19,953	(4) 7	4,950			(4) 39	39,102	36,265,921
本郷町	農地	3	372							3	372	330,336
	農業用施設	56	25,669	44	39,790	(11) 13	6,934			(11) 113	72,393	68,049,420
	関連											
	小計	59	26,041	44	39,790	(11) 13	6,934			(11) 116	72,765	68,379,756
	農地	5	2,339	3	1,123	(3) 5	3,585			(3) 13	7,047	6,285,924

安芸津町	農業用施設	32	18,661	(1) 18	15,609	(12) 50	38,530			(13) 100	72,800	68,504,800
	関　　連					(1) 1	666			(1) 2	1,761	1,387,668
	小　　計	37	21,000	(1) 22	17,827	(16) 56	42,781			(17) 115	81,608	76,178,392
安浦町	農　　地			1	45	2	149			3	194	168,780
	農業用施設	3	1,173	36	38,173	(10) 37	29,030			(10) 76	68,376	64,912,672
	関　　連					1	1,379			1	1,379	1,039,766
	小　　計	3	1,173	37	38,218	(10) 40	30,558			(10) 80	69,949	66,121,218
川尻町	農　　地			1	2,548	(1) 1	594			(1) 2	3,142	2,931,486
	農業用施設	3	1,590	1	2,353	(1) 1	101			(1) 5	4,044	3,922,680
	関　　連											
	小　　計	3	1,590	2	4,901	(2) 2	695			(2) 7	7,186	6,854,166
豊浜町	農　　地	1	132							1	132	122,364
	農業用施設	6	3,470							6	3,470	3,365,900
	関　　連											
	小　　計	7	3,602							7	3,602	3,488,264
豊町	農　　地			1	269					1	269	242,907
	農業用施設	8	3,079	1	1,220					9	4,299	4,096,947
	関　　連											
	小　　計	8	3,079	2	1,489					10	4,568	4,339,854
大崎町	農　　地											
	農業用施設	9	3,142	3	1,309					12	4,451	3,801,154
	関　　連											

市町村	区分	事業量及び事業費										
		47年度		48年度		49年度		50年度		計		
		箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	補助金 円
	小計	9	3,142	3	1,309					12	4,451	3,801,154
東野町	農地	1	280							1	280	237,720
	農業用施設	3	3,890	4	3,445	(2) 3	1,229			(2) 10	8,564	7,878,880
	関連											
	小計	4	4,170	4	3,445	(2) 3	1,229			(2) 11	8,844	8,116,600
木江町	農地			1	194	(1) 1	58			(1) 2	252	218,736
	農業用施設			1	360					1	360	336,600
	関連											
	小計			2	554	(1) 1	58			(1) 3	612	555,336
瀬戸田町	農地											
	農業用施設	8	3,845	8	4,016	(4) 4	785			(4) 20	8,646	7,954,320
	関連											
	小計	8	3,845	8	4,016	(4) 4	785			(4) 20	8,646	7,954,320
御調町	農地	19	5,066	(1) 18	6,520	(3) 3	44			(4) 40	11,630	10,350,700
	農業用施設	77	54,914	(1) 97	52,638	(10) 76	46,015			(11) 250	153,567	144,506,547
	関連											
	小計	96	59,980	(2) 115	59,158	(13) 79	46,059			(15) 290	165,197	154,857,247
久井町	農地											
	農業用施設	23	10,582	(1) 22	9,046					(1) 45	19,628	16,958,592

市町村	区分	事業量及び事業費										
		47年度		48年度		49年度		50年度		計		
		箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	補助金 円
神辺町	農地											
	農業用施設	39	18,133	18	15,453					57	33,586	21,830,900
	関連											
	小計	39	18,133	18	15,453					57	33,586	21,830,900
新市町	農地	1	566							1	566	468,082
	農業用施設	33	19,898	36	39,900	(3) 4	4,449			(3) 73	64,247	56,987,089
	関連											
	小計	34	20,464	36	39,900	(3) 4	4,449			(3) 74	64,813	57,455,171
油木町	農地	7	6,698	15	10,461	(3) 38	19,836	(1) 1	102	(4) 61	37,097	35,093,762
	農業用施設	43	60,244	(1) 170	141,803	(40) 159	160,110	(1) 19	32,462	(42) 391	394,619	387,910,470
	関連	1	6,665	(1) 1	6,168	(1) 1	15,430			(2) 3	28,263	23,203,923
	小計	51	73,607	(2) 186	158,432	(44) 198	195,376	(2) 20	32,564	(42) 455	459,979	446,208,155
神石町	農地	12	3,842	(1) 21	17,772	(12) 36	21,169	1	205	(13) 70	42,988	40,322,744
	農業用施設	93	69,139	(1) 197	221,708	(33) 185	141,435	(1) 109	142,176	(35) 584	574,458	564,117,756
	関連											
	小計	105	72,981	(2) 218	239,480	(45) 221	162,604	(1) 110	142,381	(48) 654	617,446	604,440,500
豊松村	農地			1	1,430	1	50			2	1,480	1,343,840
	農業用施設	14	8,625	38	29,706	(5) 7	4,807			(5) 59	43,138	41,283,066
	関連											

	関　　連											
	小　　計	23	10,582	(1) 22	9,046					(1) 45	19,628	16,958,592
甲山町	農　　地	6	987	10	3,366	(1) 1	107			(1) 17	4,460	4,018,460
	農業用施設	83	54,950	(2) 131	77,434	(12) 31	26,466			(14) 245	158,850	151,066,350
	関　　連											
	小　　計	89	55,937	(2) 141	80,800	(13) 32	26,573			(15) 262	163,310	155,084,810
世羅町	農　　地	37	11,587	21	4,151					58	15,738	14,526,174
	農業用施設	100	70,235	(2) 133	77,124	(3) 3	953			(5) 236	148,312	143,566,016
	関　　連											
	小　　計	137	81,822	(2) 154	81,275	(3) 3	953			(5) 294	164,050	158,092,190
世羅西町	農　　地	8	3,853	38	10,304	12	4,295			58	18,452	16,828,224
	農業用施設	52	62,048	52	35,343	(5) 39	27,625	(1) 7	13,097	(6) 150	102,113	97,824,254
	関　　連											
	小　　計	60	29,901	90	45,647	(5) 51	31,920	(1) 7	13,097	(6) 208	120,565	114,652,478
内海町	農　　地											
	農業用施設	7	10,553							7	10,553	10,236,410
	関　　連	1	1,835							1	1,835	1,559,750
	小　　計	8	12,388							8	12,388	11,796,160
沼隅町	農　　地											
	農業用施設	22	15,033	18	9,073					40	24,106	22,201,626
	関　　連											
	小　　計	22	15,033	18	9,073					40	24,106	22,201,626

	小　計	14	8,625	39	31,136	(5) 8	4,857			(5) 61	44,618	42,626,906
神石郡三和町	農　地	2	869	3	868					5	1,737	1,592,829
	農業用施設	98	103,485	(2) 191	147,523	(66) 143	66,191			(68) 432	317,199	306,414,234
	関　連											
	小　計	100	104,354	(2) 194	148,391	(66) 143	66,191			(68) 437	318,936	308,007,063
総領町	農　地	23	22,224	46	28,399	(10) 43	19,236	17	7,912	(10) 129	77,771	73,882,450
	農業用施設	97	118,270	(1) 71	94,201	(14) 79	107,605	(1) 117	279,216	(16) 364	599,292	592,100,496
	関　連											
	小　計	120	127,023	(1) 117	122,600	(24) 122	126,841	(1) 134	287,128	(26) 493	677,063	665,982,946
甲奴町	農　地	9	10,016	15	8,793	10	2,848			34	21,657	20,205,981
	農業用施設	88	96,172	(2) 136	111,059	(28) 108	79,188	106	115,001	(30) 438	401,490	392,588,760
	関　連											
	小　計	97	106,188	(2) 151	119,852	(28) 118	82,036	106	115,001	(30) 472	423,077	412,794,741
上下町	農　地	30	18,679	(1) 56	25,346	(6) 49	26,038	5	1,634	(7) 140	71,697	67,466,877
	農業用施設	61	110,701	(10) 105	100,402	(19) 160	183,178	109	189,834	435	584,115	573,690,930
	関　連	1	323	(1) 2	1,935	(3) 5	5,921			(4) 8	8,179	6,500,453
	小　計	92	129,703	(12) 163	127,683	(28) 214	212,483	114	191,468	(40) 583	663,991	647,668,260
君田村	農　地	6	3,326	18	4,096	(3) 16	4,383			(3) 40	11,805	10,742,550
	農業用施設	36	34,527	61	49,695	(9) 42	30,741	3	989	(9) 142	115,952	111,082,016
	関　連											
	小　計	42	37,853	79	53,791	(12) 58	35,124	3	989	(12) 182	127,757	121,824,566
	農　地	10	4,966	18	11,356	(1) 32	11,314			(1) 60	27,636	25,756,752

市町村	区分	事業量及び事業費										
		47年度		48年度		49年度		50年度		計		
		箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	補助金 円
布野村	農業用施設	25	23,026	41	46,633	(4) 38	40,010	(1) 10	8,895	(5) 114	118,564	115,481,336
	関連	1	699							1	699	563,394
	小計	36	28,691	59	57,989	(5) 70	51,324	(1) 10	8,895	(6) 175	146,899	141,801,482
作木村	農地	22	33,510	15	35,920	27	20,394	(3) 10	3,747	(3) 74	93,571	88,424,595
	農業用施設	42	43,330	53	113,027	(7) 87	122,540	88	86,478	(7) 270	365,375	359,163,625
	関連					1	1,789			1	1,789	1,466,980
	小計	64	76,840	68	148,947	(7) 115	144,723	(3) 98	90,225	(10) 345	460,735	449,055,200
吉舎町	農地	32	28,685	(2) 57	71,089	(1) 36	33,720	(1) 3	1,078	(4) 128	134,572	125,824,826
	農業用施設	65	79,555	(2) 49	99,219	(1) 73	96,946	40	101,215	(3) 227	376,935	369,773,235
	関連	1	567							1	567	462,105
	小計	98	108,807	(4) 106	170,308	(2) 109	130,666	(1) 43	102,293	(7) 356	512,074	496,060,166
三良坂町	農地	35	33,687	(7) 82	70,536	(2) 12	5,782	2	1,671	(9) 131	111,676	105,310,468
	農業用施設	34	84,507	55	119,426	(1) 34	69,000	(3) 47	57,550	(4) 170	330,483	324,203,823
	関連											
	小計	69	118,194	(7) 137	189,962	(3) 46	74,782	(3) 49	59,221	(13) 301	442,159	429,514,291
双三郡三和町	農地	11	11,616	(1) 11	7,029	(4) 27	12,036			(5) 49	30,681	27,398,133
	農業用施設	18	25,851	27	29,026	(7) 32	17,826	2	1,033	(7) 79	73,736	69,385,576
	関連											
	小計	29	37,467	(1) 38	36,055	(11) 59	29,675	2	1,033	(12) 128	104,417	96,783,709

西城町	農地	2	609	16	6,185	(5) 10	2,961	(1) 1	64	(6) 29	9,819	8,806,195
	農業用施設	49	63,055	(2) 37	41,405	(6) 68	54,292	(1) 24	35,855	(9) 178	194,607	142,725,078
	関連	1	842							1	842	658,444
	小計	52	64,506	(2) 53	47,590	(11) 78	57,253	(2) 25	35,919	(15) 208	205,268	152,269,717
東城町	農地	27	10,061	10	5,836	(9) 11	3,361			(9) 48	19,258	18,064,004
	農業用施設	154	173,016	(3) 96	126,802	(29) 155	185,211	180	244,856	(32) 585	729,885	715,287,300
	関連	3	3,423	(1) 2	4,166	(2) 2	7,349			(3) 7	14,938	11,950,400
	小計	184	186,500	(4) 108	136,804	(40) 168	195,921	180	244,856	(44) 640	764,081	745,301,704
口和町	農地	27	8,031	24	18,479	(12) 42	13,679	9	3,320	(12) 102	43,509	40,593,897
	農業用施設	72	72,155	64	43,220	(29) 104	77,016	88	112,424	(29) 328	304,815	297,499,440
	関連											
	小計	99	80,186	88	61,699	(41) 146	90,695	97	115,744	(41) 430	348,324	338,093,337
高野町	農地	12	4,855							12	4,855	4,413,195
	農業用施設	26	17,235	48	32,243	20	6,027			94	55,505	53,118,285
	関連											
	小計	38	22,090	48	32,243	20	6,027			106	60,360	57,531,480
比和町	農地	37	14,526	(1) 20	9,402	(7) 11	2,531	4	2,654	(8) 72	29,113	27,366,220
	農業用施設	50	53,908	(1) 25	36,008	(9) 88	139,000	82	159,384	(10) 245	388,300	381,310,600
	関連					1	1,593			1	1,593	1,274,400
	小計	87	68,434	(2) 45	45,410	(16) 100	143,124	86	162,038	(18) 318	419,006	409,951,220

市町村	区分	事業量及び事業費										
		47年度		48年度		49年度		50年度		計		
		箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	箇所	事業費 円	補助金 円
合計	農地	693	458,579	(26) 810	672,336	(89) 697	449,606	(18) 157	77,760	(133) 2,357	1,658,281	1,538,564,003
	農業用施設	2,825	2,884,768	(99) 3,272	3,410,820	(482) 3,002	3,135,515	(30) 1,730	2,486,180	(611) 10,829	11,917,283	11,381,940,908
	関連	14	24,560	(6) 19	25,548	(9) 18	40,212			(15) 51	90,320	73,225,727
	計	3,532	3,367,907	(131) 4,101	4,108,704	(580) 3,717	3,625,333	(48) 1,887	2,563,940	(759) 13,237	13,665,884	12,993,730,638

3　農業用施設（耕地関係を除く）の災害復旧事業

農業協同組合及び同連合会等の所有する家畜市場，農業倉庫，共同通信施設及び発電施設等の被害は３０組合，６４施設に及んだ。

被災後，直ちに応急修理，通信確保を指導するとともに農林漁業災害復旧事業により被害施設の復旧を行い，復旧費総額は約9,７００万円に及び，うち約70％の6,５４０万円は国庫補助を受けた。

この事業の補助率は，復旧事業費が１０万円以下の部分については４０％，１０万円を超える部分については９０％（いずれも国庫負担）で，その実績は第６－４表のとおりである。

第６－４表　　昭和４７年度農協等共同利用施設災害復旧状況　　（単位；円）

市町村	事業主体	施設名	査定額	復旧額	うち国庫補助金
広島市	安佐町農業協同組合	共同通信施設	3,210,000	3,655,310	2,839,000
三次市	三次市　〃	農業倉庫（２カ所）	149,000	219,750	60,100
〃	〃	初ずり脱穀場	336,000	339,800	252,400
〃	〃	青果市場	189,000	199,420	121,100
〃	〃	共同通信施設	5,558,000	6,496,240	4,952,200
〃	〃	発電施設	1,572,000	1,623,280	1,364,800
〃	〃	配電施設	127,000	150,000	64,300
〃	〃	給油施設	493,000	509,200	393,700
〃	広島県経済農業協同組合連合会	飼料倉庫	496,000	504,560	396,400
〃	〃	食肉利用施設	1,812,000	2,795,000	1,580,800
〃	〃	と畜場	259,000	259,000	183,100
〃	〃	家畜市場	2,636,000	3,129,000	2,322,400
〃	〃	家畜繁殖施設	1,277,000	1,277,000	1,099,300
〃	〃	給油施設	1,049,000	1,120,000	894,100
〃	双三畜産農業協同組合連合会	家畜市場	322,000	350,300	248,800
庄原市	山内西農業協同組合	共同通信施設	372,000	431,000	284,800
〃	敷信　〃	農業倉庫	105,000	105,775	44,500
〃	本村　〃	農業倉庫（２カ所）	239,000	395,095	133,600
吉和村	吉和村　〃	発電施設	6,213,000	6,500,940	5,541,700

市町村	事業主体	施設名	査定額	復旧額	うち国庫補助金
加計町	加計町農業協同組合	精米麦施設	283,000	300,661	204,700
〃	加計町有線放送農業協同組合	共同通信施設	5,572,000	5,572,000	4,964,800
千代田町	小河原 〃	ふ卵育すう施設	1,796,000	1,796,000	1,566,400
〃	千代田 〃	共同通信施設	1,233,000	1,467,000	1,059,700
〃	〃 〃	発電施設	3,573,000	3,778,100	3,165,700
豊平町	豊平町 〃	〃	4,831,000	5,551,700	4,297,900
〃	吉坂 〃	〃	2,212,000	2,289,000	1,940,800
〃	豊平町有線放送電話農業協同組合	共同通信施設	756,000	857,750	630,400
高宮町	高田郡農業協同組合	〃	4,526,000	4,526,000	4,023,400
甲田町	〃	〃	305,000	345,050	224,500
〃	広島県経済農業協同組合連合会	家畜市場	143,000	154,990	78,700
甲山町	世羅郡農業協同組合	共同通信施設	302,000	385,000	221,800
世羅町	〃	〃	500,000	624,000	400,000
世羅西町	〃	〃	110,000	133,000	49,000
新市町	新市 〃	発電施設	424,000	455,000	331,600
油木町	広島県経済農業協同組合連合会	農産物加工施設	369,000	654,000	282,100
〃	〃	家畜市場	946,000	1,293,000	801,400
上下町	上下町農業協同組合	共同通信施設	609,000	655,000	498,100
甲奴町	甲奴町 〃	発電施設	1,690,000	1,792,194	1,471,000
総領町	総領町 〃	農業倉庫	377,000	461,000	289,300
君田村	君田村 〃	共同通信施設	128,000	137,336	65,200
布野村	布野村 〃	〃	424,000	521,002	331,600
〃	〃	発電施設	1,417,000	1,981,312	1,225,300
作木村	作木村 〃	農業倉庫（２カ所）	1,118,000	3,885,000	906,200
〃	〃	肥料飼料倉庫	161,000	10,710,000	426,000
〃	〃	生産資材倉庫	357,000		
〃	〃	農機具修理施設	122,000		
〃	〃	共同作業場（２カ所）	486,000	507,742	337,400
〃	〃	稚蚕共同飼育場	1,576,000	2,268,240	1,368,400
〃	〃	共同通信施設	4,763,000	4,763,855	4,236,700

市町村	事業主体	施設名	査定額	復旧額	うち国庫補助金
作木村	作木村農業協同組合	給油施設	698,000	741,4787	578,200
吉舎町	吉舎町 〃	農業倉庫	150,000	152,000	85,000
〃	〃	装蹄施設	171,000	204,000	103,900
三良坂町	三良坂 〃	共同通信施設	2,555,000	2,589,276	2,249,500
西城町	西城町 〃	発電施設（３カ所）	2,074,000	2,130,000	1,721,600
東城町	東城町 〃	生産資材倉庫	115,000	120,673	53,500
口和町	口和町 〃	共同通信施設	1,210,000	1,350,000	1,039,000
〃	〃 〃	発電施設	1,148,000	1,194,000	983,200
比和町	比和町 〃	共同通信施設	531,000	597,000	427,900
計	３０組合	６４施設	76,175,000	97,004,429	65,417,000

第３節　林業関係の災害復旧事業

1　技術職員の応援

森林土木関係被害は，被害総額３９億2,２００万円に及び，しかも地域的に県北部，北東部，西北部に集中したために，これらの地域では，関係農林事務所の技術職員のみでは，現地調査計面書及び設計書の作成が困難になったため林務部の全組織をもって当該作業にあたるとともに，被害がわずかであった地域の森林土木関係職員を災害激甚地に応援のために緊急に派遣し，災害復旧に当たった。

しかし，道路網の寸断により現地調査は困難を極め林務部職員のみでは，短期間での対応が不可能になったために，他県に技術職員の応援を依頼し，早期復旧を図った。

その応援状況は第６－５表のとおりである。

第6－5表　　他県からの技術職員の応援状況

県　名	応　援　先	応援人員	延日数
新　潟　県	庄原農林事務所	2	122
愛　媛　県	三次農林事務所	3	93
北　海　道	可部農林事務所	2	122
栃　木　県	福山農林事務所	1	31
計		8	368

2　森林組合所有共同利用施設の災害復旧事業

森林組合及び森林組合連合会が所有する共同利用施設の被害は，4森林組合の5施設に及んだ。

災害復旧は農林水産業共同利用施設災害復旧事業により，復旧額約540万円で復旧を行った。その状況は，第6－6表のとおりである。

第6－6表　　森林組合共同利用施設災害復旧状況　　（単位；千円）

市町村	事業主体	施設名	査定額	復旧額	うち国庫補助金
三次市	広島県森林組合連合会	木材集荷施設	2,608	3,295	2,297
高宮町	高田郡森林組合	木材加工施設	270	293	193
作木村	作木村森林組合	資材倉庫	539	1,100	435
〃	〃	樹苗生産施設	260	274	184
口和町	口和町森林組合	〃	358	431	272
計	4組合	5施設	4,035	5,393	3,381

3　林道の災害復旧事業

今回の災害は，県北山間部を中心にした集中豪雨による災害であったことから，山間部に開設されている林道は多くの被害を受けた。

集中豪雨がもたらした異常降水により，路肩，測溝，橋梁の欠壊，路面の流出及び山腹の崩壊に伴う崩土による埋没等により交通不能あるいは交通困難箇所が多発した。

林道は，木材搬出に利用されるのみではなく，山村地域に於ける交通手段として不可欠なも

のであるため，林道の被災箇所は早急に復旧することが必要とされることからその復旧に努めたところである。復旧は，労務資材，施工業者の不足等の困難な条件の下で，昭和４９年度までに，ごく一部を除いて復旧を完了した。なお，今回の災害が激甚であったことから林道災害も激甚災害に指定され復旧作業に対し，ごく一部の地域を除いて大部分は高率の国庫補助が適用され，地元負担が軽減された。

復旧作業の実施状況は第６－７表のとおりである。

第６－７表　　林道の災害復旧状況　　（単位；千円）

市町村名	箇所数	査定事業費	47	48	49	50	計
広島市	15	15,755	8,234	6,117	1,110		15,461
三原市	2	3,364	3,309				3,309
尾道市	2	849		878	256		1,134
福山市	11	7,794	2,722	4,921	538		8,181
府中市	12	5,872	1,042	3,946	1,608		6,596
三次市	17	17,849	2,218	12,939	424		15,581
庄原市	13	11,379	1,068		13,117		14,185
五日市町	1	302	298				298
湯来町	10	3,671	2,201	1,680			3,881
吉和村	30	23,108	6,472	4,961	18,203		29,636
大柿町	1	185		212			212
加計町	23	20,488	6,372	5,218	3,588	9,232	24,410
筒賀村	7	13,486	6,973	8,234			15,207
戸河内町	11	10,433	2,812	468	10,986		14,266
芸北町	1	454	454				454
大朝町	3	2,987	140	4,059			4,199
千代田町	5	3,818			5,090		5,090
豊平町	6	3,145	2,557	682			3,239
吉田町	3	1,464		885	1,060		1,945
八千代町	2	839			1,373		1,373
美土里町	4	2,152	627	1,464	356		2,447
高宮町	7	7,520	6,270	384	1,573		8,227

市町村名	箇所数	査定事業費	47	48	49	50	計
甲田町	1	338	342				342
河内町	3	4,256	260	4,372			4,632
御調町	1	200		226			226
甲山町	1	306			525		525
世羅町	3	896			1,286		1,286
世羅西町	5	2,521	740	1,065	996		2,771
沼隈町	1	1,591			2,110		2,110
新市町	6	2,886	522	2,200	383		3,105
神石町	10	7,161	5,537	1,999			7,536
豊松村	4	3,646	856	2,902			3,758
神石郡三和町	11	5,269	3,447	1,825			5,272
上下町	2	1,533		1,606			1,606
総領町	3	1,237	195	1,304			1,499
甲奴町	5	6,731	6,680				6,680
君田村	12	6,555	5,530	920			6,450
布野村	12	7,902	4,120	3,042	1,118		8,280
作木村	13	14,616	12,853	2,501			15,354
吉舎町	7	4,572	2,733	2,228			4,961
三良坂町	9	3,999	3,207	755			3,964
西城町	20	10,859	4,035	2,314	6,553		12,902
東城町	18	12,483	3,639	6,106	6,062		15,807
口和町	7	6,682	1,172	1,324	4,616		7,112
比和町	28	15,133	7,357	6,911	2,027		16,295
計	368	278,292	116,996	100,648	84,928	9,232	311,804

4　治山関係の災害復旧事業

今回の災害は，集中豪雨がもたらした異常降水が誘因となって，地理的に崩壊しやすい花崗岩からなっていること等が要因となって山腹あるいは渓流の崩壊が多発した。特に，従来山腹崩壊等の山地災害の発生がみられない地域において多くの山腹あるいは渓流の崩壊が発生した。

山腹あるいは渓流の崩壊地は一部を除いて，次期出水により拡大崩壊が発生し，再災害をもたらすことから，特に人家等に危険をもたらす崩壊地については緊急に，緊急治山事業，林地崩壊防止事業等で，４７年度中に復旧を実施し，その他の箇所については復旧治山事業等で復旧に努めた。

治山施設の被災箇所は，８箇所については公共土木施設災害復旧事業で復旧を実施し，他は維持修繕事業で復旧を行った。

復旧事業の実施状況は第６－８表から第６－１２表のとおりである。

第６－８表　　治山関係の災害復旧状況　　（単位：千円）

事業名	４７年度		４８年度		４９年度		５０年度		計	
	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費
治山施設災害復旧	4	15,210	2	10,458	2	17,590			8	43,258
施設維持修繕	8	4,000	11	4,980					19	8,980
緊急・復旧治山	40	313,200	80	676,220	56	668,038	72	871,960	248	2,529,418
林地崩壊防止	48	53,000	46	63,000	17	17,423			111	133,423
小規模崩壊地復旧	233	130,000	279	250,196	90	78,066			602	458,262
計	333	515,410	418	1,004,854	165	781,117	72	871,960	988	3,173,341

第6－9表　　昭和47年度市町村別治山関係災害復旧状況

（単位；千円）

市町村名	治山施設		施設維持修繕		緊急・復旧治山		林地崩壊防止		小規模崩壊地復旧	
	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費
広島市							5	4,680	19	12,810
呉市									12	7,140
竹原市							1	1,000	11	5,156
三原市									24	10,473
尾道市					1	4,450	4	2,600	16	7,357
福山市	1	2,560			3	33,060	2	1,910	5	6,171
府中市			1	1,175			3	2,910		
三次市			2	570	2	13,390			2	2,959
庄原市					1	6,100	5	7,519	24	6,760
東広島市			1	430						
音戸町	2	5,350	1	470						
倉橋町									1	339
蒲刈町									1	940
能美町									1	700
大柿町							2	4,250		
加計町					4	30,650			3	1,230
戸河内町					2	18,630			2	2,455
芸北町					1	6,710			1	680
大朝町									1	200
千代田町					3	21,250	3	3,880	3	2,000
豊平町					4	21,880	1	3,220	9	4,400
八千代町									3	3,170
高宮町					1	6,480				
甲田町							1	1,050	3	2,230
黒瀬町			1	390					2	1,900
大和町									4	1,320
河内町									1	700

市町村名	治山施設		施設維持修繕		緊急・復旧治山		林地崩壊防止		小規模崩壊地復旧	
	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費
安芸津町									4	1, 500
豊浜町					1	7, 830			1	330
大崎町									1	500
東野町									1	290
御調町									3	2, 400
甲山町			1	760	3	18, 060			3	900
世羅町			1	205					3	1, 255
内海町									1	400
沼隈町									5	3, 640
神辺町					1	8, 330	4	3, 600	6	4, 600
新市町									1	870
神石町					1	5, 400	5	5, 690	1	580
上下町					1	19, 500			3	3, 403
総領町	1	7, 300			3	36, 210			2	2, 692
甲奴町					1	13, 580			10	5, 860
君田村					1	2, 180				
作木村					1	2, 380			8	3, 490
吉舎町									5	5, 160
双三郡三和町									1	400
西城町					2	10, 660	3	2, 417	1	460
東城町					1	5, 280	5	4, 849	19	7, 540
口和町					1	11, 280			1	490
高野町									1	410
比和町					1	9, 910	4	3, 425	4	1, 740
計	4	15, 210	8	4, 000	40	313, 200	48	53, 000	233	130, 000

第6－10表　　昭和48年度市町村別治山関係災害復旧状況

（単位；千円）

市町村名	治山施設		施設維持修繕		緊急・復旧治山		林地崩壊防止		小規模崩壊地復旧	
	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費
広島市			1	120	1	6,440	2	5,020	12	14,505
呉市			1	125	1	6,360			7	5,453
竹原市							2	4,931	5	6,650
三原市					2	10,640			17	18,457
尾道市					4	23,440	3	4,040	29	17,965
福山市					5	34,230	5	5,692	19	17,131
府中市					4	31,880	1	2,270	6	8,126
三次市									13	12,935
庄原市					2	27,330	2	1,784	4	4,120
東広島市			1	612						
府中町									1	2,330
江田島町							3	3,630		
音戸町	1	5,658	1	87					1	1,610
倉橋町									1	414
下蒲刈町					1	2,700				
蒲刈町					1	580				
湯来町					2	15,500			1	96
佐伯町					1	7,240			1	540
吉和村					1	8,130				
能美町									3	4,801
加計町					2	10,770			4	1,952
筒賀村			1	526	1	7,480			2	3,279
戸河内町	1	4,800			2	15,030			1	2,650
芸北町					2	48,590				
大朝町									4	3,940
千代田町					2	51,740	3	4,489	1	1,736
豊平町			1	788	4	46,790			6	7,670

市町村名	治山施設		施設維持修繕		緊急・復旧治山		林地崩壊防止		小規模崩壊地復旧	
	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費
吉田町									1	276
高宮町									2	1,065
甲田町							2	3,193	2	4,900
向原町									1	2,125
黒瀬町			1	672	1	2,980				
福富町					1	5,620			1	492
豊栄町									3	1,389
大和町					2	8,000			3	675
河内町					1	4,580			1	695
本郷町									1	500
安芸津町					3	26,560	1	3,095	1	509
川尻町									2	933
豊浜町					1	5,460			1	1,598
大崎町									7	3,749
東野町			1	73					5	3,096
木江町					1	4,050				
御調町					1	8,990			5	5,230
向島町			1	333						
甲山町					1	2,780			8	7,510
世羅町					3	20,160			12	7,500
世羅西町					1	4,360			2	1,450
内海町					1	7,373				
沼隈町			1	1,266	2	22,000			7	5,723
神辺町					1	1,890	4	4,128	7	8,220
新市町					1	5,140			3	3,563
油木町									1	1,500
神石町			1	378	3	18,650	2	2,097	9	7,385
豊松村					1	5,360				

市町村名	治山施設		施設維持修繕		緊急・復旧治山		林地崩壊防止		小規模崩壊地復旧	
	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費
神石郡三和町									1	4,250
上下町					2	19,000				
総領町					2	29,660				
甲奴町					3	30,860			6	5,077
君田村					1	6,010			1	749
作木村									7	4,316
吉舎町					1	8,240			7	4,612
三良坂町									2	1,801
双三郡三和町									4	2,709
西城町					1	14,950	1	460	1	440
東城町					4	42,697	7	11,850	9	7,612
口和町					1	4,700			2	1,302
比和町					2	21,280	6	4,092	6	4,041
計	2	10,458	11	4,980	80	676,220	46	63,000	279	250,196

第6－11表　　昭和49年度市町村別治山関係災害復旧状況

（単位；千円）

市町村名	治山施設		緊急・復旧治山		林地崩壊防止		小規模崩壊地復旧	
	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費
広島市			3	46,770	1	935	3	3,400
呉市							5	5,723
竹原市			1	3,920			2	3,036
因島市			1	4,460				
福山市			3	51,360				
府中市			5	35,077			2	1,830
三次市			1	7,407			2	2,402
庄原市			3	39,498	2	373	4	850
東広島市			1	11,460			2	2,595
江田島町					2	3,736		
下蒲刈町							1	2,000
廿日市町							1	1,485
湯来町							1	570
佐伯町			1	4,020				
吉和村			1	4,600				
宮島町							2	860
能美町							1	1,365
加計町			3	34,890			1	500
筒賀村			3	28,720				
戸河内町	2	17,590	2	29,770			1	1,700
芸北町			1	25,713			1	3,000
大朝町			1	17,040			1	3,000
千代田町			2	28,630			2	2,050
豊平町			1	25,670			4	3,978
吉田町							1	1,440
高宮町			1	21,650			1	240
甲田町					1	1,810	2	1,116

市町村名	治山施設		緊急・復旧治山		林地崩壊防止		小規模崩壊地復旧	
	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費
福富町			1	5,374			1	138
豊栄町							5	3,352
大和町							3	2,931
河内町			1	14,240				
本郷町			1	26,110				
安芸津町			4	26,611			5	5,362
豊町			1	8,730				
大崎町							1	400
東野町							1	950
世羅町			1	27,880				
内海町			1	6,170				
沼隈町			2	14,110				
油木町			1	16,710				
神石町			2	9,830				
上下町							1	1,524
総領町			1	41,180			2	1,806
甲奴町			2	11,098			4	3,095
君田村							1	839
布野村			1	9,410				
作木村							4	2,359
吉舎町							4	1,276
三良坂町							1	215
西城町					3	2,411	1	645
東城町			2	24,790	5	7,355	11	7,990
口和町							1	59
高野町							1	1,450
比和町			1	5,140	3	803	3	535
計	2	17,590	56	668,038	17	17,423	90	78,066

第6－12表　　昭和50年度市町村別治山関係災害復旧状況

（単位；千円）

市町村名	緊急・復旧治山		市町村名	緊急・復旧治山	
	箇所	工事費		箇所	工事費
広島市	3	31,400	向原町	1	3,420
呉市	1	9,270	河内町	1	8,620
三原市	6	54,980	安芸津町	4	62,130
尾道市	1	8,040	東野町	1	14,030
福山市	6	73,370	甲山町	2	26,450
三次市	2	21,980	内海町	1	11,360
庄原市	2	17,500	沼隈町	2	19,380
東広島市	3	26,170	神辺町	1	4,350
廿日市町	1	8,710	油木町	2	10,440
大野町	1	10,660	豊松村	1	8,010
湯来町	1	23,310	上下町	1	4,930
加計町	3	31,240	総領町	2	89,900
筒賀村	1	29,060	甲奴町	1	15,530
戸河内町	3	40,950	君田村	1	10,530
芸北町	1	24,060	作木村	1	10,930
大朝町	1	10,190	吉舎町	1	1,370
千代田町	1	19,660	東城町	5	59,480
豊平町	2	9,610	口和町	1	6,740
吉田町	1	9,160	比和町	2	25,380
八千代町	1	19,660	計	72	871,960

第４節　土木関係の災害復旧事業

４７年発生災害復旧事業については，その発生以来，民生の安定と公共の福祉を確保するため毎年度の建設事業の執行方針においても最優先として意欲的に執行に努めた。特に災害が激甚であった関係からして再度災害を防止するため河川改良を基本とした災害復旧関連事業及び災害復旧助成事業を多く取り入れ，きめ細い将来に対する配慮を図った。

災害復旧の進渉であるが，発生以来単発災害は２箇年，災害復旧関連（助成）事業は，３～４箇年で復旧する計画であったが，４８年２月以来のセメント不足，１１月からの未曽有の石油ショックに基因する建設資材，労務不足のため復旧進渉に多大の支障を来し，４９年度に一部繰越を余儀なくされたが，県は工事による河川汚濁問題，請負業者の選定等数々の悪条件を克服し，早期復旧を積極的に推進したところ，４９年度からの国の総需要抑制策のための事業量の減少からか復旧が予想以上に進渉し，４９年度は災害復旧助成事業の一部を除いた単発災害復旧事業，災害関連事業ともおおむね完成し，５０年度は用地補償等の未解決のため所定の工期がとれなくやむを得ず繰越した工事と災害復旧助成事業を完成した。

１　技術職員の応援

公共土木施設の被害は，13,260箇所，被害額約３３９億円にのぼる大規模なものとなり，災害査定を受けるに当っても，技術職員などの所要人員の確保に苦慮した。

このため，県下の１３土木（建築）事務所のうち，特に災害の激甚であった加計，吉田，三次，庄原及び上下の北部５事務所に応援体制を計画し，県内の他事務所から７９名を派遣するとともに，幸いにして他県から３７名の応援を得ることができたので，これによって所要人員を充足し，早期復旧を図った。

他県からの技術職員の応援状況は第６－１３表のとおりである。

第６－１３表　他県からの技術職員の応援状況

県　名	職員数	延日数	県　名	職員数	延日数
宮城県	3	93	福島県	6	126
兵庫県	6	180	茨木県	3	117
千葉県	4	156	栃木県	3	117
愛媛県	6	234	石川県	3	117
和歌山県	3	117	計	73	1,257

2　改良復旧事業

改良復旧事業は，被害が激甚な場合，個々の原形復旧のみでは，事業の効果がおのずから局限されることとなるので，このような場合，未災箇所も含めて更に安全度の向上を図るために，一定計画等に基づき，改良復旧を行う事業であり，この度の災害復旧事業には，大幅にこの改良復旧事業の制度が採択された。

参考までに，この改良復旧事業の制度についてみると，全額災害復旧費で改良復旧を行う一定災と，災害復旧費に同程度の改良費を加えて改良復旧を行う災害関連事業があり，下図のとおりである。

- 改良復旧事業
  - 一定災
  - 災害関連事業
    - 災害関連事業
      - 県工事（河川，砂防，海岸，道路，橋梁）
      - 市町村工事（河川，海岸，道路，橋梁）
    - 災害復旧助成事業……県工事（河川，海岸）

㊟　昭和５０年度より災害特定関連事業（河川についての県工事，市町村工事）が災害関連事業のなかで，制度化され４９年発生災害より適用されている。

(1)　災害関連事業

この事業は，河川，海岸，砂防，道路，及び橋梁の災害で，被害が激甚であり，原形復旧工事のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合，一定の計画により改良工事と，災害復旧工事を合併して施行するもので，総事業費のうち，災害関連費の占める割合が原則として５割以下であり，その額が２００万円以上１億円未満で，投資効果が大きく，上下流に悪影響を与えないことが一般基準である。

この制度により昭和４７年発生災害では，県工事で河川事業３２河川及び砂防事業12河川，市町村工事で河川事業２９河川が採択され，昭和４７年度から，３カ年計画で復旧した。その年度別執行状況は第６－１４表のとおりである。なお，河川等災害関連事業諸元表（調査時）は第６－１５表のとおりである。

第6－14表　　47年発生災害関連事業総括表　（年度別執行状況）　（単位；千円）

事上業体	種別	費目	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	計
県工事	河川	災	564,963^{092}	1,231,708^{493}	558,626^{255}	2,355,297^{840}
		関	504,841^{464}	604,393^{534}	476,024^{391}	1,585,259^{389}
		小計	1,069,804^{556}	1,836,102^{027}	1,034,650^{646}	3,940,557^{229}
	砂防	災	136,694	384,198	54,624	575,516
		関	112,500	168,750	75,570	356,820
		小計	249,194	552,948	130,194	932,336
	小計	災	701,657^{092}	1,615,906^{493}	613,250^{255}	2,930,813^{840}
		関	617,341^{464}	773,143^{534}	551,594^{391}	1,942,079^{389}
		小計	1,318,998^{556}	2,389,050^{027}	1,164,844^{646}	4,872,893^{229}
市町村工事	河川	災	249,854	642,668^{172}	394,957^{870}	1,287,480^{042}
		関	216,594^{067}	372,832^{451}	342,379^{876}	931,806^{394}
		小計	466,448^{067}	1,015,500^{623}	737,337^{746}	2,219,286^{436}
監督事務費		関	1,700	3,000	2,820	7,520
合計		災	951,511^{092}	2,258,574^{665}	1,008,208^{125}	4,218,293^{882}
		関	835,635^{531}	1,148,975^{995}	896,794^{257}	2,881,405^{783}
		計	1,787,146^{623}	3,407,550^{650}	1,905,002^{392}	7,099,699^{665}

第6－15表　　河川等災害関連事業諸元表　（調査時）

区分	査定番号	河川名	位置 郡市	位置 町村	位置 字	事業費 全体	事業費 災害費	事業費 改良費	工事延長	設計概要	流域面積 km²	計画雨量 mm/日	計画流量 m³/S	比流量 m³/S/km²	計画勾配	確率年数	計画水深 m	上幅 計画下幅
						千円	千円	千円	m									
県河川関連	⑤645 ⑤655 ⑤2,435 ⑤2,436	岩屋寺谷川	三次	畠敷	西光	96,651	45,014	51,637	1,229.0	二面張コンクリート工 床止工18基 橋梁工12橋 帯工10〃	1.0	79.2 h	20.2	20.2	1/25 〜 1/150	1/100	1.50	4.20 3.00
〃	⑤547〜550 ⑤2,030〜2,032 ⑤2,429 ⑤2,430 ⑤2,437	馬洗川(中流)	双三	吉舎	海田原	218,979	114,856	104,123	1,565.0	積ブロック 7,691.7m² 根継工301.6m 橋梁工 1橋 根固工 576ヶ	115.0	180.0	560.0	4.9	1/280	1/30	3.00	55.20 47.00
〃	⑤4,224 〜 4,228	〃(下流)	〃	〃	貞御堂	125,824	61,513	64,311	825.5	積ブロック 5,761.6m² 帯工 1基 橋梁工 2橋 根固工 537ヶ	185.0	180.0	630.0	3.4	1/300	1/30	4.00	42.20 34.00
〃	⑤5,587〜5,591 ⑤551〜553 ⑤2,431 ⑤555 ⑤2,132	〃(上流)	〃	〃	町東	210,235	106,386	103,849	1,339.0	積ブロック 7,709.1m² 法枠工5,092.0m² 橋梁工1橋 根固工 369ヶ 樋門工2基	107.2	180.0	540.0	5.0	1/300	1/30	3.50	42.20 38.00
〃	⑤4,361〜4,366 ⑤4,368 ⑤4,369	戸張川(下流)	〃	〃	丸山	104,897	50,378	54,519	979.8	積ブロック 4,867.6m² 帯工 2基 橋梁工 1橋 根固工 244ヶ	24.7	180.0	160.0	6.4	1/120 〜 1/300	1/30	2.20 〜 2.50	28.2 19.0
〃	⑤4,278 〜 4,280	飯田川(下流)	〃	三和	敷名	107,745	68,711	39,034	1,010.0	積ブロック 4,938.8m² 床止工 7基 橋梁工 2橋 帯工 2〃	11.3	180.0	96.8	7.9	1/70 〜 1/100	1/30	2.00	14.40 10.00
〃	⑤4,281 〜 4,286	〃(上流)	〃	〃	上壱	79,309	47,531	31,778	968.0	積ブロック 5,853.8m² 床止工 1基 橋梁工 3橋 帯工 6〃	7.3	180.0	64.3	8.5	1/120	1/30	2.30	8.30 6.00
〃	⑤4,370〜4,373 ⑤7,557〜7,559	滝川	〃	吉舎	雲通	196,947	117,841	79,106	1,675.0	積ブロック 15,369.7m² 床止工 13基 帯工 6基	7.6	310.0	125.4	16.5	1/50 〜 1/80	1/100	2.20	12.80 10.00
〃	⑤4,255 〜 4,257	の谷川	三次	和知	紙屋	75,366	68,445	6,921	1,684.5	積ブロック 3,075.7m² 1号型 140m 床止工11基 2〃 366.5m 帯工23〃	1.3	340.0	24.3	19.0	1/40	1/100	1.50	4.50 3.00
〃	⑤9,869 〜 9,882	大坪谷川	〃	田家	大坪谷	104,323	65,573	38,750	1,935.0	二面張コンクリート工 床止工 15基 橋梁工 11基 帯工 3基	3.5	180.0	28.7	8.2	1/160	1/30	1.50	4.90 3.40
〃	⑤9,941 〜 9,946	美波羅川	双三	三和	八幡原	71,454	47,189	24,265	531.0	積ブロック 3,319.0m² 練石工1,151.0〃 根固工426ヶ 帯工 2基 樋門工 1基	80.7	180.0	375.3	4.6	1/125	1/30	2.10	40.0 28.0
〃	⑤663〜668 ⑤670 ⑤671	由家川	比婆	西城	竹之河内	60,593	43,470	17,123	996.0	二面張コンクリート工 床止工 9基 橋梁工 3橋 帯工 9〃	3.2	180.0	29.1	9.1	1/25	1/30	1.40	3.84 3.00
〃	⑤672 〜 682	大屋川	〃	〃	大屋	149,497	73,522	75,957	1,300.0	積ブロック 8,948.2m² 床止工 11基 橋梁工 5橋 帯工 23〃	9.5	180.0	86.6	9.1	1/25 〜 1/40	1/30	2.50	13.5 5.0
〃	⑤684 〜 686	国兼川	甲奴	尾引		82,311	49,423	32,888	1,130.0	積ブロック 7,192.6m² 床止工 4基 橋梁工 1橋	32.7	165.0	150.0	3.7	1/300	1/20	3.50	16.30 9.00
〃	⑤4,568 〜 4,573	戸郷川	〃	戸郷		176,665	104,831	71,834	1,520.0	積ブロック 12,896.2m² 床止工 2基 斜樋工 1基 帯工 3〃	12.0	160.0	70.0	5.8	1/200	1/20	3.20	11.40 5.00
〃	⑤10,158 〜 10,164	宮内川	〃	宮内		86,634	54,325	32,309	1,480.0	積ブロック 6,402.3m² 斜樋工 2基 橋梁工 6橋	5.2	180.0	36.0	8.6	1/140	1/30	1.40	5.40 4.00

区分	査定番号	河川名	位置 郡市	町村	字	事業費 全体	災害費	改良費	工事延長	設計概要	流域面積 km²	計画雨量 mm/日	計画高水流量 m³/S	比流量 m³/S/km²	計画勾配	確率年数	計画水深 m	計画上幅 下幅
県河川関連	⑤5146 ⑤515	田川王	世羅	甲山	青近	千円 132,337	千円 75,982	千円 56,355	m 1,380.8	積ブロック 7158.0m² 帯止工 9基 橋梁工 5橋 階梁工 10〃	13.1	180.0	105.6	8.4	1/140	1/30	2.00	14.00 10.00
〃	⑤519	成羽川	神石	油木	新免	22,649	11,285	11,364	246.5	積ブロック 1,607.8m²	264.0	180.0	999.0	3.8	1/150	1/30	5.00	42.00 36.00
〃	⑤485 ~ ⑤487	戸張川(上流)	世羅	世羅	戸張	204,607	99,786	104,821	1,785.0	積ブロック 2,159.8m² 法枠工 11,570.2m² 帯止工 18基 床止工 5基 橋梁工 4橋	15.7	180.0	132.4	8.4	1/150	1/30	2.80	16.00 8.50
〃	⑤4,102 ~ ⑤4,304	友森川	甲奴	甲奴	梶田	81,872	43,139	38,733	1,109.4	積ブロック 3,063.5m² 三面張コンクリート工 326.9m 床止工14基 帯止工9基 橋梁工4橋	6.8	180.0	58.4	8.6	1/50 1/80	1/30	2.00	11.20 6.00
〃	⑤4,096 ~ ⑤4,101	抜湯川	〃	〃	抜湯	87,950	62,099	25,851	1,390.0	積ブロック 16,795.4m² 床止工 2基 橋梁工 1橋 帯止工 2〃	7.2	180.0	63.4	8.8	1/73	1/30	2.00	8.00 5.00
〃	⑤3,996	青井谷川	神石	神石	相渡	28,285	16,047	12,238	260.0	積ブロック 1,470.0m² 帯止工 3基 橋梁工 1橋	8.4	180.0	74.0	8.8	1/45	1/30	2.50	9.50 7.00
〃	⑤3,726 ~ ⑤3,732	芦田川	世羅	甲山	日高	164,714	102,314	62,400	821.0	積ブロック 8,211.5m² 根固工 1,590ケ 帯止工 3基	94.8	180.0	335.4	3.7	1/420	1/30	3.70	36.80 26.00
〃	⑤3,778 ⑤3,779 ⑤7,132 ⑤3,781~3,789 ⑤7,124~7,129	赤屋川	〃	〃	西上原	123,455	56,668	66,787	1,712.0	三面張コンクリート工 966.6m 積ブロック 3,924.4m² 床止工7基 帯止工10基 橋梁工5橋	5.4	180.0	47.0	8.7	1/70 1/100	1/30	1.80	7.80 6.00
〃	⑤417 ⑤418 ⑤5,607 ⑤3,865~3,872	矢多田川	甲奴	上下	新見	209,470	109,454	100,016	2,600.0	積ブロック 3,288.0m² 法枠工 14,112.2m² 橋梁工 9橋 床止工 1基 自動堰 1基	11.4	150.0	80.0	7.0	1/90 ~ 1/120	1/20	2.00	16.80 10.00
〃	⑤393~395 ⑤1,706 ⑤9,684~9,687	上下川(上流)	〃	〃	小塚	51,123	29,415	21,708	898.0	積ブロック 4,691.7m² 帯止工 6基 橋梁工 1橋	8.7	160.0	67.0	7.7	1/40 ~ 1/70	1/30	2.20	5.40 4.00
〃	⑤391 ⑤9683	〃(下流)	〃	〃	小堀	32,690	16,406	16,284	395.0	積ブロック 2,562.6m² 床止工 1基 橋梁工 1橋 帯止工 1〃	13.8	160.0	82.5	6.0	1/130	1/30	2.70	9.70 7.00
〃	⑤34	太田川(下流)	山県	戸河内	[illegible]	70,552	43,634	26,918	632.0	積ブロック 3,943.9m² 根固工 600ケ	290.0	260.0	1,740.6	6.0	1/130	1/150	4.00	76.80 70.00
〃	⑤35 ⑤36	〃(下流)	〃	〃	上殿	138,504	75,825	62,679	946.0	積ブロック 3,515.0m² 張ブロック 3,870.0m² 根固工 2,948ケ	274.0	260.0	1,644.0	6.0	1/270 ~ 1/400	1/150	4.10 ~ 5.00	103.20 95.00
〃	⑤3,222	宮迫川	高田	高宮	来女木	32,198	15,933	16,265	335.0	積ブロック 2,548.1m² 帯止工 2基	15.5	200.0	152.0	9.8	1/77	1/50	2.10	19.00 12.00
〃	②3,287 ~ 3,289	大毛川	〃	甲田	高田原	36,324	19,997	16,345	452.0	積ブロック 2,286.5m² 根固工 48ケ 帯止工 3基 橋梁工 1橋	18.0	200.0	150.0	8.3	1/65	1/50	2.20	18.40 13.00
〃	⑤12,606 ⑤12,607	野谷川	庄原	本村	野谷	13,387	7,256	6,131	240.0	三面張コンクリート工 床止工 1基 帯止工 7〃	2.8	180.0	25.6	9.1	1/16	1/30	1.20	3.20 2.50
県河川小計		32 河川				3,376,301	1,904,248	1,472,053	35,369.7									

区分	指定番号	河川名	位置 郡市	町村	字	事業費 全体	災害費	改良費	工事延長	設計概要	流域面積 km²	計画雨量 mm/日	計画流量 m³/S	比流量 m³/S/km²	計画勾配	確率年数	計画水深 m	計画上幅 下幅
県砂防関連	⑤4,680 4,684	津浪川	山県	加計	西谷	千円 75,251	千円 36,363	千円 38,888	m 1,284	三面張コンクリート工 床止工 10基 橋梁工 24橋 帯止工 17〃	2.2	340.0	35.0	16.0	1/12 〜 1/25	1/100	1.40	5.10 3.70
〃	⑤5,513 ⑤5,514	原田川	豊田	大崎	原田	51,755	25,666	26,089	587.0	三面張コンクリート工 床止工 8基 橋梁工 5橋	1.4	340.0	24.5	17.6	1/100	1/100	1.60	4.30 3.00
〃	⑤4,850	関尾川	三原	小泉	関尾	28,617	14,005	14,612	402.5	三面張コンクリート工 帯止工 3基 橋梁工 2橋	1.4	340.0	29.1	18.0	1/150	1/100	2.40	6.50 4.80
〃	⑤4,849 ⑤5,623	宮谷川	〃	〃	宮谷	13,551	6,938	6,613	296.0	三面張コンクリート工 床止工 1基 橋梁工 1橋 帯止工 1〃	0.3	340.0	6.4	21.0	1/85.5	1/100	0.8	1.80 1.00
〃	⑤4,909 〜 4,912	嫦娥川	甲奴	上下	矢野	76,910	42,304	34,606	560.0	積ブロック 4,577.6m² 床止工 2基 橋梁工 3橋 帯止工 1〃	6.0	340.0	119.4	19.9	1/100	1/100	2.00	17.10 11.50
〃	⑤4,906 〜 4,908の1	恵久堰川	〃	〃	小塚	60,687	39,453	21,234	665.0	三面張コンクリート工 床止工 1基 橋梁工 4橋 帯止工 3〃	2.3	340.0	43.3	16.5	1/40	1/100	1.50	4.40 3.50
〃	⑤4,913〜4,916 ⑤4,918 ⑤4,919 ⑤4,921 ⑤4,924	馬行谷川	三次	粟屋	馬行谷	177,349	128,662	48,687	2,085.0	積ブロック 11,461.4m² 床止工 10基 橋梁工 40橋 帯止工 28〃	3.7	340.0	65.1	17.6	1/50	1/100	2.10	8.10 6.00
〃	⑤4,932 〜 4,938	奥谷川	双三	三和	奥谷川	104,480	57,272	47,208	1,155.0	積ブロック 6,004.4m² 床止工 9基 橋梁工 4橋 帯止工 1〃	6.1	340.0	102.8	16.5	1/40 1/90	1/100	2.40	11.40 9.00
〃	⑤4927 ⑤4,929 ⑤4,927〜1 〜 4,931〜1	坂水川	〃	〃	上広谷	36,984	27,926	9,058	662.0	三面張コンクリート工 633m 積ブロック 61.6m² 床止工 2基 橋梁工 3橋	3.0	340.0	52.5	16.5	1/45	1/100	1.80	5.00 4.00
〃	⑤4,939 〜 4,941	高川	〃	吉舎	清瀬	96,014	49,965	46,049	1,075.0	三面張積ブロック工 床止工 12基 B.X 1基 帯止工 1基	1.4	340.0	23.7	17.5	1/30 1/100	1/100	1.20	6.20 4.00
〃	⑤10,695 〜 10,697	小泉谷川	比婆	高	上組	57,978	29,753	28,225	947.2	三面張コンクリート工 床止工 5基 橋梁工 3橋 帯止工 17基	1.2	340.0	22.6	18.8	1/16	1/100	1.10	2.70 2.00
〃	⑤10,718 〜 10,720	本谷川	比婆	口和	本谷	73,958	32,350	41,608	655.0	積ブロック 4,611.6m² 床止工 3基 橋梁工 4橋 帯止工 24基	3.8	340.0	58.5	15.3	1/25 1/35	1/100	2.00	6.00 4.00
県砂防 小計		河川 12				853,534	490,657	362,877	10,373.7									
市町村砂防関連	⑤6,151	能崎川	佐伯	吉和	能崎	15,547	6,972	8,575	282.0	三面張コンクリート工 床止工 4基 橋梁工 1橋 帯止工 5〃	0.3	340.0	7.0	23.3	1/8 1/27	1/100	1.30	1.60 0.80
〃	⑤6,178	西谷川	山県	加計	津浪	49,158	29,760	19,398	660.0	三面張コンクリート工 床止工 7基 帯止工 17基	2.5	340.0	48.4	19.3	1/11	1/100	1.20	4.00 3.00
〃	⑤6,191	横山谷川	〃	〃	横山	43,996	28,001	15,995	755.0	三面張コンクリート工 積ブロック 1,419.1m² 床止工 2基 帯止工 50基	2.0	340.0	40.5	20.2	1/13.5	1/100	1.50	4.30 3.00

区分	告示番号	河川名	位置 郡市	位置 町村	位置 字	事業費 全体	事業費 災害費	事業費 改良費	工事延長	設計概要	流域面積 km²	計画雨量 mm/日	計画流量 m³/S	比流量 m³/S/km²	計画勾配	確率年数	計画水深 m	上幅 下幅
市町村河川関連	告6,194 告6,195	野影川	山県	加計	野影	千円 41,964	千円 21,930	千円 20,034	m 653.0	三面張コンクリート工 床止工 7基 帯止工 32〃	1.2	340.0	25.8	21.5	1/7	1/100	1.00	2.40 1.80
〃	告6,389	野賀川	〃	千代田	川西	24,960	14,068	10,892	350.0	三面張コンクリート工 床止工 7基 橋梁工 3橋 帯止工 1〃 サイフォン 1基	0.9	340.0	19.3	25.0	1/30	1/100	1.40	3.60 2.40
〃	告6,453 告6,453の1	[illegible]谷川	高田	高宮	船木	26,609	12,712	13,897	430.0	三面張コンクリート工 床止工 3基 橋梁工 1橋 帯止工 7〃	1.6	200.0	20.0	12.0	1/16 1/20	1/50	1.50	2.90 1.90
〃	告6,482~6,486 告6,489 告6,491	本谷川	〃	向原	長田	38,053	21,395	16,658	685.0	三面張コンクリート工 床止工 5基 橋梁工 3橋 帯止工 4〃	1.8	180.0	14.5	8.0	1/23 1/145	1/30	1.40	4.20 3.00
〃	告11,410 告11,411	桑ノ木川	〃	吉田	相合 [illegible]内	23,308	16,781	6,527	498.5	三面張コンクリート工 床止工 6基 橋梁工 6橋 帯止工 4〃	1.0	200.0	10.2	10.2	1/20 1/35	1/50	0.9	2.80 2.00
〃	告7,391	[illegible]川	三次	畑敷	王子谷	114,548	59,959	54,589	1,466.5	三面張コンクリート工 m 床止工 5基 コンクリート柵844.4 帯止工 9〃 橋梁工 9基	0.9	340.0	14.6	17.0	1/15 1/330	1/100	1.80	6.40 4.00
〃	告7,554 告7,555	明賀川	双三	吉舎	上安田	138,073	84,243	53,830	1,200.0	積ブロック 4,669.2m² 床止工 11基 橋梁工 8橋 帯止工 20〃	1.5	340.0	30.0	20.0	1/30	1/100	1.40	7.60 5.00
〃	告7,560 告7,561	奥路川	〃	〃	雲通	43,724	28,647	15,077	665.0	三面張コンクリート工 床止工 6基 橋梁工 4橋 帯止工 14基	0.8	340.0	18.0	22.5	1/30	1/100	1.20	3.10 2.00
〃	告7,627 ~ 告7,631	横畑川	山県	[illegible]	横畑	43,012	24,624	18,388	776.0	三面張コンクリート工 462.0m 積ブロック2,872.9m² 橋梁工 1橋 床止工 3基 帯止工 4基	4.9	180.0	44.3	9.0	1/30 1/60	1/30	1.80	6.30 4.50
〃	告12,603 ~ 告12,605	[illegible]谷川	〃	本村	野谷	23,556	16,820	6,736	458.0	三面張コンクリート工 床止工 2基 橋梁工 6橋 帯止工 3〃	1.8	180.0	16.7	9.2	1/18	1/30	1.20	2.70 2.00
〃	告12,608 ~ 告12,610	志合寺谷川	〃	〃	上[illegible]	11,005	5,665	5,340	240.0	三面張コンクリート工 床止工 2基	0.8	180.0	7.0	8.7	1/18	1/30	1.00	2.50 1.50
〃	告7,973 告7,975	金坂川	比婆	比和	木屋原	26,024	11,221	14,803	505.0	三面張コンクリート工 床止工 2基 橋梁工 6橋 帯止工 8基	0.6	180.5	7.9	9.6	1/10 1/22	1/30	1.00	3.50 2.00
〃	告12,961~12,964 告12,966~12,968 告12,971	川西谷川	〃	〃	河内	78,434	43,521	34,913	920.0	積ブロック 3,601.0m² 床止工 7基 橋梁工 7橋 帯止工 39基	3.0	180.0	62.8	21.0	1/20	1/30	1.50	6.30 4.50
〃	告12,942 ~ 12,947 告12,951 告12,952	河原川	〃	〃	[illegible]河原	100,409	60,276	40,133	1,765.0	積ブロック 4,008m² 三面張コンクリート工 1,520m 床止工 17基 帯止工 4基	3.50	180.0	32.2	9.2	1/15 1/40	1/30	1.3	6.50 5.00
〃	告12,979 ~ 12,982	市ノ[illegible]谷川	〃	〃	三河内	19,492	13,244	6,248	685.0	三面張コンクリート工 床止工 6基 橋梁工 5橋 帯止工 14基	1.4	180.0	26.8	19.3	1/10 1/30	1/30	1.5	3.00 2.00
〃	告4,263 告4,265 告4,266	赤松谷川	〃	口和	竹地内	43,024	24,563	18,461	540.0	積ブロック 2,114.6m² 床止工 6基 橋梁工 1橋 帯止工 14基	1.9	340.0	34.0	17.6	1/20 1/30	1/100	1.50	4.30 3.00

区分	査定番号	河川名	位置			事業費			工事延長	設計概要	流域面積	計画雨量	計画流量	比流量	計画勾配	確率年数	計画水深	上幅 計画 上幅
			郡市	町村	字	全体	災害費	改良費										
市町村河川関連	⑤13,049 〜 13,051	石谷川	比婆	口和	金田	円 50,889	円 33,085	円 17,784	m 1,030.0	二面張積ブロック工 床止工 6基 橋梁工 4橋 帯止工 20基	1.4	180.0	11.7	8.3	1/12 1/120	1/30	1.00	2.90 2.00
〃	⑤4,125 〜 4,130 ⑤4,132〜4,142	為重川	〃	東城	久代	253,869	130,323	123,546	3,310.0	二面張コンクリート工 1,915.0m 積ブロック 9,275m² 床止工 7基 帯止工 37基 橋梁工 9橋	9.1	200.0	101.2	11.1	1/33 1/60	1/70	2.50	6.00 3.50
〃	⑤4,100〜4,104 ⑤4,107〜4,110 ⑤4,112〜4,117	川鳥川	〃	〃	川島	124,963	60,919	64,044	1,940.0	積ブロック 8,335m² 床止工 8基 橋梁工 6橋 帯止工 14基	4.8	200.0	60.4	12.5	1/31 1/100	1/70	2.00	6.40 5.00
〃	⑤7,817 〜 7,819	桜森川	〃	〃	栗田	49,034	40,926	8,108	848.5	二面張コンクリート工 床止工 7基 橋梁工 2橋 帯止工 41基	1.0	200.0	17.6	17.6	1/17	1/100	1.20	3.10 2.00
〃	⑤7,831 〜 7,840	桜谷川	〃	〃	畠釈	63,565	30,065	33,500	1,193.0	二面張コンクリート工 床止工 2基 橋梁工 4橋 帯止工 13基	2.2	200.0	38.8	17.6	1/50	1/100	1.50	4.40 3.50
〃	⑤12,894〜12,902の1 ⑤12,903 ⑤4,122 ⑤12,903の1⑤12,904	上谷川	〃	〃	新免	173,181	81,589	91,492	2,840.0	二面張コンクリート工 1,912m 積ブロック 9,252m² 橋梁工 5橋 床止工 7基 帯止工 43基	5.3	200.0	65.6	12.3	1/50	1/50	2.00	5.60 2.50
〃	⑤7,360 ⑤7,360の1 ⑤7,361 ⑤7,362	小谷川	神石	油木	田田瀬	69,021	53,492	15,529	1,000.0	二面張コンクリート工 床止工 5基 橋梁工 4橋 帯止工 2〃 谷止工 1基	4.0	180.0	36.5	8.1	1/20 1/40	1/30	1.50	5.80 4.50
〃	⑤7,180 ⑤7,181	下谷川	甲奴	上下	有木	26,661	13,332	13,329	463.0	二面張コンクリート工 床止工 3基 橋梁工 2橋 帯止工 4〃	2.9	180.0	26.6	10.2	1/50	1/30	1.50	2.10 1.20
〃	⑦8,123	佐貫谷川	福山	田尻	中東	62,547	25,431	37,116	602.5	二面張コンクリート工 床止工 11基 橋梁工 11橋 帯止工 11〃	0.5	340.0	11.3	25.0	1/8 1/16	1/100	1.20	2.40 1.50
〃	⑦8,124	八嶽谷川	〃	〃	西中	49,558	22,057	27,501	446.0	二面張コンクリート工 床止工 16基 橋梁工 18橋 帯止工 3基	0.4	340.0	10.0	25.0	1/6 1/25	1/100	1.90	3.00 2.20
市町村河川小計		河川 29				1,828,164	1,015,721	812,443	27,207.0									
合計		河川 73				6,057,999	3,410,626	2,647,373	72,950.4									
指導監督事務費						6,621	—	6,621										
総計						6,064,620	3,410,626	2,653,994	72,950.4									

(2) 災害復旧助成事業

この事業は，県が管理する河川及び海岸の災害について，被害が激甚であり，災害復旧のみでは十分な効果が期待できない場合，一定の計画による改良工事と，災害復旧工事を合併して施行するもので，総事業費のうち，災害復旧助成費の占める割合が原則として５割以下であり，その額が１億円を越えるもので投資効果も大きく，上下流に悪影響を与えないことが一般基準である。

この制度により昭和４７年発生災害では，県工事の河川事業６河川が採択され，昭和４７年度から４か年計画で復旧した。その年度別執行状況は第６－１６表のとおりである。なお，河川災害復旧助成事業計画諸元表（調査時）は第６－１７表の１～６のとおりである。

第６－１６表　　昭和４７年発生災害復旧助成事業総括表　（年度別執行状況）

（単位；千円）

施行年度 / 費目 / 河川名	昭和47年度			昭和48年度			昭和49年度			昭和50年度			合計		
	災害費	助成費	小計	災害費	助成費	小計	災害費	助成費	小計	災害費	助成費	小計	災害費	助成費	計
一級河川太田川水系 西宗川	57,252	122 43,445	122 100,697	246,231	513 76,219	513 322,450	130,751	415 100,838	415 231,589	－	293 180,768	293 180,768	434,234	343 401,271	343 835,505
〃 江の川〃 牛田川	76,856	488 55,030	488 131,886	222,509	464 83,841	464 306,350	799 135,996	025 110,564	824 246,560	－	025 110,564	025 110,564	799 435,361	002 360,000	801 795,361
〃 芦田川〃 矢多田川	87,687	513 51,219	513 138,906	260,863	513 76,219	513 337,082	69,317	464 30,091	464 99,408	－	－	－	417,867	490 157,530	490 575,397
〃 江の川〃 美波羅川	93,434	805 67,987	805 161,421	337,115	610 123,475	610 460,590	131 129,286	098 169,756	229 299,042	－	915 251,150	915 251,150	131 859,835	428 612,370	559 1,172,205
〃 〃 〃 西城川	837 470,982	708 258,231	545 729,214	163 885,963	171 442,073	334 1,328,036	605 684,486	561 524,847	166 1,209,334	－	927 440,307	927 440,307	605 2,041,432	367 1,665,460	972 3,706,892
〃 〃 〃 上下川	777 1,119,171	171 667,073	948 1,786,244	223 3,301,283	171 1,067,073	394 4,368,356	599 2,861,397	732 1,276,920	331 4,138,318	－	232 1,372,483	232 1,372,483	599 7,281,852	306 4,383,550	905 11,665,402
合計	614 1,905,383	807 1,142,987	421 3,048,371	386 5,253,964	442 1,868,902	828 7,122,866	134 4,011,235	295 2,213,018	429 6,224,253	－	392 2,355,274	392 2,355,274	134 11,170,583	936 7,580,182	070 18,750,766

第6－17表の1　　河川災害復旧助成事業計画諸元表（調査時）

水系名	河川名	位置			工事延長	金額			工事概要	経済効果	被災ケ所数	流域面積	流出係数	時間雨量	粗度係数	計画勾配	計画流量	確率年数	計画水深	計画上幅下幅	比流量
		郡市	町村	大字		全体	災害費	改良費													
					m	千円	千円	千円			ケ所	km²		mm/時			m³/s		m	m m	m³/s/km²
太田川	西宗川	山県	加計	澄合 ～ 上原	6,684	623,715	333,715	290,000	堀削 133,350 m³ 盛土 31,070 m³ 積ブロック 36,340 m² 根固工 3,750 m 床止工 5 基　橋梁工 7 橋	田 108ha 畑 7ha 人家 1,589 戸 公共施設 2 棟 道路 6.2 km	44	95.7	0.80	190	0.035	1/65 ～ 1/433	610 ～ 640	1/30	2.7 ～ 3.46	40.30 34.00 ～ 41.00 38.00	6.56

流量配分図

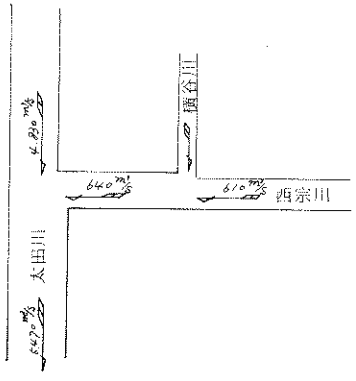

標準横断図

S = 1/300

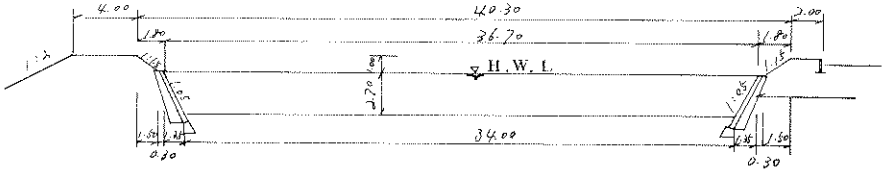

Q = 640 m³/s

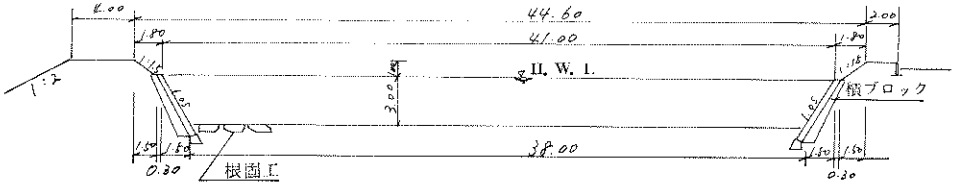

第６－１７表の２

水系名	河川名	位置			工事延長	金額			工事概要	経済効果	被災ケ所数	流域面積	流出係数	時間雨量	粗度係数	計画勾配	計画流量	確率年数	計画水深	計画上幅 下幅	比流量
		郡市	町村	大字		全体	災害費	改良費													
					m	千円	千円	千円			ケ所	km²		mm/日			m³/s		m		m³/s/km²
声田川	矢多田川	世羅 甲奴	甲山 ～ 上下	伊尾 松崎	3,670	672,660	332,660	340,000	掘削 50,950 m³ 盛土 26,650 m³ 積ブロック 27,510 m² 根固工 4,510 m 床止工 2 基　橋梁工 3 橋	田1,412ha畑81ha 人家 3,210 戸 公共施設 6 棟 道路 1.5 km 鉄道 2.0 km	7	57.5	0.75	175	0.035	1/200	280	1/70	3.70	18.70 15.00	4.73

流量配分図

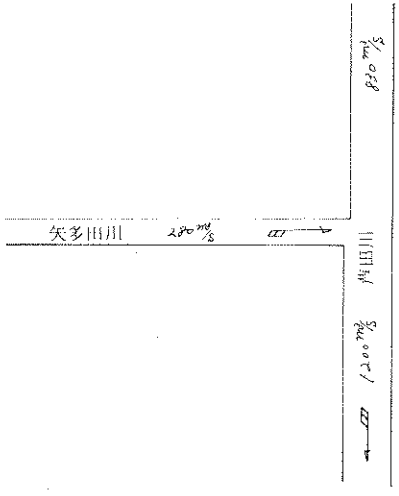

標準横断図

S = 1/300

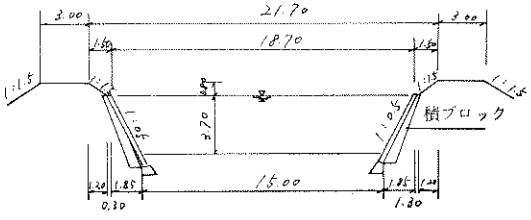

第6－17表の3

水系名	河川名	位置			工事延長	金額			工事概要	経済効果	被災ケ所数	流域面積	流出係数	時間雨量	粗度係数	計画勾配	計画流量	確率年数	計画水深	計画上幅下幅	比流量
		郡市	町村	大字		全体	災害費	改良費													
					m	千円	円	千円			ケ所	km²		mm/日			m³/s		m	m	m³/s/km²
江の川	生田川	高田	高宮	舟木	8,500	719,490	359,490	360,000	堀削 249,090 m³ 盛土 37,310 m³ 積ブロック 32,140 m² 張ブロック 1,720 m² 根固工 1,247 組 床止工 6 基　橋梁工 6 橋	田 700ha 畑 190ha 人家 1,575 戸 公共施設 8 棟 道路 32 km 鉄道 0.5 km	40	129.2	0.75	180	0.035	1/140 ～ 1/150	440 ～ 470	1/30	3.10	36.10 33.00	3.63

流量配分図

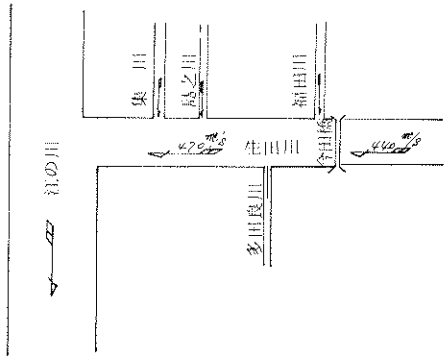

標準横断図

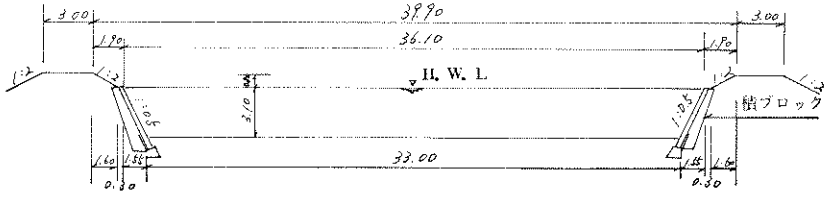

第６－１７表の４

水系名	河川名	位置			工事延長	金額			工事概要	経済効果	被災ケ所数	流域面積	流出係数	時間雨量	粗度係数	計画勾配	計画流量	勾配年数	計画水深	計画上幅下幅	比流量
		郡市	町村	大字		全体	災害費	改良費													
					m	千円	千円	千円			ケ所	km²		mm/日			m³/s		m	m	m³/s/km²
江の川	美波羅川	三次	三若	掛田	9,800	941,618	471,618	470,000	堀削 250,590 m³ 盛土 93,160 m³ 張ブロック 42,190 m² 積ブロック 1,320 m² 床止工 9 基　橋梁工 8 橋	田 125.5ha 畑 8.2ha 人家 3,706 戸 公共施設 8 棟 道路 18 km	44	154.7	0.75	180	0.03	1/130 ～ 1/250	353 ～ 587	1/70	2.90 ～ 3.30	37.00 29.00 ～ 49.20 40.00	3.80
		双三	三和	今原																	

流量配分図

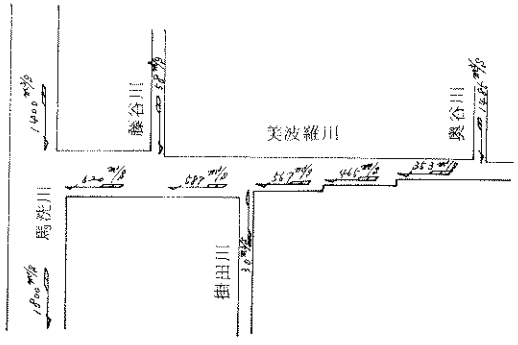

標準横断図

Q = 353 m³/S

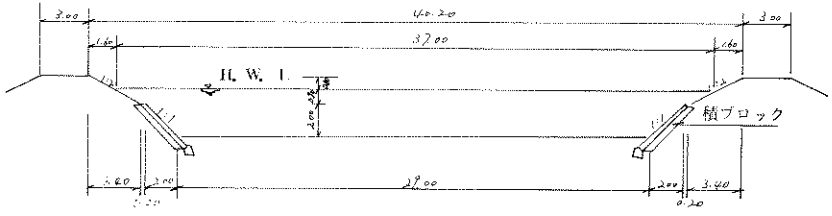

Q = 587 m³/S

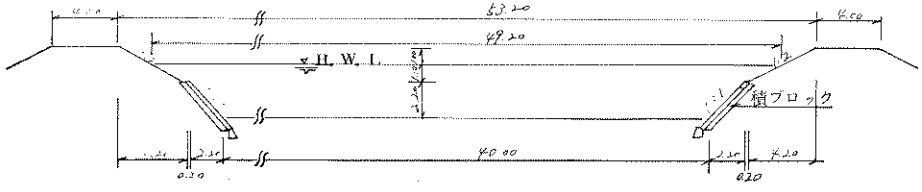

第6－17表の5

水系名	河川名	位置			工事延長	金額			工事概要	経済効果	被災ケ所数	流域面積	流出係数	時間雨量	粗度係数	計画勾配	計画流量	確率年数	計画水深	計画上幅 下幅	比流量
		郡市	町村	大字		全体	災害費	改良費													
					m	千円	千円	千円			ケ所	km²		mm/日			m³/s		m	m	m³/s/km²
江の川	西城川（全体）	三次 庄原	三次 ～ 本	桧原 柳原	24,450	3,512,352	1,762,352	1,750,000	堀削 886,270 m³ 盛土 377,510 m³ 張ブロック 115,000 m² 積ブロック 38,660 m³ 法枠工 28,880 m² 橋梁工 3 橋　可動堰 1 基	田 2,626ha 畑 132ha 人家 11,131 戸 公共施設 12 棟 道路 23 km	83	616.3	0.85	180	0.035	1/235 ～ 1/380	830 ～ 2,200	1/60	4.20 ～ 6.50	50.00 45.80 ～ 90.00 66.40	2.85
	（三次工区）	三次 三次	三次 ～ 三次	桧原 折原	7,680	1,899,175	949,175	950,000	堀削 433,640 m³ 盛土 271,040 m³ 張ブロック 84,170 m² 法枠工 24,850 m² 橋梁工 3 橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	（庄原工区）	比婆 庄原	口和 ～ 本	柳原	17,250	1,613,177	813,177	800,000	堀削 452,630 m³ 盛土 106,470 m³ 積ブロック 38,660 m³ 張ブロック 30,830 m² 法枠工 4,030 m　可動堰 1 基	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

流量配分図

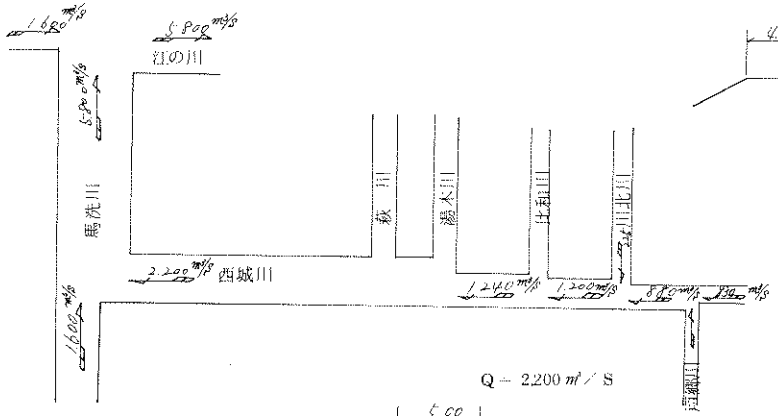

Q = 880 m³/S　　標準横断図

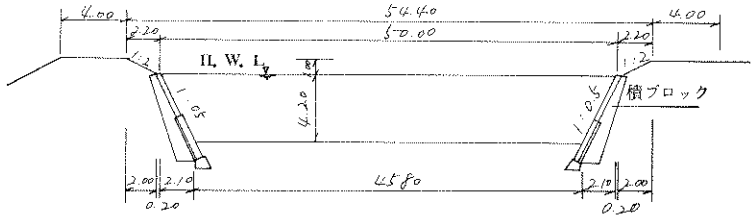

Q = 2,200 m³/S

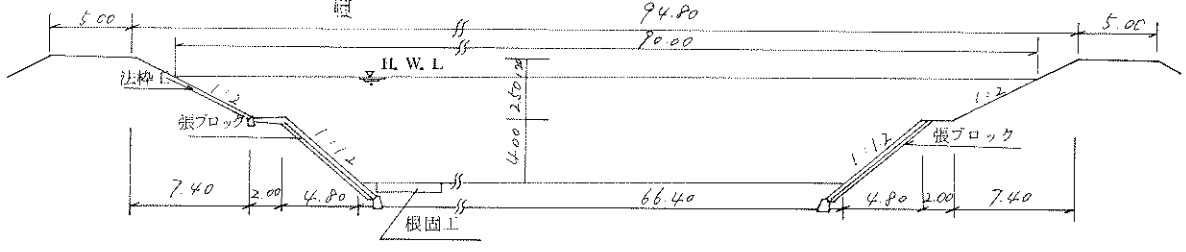

第6－17表の6

水系名	河川名	位置 郡市	位置 町村	位置 大字	工事延長	金額 全体	金額 災害費	金額 改良費	工事概要	経済効果	被害ケ所数	流域面積	流出係数	時間雨量	粗度係数	計画勾配	計画流量	確率年数	計画水深	計画上幅 下幅	比流量
					m	千円	千円	千円			ケ所	km²		mm/h			m³/s		m	m	m³/s/km²
江の川	上下川（全体）				88,192	9,927,133	5,507,133	4,420,000	堀削2,164,520m³盛土502,340m³ 積ブロック 393,360m² 法枠工 87,790m² 植石工 10,870m²二面張6,200m 床止工70基　橋梁工129橋 可動堰10基	田 8,596ha 畑 1,278ha 人家 25,270戸 公共施設 83棟 道路 75.8km 鉄道 3.5km	366	373.0	0.80 ～ 0.75	140 ～ 180	0.020 ～ 0.040	1/18 ～ 1/380	25 ～ 1,015	1/20 ～ 1/100	1.80 ～ 5.00	3.20 2.00 ～ 79.80 62.00	2.72
	（三次工区）	双三 双三	三良坂 ～ 吉舎		27,200	3,850,730	2,300,730	1,550,000	堀削912,610m³盛土290,410m³ 積ブロック 120,080m² 法枠工 87,790m² 植石工 134,480m² 床止工4基 橋梁工9橋	田1,290ha畑320ha 人家 15,100戸 公共施設 32棟 道路 36.0km 鉄道 3.0km	83	373.0	0.80	180	0.035	1/130 ～ 1/380	420 ～ 1,015	1/70	4.50 ～ 5.00	30.80 15.00 ～ 79.80 62.00	2.72
	（上下工区）	甲奴 甲奴	甲奴 上下		11,510	1,241,057	411,057	830,000	堀削208,470m³盛土42,730m³ 積ブロック 744,360m² 植石工 10,870m²　床止工3基 二面張 720m　橋梁工22橋 可動堰10基	田1,272ha畑39ha 人家 3,297戸 公共施設 30棟 道路 6.9km 鉄道 0.5km	62	73.2	0.75 ～ 0.80	180	0.030 ～ 0.020	1/65 ～ 1/250	25 ～ 370	1/100	2.00 ～ 2.70	3.20 2.00 ～ 37.98 32.00	5.00
	（本村川工区）	双三 庄原	三良坂 ～ 本村	仁賀 吉備谷	23,135	2,338,407	1,378,407	960,000	堀削472,630m³盛土76,330m³ 積ブロック 127,200m² 橋梁工49基　床止工48基	田2,364ha畑159ha 人家 4,185戸 公共施設 9棟 道路 17.9km	76	61.1	0.80	180	0.030	1/20 ～ 1/200	50 ～ 350	1/70	2.00 ～ 3.00	6.00 4.00 ～ 31.00 28.00	5.70
	（田総川工区）	甲奴 甲奴	総領 ～ 総領	木屋 五箇	26,347	2,496,939	1,416,939	1,080,000	堀削570,810m³盛土92,880m³ 積ブロック 101,730m² 二面張 5,480m　床止工15基 橋梁工49橋	田3,670ha畑760ha 人家 2,688戸 公共施設 12棟 道路 15.0km	145	83.4	0.75	140	0.020 ～ 0.040	1/18 ～ 1/250	96 ～ 490	1/20	1.80 ～ 3.00	19.30 14.00 ～ 40.60 33.00	5.00

流量配分図

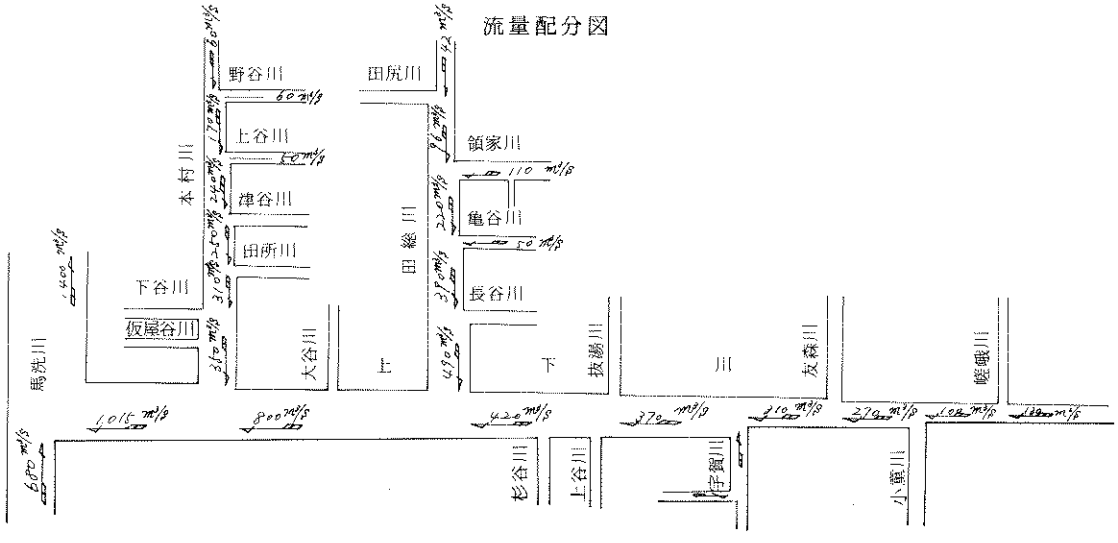

標 準 横 断 図　　S = 1 : 3 0 0

田総川工区Q = 3 9 0㎥/S

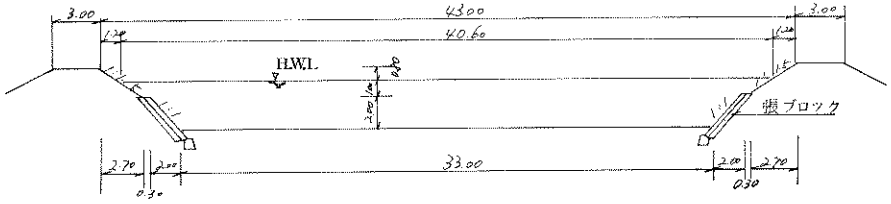

本村川工区Q = 3 0 0㎥/S

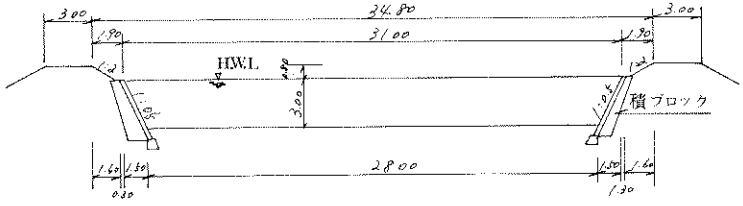

宇賀川支川六宗川

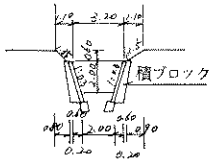

木村川支川上村川Q = 5 0㎥/S

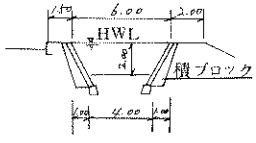

上下工区Q = 3 7 0㎥/S

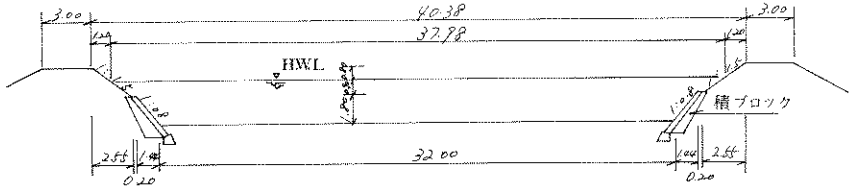

三次工区Q = 1,0 1 5㎥/S

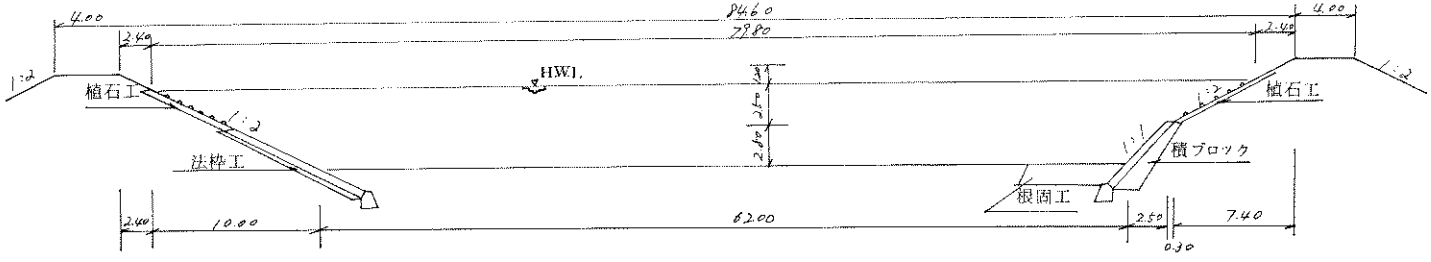

3　関連，助成事業実施段階における諸問題

(1)　実施計画の基本方針

河川の災害復旧事業を実施するに当たっては，河道の拡幅，堀削，築堤方式を採用し，特に河道の低下を計るため，在来の用水固定堰を撤去することとして，ポンプ揚水方式，可動堰及び堤外水路による上流からの取水方式に改善した。また，人家連担地区など要防護地域は完全堤防方式にし，その他の地域は，背後地盤高に合せた護岸方式にすることを基本に計画した。

(2)　早期着工の方法

主たる被災地が県北部であり，この地域は冬期積雪により工事施工に支障が生じることで，特に契約を急ぐ必要があり，設計に当たっては，設計コンサルタントを利用するとともに，異例の方法として調査設計を実施単価に組みかえて入札契約し，これと並行して用地補償業務を進めることにした。

(3)　請負業者の選定

北部の５土木（建築）事務所では，災害復旧工事のみでも平年時の事業量に匹敵する事業量となり，地元労務者のみではこれが処理できない実情に当ったため，特に，災害復旧助成事業に限り，大部分を県外大手業者に発注することとし，労務者は県外から導入するものに限ることを契約条件として入札等を執行した。

(4)　資材不足等による工事の遅延

昭和４８年２月頃より，石油危機に端を発して全国的に，セメント及び鋼材等の資材不足が顕著化し，このため年度末の追い込み期に入った助成及び関連事業にもその影響が現われ始めた。国並びに県の関係各機関においては，公共事業とりわけ災害復旧事業は最優先で必要資材を確保するための諸般の対策がとられたことにより，この問題も一応の解決をみることができた。ところが，資材不足が解消して一段落したころには，農繁期に入り，各建設業者とも季節労務者の帰省などによって，更に工事が進まないという事態が惹起したまま，雨期に入るという苦しい時期が続いた。

(5)　契約更改

昭和４８年度事業においては，石油危機に起因したセメントを含む資材不足や物価の高騰，並びに労務者の不足等により，入札を執行しても不落札がでるという不側の事態が続出し，当該年度内に一部分の執行が不可能となって，繰越をせざるを得ない状態によぎなくされた。

この対策として，４度にわたり，労務費及び資材費の値上りに対する契約更改を行って事業の進捗を図った。

(6) 工事による河川汚濁

資材不足，労務者不足等工事施行中に起きた問題もさることながら，直接，工事に起因する問題として，河川の水質汚濁の問題があった。古くから各水系の水は清澄であることによって上水道は勿論のこと各種の用水に使用されており，淡水魚特に鮎の放流等には最適として広く利用されていた。災害復旧工事は短期間に工事を完了させる必要があるため，鮎等の漁期である２月～９月にかけても工事を実施せざるを得ない状況であり，これがため各漁業協同組合等から河川工事に伴うにごりに対する不満の声が表面化してきた。

これに対して県は，各分野にわたって原因調査を実施し，災害復旧事業等の施工方法についても種々検討を加えるなどして，沈澱池の設置と沈澱促進剤の投与，仮締切工法の完全実施，河床整理など汚濁源となる工事の漁期をさける工事工程の検討などの汚濁防止対策を実施するとともに，河川の監視を強化して河川の汚濁に伴う被害を最少限度に食い止めるよう努めた。

第５節　教育関係施設の災害復旧事業

○ 公立学校関係の災害復旧事業

豪雨により，災害を受けた公立学校施設をより安全な教育環境とするため，小中学校関係に２億１３７万４千円，県立学校関係に3,３９４万３千円の国庫補助金を受け，復旧した。

○ 社会教育及び体育教育関係の災害復旧事業

被害を受けた社会教育施設は激甚災害指定により，国庫補助金５９７万８千円の交付を受け，４７年度中に復旧を完了した。

また，体育教育施設についても，第６－１８表のとおり1,１５６万５千円の国庫補助金を受け原状に復旧した。

第6－18表　体育教育施設の国庫補助状況

施設名	設置者	補助金額
市営陸上競技場 市営庭球場 市営水泳プール 市立体育館 市営野球場 稲荷町堤防外運動場	三次市	円 9,868
町民プール	加計町	349
町営プール	吉舎町	221
スポーツセンター 町営グランド	西城町	899
高蓋グランド	神石郡三和町	228
計		11,565

第6節　公園施設の災害復旧事業

公園利用者は近年増加する傾向にあり，被災した公園についても多くの利用者があるところから被災箇所の早期復旧を行い，利用者への危険の排除が必要とされた。そこで応急に復旧工事を実施し，47年度から4か年で復旧を完了した。その状況は第6－19表のとおりである。

第6－19表　公園施設の災害復旧状況　（単位；千円）

地区名	47年度	48年度	49年度	50年度	計
極楽寺	294				294
宮島	1,835				1,835
三段峡	190	1,029			1,219
帝釈峡	9,793	104,630	57,112	60,500	232,035
道後山	1,130				1,130
神峯山	1,300	1,600			2,900
山野峡	2,597				2,597
計	17,139	107,259	57,112	60,500	242,010

余録　関係者の手記

「昭和４７年７月三次豪水害を回想して」

萩　原　幸　雄
（当時広島県副知事）

昭和４７年７月の豪雨災害は，梅雨前線の活動による山陰側の大雨域が中国山地を南下して県下全般にわたり，特に県北地方では，随所に河川はん濫が発生するという未曽有のものであった。

当時，私は，本県の副知事であり，江の川の決壊による三次市十日市地区の水没に際し，そのまっただ中におり，避難，救助その他の応急措置の総合調整の県側責任者として指揮にあたったのである。

県が作成した「昭和47年7月豪雨災害の状況及び県のとった措置」（昭和４７年１０月１８日現在）には，〃被災地の調査及び災害応急措置の総合調整〃と題する節に，

「７月１１日

副知事は，県北地域特に三次市を中心に馬洗川，江の川の水位が急上昇し堤防を溢水するという情報に接し，急きょ，三次市長と連絡をとり同市へ急行し，１３日まで引き続き県の出先機関を始め，市及び水防関係団体並びに知事の災害派遣要請に基づいて出動した陸上自衛隊第１３師団による避難，救助活動及び応急措置のための活動等について総合調整を行うとともに近隣被災町村の実情調査を行った。」

とある。

公務遂行とはいえ，この時の体験を，請われるままに，記憶をたどってみた。

７月１０日夜半からの激しい降雨のため，相続いた気象台の大雨注意報，大雨洪水注意報等の発表によって，水防本部を設けていた７月１１日の午前，吉舎町，三良坂町の馬洗川がはん濫した。築堤等応急救援活動のため，永野知事（現参議院議員）が災害派遣を要請した陸上自衛隊第１３師団の部隊出動に伴い，知事の命により（知事の要請に基づく自衛隊の出動がある場合，県の責任者も同行すべきであるとの知事の考え方による。）　水防服に身を固めた私は，河川課鳥越課長補佐（現広島水道建設事務所）を帯同して，三次市，三良坂町，吉舎町に急行した。

右に見る今にも溢水しそうな激流の根の谷川に不安を残しつつ北行し，まず吉田土木事務所で管内の状況聴取の後，乗用車をジープに乗りかえ，一路三次へ向う。

寿橋を渡った所で，十日市町は，激しい雨の中，１メートル近い溢水である。江の川の堤防より低位の十日市地区では，同川の増水で域内小河川の水の流出調整が不可能となり，増水一方になっ

たわけである。青河に引き返し，裏道を通って国鉄三次駅構内西踏切に出て，ジープを乗り捨て，徒歩で線路沿いに県総合庁舎にたどり着く。

緊張しきっている土木事務所，農林事務所で，両所長から実情報告を受け，三次市役所へ向う。ここから上里三次土木事務所長（現広島土木事務所長）も同行する。市内は，既に大型トラックでないと身動きできない程の水びたしである。

紙屋三次市長，先着の自衛隊派遣部隊と所要の打合わせの後，三良坂町，吉舎町役場に急行，床上浸水地区等の被災状況の現地調査をして，馬洗川の破堤２ヶ所の応急復旧を自衛隊に要請して三次市に引き返す。この間激しい雨の連続である。

午後６時ごろ，三次市役所に入る。降りしきる豪雨，増水を重ねる江の川からしてろう城を覚悟する。その旨知事に報告し，了承をうる。市長は私に市長応接室を提供してくれた。

さて，私の真っ先の仕事は，江の川の刻々の水位と今後の増水の見通しのは握である。

1. 上里所長に下命して，江の川の毎時の水位をグラフ化すること（量水標による観測可能水位を突破するまで，私は，このグラフをにらみ続けていた。）
2. 県の災害対策本部（以下「県本部」という。）から，備北地方の今後の雨量についての気象台の意見を随時通知してもらうこと
3. 関係市町村役場と随時電話連絡して，三次の水位に影響する馬洗川，西城川上流地帯の降雨状況を知ること

であった。

次に，電話不通による通信途絶の際の県本部との連絡方法を探しておくことである。

自衛隊，三次警察署，三次電話局と連絡打ち合わせの結果，次の方法がわかった。

1. 自衛隊の協力による場合

自衛隊派遣部隊⟶ 第１３師団海田市本部（無線）⟶ 県本部（電話又は無線）

2. 警察の協力による場合

市役所の私の手もとの小型無線電話器（三次署より担当者とともに届けてくれる）⟶ 三次署⟶ 県警本部⟶ 県本部

3. 三次電話局の協力による場合

ア　発信のみ可能な無線電話器を市役所に仮設

イ　電話局に固定設置されている無線電話器

結果としては，１については，自衛隊派遣部隊の使用ひん度が高く，割り込むのを遠慮。3.のアについては，機器の調子が悪くなり，活用できなかった。３のイについては，水没後の１２日午前６時ごろ，私の肉声により状況報告するよう知事の要請が伝えられたので，市役所の玄関の屋根か

ら電話局の２階の窓へ，ボートで行き，一度だけ使用させてもらった。２については，１２日午前５時三次署員によって届けられた機器によって，もっぱら活用した。

もう一つ忘れてならないことがあった。土地の崩壊，樹木の倒折等について，市役所，自衛隊への直接出動要請には，小を捨て大につく立場から，私も含め，相互に密接連絡して当たることとし，出動しない場合で，ことわりの発言が困難なときは，副知事の意志によるとして，処理することとする趣旨のとりきめである。

江の川の水位は上がる一方であった。激しい雨は一向に弱くならない。上流地帯からの情報も同様である。江の川の水位も警戒水位をかなりオーバーして来た。先述の〃とりきめ〃が次第に必要になってきたらしい。市長応接室に陣どっている私の耳にも，ひっきりなしに鳴る市役所内の電話，ののしり合うようにも聞こえるやりとりが，届くような情況となって来た。しばしば呼び出される同室の市長，市会議長も，だんだんと苦悩と疲労の色が深くなったのがわかる。それだけに，私は，沈着冷静でなければならないと自問自答していた。そして，一種のパニックに似た情況の市役所になったのが，午後１０時ごろからであったろうか。

このごろから，私の脳裏には，市長の発する避難命令の時期について，いかに適時適切に助言するかということが，走り始めた。県の副知事が現地におって，不適切な避難命令によって市民の犠牲（人災）があってはならないという責任感が胸をしめつけて来た。

市長の避難命令は，

1. 大出水前，市民の避難行動に余裕時間があること
2. 混乱を防ぐため，停電，電話不通となる前であること
3. 遅きに失せず，早過ぎてもよくないこと

等々のことを，私はかみしめていた。

市長は，私に相談のうえ，午後２３時３０分，市民に避難準備指令を発した。間もなく１２日０時，江の川の水位は，量水標の観測可能水位を突破した。これからどうするか。とりあえず，上里所長と鳥越課長補佐に，巴橋附近の偵察を頼んだ。２０分もたたないうちに，両名は，びしょぬれの姿で帰庁し，青白い緊張そのものの顔面で，橋上も，堤防上も，２０センチ程度の河水が溢水しているとの報告である。まだ停電していない。電話も通じている。今だと思った。

市長の避難命令は，午前１時前であった。市の広報車が市内をけたたましく走り始めた。「避難命令が出ました。」とのスピーカの声が遠くに近くに聞こえ続けた。市役所にも，ぞくぞくと市民が身の回り品，毛布，食料をかかえて避難して来た。じきに市役所は，人でうまった。（犬もかなりついて来たが，ほとんどが不安そうに尻尾をたれ，犬同志のけんかが全然なかったのが，妙に印象に残っている。）

市民の動きが一段落したごろ，私は，２階の窓から外を見つめていた。ドォーとでも表現できる鈍いがよく響く音がしたかと思うと，「土手が切れた。土手が切れた。」という叫び声が聞こえた。３０センチ位に溢水していた道路上は，みるみるうちに水かさを増して来たと見たとたんに，ゴォーというごう音とともに，かっ色の濁流がすごい流速で流れ込んで来た。午前２時前である。丸太がごろごろ流れる。自動車が水にうまって行く。新車はしばらく浮いているが，やがて水中に没して行く。材木，自動車，電柱，家屋が激流の中でぶっつかり合う。正にさんたんたる水の恐怖である。

約３０分間で各建築物の１階部分が水没してしまい，水かさは落ちつき，流れはなくなった。避難しなかった人々の「助けてくれ。」「連れに来てくれ。」の声が響く。自衛隊，警察のボート部隊が忙しくなった。

やがて，なすこともなく，ある種の静けさがただようううちに，電話不通と停電が相次いだ。県庁との連絡も途絶えた。江の川沿いの作木村の中心部が全滅，中電の発電所も壊滅との情報がもたらされたが，直接の救援手段もなく，とにかく実情調査をと，無理を承知で，自衛隊に偵察隊の派遣を願った。（この隊は，難行苦行の末，夜遅く詳報をもって帰隊した。）地建の三次事務所は２階まで水につかり，所員は，屋根裏に待避しているとの情報も入る。

上水の確保が，頭にこびりつき始めた。濁水の中で用水の心配である。

午前５時過ぎ，ボートをこぐかけ声が近づいた。市役所前で，「副知事はどこだ」との大声がする。三次署から無線電話器が届けられたのである。県本部との連絡が始まる。竹下総務部長（現副知事）に，１万5,０００食を目標に食料（カンパン，かんづめ類，米，包装紙），薪，灯油，かます（3,５００俵），土のう袋（３万袋）等の救援を要請した。（これらは，午後になってぞくぞく到着した。）

先述のように，知事の要請で三次電話局に赴いたが，ボート上から見る市街地は，すっかり水の中にあって，人気の全くない，静寂そのものである。水の動きも全然ない。低い雲の下，小雨をついてＲＣＣのヘリコプターが取材に飛んでいる。カラに近いのであろうか。プロパンボンベがあちこちに浮いているのに驚く。かすかにガスの臭いがただよっているのに気がついた。背筋に戦慄が走る。しかし実験せざるを得ないと覚悟して，マッチをすって投げてみる。何もおこらない。胸をなでおろした次第である。

知事には，通信途絶後の経過，現事態の報告と，水が引き始めれば応急対策に入る旨を伝えた。

十日市地区の水没による死者はない。これといった傷者もなかった。

８時ごろから，江の川の水位は下がり始めた。破堤が，寿橋上流点と巴橋上流点の２ケ所で，水系を異にしていることは，不幸中の幸いであった。減水が始まると早かった。牛の鳴声に驚いて外を見ると，大きい黒牛１頭が市役所前に流れついている。利口な牛は，市役所を知っているのか(?)

午後2時過ぎには，市中に出れるようになった。

市中の巡回に出た。食料の配給も，順調に動き始めている。そして，特に幸運なことには，水源池の被災がなく，稼動可能であった。私は天に手を合わせた。全被災地区にわたり，帰宅した市民は，どのうちでも，いっせいに清掃にかかり，上水道からのホースの水で，泥やごみを洗いおとしていた。

夏である。この次ぎは，防疫だと覚悟している。清掃，消毒について，三次保健所長と自衛隊には緊密な連けい活動を，県本部には，他の保健所からの応援を，それぞれ指示する。この活動も，順調に動き始めた。

一体どうすればいいのだとすっかり頭をかかえたのが，あちこちの道路を，うず高く埋めている材木，ごみ，泥の山である。これらの除去は交通確保の絶対条件であると，三次土木事務所と三次市土木当局を督励した。しかもその捨て場が大変である。二転三転，市長は地元対策に追われた。その経費対策とともに，長きにわたって，市長の頭痛の種になり続けた問題である。

思わない難関にぶち当った。広島方面，福山，尾道，三原方面からの見舞客，兼ねての私的救援物資持参客の自動車で，三次に入る道路は，一大交通渋滞を来たし，応援部隊資材の輸送をも含め，緊急復旧活動に動きがとれないとの，警察，自衛隊からの報告である。交通しゃ断は，法的にも問題があるが，どうしようかとの相談である。復旧活動に支障があれば，交通しゃ断をする。一切の責任は副知事がとる。県本部に緊急用務者のみに交通キップを発行するよう要請する。ということで落ちつき，直ちに実施に入った。交通キップ発行制には，県本部は，随分と迷惑したことと思う。

被災市民への緊急食料の配給がほぼ終了したことの報告を受けたのが，午後9時ごろであったろうか。私も握り飯を口にしたが，気がつくと昨夜から，何も食っていなかった。自衛隊には，炊飯器はあるが，握り飯を作る器具はない。多数の女子高校生が両手を真赤にしながら，握り飯作りの応援活動に当ったと聞き，つくづく頭が下がった。

１３日になった。生鮮食料品と畳の確保に手を打たねばならない。県本部に，物価対策も加味してくれぐれもと意見具申する。私自身も，市長や市場関係者と対策を練っていたが，驚くべきことに，被災市民への親族縁故からの見舞品に多くの生鮮食料品が含まれていたため，需要が少く，かえって広島市場よりも安値になるという現象を起こした。畳も県本部で佐賀県等に手配して，値上がり前に措置が完了した。

破堤個所の仮復旧，防疫，道路交通の確保，食料対策等について，更に各機関との協議を重ね，再度被災現地をくまなく見て廻った。破堤の仮復旧工事は軌道に乗って来たものの，泥んこの作業に，自衛隊員，水防団員のみなさんには，疲労の色がありありとしていた。激励の声をかけながら，私は，胸の中でおがんでいた。県の総合庁舎も１階は相当に荒れ，県税事務所では清掃整理に追わ

れていた。こうして１３日も暮れた。この日讃岐商工労働部長（現出納長）が応援にかけつけてくれた。私も２日徹夜の３日目であり，さすがに疲労していたが，宿で水防服のまま仮眠をとった。

翌１４日，知事命によって，私は，丸太とごみと泥の三次市を後にした。しかし，私には芸北地方の被災地対策が待っていた。

三次災害にあって，私の失敗を一つ披露しておこう。それは，県の出先機関の自動車を総合庁舎に待避させたことである。十日市町内では比較的高い位置にあったからであるが，水は，何なくこの地を急襲して，ほとんど全部をだめにしてくれた。何故丘の上の林業試験場に待避させなかったかとくやまれてならない。

「災害復旧を顧みて」

田　中　国　義

（当時広島県土木建築部次長）

４７年７月災害は本県の災害史上未だかって経験したことのない大災害であった。

私は，当時公共土木施設の災害復旧を担当した一人として直面したいくつかの問題点なり感想をしるすこととする。

○　情報の収集

交通，通信手段の途絶により被災状況の把握が困難なため，本部指揮を現地に移されたが，災害の応急対策のため欠かすことのできない情報の収集が致命的であった。

○　災害調査

被災直後，国等の各機関による視察応待のため貴重な時間を費消し，災害の応急対策等に可成り影響があった。しかし反面激甚災害の指定，改良工法の導入など災害復旧にあたっての基本的事項の問題解決が促進された。

○　設計事務

災害復旧工事のための設計にあたっては，簡易な方式によって処理しようとしたが，結局従前通りの形による精算設計方式によって結了した。これは成功認定の要素を満たすために省略できなかったものであるが，職員の労働過重を強いることとなった。

○　用地事務

災害復旧事業を促進するための用地事務のうち，特に厳密な確定測量による所有権移転という手続きについて，関係当局に対し緊急性による事情を説明し，最大限の緩和措置を講じた。

以上の諸問題を含め「工事執行方針」を定め，各土木（建築）事務所長の執行基準とさせ，ようやく事業が進行を始めた。

しかし，この工事執行方針は，工事促進についての住民の声を中心とし，現行法体系，運用方針とのギリギリの妥協点であったため職員の認識，感覚にも可成りの差が生じ（本庁課長間においても同様）事業遂行に遅速の差が生じて最初は迷いがあったが次第に平均化してきた。

○　調査費

調査費については総務当局の理解により委託料を大幅に計上し，業者に調査を委託したため職員の労働軽減に寄与できた。しかし自から調査し，設計する力が可成り失われてきたことも事実

であり，またこの頃より測量調査は業者が行うものだという意識が定着し始めた。

○　漁業補償

復旧工事に伴う河川汚濁に対する被害補償には悩まされた。建設省の査定では補償費の計上は許されなかったが，従前の河川局長通達を準拠として河川，砂防，治山，耕地等一切の工事について総務当局の理解により単県費措置がなされ，復旧の促進に大いに寄与した。

その後も，この種の補償の要求は後をたたず工事完了までこの紛議は継続し，特に河川課長をはじめ関係職員に非常な負担と心労を懸けたがあえて押し切り現地職員にも迷いと負担をかけた。

○　市町村工事

県工事の促進に忙殺されたが市町村に対しても最大限の応援体制をとった。しかし発注後は県工事に業者の力が集中され市町村工事は２次的になる現象が現われた。

また，土木所管工事は割と進んだが，他の農政，林務両部の所管工事が少額，箇所が点在している故もあって遅れがみられた。

○　職員関係

災害復旧にあたっては，他県の応援を求め精力的に取り組んだが，その被害が余りにも甚大であったため職員の復旧業務も見通しが暗いままに日々過重な業務を強いられることとなった。このような状態の続くなかで，４８年（１年経過後）頃より職員からの不平不満の声が高まり拡大し始めた。

何としても早期復旧を図らなければならないという意識と職員の過重労働の問題の間にあって管理者層は随分苦悩されたものである。

このような大災害が再びやってこないという保証はどこにもない。そうした時，４７災の貴重な経験と教訓を生かし，一致協力して対処できることを念願するものである。

結論として言えば

1　大災害にかかわらず，基本的に手続処理体系に省略が許されなかったこと。

2　災害は行政責任であり，したがって復旧は当然のことであるという住民感覚の下での作業であったこと。

3　復旧が本格化した４８年は空前の経済発展時代で資材，労力において新幹線等大型プロジェクトと並行したためこれに特別の精力を費消したこと。

4　復旧作業が長期化し，さらに日々の業務が過重となったため職員の不平不満が続出し，これらの複合作用下の災害復旧であり特異なケースがあったと言える。

「47.7豪雨災害で思い出すこと」

小　川　静　人
（当時広島県消防防災課長）

県下全域にわたって未曽有の大被害をもたらし，多くの犠牲者を出したあの災害から既に5年近くも歳月が経過しています。被災地では，災害復旧もほぼ終了し，当時の様相と全く一変している現在，あの惨事を思い起こす豪雨の爪跡も数少なくなっておりますが，いま当時の思い出を記すにあたって，あらためて数多くの記憶が種々様々の形で，しかもまとまりの形で眼前に浮んでまいります。これらのうち特に忘れ得ぬこととして脳裏に深く刻まれていることを拾いあげてみます。

○　豪雨襲来の前触

当時，私は消防防災課に赴任して2か月足らずの出来事で，梅雨期に入ったとはいえ6月中の降雨量もわずかであり，よく同僚から「災害もなく楽でしょう。」などと軽口をたたかれ，昭和42年災害の経験から，末期に近い時期程，集中豪雨による大被害が発生するケースが多いものだと反論したものの，誰れでもが望むがごとく，災害のごとき招かれざる客は御遠慮願いたいものと，内心一縷の望みをいだいていたのも事実です。

こうした懸念が，危惧した以上の大災害に遭遇することとなり，当時悪い予感が適中したものだとつくづく身につまされたことを思い出します。

その皮切は，7月10日安芸津町で発生したプロパンガス基地の爆発事故と記憶しています。それは，前日来から降り続いた雨――主として瀬戸内沿岸部を襲った降雨ですが，ガス基地背後の山畠が多量の溜水状態となり，これが山腹斜面からの流出→基地に直撃→ストレージタンク基地の洗掘→ガス洩れ→引火→爆発というパターンにより，8名の多くの負傷者を発生せしめるという前例のないガス事故が発生し，この事故処理に間発も入れず，県下各地に豪雨災害が発生しており，いわばこの事故が前触と記憶しています。

○　気象情報

当時，我々一般常識といっては誤弊があるかも分りませんが，梅雨期の気象状況は，梅雨前線が沖縄→九州→中国→関西というコースで東進し，断続的な降雨となるが，大災害となる集中豪雨は局地的に，しかも，短時間で発生するものだと想像していました。

不幸にも，これが誤った感覚を一掃するがごとく10日から12日までの長時間の降雨となり，特に集中豪雨をもたらす雨域が県北一帯に長時間停滞したため，記録的な雨量となっています。

更に，当時の気象台発表の気象情報のなかに「湿舌」なる耳新しい用語や，その後新聞紙上

を賑わしている異常気象なる言葉も聞かれ，気象知識の乏しさが反省されたものです。

気象の話がでる度に思い出すことは，私の記憶では１２日と思いますが，早朝（午前２～３時頃か）広島気象台予報課長から「雨域が夜明けにかけて南下する恐れがあり，その可能性は五分だ」との非公式情報を受けた時のことです。当時，日本海から山陰へと移動した雨域が県北地域に停滞しており，いつ南下するのかと心配している時期で，特に太田川下流地域では，河川は警戒水位を突破し破堤一歩前の状況であり，連日の降雨で各所に被害が発生している時期でありました。このため，広島市中央部での大被害の発生が憂慮されましたが，幸い雨域は南下せず，梅雨も終息したため憂慮されたことも起らず，対策本部員一同安堵の胸をおろし，私自身５～６時間中胸を締め付けられる思いで，苦しい時の神頼みの心境でありました。

○　通信網の破壊

当時本館二階の第四応接室に設けられた災害対策本部事務局内には，日本電信電話公社線，警察電話を設置して情報連絡にあたっていましたが，三次市内の水没により三次経由の通信が不能となり，急きょ地方建設局に無線電話の利用をお願いしましたが，通話装置の移動に時間を与える暇のない急激な増水で三次工事事務所庁舎が水没し，通話を中断せざるを得ないというハプニングを生じています。

次々に通信網が破壊されたため，三次市役所内に設けられた現地本部との連絡は，本庁――庄原署――三次署という迂回による警察電話に三次署――市役所間をメガホン利用という不自由な伝達方法をとられた時期もありました。

公社側では，事務局内に非常用電話を設置され，更に緊急通信回線の設置に努力されましたが，１～２回線のわずかな公社線に通話が殺到したため，備北市町村間との連絡もままにならず，本部事務はもちろん，県民，報道機関等への情報提供は全くお手上げの状態で，本部員一同切歯扼腕の思いでありました。

道路を始めとする交通網の途絶と通信網の破壊による情報提供の困難さは，各方面からの批判として集中したことは否めない事実で，これが反省として県下全市町村間の防災行政無線網設置の端緒となっています。

この間，情報収集のため，国鉄，報道機関の通信網の利用をお願いしていますが，特にアマチュア無線連盟の方々には，県庁アマを中心として夜を徹して御協力願っています。
また，同連盟には，毎年県が実施する総合防災訓練には通信訓練のため積極的に参加されるなど献身的な努力をされています。なお，この時の功績に対して，中国地方非常無線通信協議会から表彰を受けられています。

○　自衛隊の協力

三次市を中心として備北地域における災害対策支援のため，７日間にわたり陸上自衛隊から第４６普通科連隊を主力とした第１３師団の隊員（延3,423名）の派遣を受けています。当時同師団では既に四国方面に隊員の一部を派遣されており留守隊員もわずかで，連日の活動により隊員の疲労が激しいにも拘らず交替の余裕もない情況でありました。

また，三次市に到着した第一次の隊員が，折からの水没により腰上まで浸かっての行動となったが，幸いにも負傷者が発生しなかったこと，あるいは，隊員の中には県北出身者もおり，実家，親族で被害を受けているにも拘らず任務につき，徹収後，初めて特別休暇を受けて帰郷されたことなど隊員の活動に関する数々の話をお聞きして，その都度頭の下がる思いをしました。

特に，防疫活動に対しては地元の強い要請もあり，衛生隊が最後の徹収となっています。その任に当られた衛生隊長に関することについて，連隊長から他言しないという約束でお聞きしたものですが，既に年月も経っており，あえて発表し，御功績に報いたいと思います。

それは，衛生隊長には，既に人事移動の内示を受けられた身でありながら，新任地赴任を遅らせ現地での防疫活動の指揮に当たられており，更に赴任後間もなく休暇を得て高野山参拝の旅行をされましたが，その途次不幸にも自動車事故により御夫婦ともども他界されたということです。

○　消防団員の活躍

県下２万有余の消防団員は，自らの職業や生活をなげうって，なかには自宅の被災にもかかわらず，災害防除に，警戒に，あるいは避難誘導に活躍され，その功績は枚挙にいとまがない程数多くお聞きしています。更に尊い犠牲者を出したことも事実です。

特に，庄原市消防団では２名の団員が同市本村町の被災地で亡くなられています。その１名は警戒中に折からの濁水により，殉職され，他の１名は任務を終え帰宅直後家屋倒壊により死亡されました。後日故奥原団員の叙勲伝達のため，消防団長である県議会議長及び庄原市長のご案内で，奥原家を訪れました。その際，現地の生々しい被災の傷跡を拝見し，更に，一家の支柱を失い残された老夫婦と子息を守る野良着姿の未亡人にお会いいたし，あらためて惨事の大きさを思い出すと同時に，目頭の熱くなる思いをしました。

また，各市町村とも被災箇所も多く，連日の活動により団員は疲労困ぱいし，これが支援のため各地から自衛隊派遣の要請を次々と受けています。特に加計町からは，わずかの団員で水防活動に従事し，特に人命救助のため土砂排出に没頭されましたが，大規模な山崩れによる多量の土砂のため力が及ばない状況で再三再四強い要請がありました。事情があったとはいえ，期待に沿えず，いまもって弁解の余地のない思いをしています。

○ 後　記

この災害に際しては，不備な防災体制のなかで庁内はもちろん，スポーツ団体，宗教団体など各種団体の献身的な奉仕活動を始めとして，各方面の方々の御協力と御支援を賜わっていますが，これらの方々に心からお礼申し上げるとともに，この災害により犠牲となられました方々の御冥福をお祈り申し上げます。

「47．7豪雨災害を顧みて」

畠　山　　武

（当時広島県社会課長）

7月12日1時40分，私は加計町に対する災害救助法の適用稟議書にサインをした。

昨日10時25分に三次市に対して災害救助法を適用してから，まだ丸1日も経過していないのに，災害救助法の適用市町村はこれで12を数えるに至っている。

続いて，西城町からも町内の被害が災害救助法の適用基準を越えた旨の緊急連絡がはいってきた。

いったい被災市町村はどれくらいになるのだろうか。

真暗な窓の外では，部屋の蛍光燈の光を反射しながら，とてつもなく大きな器からうつされる水のように，激しく雨が降り続いている。いつになったらこの雨があがり，青空が見えるようになるのだろうか。

三次市から災害救助物資の二次分の送付要請がはいる。直ちに，米15,000食，乾パン8,700食，飯罐詰12,000個，副食罐詰7,500個，炊飯用薪2,060束，灯油ドラム罐18本，毛布3,125枚の手配にかかる。現地では被災者が物資の到着を首を長くして待っているはずだ。急がなくてはいけない。

一方，昨日毛布等の救助物資をもって三次市に行った職員5人がまだ帰庁しない。どうしているのだろうか。その安否が気にかかる。それにしても救援物資の輸送を志願する課員の熱意に感謝した。

7月14日，昨日夕方で災害救助法の適用市町村は25となった。大雨注意報も本日17時には解除され，今後の大雨に対する心配は一応峠をこした。被災市町村がこれ以上拡大することはないだろう。

しかし，職員の疲労の色は大分濃くなってきている。電話器の前に陣取った職員が身じろぎもしないところをみると，椅子にかけたままでまどろんでいるようだ。睡眠不足と疲労のため食事が喉をとおらない者もでてきている。

無理もない。一睡もしていない日が何日も続いているのだから，しかし，被災者の立直りのためにまだまだ頑張ってもらわなければならない。たとえ避難所への収容や炊き出し等の一次的救助の見通しがついても，すぐに二次的救助の性格をもつ応急仮設住宅の建設や被災者への災害立直り資金の貸付などの手配にかからなければならないのだ。

7月豪雨災害から数か月が過ぎ，朝夕は秋の気配を感じる頃となったが，災害担当の職員は毎日災害救助費の精算事務におわれ夜遅くまで残業を続けている。

日中は，事務指導のため市町村をまわり，夕方帰庁して書類の整理にあたっている。

この事務が済むのは年が明けてからになりそうである。

こうして，私は本県の災害史上稀有の大災害を，災害救助という応急救助部門で体験した。

災害は忘れた頃にやってくるとかいう。

応急救助には迅速適確な情報は握が必要であり，そのための防災無線も完備されたが，いざとなると予期せぬ障害に遭遇することが多い。それによるトラブルや適応判断を誤ったために，ムダな労力や時間を費すことすらある。

平素から，災害対策についての心構えや体制の整備に配慮しておくことが必要であると痛切に思う。

ともかく，４７年来，神社参りの際には災害のないことを念じることを忘れないこの頃である。

「47．7豪雨災害の思い出」

川　野　一　人

（当時広島県監理課長）

過日，備北地方の道路や河川の実情調査をする機会を得たので出向いて見たが，江の川，馬洗川，上下川，西城川など江の川水系の各河川は，緑の山野を背景にしてゆう然として流れており，過ぎ去った災害のことなどはまるで関知せぬと言ったような風情であった。

この地方は，かっての昭和４７年７月豪雨によって，県史始まって以来といわれる大災害が発生し，特に河川の被害が激甚であったことは，未だ記憶に新しいところであり，この復旧には，改良費を含めた関連事業及び助成事業が大幅に採択され，４年間の歳月をかけて，ようやく昨年度でその工事も完了しており，被災当時の状態と今日の姿とを比較してみた場合，今昔の感一入なるものがあった。

この昭和４７年７月豪雨災害の発生した当時，私は土木建築部監理課長をしており，部内の災害の取りまとめ，災害関係予算の確保と執行，災害対策のための人事と増員計画，災害視察団の応接等々実施しなければならない事務が山積していて，その職務は多忙を極めたが，当時の上司の適確な指導と課員一致協力した体制のお陰で，何とかそれらの事務を推進して行くことができたのである。

これらの仕事の中で一番困難であったと思ったことは，いかにして災害査定を受けるかということであった。当時，公共土木施設の災害だけで，県工事と市町村工事を併せて約１５,０００件の被災箇所があり，これらの査定のための設計書の作成が，現有人員ではとうてい賄いえないことであった。（災害査定は８月２１日より４次にわたり，１２月２７日まで建設省，大蔵省の査定を受けた。）

また，町村も技術職員が少ないためこの応援も考慮しなければならず，更に，改良復旧を行う地域にあっては，用地職員の増員を図る必要に迫られて，職員数の確保が当面の重要課題となっていた。部内でとれる措置としては，比較的に被害の少なかった沿岸部の土木（建築）事務所の職員と本庁職員とを割いて，北部の災害の多かった土木（建築）事務所に配置することとしたが，これだけではとうてい乗り切れる状態ではなく，職員の増員を天を仰いで祈りたいような気持であった。

幸いにして，建設省の取り計らいにより宮城県を始めとして九県から３７人，延1,257日間尊い他県の応援を得ることができたと同時に，人事当局の英断による新規職員採用の追試験実施という画期的な制度の採用によって，ようやく職員確保の目途がついたときは，心の底から大きな肩の荷をおろしたような安堵を覚えたものであった。

それともう一つ忘れることのできないことがあった。それは確か，７月１１日夜半のことであっ

たと記憶しているが，三次市内での破提箇所の増加に伴い，緊急に土のうを50,000袋送れという旨の三次土木建築事務所からの要請を受けたので，沿岸部各土木（建築）事務所の備蓄資材を，12日朝の5時までに広島に移送集積するように指令した。私の内心では，この大雨の中で，しかも夜間において，果して集積できるかどうかは全く自信はなかった。しかし，各土木（建築）事務所においては，夜を徹して土のうの積込みと移送を行ってくれたその結果，１２日の朝5時３０分，広島土木建築事務所の広場からトラックが隊伍を整えて三次にむけ出発した時は，さすがに目頭が熱くなるのを憶え，感慨無量のものがあった。

また，被災後の復旧に当り，中途において析からの物価高にあおられて労務賃をはじめとするセメント，セメントブロック等の建設諸資材の高騰と不足（労務，資材共に）といったような思わぬ障害の発生により筆舌に尽くし得ない困難を生じる等の事があったが，幸いにして国会をはじめとして関係各省，地元県議会並びに市町村などの方々の並み並みならぬご尽力とご協力を賜わったお陰であると共に，文字通り家庭をも省みず寝食を忘れて災害復旧に従事された関係職員の方々のご労苦のお陰であったことを思うとき，今日の復旧した道路，河川を見，当時を省りみて，これらの方々に心からなる感謝の気持を捧げて止まない。

ともあれ「昭和４７年豪雨災害」の復旧事業は，一応は終ったのである。このような災害が再びあってはならないと思うのは誰しも同じである。しかし，災害は忘れた頃にやって来るといわれている。また何時の日か何処かに災害はやって来る。我々は４７年災害によって多くの損害を受けたが，また多くの物言わぬ教訓も受けた。色々の施策を考え実施して行く時に，この教訓を生かしつつ，万一の場合に再び前車の轍を踏むことのないよう研鑽を積んで行くことこそ大切であることを痛切に感じている次第である。

「47．7災に遭遇して」

原　田　　勉

(当時広島県庄原農林事務所長)

昭和47年7月，脳裏に深く焼付いて忘れようにも忘れられない大きな出来事が起きた。緑に囲まれた静かで平和な人情厚い純農村地帯である庄原地方を突如として襲った豪雨と，その直撃禍を振り返りながら今後の対応に備えたいと思う。

7月10日，朝から小雨模様の梅雨空も午後になって大雨洪水注意報が発令され，雨足は次第に激しさを増してきた。この雨がまさかこの平和な農村地帯を一瞬にして混乱に陥れる大災害を起すであろうとは神ならぬ身には知るよしもない。しかし注意は何事も事前に怠りなくと，管内各市町村，庁内各課長に対する処置，被害発生時の調査人員の配備，応急物資の手配確認等を指示し，守りの体制をかためた。雨は一向に止む気配もなく終日降り続いたが，幸いその日は大した被害報告もなく，ほっと安堵の胸を撫でおろしながらもこのまま大降りになって大きな被害が起きてはと眠れないまま時が過ぎていった。

11日，朝は7時に大雨洪水警報が発令され連絡を受け直ちに激しい雨の中を突いて登庁，当日の予定表を見ると，県民の森で県下の林道担当者研修会が実施されており出席することになっていたが，これを取止め，林道担当者をそれぞれの農林事務所に帰庁させ災害の情報収集に当るよう要請する。在庁して大雨情報を聞きながら祈るような気持で内務の処理にあたる。夜になっても雨は一層激しく不気味な音を立てて降り注ぎ，前日の雨量を考えると河川のはん濫は必至といやな予感が胸に迫る。夜11時ごろついに庄原市内をサイレンが不気味に響き渡り西城川堤防の決壊の恐れがあると知らされる。続いて淡水魚指導所の養魚場が流れるとの連絡が入った。直ちに附近まで状況調査に行くも濁流はすでに橋脚をほとんど隠さんばかりに増加し，対岸へは渡れない状態にあった。たまたま職員の中に橋のたもとに家を借りている者がいたので異常時の処置について指示を与えている間にも水は床下に浸入し始めるというようなまことに早い勢いの増水である。まるで市街地が湖畔の街に見えるかのごとく不安な一夜を過ごし，一夜明けて，雨は今までの大雨はどこに去ったかというような小雨に変る。

次々と各町村から入ってくる災害情報は予想をはるかに凌ぐものがあり，罹災者の心中，農林施設，作物の被害に胸を痛めながら前夜までの雨をうらむ。三次方面からの情報によると三次市の市街地のほとんどが水没しているとの事，ただただ被害の大きさに驚き啞然としたのである。

管内の交通は随所において寸断され，動こうにも動けない状態であったが，とりあえず近くから被害状況の調査を進めることとして前夜水没した淡水魚指導所に行く。すでに県会議長も視察に来

られ土木事務所長とともに一瞬にして荒れ果てた田畑を無残な気持で眺めながら今後の対策について協議し，その足で本村町の山崩れによる災害現場の調査に行く。山津波の恐ろしさは言葉では言い尽くせないものがあり，とくに尊い人命を奪ったことは，何としても痛ましい出来事であった。

また，三次農林事務所から昼食弁当３０人分，１０日間の手配依頼や，自動車の貸与の申込みを受けるなど，災害には思わぬ用務が伴うものだと痛切に感じたものである。

日を追うにつれ，本格的な調査に基づく被害状況が明らかになったが，管内市町村の農林関係被害額は次のとおりであった。

昭和４７，７災　農林関係市町村別被害状況　（単位千円）

	庄原市	西城町	東城町	口和町	高野町	比和町	計
農業	909,214	385,090	479,279	290,769	108,871	405,537	2,578,760
林業	152,314	118,888	209,300	86,678	1,015	246,866	815,061
畜産	23,278	20,131	8,112	2,728	302	2,365	56,916
計	1,084,806	524,109	696,691	380,175	110,188	654,768	3,450,737

後日譚

先日，所用で庄原地方に出張し，道すがらかっての災害跡地を見たが復旧はほとんど終り，以前にも増して補強された所もかなり見受けられた。田園は黄金に稔り道路も整備されて復旧に尽力された地元関係者のご努力に深く敬意を表しながら災害の犠牲になられた方々の冥福をお祈りした次第である。

「思　　い　　出」

上　　里　　正　　司

(当時広島県三次土木建築事務所長)

昭和４７年７月１１日は忘れることのできない日である。萩原副知事，三次市の紙屋市長，思いつめた何人かの顔，有史以来かって経験したことのない出来事，未曽有の大災害であった。市街地の９０％を越える水没家屋，市の行政の中心である市役所も３メートル余りの濁流の中に，また電燈電話交通機関すべて壊滅した三重苦の中で，しかも真夜中に放置されたのである。市庁舎二階の市長応接室に陣取っていた県災害対策地方本部も一時はなすこともなく降り続く豪雨の中で，刻々と上昇する水位，流れる木材，自動車，家庭用品等々を，悪夢を見るような不安な気持ちで見つめていた。

「土木の所長，今後の措置をいかにするか。」

副知事の問にも返す言葉もなかった。真暗闇の中で全般の情勢がつかめず，破堤した事は解っているが位置，延長等は皆目不明で手の打ちようもない，心細い限りである。応接室を一歩出ると避難して来た市民で事務室通路は人の山，泣き叫ぶ子供等々目も当てられない。思いはこれから始まる困難な災害調査，査定，復旧事業等々気持は暗い。気を取り直し，まずは県庁との連絡，各地の被害の情報をとあせるばかりで実に長い長い夜であった。

自衛隊は寸時も休まず数少ない手持の鉄舟で市民の避難を続行していたが，数が不足し難行していた。思い余っているところへ杉原市会議長の発言で鵜舟のあるのに気付き，自衛隊の人肩により巴橋を渡り大活躍することができた。もし鵜舟が流失していたら，取り残された市民の何割かは……と思うと背筋が寒くなる思いであった。夜が明けたころ，電話局に通話出来るものが１本残っているとの情報があり副知事のお供で出かけるとき二階の窓から木製の梯子で舟に降りるまでは良かったが，舟は重みで傾き，体が水の中に落ちて，水深３メートル余りの地面までの時間の長かった事は今でもありありと思い出す。電話局も二階から入室し，ようやく県庁との連絡がついた。帰途，知人のゴムボートを見かけ副知事の許可を得てひとまず合同庁舎に帰る。途中はたんぼの上，立看板の上を何の障害もなく一直線に通ることができた。土木事務所は三階の為，直接被害はなかったが一階の県税事務所は悲惨そのもので，二十数台の庁用自動車と相等数の職員の自家用車は全滅し，天井のみ頭を出している状態であった。幸いにして職員には，異常はなくまずは一安心し改めて減水後の災害調査等の指示を終え，再び市役所に向かった。

夕方にかけて低地部を除き，思ったより水は早く引いた。街には人気が全くなく路上には転覆した自動車，流れついた木材の山，ゴミの山，一面泥土であり，ただただ凄惨と言うほかはない。

自衛隊の斥候等の活躍で各地の被害の状況が刻々と入って来る。予想をはるかに上回る大被害である。副知事の直接起案されたものを復旧した警察無線の中継で本庁へ，昨日来一睡もしていない体で良く続くものだと感心した次第である。

現地の復旧作業は，何と言っても交通の確保が第一であり，それにはゴミの山を取り除く以外にはない。生き残ったショベルカー，トラックを動員しゴミとの闘いが始まる。幸い建設省の計いで江の川の洪水敷に仮集積場が確保できた。そのころになると洪水により足止めされていた車，肉親の安否を気遣って帰省する車，物資の輸送車，作業車等々により幹線道路は車の洪水で身動き出来ない状態となり，ゴミ作戦も思うように進まない。真夏の事でゴミの山から異様な臭気が出始め，関係者は伝染病の発生を心配し苛立った。

協議の末，一時（三日間）市内に入る全車輌を街はずれで全面ストップし，市内には公用車，復旧に関係のある車のみを入れるという非常手段を取ることになり，(緊)の標章を発行して区分し，実行に移した。急な事で一般市民の方々には大変迷惑をかけ，発行に当って「出せ，出さない。」で，喧嘩分れをした人も何人か居た訳である。日時が経過するにつれ，県市各自治体の応援や各種団体等の奉仕作業により街は日一日と生気を取り戻して行った訳であるが，路面一杯，軒まで積み上げたゴミの山，軒下を縫うようにして視察され，市民を元気付けられた木村建設大臣と永野知事の姿が印象に残っている。

人間の住むところにあれだけゴミがあるとは思ってもみなかったというのが実感である。

市民の生活も上水道の施設が被害を免がれたので，心配されていた伝染病の発生もなく，順調に復旧に向ったことは不幸中の幸いであった。被害後，すべて初めての経験で驚き，とまどいながら幾多の困難を克服した関係者，中でも月２００時間を越える超過勤務に目を真赤にはらし文字通り寝食を忘れ頑張り続けた若い職員各位の顔は忘れることは出来ない。

これら関係各位に対して深甚なる敬意を表すると共に感謝申上げる次第である。

この貴重な体験，教訓を今後の職務の推進遂行に大いに生かしていただくよう心からお願いしたい。

最後になったが当時市民の先頭に立って活躍された紙屋市長は３年後には不帰の人となられた訳であるが，今後数多くの問題をかかえた三次市にとって，おしい人を失なったものである。

心からごめい福をお祈りする次第である。

「昭和47年7月豪雨の回想」

青　木　芳　雄

(当時三次警察署外勤課長)

私が県北の三次警察署に赴任して3カ月余り過ぎた7月10日のことでした。

その日は，1日中降雨が続き夜になってもやまず山崩れなどのことを考え寝つかれぬままに時が過ぎ，けたたましくなる電話のベルに夢を破られた。本署当直主任丁警部から「災害警備の準備本部を設置する必要がある。」との連絡を受け急いで出署した。

出署の途中に見る江の川はやや増水していたがあの大災害（死者，行方不明者9人，家屋の全半壊1,792戸，床上浸水2,517戸）になろうとは夢想だにしなかった。

私は直ちに降雨の状況を署長，次長に報告しその結果，署内に災害警備準備本部が設置された。災害警備準備本部長令によりあらかじめは握していた管内の災害危険箇所を巡回点検したが河川の増水状況からみて直ちに危険な状態になるとは考られなかった。

11日午前4時過ぎ突然静寂を破って街中を走る救急車のサイレンの音が聞え消防署からの連絡で山崩れによる生き埋め事故が発生したことが判明したので部下5人を引卒し現場に急行したが被災者は既に死亡していた。最初の犠牲者である。二次災害に対する警戒のため受持警察官を現場に配置し管内の警戒に当ることとした。

本署では，災害警備準備本部が災害警備本部に切り替えられ，署長陣頭指揮により全署員が非常招集され，集中豪雨に対する警戒体制が確立された。

降りしきる雨のため江の川を中心とした各河川の水位もあがり市内の随所に床上浸水の被害が発生し救助要請の110番はなり続け，署員は5人を1班とする救助班の編成を行い救助活動に出動した。

最初の救助活動は，河川敷の近くに建てられたボーリング場が孤立し従業員10数人の救助であった。続いてカーテルの従業員の救助と息のつく間もなく救助活動は続いた。次長を中心とする救助班は，激流の中に孤立した民家の被災者救助のため，ロープを体に巻きつけ，不安におびえる住民の見守るなかを被災者を勇気づける広報を続け，激流を渡り救助するなど救助活動を行った。

11日の夕方になり雨はやっと小降りになって警察署行政室の床を洗っていた泥水もやや減る傾向が見えてきた。その頃には，応援の機動隊員，通信職員も到着し警戒体制も強化され，救助活動に出ていた署員も帰署し救助活動の模様をあれこれと話し緊張のなかにも余裕のある災害警備中のホットした一時期であった。

しかしこの状態は長くは続かなかった。日没から再び雨は激しく降り始め，急険な状態は依然と

して続き署員は応援の機動隊員とペアになり雨の中をパトロールを行い署長以下全署員が一睡もせず１２日の朝を迎えたが，雨は降り続き排水溝からのはん濫により道路は冠水し車両は使用できなくなりパトロールや救助活動は，警察の舟艇を使用するか，濁流に身をしずめて行い体力の消耗は激しかった。

１２日午前１時頃，警察署付近は急に増水し一階に浸水をはじたため災害警備本部は二階に避難した。二階に避難命令が出てわずか２０分後には，一階は水没した。幸に通信職員の応援があったためいち早く通信器材も二階に移動していたため事後の警備活動に効果があった。

当日の災害警備活動も避難誘導と救助活動が中心であった。救助活動も老人に対しては，住みなれた家をはなれることが愛着心から避難説得に応じないため苦労した。

災害２日目の夜を迎えた市内は，停電のため真暗でローソクの火もてんてんと水面にうつり，なにかあきらめの境地にあるように感じられるなかを舟艇によるパトロールは続けられた。

明けて１３日朝，増水はん濫していた泥水もやっと引きはじめ，水の恐怖から解放された市内は，活気にみちていた姿はどこえやらゴミが山積し死の街と化していた。

警察は住民の安全を確保するために機動隊，管区機動隊を動員し，ゴミと臭気の中で泥と汗にまみれ復旧活動を行い住民から「たよれる警察」と感謝されたとき職員の尊さを痛感した。

史上まれな大災害であったが，死傷者の数を最少限にとどめることができたのは官民一体の活躍があったなればこそできたのである。

そしてあのいたましい災害の教訓を生かして災害警備の諸対策を推進してゆく努力が必要であることを付記して回想とする。

「思　　い　　出」

柄　崎　武　士

（当時陸上自衛隊第46普通科連隊第２中隊訓練幹部）

７月９日から県下に降雨をもたらした梅雨前線は，逐次北上し１０日，県北部に停滞して降雨は一段と激しさを増した。その降雨量は短時間に２００ミリを越え県北部の各河川は警戒水位を突破するに至った。自衛隊においてもこの事態に対処するため１０日非常勤務態勢への移行が下令され万全の処置が講ぜられた。

１１日になっても梅雨前線は，依然として県北部に居座り，降雨は衰えることなく更に激しさを増した。

愈々三次市を中心とする県北部地域は，災害の発生が必至の最悪な事態となった。

１１日，中隊幹部室において執務中，伝令から「直ちに連隊長室に出頭」を告げられ，とるものもとりあえず，直ちに連隊長室に赴いたところ要旨次の如き命令を下達された。

「柄崎１尉は，偵察班長となり１０００駐とん地出発，国道５４号線を前進，前進経路上の災害及び三次地区の災害予想地域の偵察を実施し，逐次その状況を報告せよ」

命令受領後，連隊長から偵察の要領，着意すべき事項等懇切な指導を受け，命令を復唱した私は中隊に帰り，中隊長に命令の要旨を報告，直ちに偵察に必要な諸準備を完整して０９５０連隊長に申告後，降雨ふりしきる中を一路三次市に向け前進を開始した。

約２時間後，吉田町に進出したところ国道５４号線は突然小川の如く変り，今後の前進に一沫の不安を感じつゝ，この状況を無線により報告，更に北進を続行した。

国道５４号線に沿う可愛川は，連日の降雨により満面に濁流をたゝえ，日頃の山紫水明の好景は全く影をひそめ，まさに咆哮する獅子の如き猛々しい様相であった。前進途中警察による交通規制を受けながらも１３３０ 漸くにして三次市に進出することができ寿橋を渡り市内を望見した。町並は１メートル余りにわたり水没し道路はとうとうと濁流が流れ，何かで見た水の都ベニスの風景を思い出した次第である。

この状況を速やかに報告，この時，広島県知事の出動要請に基づき２００名余の出動が下令された事を知る。早速車を捨て徒歩で下半身を水に浸し乍ら，市災害対策本部に前進して，市関係者と必要な調整を行い出動部隊の到着を待つ。１５００ 項，副連隊長倉田２佐の指揮する精鋭我が第46連隊の２５９名（第１陣）が到着，市側と調整した事項の要点を報告，この時期をもって偵察班長の任務を解かれ，原隊である第２中隊に復帰を命ぜられた。

第２中隊は到着とともに行動を開始し，巴橋上流の溢水防止作業に従事し１７００ 任務を終了。

夕食後更に半決壊で危険な状態となっている西城川堤防の積土俵作業のため塩町地域に転進し夜半近くまで全員ズブ濡れになり乍ら懸命に応急作業に従事した。

翌日も同地域の応急作業を終日実施し，ひとまず決壊を防止することが可能となり市内の宿営地に帰宿した。この夜馬洗川，西城川，江の川ともに急激な増水となり，遂に各河川とも処々に決壊又は溢水する状況となり，三次市内は完全に水没し，市内の主要道路でさえ車両は勿論，徒歩による通行も不可能な状態となった。夜半電話により次の如き命令が下達された。

「第２中隊は，速やかに本村地区に前進，家屋流失による生埋者の救出を実施せよ」

中隊長の命令により，全員起床直ちに出発の態勢をとり，使用可能な迂回路を選定しつゝ本村地区に前進し，未明漸く現地に到着。速やかに部隊を部署して救出作業に当る。しかしなかなか発見するに到らず時は刻々として経過し，０７００すぎ老夫婦の寝姿のまゝの痛ましい遺体を発見。この悲惨な状況を目前に，全隊員黙して語らず，遺体を収容し，肉親を失なったに等しい心境で任務を終了した。この救出作業において，夜間現地に到着し，急ぐあまり手当り次第に流失家屋付近を捜索したため，長時間にわたり無駄な隊力を費す結果となり「弱将のもと兵徒労す」を深く反省，ともあれ任務を終え帰路につく。

三次市に帰ったころ市内の浸水状況は更に深刻となり長時間にわたり立往生せざるを得ず，正午過ぎ漸くにして宿営地にたどり着いた有様であった。

１４日早朝「第２中隊は，庄原地区に前進，同市災害対策本部と調整，同地区において発生した家屋流失による行方不明者の捜索を実施せよ」の命令を受領。

直ちに必要な態勢を整え０７００庄原市に向い出発。途中土砂崩れのため車両行進は不可能となり徒歩行進に移行し約５キロ余の山道を前進して１０００項現地に到着した。早速前回の捜索作業の失敗を生かし，家屋流失前の状況，これ迄の捜索経過，特に，一面瓦礫と化した地形の状況について地元民からつぶさに情報を入手し，すでに夜半から捜索作業に従事していた地元消防団と作業担任地域を調整，作業に着手した。

作業開始１時間後，遺体となられた森永さんを土砂の中から発見「溺れる者藁をもつかむ」の諺の通り，山津波の瞬時に共に流された物干竿を引きかかえる様にして亡くなられた痛ましい御姿であった。

三次市に帰り更に連日休む暇もなく河川決壊個所の応急作業，浸水の去った市内の汚物の除去作業等に従事した。降雨も漸くおさまり，被災地の方々も懸命に復旧作業に汗を流しておられる姿に接し，我々隊員一同ホットした次第である。

約１週間にわたる連日の過酷な行動も終り帰隊する日が来た。当日早朝にもかかわらず三次市長始め多数の市民の暖い歓迎を受けこれ迄の苦斗も忘れ全隊員「我々は与えられた任務を完遂した」

と言う満足感を心地よく味いつゝ被災地三次市を後にしたのである。

被災後，幾度となく三次市内を訪れる機会があり当時の悲惨な情景がよみがえり，２度とあの様な事態が起らぬよう平和で美しく落着いたこの姿を何時迄も保ち続けてもらいたいと，また不幸にして亡くなられた方々の御冥福を心のなかで念じている次第である。

我々人間は自然の中で生存している。局部的に見れば，核兵器にも勝るこの自然の強大な力を被災地に出動する度に痛切に感ずる。

自然を大切にし，これを愛すると共に，平素から防災の完成に努力を払う事が緊要ではなかろうか。

「配電設備の復旧作業について」

川　本　　実

(当時中国電力株式会社三次営業所配電課長)

1　はしがき

昭和４７年７月の豪雨は県北地域に記録的な集中豪雨をもたらした。

各河川が急激に増水したため，はん濫をおこし，沿岸の市町村を濁水や土砂の里と化するとともに，家屋の流失倒壊及び浸水が続出した。配電設備の被害も大きく，特に三次市を中心に停電事故が続発し，あわせて通信回線も不通となった所が多かった。

いち早く災害対策本部を設置するとともに非常警戒体制を発令し，事故復旧態勢を整え，関係会社の応援をえて昼夜を分たぬ早期復旧への努力が注がれた。

これら復旧は，寸断された道路網のため，まったく陸上輸送機能が断たれたなかで，しかも濁水につかりながら極めて悪条件下で行われた。

2　被害の特色

水害の特色としては次のような事項があげられる。

(1)　三次市内は多数の家屋が軒まで浸水したため，配電線のほかに計器・タイムスイッチなどに多数の被害があった。このため配電線復旧のほかに需要家設備の点検，臨時配線のサービス業務に多大の労力を要した。

(2)　山間部の河川流域の被害が多く，系統のかなめである発電所（熊見発電所）が浸水被害を受けたため停電範囲が広く長時間となった。

(3)　道路・橋の不通個所が多く，復旧資材の運搬に長時間を要した。

(4)　電話の不通個所が多く，営業所と現地間の通信連絡がとれず，復旧工事は困難をきわめた。

(5)　増水から減水までの時間が長く，復旧作業開始ができなかったため全体として停電時間が長くなった。

(6)　浸水家屋では送電後の感電・火災等の危険が予想されたので，電気使用上の注意についてＰＲを要した。

(7)　電柱が広範囲にわたって流失した。

(8)　河川横断個所の電線が増水のため洗われ断線した。

(9)　職員の中に被害者が多かった。

3　復旧状況

今回の被害は８０年災害又は１００年災害ともいわれ県北一帯の各地に空前の被害をもたらし

たが，特に全市水びたしとなった三次市において大きな被害をうけた。

しかしこのなかにあって自宅が被害を受けているにもかかわらず，私事をかえりみず日夜を分たぬ復旧作業に従事し，効率の高い所から順次復旧し，被害規模の大きい割には早期に送電できた。

(1) 早期送電のためにとった処置

a 他営業所からの直営工事班及び関係会社の応援

他営業所から５名編成１班及び多数の中国電気工事ほか関係会社の作業員が応援に出動し，配電線事故の早期復旧に多大の貢献をした。

b 高圧ケーブルの架設

双三郡作木村に供給する配電線路経過地が江の川沿いであったため電柱の流失・倒壊などの被害が甚大であった。道路の各所で寸断され復旧作業が非常に困難であったので，特に電柱の流失，倒壊が広範囲に亘った個所に高圧ケーブル約３km臨時的に架設したが，早期送電のため非常に効果的であった。

c 救命索発射機による河川横断の架線

河川横断個所の断線復旧は，増水と急流のため舟による河川横断ができない状態でなすすべもなかった。このため消防署へ救命索発射機によるロープの仮横断をお願いしたところ快く承諾され，ロープ渡しに成功し，事後の横断配電線の復旧作業は極めて順調に進渉した。

d 臨時灯１家１灯の実施

三次市内は多数の家屋が軒まで浸水したため，濁水がひいても点灯不能の状態であった。このため市役所の災害対策本部と連絡をとりながら避難所及び１家１灯の臨時灯の点灯を行った。この明るい電灯の光は暗くうちしおれた被害者たちを喜ばすとともに最大の励ましとなった。

4 むすび

８０年あるいは１００年ぶりと言われる大水害に遭遇し，県北地区一帯は大きな被害を受けた。「災害は忘れたころに来る」の例えがあるが，我々はこの貴重な体験をむだにすることなく今後の災害に備え万全の策を講ずる必要がある。

「47．7の想い出」

大　田　　猛

(当時三次電報電話局庶務課長)

古老の話では過去何度か浸水したことがある土地だそうであるが，よもやあれほどの出水があろうとは思ってもいなかったのではなかろうか。

前日の7月10日の雨にも，何等危険を感ぜず，いや11日定刻出勤時にも路面の水が履いた長靴に入らないよう気をつけながら，同僚と「よく降るなア」とノンビリ話をしながら歩いたものだが，勤務先150メートル手前までくると，もう進むことができず，路地から裏へ抜けブロック塀をのり越えて出勤した。

それから約2週間，市内のわが家にも連絡がとれず，また時間の観念もなく，排水から復旧のいとぐちへと経過していった。

思えば11日の昼頃まで降っていた雨も午後は一時小康状態となったものゝ，夕刻から更に強くなり市内の増水がひどくなり始めた。

ラジオの天気予報を気にし始めたころ，堤防がきれたとか，きれそうだ，とかいう話がとびはじめたように思う。夜に入って雨足は更にはげしくなったので，局内への浸入を防ぐため，消防車の応援を求め，一方14～15名いた局員は雨の中で土のうつみをしていたが，強い水圧には勝てず，押し流されて後へ後へと後退させられ，やむを得ず電力室だけはと懸命に水替えしたものゝ，いくばくもなく抗し得ず，通信の心臓部であるところの電力室をも放棄した。それが11日夜中の12時頃だったかと思う。

これまで灯っていた照明が消えたので，自動的に予備エンジンの運転に切りかわったが電力室の水没によってこのエンジンも12日朝の3時頃には停って暗やみとなってしまった。

電力室の排水を断念した後はなすすべもなく，つけた一服の煙草を吸いながら，ボンヤリ眺めた民家には，あの窓にもこの窓にも，身をよせあって，まだ電気がついているあかるい局の方へほの白い顔をむけていた。その顔顔が今でも忘れられない。

水没した電力室の電気時計は，2時47分をさしたままで，そのガラスの内側にはヘドロの水が，いつ，蒸発するともなく残っていた。それを記念にと局長室に飾っておいたけど，その時計は今どこへどうしてあるやらと思う。

暗夜があけて12日，屋上からみえる四方は一面に泥水がゆるく流れており，民家の屋上には助けを求めている人々が手をふっていた。その中を自衛隊の救援艇が心づよいエンジンの音をひびかせ，せわしそうに右から左へ，東から西へと走り続けていた。当日の出勤者もこの救助艇に乗せられて，

二階の局長室の窓から入局したものである

この泥水の中には豚や鶏は勿論，愛鯉家が丹精こめた鯉も数多く流れ出たらしいけれど，この外沢山のガスボンベが，さも戦時中の魚雷のように，ガスを噴射させながらはしっていた。これは大変だと気付き屋上から大声で「マッチをするな。タバコを吸うな」と叫んだけれど果して何人の耳に入ったやら，それにしても大事にいたらなかったことは幸いだと思っている。

１２日は水の中で手が出なかったが，１３日から減水し始めたので緊急通信回線から復旧を始めて，１４日には局内に４加入と，その外市内何カ所かへ無料公衆電話を開設したところ，利用者の長い列ができる有様でしたから，通話時間を規制して利用に供したが，涙ながらの安否の消息にまじって，早々に商売の打合せをする場面もあり，何とも言いようのない気分を味わいました。

水の引いた市内の目抜き通りは，道中一杯にヘドロの山が出来て自転車の通行にさへ難渋する有様でしたが，１０日もすると表面は一応片づき，開店するところもあって，そのおう盛な復旧意欲が早い立直りをみせたものと思われます。

「備えあれば憂なし」との諺もありますが，あのような惨事が再び訪づれることのないよう祈るとともに，貴重な体験ではあったけれど早く忘れてしまいたいとも思っています。

「災害に想う」

三　上　武　雄
（当時作木村長）

昭和４７年７月１２日，それは私共によって次代の者に語り伝えなければならない日である。

作木村には昭和年代に入って数回の大水害がある。その第１回は作木川大水害であるが，河川通路共に過去の面影を全く変えた復旧により，その後大きな被害もなく，災害記念碑を建てて後世に伝えている。

その後も度重なる大水害のために，行政も地域住民も防災対策には特に意を払ってきたが，４７年７月水害は過去の水位を約２メートルも越えて，有史以来始めてと思われる大災害を齎したのである。

防災計画に基づく災害対策本部及び支部の設置，消防団の出動，災害救助法の適用要請，地域住民に避難命令等あらゆる防災，救護対策を講じた。しかし，余りにも急増水のため，出遅れた者もあったために，一隻の川舟によって救出したが，急流の中で川舟を操ることのできる職員と団員は，ほとんど被災者となり，家族やその附近の者の保護に当り，極く少数の者で救出しなければならない苦しい事情も生じた。なお私のような責任者であり，被災する憂いのある者については特別の事情も起り，災害に対処する途をあらゆる面から考えさせられた。過去の水害では住宅に浸水したことはないが，今度こそ免れることはできないと観念した。ようやく連絡が可能となり，可成り被災していることを知らされ，周囲の方々に御迷惑をかけていることとは思いながらも，帰ることはできない。１週間後に帰宅してみると床上浸水して，座敷は破れ，妻，老母，六才の孫の３人は裏山に逃れ，減水後も他家の御厄介になっていることを知った。

さて，折角避難者を収容した役場も，増水と共に危険となり，高地の民家に再び逃れた。道路は水没，破壊しており，有線放送は断線，トランシーバーも地勢の関係で村内すら使えない。唯一の頼りである電話は，あと３０cm増水すれば機能を全く失なうとの連絡を受け，県へ最後の情況報告をして，やがて完全に不通となり，停電して他よりの情報も入らず，災害対策本部，二支部の区域に完全に孤立，すべてその責任者の判断による処理以外は術が無くなったのである。減水の見通しによって職員２名が徒歩で６時間を要して三次に行き，無線により自衛隊派遣方を要請した。これらのことより無線施設の必要性を強く感じたものである。

役場附近の被災者は，過去の災害に洩したこともない言葉を直後に洩し始めた。度重なる被災と今度のような災害が，今後もあるかも知れないとすれば，安全な場所に移転したいということである。

幸い国会においても取り上げられたが，作木村の被災者の思いと余りにもかけ離れた対策であったために，遂に受け入れられず，道路兼堤防工事による防災措置も計画せられたが，立退対象とならない者は，背後が山であるため深い谷間に置き去られた環境となり，これも実現しなかった。

このような大災害にも被災者の死亡者がなかったことは，この上ない幸いであり，伝染病も発生せず，各方面より多大のご救援を受けたことに被災者も感激し，１日も早く立直ろうと必至に頑張り続け，避難場所を造り，住宅を改造するなど，応急措置によって今後の災害に備えようとしている。

役場庁舎は使用不能となり，移転した。被災者の中には，役場だけ逃げると不満を洩した者もあったが，前に述べたように防災対策が実現しなかった不満もあったと思われる。

今後このような災害は絶対に無いと断言することはできないであろうし，雨量さえ異にする広域の中小河川が合流する江の川下流は，予測し難い水位に，いつの災害にも悩まされていることから，被災地域約２００戸は，大雨の度毎に，避難を考えなければならない精神的負担が，永久に続くとすれば，困ったことである。

地域の防災対策は，地域の各人も，行政も常に心しておらなければならないが，とにかく防災効果の大きいところから対策が講ぜられるきらいと地域的関係もあったとは言え，過去の災害は復旧のみに終り，徹底した対策が講ぜられておらなかったことも，大災害の一因であったと思われてならない。

防災施設が江の川沿線道路のかさ上げによる交通の確保と共に，早急に実現しない限り，今後も災害の度毎に悲惨な状態を繰返し，将来に暗い影をなげかけることになると思われてならないのであります。

「47．７豪雨災害時の通信関係者として得た教訓等について」

菅　　和　義
（作木郵便局長）

未曽有の大豪雨災害となり，誰もが想像をはるかに絶した大洪水に，生命の危険と恐怖をひしひしと感じたことであった。

１１日の早朝よりの大洪水に，相当大きな被害は受けたが，まだ道路の損壊も少なく，橋の流失も大した箇所でないし，まして電信電話は，香淀局，大津局の交換は不能になっていても，中心部の当局の交換は正常に運行されていて，一応この程度の被害は４０年７月２４日の大洪水を経験している村民は，さして動揺もないようであった。

中国郵政局へ災害の概況を報告し，かつ今後の措置について指示あり，「既に非常災害で災害救助法が適用されていることから，明日からは非常災害時の預貯金の払い出し事務が行われるよう準備せよ」との指令で，全職員でその作業を行う。

１１日早朝既に局舎床上２０㎝の浸水があり，局舎内の重要書類，各郵便物，式紙，原簿，各機械器具，その他ほとんどを局舎及び局外に退避させていたので，その復旧作業に取り掛った。

午後６時頃，一応作業を終了，明日に備える準備を完了し，職員を簡単に慰労し，それぞれ帰宅させた。

午後７時頃，突然消防団より緊急警報の伝達があった。情報によると，もうあと７メートルを超える大洪水が２時間後に来るので，至急避難せよ」と。７メートルといえば，朝の洪水はすでに３メートル以上減水してはいるが，当然局舎の床上３メートル以上も浸水することになる。これは大変なことになる。まさか。でも至急に宿直勤務者，夜勤者，及び附近の職員を動員し，せっかく復旧したものを再び，それこそ「死物狂い」で必死の努力をして，できる限り再退避させた。８時頃，局舎前の通路に再び濁流が浸入してきたので，万一の退避時の命綱を局舎の太柱と局長宅の木犀の大木に太いロープで固く結んだ。

午後９時１０分頃，局舎内に浸水をし始めてきた。この分では本当に局舎の２階までも浸水するのではないかと，水は刻々と増水してくる。水の中では思うように動けないが，それでも必死であった。そうこうしているうちに，９時５０分頃，交換に従事していた職員が，「局長！もう交換不能寸前です。」と，大声で私に連絡，局舎の中は腰の辺まで水がきている，交換台に行ってみると，ジャックが水をかぶりつつあった。至急に役場と三次電報電話局へ「作木局は交換不能寸前，交換台を止むなく放棄する。」と通告せよと指示し，なお残存の器材の搬出をする。これ以上局舎に職員を止めると退避不能になるので，全員に避難を命じて，次々に局外の命綱を頼って退避を完了させ

たのが１０時過ぎであった。

備品類はほとんど流失したが，各種原簿，動使物等退避させていたので，わずか３日間の休業に止まり，集配を含め，予想以上に早く業務開始ができたことは，電話の委託業務を除いて，他の機関に比べ，通信機関に従事する重要性を十分にわきまえてくれていた職員の功績であり，特に出水時，生命の危険を冒しながらの作業と復旧に，夜を徹しての連日にわたる行動は，筆舌に尽くし難いものがあることを特筆しておきます。なお電通当局の臨時の非常電話架設に，遠くは神奈川県下よりも動員され，ヘリコプターを利用しながら必死の復旧作業をされた電通関係の方々の御努力も，頭の下る思いであったことも特につけ加えておきます。

しかしながら翌日出局してみて，郵便専用のあの重い金庫が５０センチメートルも流されていた事実を思うとき，いかに生命の危険が紙一重にあったことかを顧りみて，慄然としたことも事実であった。また幸い，局舎と局長宅が道路一つを距てて，至近距離にあったので，家族ぐるみで局を守ることができたのも大きな力であり，局は局長宅近くにあることが，すべての災害を最少限度に食い止める絶対条件ではなかろうか。

以上，反省を加えながら，当時の記録に基づき，思い出すまま状況を記しておきます。

「あれから4年」

安　藤　周　治
(作木村社会福祉協議会委員)

「申し分けない。」

村の社会福祉協議会の委員である私は，１７号台風の被害が刻々と伝えられる度に，被災者の方方に何らかの援助をしなければとイラ立っていた。

協議会事務局へ度々話すがどうも消極的，そうこうしてる間に，９月が終る。各機関の救助物資，義援金の受付窓口は閉じてしまった。村内に呼びかけることもなくすでに１０月も終り，取組まなかった理由などはこの稿の目的ではないので書かないが，行政が社会福祉協議会をかかえている。マチやムラでは，時として民間発想よりも，行政の「さわらぬ神にタタリ無し」の方へ傾くようだ。聞けば郵便局の扱かいも２件だけだという。

こんな事は書きたくはなかったが，４年前何も無くしたあの夏，どれだけ多くの善意の品々が届けられたろうか。援助の手に私達はどれだけ元気づけられたかしれない。一時「孤立」を報道されただけに，村の人口が，倍になる程救援にかけつけて下さった方々に，希望をつなげることができたかしれない。嬉しかった。

そして４年後，私達以上の被害に会われた方々に，何程のこともできなかったことは，かって救援の手をさしのべてもらった１人として，申し分けないと思う。借金の中で，立直りつつある身ではあるが，お礼の気持程もできなかった事は残念だ。

１７号台風で，あの４年前を思い返し，この原稿のために「水の爪跡」(中国地建)，村役場の災害報告，５０枚程のスクラップ，「洪水の地域性に関する社会科学的調査研究」等読返しているが，ノドもと過ぎれば暑さを忘れて，あれ程苦しく，つらく，悲しかった災害後の作業を，この４年の間に，すでにある程のなつかしさで思い出されてくる。

先の研究報告書の中にも，住民がアンケート調査に答えた中に，洪水が最も悲しいできごとだったと答える人が７０％近く，よそに移り住むことを話し合った事のある人の８０％近い人が，水害が多いいからと答えている。しかし他の解答などからは，年に１・２度やってくるどうしようのない暴れん坊だといった。あきらめに似たとらえ方をしたものも見る。「災害は忘れたころにやってくる」の言葉を改めて思い起す。

水害後，毎年６月，７月になると，製菓販売を業とする私の家では，出水を考えながら商品の仕入れをする。そのため他の月の半分しか在庫を持たない事もある。当然商高は減るが，４７・７災害の時のように１度水から守れた商品を目の前で失なうことは耐えられないからである。最近はほと

んどの商品がパッキンケースに入っているため水には弱く高く積んでいても下の箱がグシャリとゆけば，積木を到したようになり水に流される。

何ミリ降れば，どれだけのカサの水が出るか，これが降雨期に１番知りたい情報だが，それを可能にして伝えてくれるものはない。有線放送にしても，警報，注意報，そして尾関山下の水量を伝えるだけでは，不満である。

江の川上流に雨量測定地をもっと増して，支流各河川の水量測定をし，データーを集めれば，西城川上流１時間何ミリ，水量は何ミリと，コンピューター導入など技術的には可能ではないかと思う。被災経験が増せば，「これくらいの雨なら，向う岸の道路がつかるぐらい出るよ」などと一応の予想はするし，心の準備などもするわけだが，ジワージワーと水量が増して，川面の中ほどがふくれていたりすると，４７・７災害を思い浮べる。と考えただけでも息苦しい。私の家では，雨が降り始めると１本の牛乳ビンが庭に持出される。これで雨量を見ようというのである。雨足などからも予想はできようが，少し科学的にというわけである。

とはいってみても，こんな事は，水が出た時の知恵でしかない。一般に「水防対策」等と言われている事と同じで，被害を最少限度にとどめる事だけで，未然に防ぐことには役をはたしていないと思う。行政，国，県，村の行政の中で，どれだけ水害の原因を究明する会を持たれたかは知らない。またどんな人々が会を持たれたかも知らない。「４７・７災害のうち小さい河川では被害が多かった原因の１つには，減反政策で．田の保水能力を無くし，一時に出水した事が考えられる」とも聞いた。広葉樹から針葉樹の植林実態の変化。乱開発による山野からの保水力をほとんど持たないマチ造りによるもの。そういった人間の側からの原因に対して，災害を防止するための仕事をされている方々は，どんな対処をされているか私は聞きたい。再び建設計画ができている三次の工業団地に関係して，下流の水害の事がどれだけ考えられているか疑問だ。

技術の進んだこの時代に，古い時代の名残りのような，「水攻め」には，もうあいたくはない。

「昭和４７年災害に想う」

長　沼　照　夫

(当時加計町総務課長)

喉元過ぎれば熱さを忘れるの諺のとおり，既に４年有余を経た今日その記憶はほとんど消えている。しかし７月１１日午前１時３０分役場に詰め，１４日夕方自家に帰るまで，情報の収集，県との連絡，消防団との連絡，災害救助の企画等庁舎を１歩も出ずに，女子職員の作ってくれたムスビを片手に，夜と昼との区別もよくわからない状態で執務したこと，続々入る被害状況が，昭和１８年，２０年，２６年のそれを大きく上回るものであり，特に丁川部落のなだれによる被害で，行方不明４名の救出作業を，悪条件のなか１４日の夕方まで，消防団員が自家の被害も省みずその作業にあたられたことは，今も悪夢のように脳裏に焼き付いている。

既に記憶も薄れ，自分のとった行動も定かでない。そこで気の付くままに思い出，感想を記してみたい。

災害は受けるたびが初めてである。

災害に画一的なものはなく，気象条件，被害の状況等全く千差万別で，その対応は，臨機応変の処置が要求される。したがって災害は受けるたびが初めてである。

昭和２６年のルース台風のとき，丁度１人で宿直の任務についていた。当時電話のある家庭は数える程で，住民から被害の状況が入ることもなく，また県から災害体制の強化の指示もなく，全く「盲蛇におじけず」でこれといった対策もとらなかった。最終的には中国電力㈱の導水路がオーバーして民家が一戸危いという情報が入ったので，サイレンを吹鳴して消防団の出動要請をしたにとどまった。

昭和４７・７災害当時は，有線放送９０％，電話５０％程度が普及しており，危険を感じる個々の住民から，洪水情報・避難時期の問い合せから，浸水・がけ崩れの対応にいたるまで電話連絡がありこれに対する指示も町職員の大きな役割となった。また県及び気象台からの気象情報，中国電力㈱からの放流情報を機を逸せず有線放送を通じて住民に周知する等対住民業務が，災害対策本部の主たる業務になってきた。

応援資材は分散しておくべきであった。

役場庁舎横に，水防倉庫を設置して土のう等水防資材を一活格納し，電話要請によって必要数量を運ぶシステムをとっていた。国道，県道の欠壊以後は全く行動がとれず適切な処置ができなかった。有線放送は不通となり，地域によっては停電も起り，住民は不安の一途をたどる状況となった。幸い電話が通じていたので，消防団と連絡をとり，土建業者の手持資材を借用して対処することが

できた。この教訓を生かしそれ以降は，災害の予想される地域の消防屯所に，適宜配分保管することとしたので，本年９月の台風１７号の際は或る程度順調であった。また土のうの代用として廃物になった肥料袋を使ったら効果的であったという報告もあり，今後消防団組織を通じて，農家から寄付を受け備蓄する方法をとりたい。

災害に対処する一連の手続きを熟知していなければならない。

加計町地域防災計画及び加計町災害対策運営要領によって，職員個々の事務分担を定めているが，現実には防災担当（当時総務課）の指示による行動が大勢を占めた。昭和３８年の豪雪以来災害救助法の適用を受けるような大災害のなかったこともこの要因となった。災害対策本部の設置，諸情報の収集，住民への周知等，最終的には国の災害査定を受けるまでの一連の手続を図面，帳票，調書等によって実務向に整理されていなければならない。当時は事の起る都度これに対処したために救援物資，応急米の配付に時期を失し，災害復旧に影響を与える等戸惑いを生じた。うち１・２例示すると次のような苦い経験がある。

◎旧安野地区が　国・県道の欠壊により全く陸の孤島となった。そこで可部福祉事務所を通じて炊出し等の救援米の要請をした。電話連絡のため互に要領を得ず，手違い等を生じながら何とか現地に米が到着したときは，県道加計～廿日市線の応急復旧後で，農協に米が入荷していて，住民から期待したほど喜んでいただけなかった。

◎浸水家屋の消毒を急がなければということで，急きょ現地に出向いてみると，家屋の後片付が終っておらず邪魔者扱いにされた。日を改めて実施したが，現地の状況を十分心得ておく必要がある。

その他災害状況調査も前後数回にわたって実施し，調査洩れのないよう努力を払ったが，結果として災害復旧を進めているうちに調査洩れを発見する等住民とのトラブルを生じた。

以上のように苦い，後味の悪い思い出のみ残っていますが，当町の消防団が人命救助，行方不明者の救出作業，その他水防活動に功績があったとして，昭和４８年９月内閣総理大臣表彰の栄に浴したことが，せめても救いであった。

「集中豪雨と台風の違いを再認識」

沖　野　時　雄

（加計町消防団長）

従来風水害の対策と言えば主に台風による風水害の対策で河川改修砂防ダム建設などの予防事業が主であった。また災害対策の体制も，伊勢湾台風を契機として制定された災害対策基本法に基き主として台風災害に対応する形で進められて来た。したがって，これら防災施設が主として想定していた災害と異なるパターンの災害である集中豪雨に対し，その特質を十分に理解した上で，従来の防災体制を点検することによって，必要に応じ，新しい防災体制の進むべき方向を探ることが急務であると考える。

加計町にも関係機関の御協力を得て，加計町地域防災会議が毎年出水期を前に6月に開かれ，それぞれの分野と責任に於て意見をのべ出水に対処しており，かつ私，消防団員を拝命して以来25年幾多の台風に遭遇してきたが，このたびの災害は過去体験したことのないことで，その教訓と今後の問題点を述べて見よう。

1　連絡網（通信）の再検討

本町には，各戸に有線放送設備が取付けられているが，山・がけ崩れのため電柱は倒れ。電話線は切断され，各分団と部落との連絡は完全に途絶，国・県・町道に架かる主要な橋梁の流失により車輌はもとより，特に，今回は深夜のため徒歩も不能になり，地区の消防幹部の判断にて処置せざるを得なかった。山高く谷深きため無線電話の使用も限度があった。

2　避難体制の再確認

防災計画により避難場所をあらかじめ定めてあるが，今一度住民に徹底さす必要がある。最も安全な場所と計画していても集中豪雨の場合は避難場所は限定され距離，行程等に左右される。避難の際，老人病人子供等の誘導のための資材の不足を感じた。

3　水防活動に必要な資材の確保

山崩れ又は洪水による道路等の崩壊予防に，土のう工法により防禦したが，資材を水防本部に保管していたので，当初は運搬も可能でしたが，河川の増水により道路の危険箇所も増加しそれも不可能となり，時期を失ない被害の増大した個所もあると思う。今後危険箇所を再検討し，必要量を地区ごとに分散保管管理する事が必要であろう。

4　崩壊危険区域（箇所）等の警戒避難体制の整備

加計町地域防災計画における当該区域の警戒避難体制の整備と，指定もれ箇所及び崩壊危険区域に該当しない危険箇所等も検討し，総合的な防災体制を確立することが必要である。

5　水防工法訓練の実施

消防組織法による消防団員に必要な基礎訓練は，1年の行事計画にて出来得る限り多々計画実施しているが，水防工法に関する限り十二分とはいえない。一般火災と違い自然相手のしかも予期しない箇所又は現象により事態が変り，判断を誤まると，思わぬ事故にもなりかねないので，団員として出来得る限りの広い知識と徹底した訓練が必要であろう。

6　広報活動の充実

町当局並びに行政機関の防災に対する責務は申すまでもないが，住民自ら生命財産を守ると言う心構えが必要である。消防団員はその任務と義務において住民の要望と期待にそわなくてはならないが，関係機関としても地域住民の防災意識の高揚，防災知識の啓発等の広報活動の充実に，意をそゝぐ必要があると思う。

今回の豪雨による災害で多くのことを学んだが，その一端を記して終ります。